平成20年９月第３回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成20年９月２日　火曜日

１．議事日程第１号

平成20年９月２日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第69号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第４　議第70号　平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議第71号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第６　議第72号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第73号　平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第74号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議第75号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第10　議第76号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第11　議第77号　平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）

日程第12　議第78号　平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について

日程第13　議第79号　子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定について

日程第14　議第80号　人吉応援団基金条例の制定について

日程第15　議第81号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第16　議第82号　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第17　議第83号　損害の賠償について

日程第18　議第84号　損害の賠償について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第18まで議事日程のとおり

・追加日程

発議第２号　人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君
福祉生活部長	尾　方　　篤　君
経　済　部　長	井　上　修　二　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君

総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏崎晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開会

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第３回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前にお手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第１　会期の決定

○議長（大王英二君）　日程第１、会期の決定を議題とします。

本件については、去る８月26日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　おはようございます。平成20年９月第３回人吉市議会定例会に当たりまして、去る８月26日、議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日９月２日開会、３日から８日まで休会、９日、10日一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日予算委員会、13日、14日、15日休会、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、19日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は９月５日金曜日午後３時に締め切りまして、登壇順位は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

なお、本日提案されます議案の中で、議第74号平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）については、委員会付託を省略して本日採決することにいたしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、15番、仲村勝治議員、16番、三倉美千子議員を指名いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第３　議第69号から日程第18　議第84号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第69号から日程第18、議第84号までの16件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆様おはようございます。平成20年第３回人吉市市議会定例会のはじめに当たりまして、発言の機会を与えていただきまことにありがとうございます。

早速でございますが、平成19年度の事務処理に関しまして不適切な処理が２点判明いたしましたので、御報告並びにおわびを申し上げます。

１点目でございますが、介護保険事業計画等策定運営委員会委員の報酬と費用弁償に関するもので、平成19年度予算で支出すべきところを出納閉鎖後に担当課がその未払いに気づき、平成20年度予算で支出いたしたものです。

未払いというあってはならない誤りと、前年度の未執行分を本年度既決予算から執行するという特例的な処理に関する認識の甘さから、その手続きに関しまして不適正な事務処理を行ってしまったという二重の誤りでございます。

２点目でございますが、児童扶養手当に関する所得確認誤りでございます。児童扶養手当に関しましては、毎年８月に受給者の方から現況届を提出していただき、前年分所得の確認をさせていただいておりますが、その際、養育費につきましても所得として認定するようになっております。今回その養育費につきまして、受給者の方は届けておられるのに、所得として担当課が認定していなかったという不適正な事務処理が平成19年度分で１件判明いたしまして、過年度分を調査しましたところ、同様の誤りを８件確認した次第でございます。

この２点の不適正な事務処理でございますが、どちらも言いわけのできない初歩的な誤りでございまして、関係者の方々並びに市民の皆様に心からおわび申し上げますとともに、全職員で今回のことを真摯に受けとめ、全力を挙げて今後再発防止、信頼回復に取り組んでまいる所存でございます。

引き続き発言をお許しいただき、しばらくの間お時間を頂戴いたしたいと存じます。

まずはじめに、川辺川ダム建設計画に係る私の見解を申し述べさせていただきます。

この計画は、昭和41年に計画が発表されてから、42年間の歳月が流れ、この間、様々な紆

余曲折を経て、現在に至っておりますことは、皆様御承知のとおりでございます。

こうした中で、川辺川流域においては、水没地域である五木村をはじめ、ダム建設予定地の相良村、最大の受益地である本市などにおいて、ダムの是非につき様々な議論がなされてまいりました。本市市議会におきましても、災害対策特別委員会、昭和51年の川辺川ダム問題調査特別委員会と推移し、昭和53年には球磨川水系ダム問題対策特別委員会が設置され、治水対策や河川環境などについて真剣かつ熱心な議論が行われてきたところでもあります。その後、昭和56年に、国、県へのいわゆる６項目の陳情と、翌昭和57年に、県議会議長に同様の陳情がなされております。また、平成７年には、６項目プラス２項目の陳情が熊本県や当時の建設省に行われました。かつ、この間、環境アセスメントを求める決議やダム建設促進のための決議がなされてきたことも、皆様周知のことと存じます。

しかし、現在、ダムによる治水対策は、多くの本市市民に根強い抵抗感があり、特に水害被害者の多くは、昭和40年７月３日の水害が、増水した球磨川に市房ダムの放流が重なり、洪水被害が引き起こされたものとして、ダムによる治水に大変な危惧を抱いておられます。

その現状を示すものが、熊本日日新聞社が、昨年３月末から４月10日にかけて、県内100地点の有権者1,500人を無作為に抽出し、アンケート調査を行った結果、1,063人（回収率70.9％）から回答があり、同年５月28日に発表された調査結果に見出すことができます。

この調査によりますと、球磨川流域での結果は、「建設を急ぐべきだ」が10.1％、「当面は本体工事を見合わせるべきだ」が26.8％、「建設計画自体を取りやめるべきだ」が34.2％となっており、「その他」の回答1.3％、「わからない」26.2％、「無回答」1.3％となっております。このことにより、「本体工事見合せ」と、「取りやめるべき」の両方の合計は61％になることがわかります。よって、球磨川流域住民は、ダムによる治水については否定的であると、この結果から言えるのではないかと存じます。

今春の知事選を前に、同新聞社が実施した世論調査でも、ダム事業に「反対」・「どちらかといえば反対」とした方が、全体の58.4％であります。

また、国土交通省九州地方整備局が、昨年の平成19年８月30日、球磨川明日の川づくり報告会の最中に発表した、水防団を対象に実施されたアンケート調査では、球磨川上流域では、「ダムの治水効果はあると感じている」が62％、「ダムの治水効果はないと感じている」が３％、「ダムにより被害を増長することもあると思っている」が25％となっております。本市を含む球磨川中流域においては、「ダムの治水効果はあると感じている」が29％、「ダムの治水効果はないと感じている」が12％、「ダムにより被害を増長することもあると思っている」が51％に達しています。また、下流域では、「ダムの治水効果はあると感じている」が35％、「ダムの治水効果はないと感じている」が17％、「ダムにより被害を増長することもあると思っている」が39％であり、川辺川ダム計画の恩恵をこうむるはずの中流域と下流域とでは、ダムに否定的という結果が分かると思います。また、本市主催で５月に開催しま

した「川辺川ダム建設について市民の意見を聴く会」においても、発表者数で87％、意見書数で84.5％がダム建設に反対という結果でございまして、これらのことから、本市ではダムによる治水対策に、疑問を持つ方のほうが、多いということが分かると存じます。

勿論、ダムは、上流から流れ込んでくる水の一部をダム湖内に貯留するとともに、下流へ流す水を少なくし、下流域の洪水被害を軽減するものであり、一定の効果があることは、誰もが承知しているところでございます。しかし、貯留能力以上の流入があった場合や増水している川にさらに増水を招く放流に対しては、どのように対応するのかという疑問が残るわけでございます。

そこで、私の見解をまず環境の面から申し上げますと、ダムは、市房ダム湖水やダム直下の現状を見ましても貯留した水の水質悪化や堆積物の流出により、下流の石にシルトが付着して、下流域河川の環境変化は否めず、川辺川ダム建設は、球磨川水系全体の水質汚濁とともに、自然環境悪化の一因にもつながりかねないと憂慮いたしております。当然のことながら、河川の水質汚濁の原因は、ダムだけが原因ではなく、様々な所から流れ込む生活雑排水などの影響も多大であることは承知をいたしております。

さらに、近年の地球環境の変化によると言われる気象傾向は、梅雨や台風時期に、１年の４分の１からひいては２分の１に至るまでの雨がまとまって降り、その前後は、ほとんど雨が降らないといった気候変動にあります。この傾向は、今後さらに強まることが予想されております。そのような集中豪雨による危険が多発する中で、平成18年７月、鹿児島県川内川流域にもたらされた豪雨災害時には、５日間で1,000ミリという途方もない集中豪雨となりました。川内川では、100年に一度の計画降雨量が、12時間で286ミリとなっておりますが、平成18年の出水では12時間で315ミリを記録し、２日間で657ミリという大きな降雨量となりました。この川内川に大洪水をもたらした雨雲が、球磨川流域で同じ雨を降らせたらどうなったかというシミュレーションを、国土交通省で行われておりまして、80年に一度の想定で考えられている人吉地点での基本高水流量、7,000トンをはるかにしのぐ、１秒間に7,800トンの水量が流れたであろうと言われております。川内川流域に停滞した雨雲が大雨を降らせたように、7,800トンの流量が球磨川流域や人吉地点に流れ込んだと仮定すると、果たして基本高水7,000トンを想定したダムの効用はいかなるものか判断しかねているところでもございます。想定規模以上の降雨量の時の洪水には、ダムは対応できないとしたならば、ダムは、かえって生命財産を守ることができない危険なものになるのではないかと心配をいたしております。川内川流域から一山越えれば人吉球磨地方ですから、想定外の話ではないと危惧いたしております。

また、50年後や100年後の九州地方の気候変動による環境の変化は、今の私たちの想像をはるかに超えた異常現象をもたらしかねないと心配いたしております。それを占う一つとして、2006年２月18日、ＮＨＫ総合テレビで放映された「ＮＨＫスペシャル気候大異変」では、

日本のスーパーコンピューター「地球シミュレータ」が描き出す異常気象の世界は、大気中の二酸化炭素の濃度が、このまま何の対策もせずに時が進んだとしたならば、100年後には現在の2.6倍の900ppmに達し、その結果が一因ともいわれている地球温暖化により、気温は現在より4.2℃も上昇し、100年後の九州地方を、アメリカに過去最大の被害をもたらしたカトリーナ級の超大型台風が、頻繁に襲うようになると予測しております。またそのころは、梅雨前線が北の高気圧に抑えられ、なかなか北上せず、日本列島に留まり続けて、梅雨の期間が１年の四半期を占めることとなり、結果、想像を超えた大量の雨が、この九州山地にも降り注ぐことも予測しております。この「地球シミュレータ」に、どのようなデータが、入力されるかによりシナリオは当然のごとく変化しますが、例えば、今まででは考えも及ばなかった温帯地方の海上に、熱帯低気圧が発生し、陸地に被害をもたらすなどという「地球シミュレータ」の予測が、現実のものとして、今、世界各地で起こりつつあります。私たちの考えさえ及ばないような予想をはるかに超えた大量降雨に、果たして、現在計画中の治水ダムは応えることができるのでしょうか。

また実際、最近において、地域限定的ゲリラ集中豪雨は７月28日午後、神戸市灘区の都賀川が急激に増水し、４人の方が突然流され死亡するという災害や８月５日正午前、東京等豊島区雑司が谷の下水道内で作業中の５人の方々が、水位が急上昇したため、逃げ遅れて死亡するという災害、さらに、８月29日の未明、東海地方や関東地方に降り注いだ１時間に146ミリという観測史上、想像を絶する降雨量となり、死者を出すなど甚大な被害を起こしております。これらの集中豪雨が、私たちの今までの経験則だけでは予測不可能な突発的な事態を引き起こしておることからも、温暖化の影響と思われる気候変動による異常降雨が、いつどこで起こるかもわからず、たとえ小河川、水路といえども侮ることなく、細心かつ十分なる自己防衛策が、今、求められているのではないかと存じます。

そこで、自然災害を防ぐという観点から申し上げますと、自然災害からの完全なる防災は、どれだけ投資をしても達成できるものではないということは、地球の歴史からも明白でありますし、また、自然災害から完全に逃れるという手立てもないことから、自然災害からの被害を少しでも減じていく減災という考え方を取り入れ、自然環境に即した様々な防災策を組み合わせ、講じることのほうが大切ではないかと考えておるところでございます。

次に、経済や観光の面から申し上げますと、ダムによるさらなる水質汚濁や環境の変化は、球磨川下りやラフティングにも多大な影響がもたらされるものと存じます。昭和61年11月29日の「川辺川ダム建設に係る人吉市議会の６項目の陳情についての旧建設省九州地方建設局の回答」では、４月１日から11月10日までの期間は、球磨川下りの水量確保のために毎秒22トン、11月11日から３月31日までの期間は毎秒18トンまで改善するとされており、30トン以内ならば、川辺川ダムへの流入量は、貯留しないとも明言されておるところではございますが、現在でもラフティング利用者などから水質に関する不満の声や改善に期待する声が寄せ

られ、川辺川ダムには選択取水施設や清水バイパスなどの機能はあるものの、ダム建設後に果たしてどの程度の水質変化が生じるのか、そして、それが球磨川下りやラフティングにどう影響するものかと、懸念を抱いているところでございます。

さらに、球磨川が人吉球磨地方にもたらす経済効果は、昭和57年に実施された旧熊本商科大学（現熊本学園大学）の「球磨川が人吉地域経済に及ぼす影響についての調査報告」によりますと、約65億円が球磨川に依存すると算出されております。また、民営事業所従業者の内、少なくとも26％が観光資源としての球磨川に依存していると推定し、営業所得者、その他の事業所得者、法人所得の負担分を合わせた市民税、あるいはタバコ消費税や入湯税などの若干部分が球磨川に関わるものとし、当時の市税20億円の12％を越えるものが球磨川に依存していると報告されております。

しかし、この経済効果は、以来、今日まで激減傾向にあるのではないと考えられます。その理由として、今日まで続く鮎の不漁による鮎の漁獲高の減少傾向があり、結果、鮎釣りを目的とするお客様の減少を招き、ひいてはホテル、旅館経営者にも夏場の確実な売り上げを阻害している大きな要因が挙げられます。鮎不漁の原因は、鮎のえさとなる川石の珪藻類がシルトの影響で繁殖が妨げられ、鮎が育たないことや鮎を繁殖させる様々な機会の喪失などにあるのではないかと考えられます。しかしながら、球磨川産の鮎は、多くの先人の方々の寝食を忘れた奮闘努力により、全国のトップブランドとして名をはせた貴重な天の恵み、産物であり、このトップブランドを守り抜き、さらに高めることが、地域に課せられた大命題の一つではないかと考える次第であります。

また、球磨川下りにおきましては、団体客からグループ客への旅の形態の変遷と、天候の影響による水量や航路の確保に苦慮し、このことが大きな経営課題となっております。

いまや球磨川下りは、昭和50年代をピークに、最盛期の13万人の乗船客から、現在はその３分の１の４万7,000人にまで減少しているわけでございます。よって、地域経済は、近年ますます球磨川の恩恵をこうむることができない状況下にあると言わざるを得ません。

近年、母なる川、球磨川が、今日ほどやせ衰えて、川底の石が累々として現れ、姿をやつした光景を見たことがございません。私は、人吉の球磨川の近くで生れ育ち、物心ついたときから球磨川に親しんでまいりました。その球磨川がこれからの子孫に残す宝物として、流域住民の皆様とともに、球磨川水系の自然環境再生に取り組み、自然の恵みや環境、それにまつわる経済効果など、それらが人吉球磨地方の復活の一助となり、流域住民自らが、川がもたらす、すべての恩恵を一身に受けることができますよう実践行動を起こしていかなければならないと感じておるところでございます。

よって、私は、ダムが地域経済へもたらす効果という観点から考えましても、ダム建設による経済効果を否定するものではございませんが、人吉球磨の自然を生かしきった経済施策によるその恒久的な効果のほうが優るのではないかと考えている次第でございます。

以上の様な環境の変化やそれがもたらしている河川の現状、または経済的側面から、ダムが球磨川水系に及ぼす様々な影響を見るとき、そして何よりも、水害被害者が、ダムによる治水の危険性を訴え、市民の多くが、ダムに否定的である以上、このダムによる治水対策が、果たして適切かどうか、勇気を持って考え直さなければならない時期に来ているのではないかと自問自答してまいりました。

また、川辺川流域に生息する希少動物に思いをはせるとき、生物多様性の危機を甘く見てはならないと考えております。地球温暖化は、北極の氷や永久凍土を次々に溶かし、人間をはじめ、この地球上の生物生息環境を著しく悪化させています。レッドリスト上の絶滅危惧種が世界的に激増し、人の生存をも脅かしかねない状況を呈しております。先月１日に発行された雑誌「選択」８月号の巻頭において、生物多様性の危機について発言されておられます東京大学の岩槻邦男名誉教授によりますと、恐竜が絶滅した理由は、今から6500万年前、巨大隕石が地球に衝突し、環境が激変した結果だと説明されており、その時に、生物種に起きた変化のプロセスは、数十万年を要したそうでありますが、現在は10年、長く見積もっても数十年の単位で種の有り様が激変していて、恐竜受難時代より１万倍のスピードで、種の淘汰が進んでいると警告しておられます。この現象の原因は、当然、地球規模を前提にされたものだと思いますが、第１に山林や河川などの開発行為、第２に商品化のための過剰採取、第３に温暖化と外来種による在来種の駆逐という環境の変化であり、地球の生態系の中でヒトという種の営みがあまりにも強力になりすぎ、ヒトも生物多様性の連環の中にあるからこそ生きていられることを忘れ、地球の歴史がつくってきたイノチのつながりの環を我々は断ち切ろうとしていると、教授は、警告されています。

ダム建設予定地のダムサイトには、絶滅危惧種に指定されている「クマタカ」の生息が確認済みでありますし、もしダムが建設されるとすれば、水没予定地にある九折瀬洞窟の生物の中で、コウモリをはじめ様々な動植物が、生存の危機にさらされる中、世界にここだけにしか生息していない「ツヅラセメクラチビゴミムシ」は、正にこの地球上から絶滅してしまうことになりかねないのでございます。

また、このような生物多様性の危機は、生態系の均衡が崩れることを意味し、生物の種の贈り物としての穀物や野菜などの食材にも影響を及ぼし、さらなる食糧危機を招きかねないと岩槻邦男教授は述べておられます。このような生物多様性の危機という観点からも川辺川ダム建設は再検討するテーマであると存じます。

さて、本市市議会でも平成６年９月議会で、「川辺川ダム建設促進に関する意見書」の決議が、賛成15票、反対７票でなされ、ダム促進の市政が決定的となったわけですが、同時に、６項目に２項目（環境アセスメントの実施と球磨川下り航路の整備）を加え、平成12年12月議会では、ダム建設促進を決議していた市議会で、「川辺川ダム建設に伴う環境保全推進等についての意見書」が起立多数で、採決をされました。また、平成13年の６月議会では、

「川辺川ダム本体の早期着工を求める意見書」が、起立多数で可決され、９月議会では、川辺川ダム本体建設の賛否を問う人吉市住民投票条例の制定について、10対11で否決されるなどの緊張感に包まれたやり取りが行われてきたわけでございます。議会決議の重みは、最も重要視しなければならないことは承知をいたしておりますが、この川辺川ダム計画は、構想から42年を経過しておることからも、「時のアセスメント」に拠り、再検討を始めることも一考かと存じます。

よって、川辺川ダム建設計画に関する私の見解は、以上述べさせていただいたことに加え、従前の計画から利水事業と電源開発が離脱した今、当初の計画である治水対策のみにその目的が限られてきた以上、計画そのものを白紙撤回し、河川法に則り、地域住民の意見がよく反映された治水対策を講じるべきではないかと思料いたしております。

そこで、国土交通省が、平成18年10月13日に発表された「多自然川づくり基本指針」こそが、自然と人との共生を図り、そして自然環境を育み、未来の宝として自然を残すことのできる最適な川づくりの考え方であると理解させていただいているところでございます。これまで、球磨川水系でも本市市議会の並々ならぬ調査研究と活動によって「魚がのぼりやすい川づくり」や「安全でうるおいのある川づくり」が実現されてきたことは周知の事実であり、流域住民の感謝しているところでございます。今般の指針もまさに、今の球磨川水系にふさわしい考え方であり、この指針を具現化した川づくり、まちづくりを切に願うものでございます。

その基本指針の項目３の（３）の実施の基本には、

ア　河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。

イ　生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することは、勿論のこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりとすること。

ウ　調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。

とされております。

また、実施の基本の（２）では、項目４に掲げる留意事項を、関係者間で確認することとされておられます。その「留意すべき事項」では、前文に、「その川の川らしさを環境、景観、歴史・文化などの観点から把握し、その川らしさが、できる限り保全・創出されるよう努め、事前事後調査及び順応的管理を十分に実施すること」また、「課題の残る川づくりを解消するために、配慮しなければならない共通の留意点」として８項目を挙げておられます。

このア、イ、ウの３項目からなる考え方は、今後の河川管理のあり方を端的に表現しているだけでなく、未来の地球への私たちの宣言とも言える画期的な考え方ではないかと存じます。ぜひ、河川工学者や技術者、持続可能な地球の営みに関して様々な提言をされている専門家の皆様方の英知をもって、この指針に基づき、温故知新、革新的な発想と技術の開発を

御期待申し上げる次第でございます。

それでは、新治水対策が決定するまで、地域住民の生命財産を水害からどのように守るかということでございますが、まずもって、この42年間、人吉球磨地方の治山治水をはじめとして、地域発展のために、特別の御配慮と多大な御尽力を賜りました国会議員の皆様方、歴代の熊本県知事、熊本県議会議員の皆様方並びに市町村長、市町村議会議員の皆様方に、心から敬意と感謝を申し述べたいと存じます。今後も人吉球磨地方の安全安心なまちづくりに御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。また、国土交通大臣や国土交通省、熊本県におかれましては、これまでに球磨川流域住民の安寧な暮らしのために、治山治水対策に止まらず、様々な事業を通して、また、あらゆる角度から特段の御配慮をいただき、様々な施策を実施していただきましたことに、心から感謝の意を申し上げたいと存じます。

そこで、皆様方への改めてのお願いでございますが、当面の河川整備については、これまでどおり球磨川水系の河床に溜まった土砂を可能な限り撤去していただく河床整正をお願いいたしたいと存じます。また、流域内の内水にて浸水被害のある地域には、早急に内水排除の施設を講じていただきたいと存じます。また、堤防未整備箇所の解消や護岸の基礎強化、家屋のかさ上げ、小川の河川改修、道路や橋のかさ上げなど、遅滞なく進めていただきますことを、伏してお願い申し上げる次第でございます。

さらに、80年に一度の洪水を想定された人吉地点での基本高水流量の毎秒7,000トン、計画流量の毎秒4,000トンについては、流域における治水上の数値目標という点で理解し、尊重しているものでございまして、引き続き、前述の河川改修などに御尽力賜りたいと考えておるところでございます。また、しかるべき治水対策で担うべきカット流量の3,000トンでございますが、森林の保水力については大量の降雨時、それも時間を経るごとに限界があるものの、流域の相当な面積を占める森林の適正な整備、保全を行い、地域の林業振興を図りながら、それも流量カット計算の一助として加え、検討していただきたいとお願いするものでございます。

また、国土交通省におかれましては、さる８月25日に蒲島熊本県知事に提案された流水式ダムについて、その能力や効果など科学的検証とともに環境や経済的側面に照らし合わせて、どのような治水対策となるのかなど、再び幾多の御労苦がおありになるであろうことは承知いたしておりますが、充分に時間をかけ、よくよく説明責任を果たされることを希望いたします。その結果、この提案には、流域住民の理解と受容が必要であり、今後、どのような治水対策が提案されようとも流域住民の民意を大切にするという姿勢を貫き通していただきたいと存じる次第でございます。

特に、国土交通省九州地方整備局におかれましては、これまでに、人吉のまちづくりに多くのご提案をお寄せいただき施策の実現に御協力いただいておるとともに、大雨洪水警報発

令中には貴重な情報をお寄せいただき本市にとりまして的確な判断の基礎となる資料を御提供いただいており、また、球磨川流域住民の安寧を願い、ハード、ソフトの両面からあらゆる対策を講じてきていただいておることにつきましても、誠にありがたく、心から厚く感謝を申し上げます。

これからは、いずれの案に対しましても、環境や人にやさしい治水施設、治水対策を切に願うところでございます。

本市におきましては、人吉のまちづくりの基本理念として、また、生命財産を守る理念といたしまして、「共助・共創・共生」を合言葉に、洪水時においても決して犠牲者を出さないという決意の下、避難対策をまちづくりの重要な項目の一つとして位置づけていかなければなりません。

また、その第一歩として、避難誘導のためのシステムの構築と、住民と行政が一体となった避難体制の確立を図ってまいる覚悟でございます。

代替地に、ほぼ移転が完了しつつある五木村の住民や旧住民の皆様方のことでございますが、まずは、この42年もの間、ダム計画当時より、賛成反対の対立が起こり、ダム建設に向けた苦渋の選択を強いられてこられましたが、その長い間の御労苦は計り知れないものとお察し申し上げます。

また、五木村や相良村の方々は、移転に伴い大変な御苦労を重ねられ、御家族そのものの絆さえ失われた方々も多くおられることも承知をいたしております。

五木村や相良村の村政に対し言及する立場にはございませんが、今後の五木村、相良村の村づくりに対しては最大限の御協力をさせていただく所存でございます。

これまでの42年間、何が一番の不幸であったかと言えば、五木村をはじめとして、相良村でもこの本市でも、仲良く暮らしてきた住民同士が、賛成反対に回り、一部には皮肉や批判を声高に唱え、対立してきたことであります。水害という被害より、この対立により生み出された互いの不信感が人々の心の中に渦巻き、人と人との関わりが希薄になったことのほうが、重大な地域被害であるように思えてなりません。

一刻も早くこの対立感情を払拭し、以前の豊かな人間関係に戻るよう、そして流域の将来を担う世代が笑顔で暮らせる人吉球磨を築き上げるためにも、今、我々は心を一つにして行動していかなければならないと考えております。

最後に、球磨川の再生は、ダム建設の賛否に関わらず、全ての流域住民の皆様の日ごろからの心がけ、球磨川への思いが何よりも重要だと考えております。子供たちのその子供たちのために、母なる清流球磨川の再生に向け、山と川の恵みを海へとつなげていくためにも、皆様のさらなる御協力をお願いするものでございます。

以上をもちまして、私の川辺川ダムに係る見解といたします。

次に、基本的施策について述べさせていただきます。

私は、昨年６月の定例市議会において、市長としての最初の施政方針の中で、私利私欲から生れる利己主義や利権主義、保身主義を嫌い、拝金拝物主義を改めながら、企業献金、個人献金を一切受けることなく、自らの政治的透明性を高めつつ、市民第一主義、利他主義を大切にしてまいりますと、市議会の皆様方と市民の皆様方にお誓い申し上げたところでございます。昨年は、入札制度改革に取り組みましたが、引き続き今年３月に「人吉市不当要求行為等の防止に関する条例」の改正を行っておりまして、いわゆる働きかけ、口利きを「不適当要求行為」と定義し、そのような行為を受けた場合は記録し、公表するなどの統一的な対応方針を定めております。

また、同じく今年３月に「人吉市職員からの公益通報処理要項」を制定しております。これは一般的に内部通報制度といれわるものでございますが、市役所内において法令違反行為が行われているとき、又は行われるようとしているときに、その行為を正し、また、未然に防ぐために、通報した職員が不利益を受けることがないように定めたものでございます。

今後も、この二つの制度の運用により、すべての業務につきまして、より透明性が高まり、市民の皆様の市役所に対する信頼度が高まることを期待するとともに、私の政治信条でございます「公平、公正、公明なる、市民に開かれた、市民のための市政運営」に、さらに取り組んでまいる所存でございます。

まちづくり関係でございますが、現在、本市におきましては、市民と行政が一体となったまちづくりのために、市民が参画できる仕組みづくりを進めており、その手法の一つとして、「10年後の人吉を語る平成100人委員会」の委員を公募いたしております。広く市民の皆さんから創意あふれる、特色あるまちづくりについてのアイデアを御提案いただき、提案されました御意見につきましては、次期の総合計画策定などとも連携を図りながら市政に反映できる仕組みを検討してまいる所存でございます。

国際交流関係でございますが、去る８月25日から30日にかけまして、姉妹都市提携締結に向けた事前調査としてポルトガルへ５人の訪問団派遣を行いました。ポルトガルとの交流につきましては、人吉市国際交流協会の協力を得ながら、昨年度から大使館を通じ、交渉を進めていたもので、今回の事前調査におきましては、姉妹都市提携並びに青少年の交流につきまして、アブランテス市のネルソン・カルヴァーリョ市長はじめ、学校関係者と協議を進めてまいりました。会談の中では、今後の交流に確かな手ごたえを感じる御回答をいただいており、今後、議員各位並びに市民の皆様の御協力や御理解をいただきながら、姉妹都市提携並びに青少年交流を推進してまいる所存でございます。

交通安全関係でございますが、平成20年秋の交通安全運動が９月21日から30日までの10日間実施されます。期間中は、「高齢者の交通事故防止」を運動の基本に「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」「飲酒・暴走運転などの悪質・危険な運転行為の追放」に重点的に取り

組み、交通事故撲滅に努めてまいりたいと存じますので、関係機関並びに市民の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

防災関係でございますが、去る６月19日から22日にかけての梅雨前線豪雨では、20日未明から梅雨前線が九州南岸に南下し、球磨地方を中心に激しい雨が観測されました。本市におきましては急激な球磨川の増水により、22日午前４時30分に、はん濫危険水位の3.4メートルを超え、その後も水位の上昇が続いたため、災害対策本部において一部浸水が予想される地域への避難勧告を決定し、相良町、下薩摩瀬町、温泉町、中神町大柿・小柿・城本及び中神町段の一部の７町内1,020世帯の方々に避難勧告を発令いたしました。

幸い球磨川の水位は、3.71メートルを最高に、その後下降し、９時30分には避難勧告を解除するに至りました。災害対策支部を中心に地元町内会や消防団をはじめ関係機関の御協力により、一人の負傷者も出すことなく円滑に避難行動ができましたことを心からお礼申し上げます。

消防関係でございますが、去る８月24日に第27回熊本県消防操法大会が、阿蘇市で開催されました。この大会には、本市を代表して２大会連続で第４分団第３部が出場し、前回を上回るすばらしい操法を披露してくれました。大会に出場した選手はもとより、御家族の皆様や後援会の皆様をはじめ、御指導にあたられた消防署員並びに関係機関の皆様には多大な御尽力と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。この大会を通じて、消防団員の一層の士気の高揚と技術の向上が図られたものと実感しているところでございます。

補助金の整理合理化でございますが、第３次行政改革におきまして「健全な財政運営の確保」の一つとして、これまで、活動状況や収支状況の実地検査を行い、運営についての助言、指導を行うことで一定の成果を上げてまいりました。

整理合理化の次の段階といたしまして、10月から市内外の有識者からなる「補助金制度検討委員会」を立ち上げ、本市が支出する補助金のあり方について、また、本市の補助金制度が、公平・公正・公明であり続けるための方策を、御検討御提言いただきたいと存じます。委員会の御意見御提言を受けまして、新たな補助金制度を構築し、現在交付している全ての補助金をゼロベースで見直すとともに、実効性を持った補助金の整理合理化を推し進めてまいる所存でございます。

去る７月22日、熊本県立大学と包括協定の調印式を行いました。包括協定を締結した自治体は、県下で10例目でございますが、本市におきましては、歴史や伝統文化を生かしたまちづくりやツーリズム及び観光振興、そのほか様々な分野において相互に協力することを目的としており、地域の課題解決のための御提言をいただけるものと期待いたしております。また、自己の学びにとどまらず、地域での実践に結びつく体系づくりをお願いしているところでございます。

長寿医療制度でございますが、去る６月12日に政府の決定として保険料の軽減割合の拡大

と徴収方法の見直しが行われ、「熊本県後期高齢者医療広域連合」から全被保険者にその見直し内容が記載されたリーフレットが送付されております。本市といたしましても、単位老人クラブを中心に説明会を開催しておりまして、被保険者の方々が混乱されることのないよう制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

今年で59回目を迎える産業祭についてでございますが、昭和25年の農業祭からはじまりましたこの祭りも、平成３年から福祉部門と併せて開催し、以来、ひとよし産業・健康・福祉まつりとして市民の皆様に親しまれ、賑わいを見せてまいりましたが、去る７月11日に開催されました、ひとよし産業・健康・福祉まつり実行委員会におきまして、今年から経済部門と福祉部門を分けて開催されることが決定されております。

経済部門におきましては、「ひとよし産業祭」と名称を変更し、11月８日・９日に開催する予定でございまして、今後も市民の皆様をはじめ、市外からのお客様にも本市の農業・工業・商業各分野への御理解を賜りながら、楽しんでいただける祭りを企画してまいりたいと存じます。

川辺川総合土地改良事業関係でございますが、６市町村で構成されております川辺川総合土地改良事業組合に対し、相良村は平成19年度から国営事業不参加表明を理由に、当組合への負担金を納入されておりませんでしたが、徳田村長は義務的経費に当たる以上、負担金は支払うべきであると判断をされ、平成19年度及び平成20年度分に一時借り入れの利子分を含めて、７月31日に一括納入をされました。構成市町村が同じテーブルについて協議が行えるようになったことは事業再開への大きな前進であると存じます。残っております課題解決に向けて６市町村が情報の共有を行い、協力し合うことが事業復帰へとつながってまいりますので、今後も最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

有害鳥獣関係でございますが、近年、イノシシ、シカ、サルなどの生息分布域の拡大、農山村における過疎化や高齢化による耕作放棄地の増加などに伴い、鳥獣による農林水産物に係る被害は、全国的に深刻化している状況にあります。本市におきましては、現在、地域主体で編成され、行動する８駆除隊と、市内全域において特定鳥獣を対象に行動しているシカ専従駆除隊で、被害軽減対策に当たっていただいているところでございますが、サルに対しては駆除効果が上がっていないのが現状でございます。今回、新たにサル専従駆除隊を結成してまいりますので、農林業被害のさらなる軽減を期待しているところでございます。

球磨焼酎の販路拡大についてでございますが、昨年度に引き続き、「ジャパンブランド育成支援事業」が中小企業庁から採択されました。人吉商工会議所と球磨焼酎酒造組合が事業主体となり本市が支援を行っている事業で、去る７月29日に「プロジェクト実施委員会」を発足させたところでございます。

今年度は、国内における販路拡大を目的に11月と来年２月の２回、首都圏において28全蔵元が参加する試飲会を実施し、アンケートによる市場調査を行います。また、銀座くまもと

館で定期的に開催している「焼酎フェア」と連携した「球磨焼酎バー」を設置し、球磨焼酎の味を知ってもらい、愛飲者の反応を調査するとともに認知度の向上を図りたいと存じます。さらに、球磨焼酎関係者の意識統一に向けたブランドブックの作成や、専門家の招へい事業及び飲食店などを中心にした販売促進活動の拠点づくり事業など、多彩な事業を行い球磨焼酎の販路拡大を図ってまいる所存でございます。

企業誘致関係でございますが、４市町で構成しておりました「球磨川流域企業誘致連絡協議会」を発展・拡大し、10市町村で組織する「人吉球磨企業誘致連絡協議会」を７月16日に設立いたしました。この会の「行政間の枠を超えた企業誘致を図る」という目的のもと、企業から大規模な工業用地の要望があったとき迅速に対応できるような大規模用地の調査などを行っているところでございます。

交通政策関係でございますが、球磨郡内の全町村の同意を得て国に要望しておりました「地域公共交通活性化総合プログラム」への取り組みが、平成20年度九州運輸局所管事業として採択されました。この事業は、国が事業主体となり地域が抱える公共交通の課題を抽出し、よりよい公共交通のあり方を検討するものでございます。本年度は、九州運輸局から委嘱された交通専門家、関係自治体、交通事業者などで構成する検討委員会において「鉄道を中心とした人吉球磨地域の公共交通活性化」のテーマで、くま川鉄道や路線バスなど人吉球磨全体の公共交通の将来像に関する共通ルールづくりに取り組んでまいります。

人吉駅前整備事業につきましては、現在、平面測量の作業を終え、基本計画の策定並びに基本設計を行っているところでございますが、基本計画の策定に当たりましては、市民プロジェクトの皆様方に貴重な御意見をいただいておりまして、心から感謝申し上げる次第です。今後は、市民プロジェクトの御意見を参考にしながら、実施設計などを行ってまいりたいと存じます。

中川原公園整備事業につきましては、計画づくりから市民の皆様の御意見を反映させるために町内会や観光、商工団体の代表者のほか小学校ＰＴＡ関係者及び有識者など、20人をメンバーとした中川原公園基本構想委員会を設置いたしまして、４回にわたり基本構想をはじめ各ゾーンにどのような機能を持たせるかなど御審議いただきました。この貴重な御提案を参考にして実施設計を行ってまいります。

学校と地域連携大作戦のうち、学習支援事業でございますが、人吉東小学校・人吉西小学校の３年生両校合わせまして59人の児童が参加し、学習サポーター18人の先生方と学習サポーター補助大学生・高校生９人で朝８時30分から２時間、お盆休みを挟み前期・後期合わせまして14日間実施いたしました。暑い毎日でしたが、子どもたちも元気に参加しベテランの先生方の指導の下、読み書き計算の基礎基本の学習を実施することができました。児童及び保護者にも大変好評でございましたので、来年は、全小学校での実施に向け計画してまいりたいと存じます。

文化財関係でございますが、国宝青井阿蘇神社につきましては、地域の宝として様々に活用させていただきたいと考えているところでございます。このため、今後の保存管理、環境保全、防災計画、活用計画などを網羅した「保存活用計画」を策定することといたしました。今後は、この保存活用計画に基づき事業を展開し、国宝としての価値をさらに高めてまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、青井阿蘇神社の国宝指定に伴い、地域の皆様が国宝としての魅力、文化財としての価値を学び深く理解され、これからの市民の皆様と行政との協働によるまちづくりに生かしていただきたいということから、去る７月29日から８月４日にかけ「青井阿蘇神社国宝ガイド講座」を開講いたしました。養成講座には111人の応募があり、熊本大学大学院の伊東龍一教授の講演をはじめ、現地研修など講座を４回開催し、全てを受講された91人の方々に青井阿蘇神社の国宝ガイド認定証を交付いたしました。

今後、本市を訪れる観光客の皆様をはじめ多くの方々に、青井阿蘇神社の歴史的価値や魅力を紹介していただくなど、養成講座で学ばれたことを様々な機会で活用されることを期待しております。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第69号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）は、６月の集中豪雨に伴う災害復旧経費、国・県の補助事業の内示などに伴う補正のほか、４月及び７月の人事異動に伴う人件費の補正、単独事業の追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ４億731万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億6,313万円とするものでございます。

議第70号平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,404万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,916万3,000円とするものでございます。

議第71号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、人事異動による人件費、療養給付費負担金の精算に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ２億239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億5,836万4,000円とするものでございます。

議第72号平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、人事異動などによる人件費、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ8,718万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,247万1,000円とするものでございます。

議第73号平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ136万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,628万円とするものでございます。

議第74号平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、公営企業経営健全化計画書の総務省及び財務省承認に基づく、公営企業借換債の補正でございます。資本的収入及び支出につきまして、収入の企業債を1,810万円増額し、支出の企業債償還金を1,829万1,000円増額いたしております。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額２億5,448万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額825万7,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,399万6,000円と繰越利益剰余金処分額7,223万4,000円で補てんすることにいたしております。

議第75号平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、人事異動などに伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を359万1,000円減額いたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を16万8,000円減額いたしております。

資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額２億5,431万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額825万7,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,399万6,000円と繰越利益剰余金処分額7,206万6,000円で補てんすることにいたしております。

議第76号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございまして、予備費との組み替えでございますので、歳入歳出予算総額の変更はございません。

議第77号平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第１号）は、くま川鉄道の平成19年度鉄道事業経常損失に対する補助金の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3,090万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,473万4,000円とするものでございます。

議第78号平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についての案件は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議第79号子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年４月30日に公布されたことにより、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるふるさと納税制度が創設されたことに伴い、本市におきましても、多くの方々から応援をいただき、夢と活力あるまちづくりとふるさとづくりに資するため、条例を制定するものでございます。

議第80号人吉応援団基金条例案は、子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例に基づき寄附された寄附金及び熊本県に寄附された寄附金から交付されるくまもとふるさと寄附金交付金を適正に管理し、運用するために条例を制定するものでございます。

議第81号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年９月１日から施行され、議員の報酬に関する規定が整備されたことなどに伴い、人吉市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例など合計４本の条例につきまして一部改正するものでございます。

議第82号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月１日から施行され、民法、地方自治法及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されることに伴い、公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例及び人吉市認可地縁団体印鑑条例の２本の条例につきまして一部改正するものでございます。

議第83号及び議第84号の損害賠償についての案件は、平成20年６月30日午後４時30分頃、人吉市立第一中学校のプールフロア内に設置しておいた水泳部休憩用簡易テントが突風により浮き上がり、プール管理棟兼更衣室の屋根を越えて落下し、さらに風に流され駐車中の車両２台を損傷した事故に関し、それぞれの車両の相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

以上、提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

訂正がございます。議第71号で総額を「50億」と申し上げましたが、「51億」と訂正させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前11時９分　休憩

午前11時41分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○企画部長（荒巻　通君）（登壇）　それでは、議第69号平成20年度一般会計補正予算案（第２号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページでございますが、第１条歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

第２条債務負担行為の補正につきまして、第２表の債務負担行為補正により御説明いたします。

第３条地方債の補正につきましては、第３表の地方債補正により御説明いたします。

７ページをお願いいたします。今回、計上いたしております債務負担行為の追加でございますが、まず、青井阿蘇神社保存活用計画策定委託料は、青井阿蘇神社の今後の保存管理、環境保全、防災計画、活用計画などを含めた保存活用計画を策定するものでございまして、期間を平成20年度から平成21年度まで、限度額を210万円と定めるものでございます。

次に、変更でございますが、課税支援システムリース料は、平成20年度地方税法の改正により個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されますので、それに伴うシステムの追加でございまして、限度額を1,017万5,000円から1,094万円に増額変更するものでございます。

８ページをお願いいたします。第３表の地方債補正でございますが、まず、追加でございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援事業債は、田代溝整備事業に係る補助金の名称が変更になりましたことに伴い市債名称を「元気な地域づくり事業債」から変更するものでございます。

農業基盤整備事業債は、鹿目地区の野口２号線農道改良工事などに対するものでございまして、充当率75％の1,170万円を計上いたしております。

地方道路整備臨時貸付金は、平成20年度の地方債計画から新しく創設されたもので、道路整備に伴う地方負担の軽減を図るため無利子の貸し付けを行うものでございます。680万円を計上いたしております。

臨時河川等整備事業債は、小柿川河川改修工事に対するものでございまして、充当率95％の430万円を計上いたしております。

中学校プール改修事業債は、第一中学校プールサイド改修工事などに対するものでございまして、充当率75％の490万円を計上いたしております。

現年発生補助災害復旧事業債は、６月の集中豪雨に係る公共土木施設災害復旧に対するものでございまして、充当率100％の250万円を計上いたしております。

次に、変更でございますが、臨時財政対策債は、確定に伴い限度額を変更するものでございます。

９ページをお願いいたします。臨時地方道整備事業債は、街路事業紺屋町南町線外１線の事業費の一部が起債事業から交付金事業へ振り替わりましたことなどに伴い限度額を減額するものでございます。

行財政等推進債は、臨時地方道整備事業債の減額などに伴い、限度額を減額するものでございます。

次に、廃止でございますが、元気な地域づくり事業債は、先ほど変更のところで説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、第１条の内容につきまして、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお願いいたします。歳入でございますが、10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税３億223万6,000円の増額は、地方交付税の交付額の決定に伴う増額補正でございます。

14ページから15ページを省略いたしまして、16ページをお願いいたします。14款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金502万2,000円の増額は、道路の災害復旧に伴う現年災公共土木施設災害復旧費負担金の増額補正でございます。

17ページをお願いいたします。２項国庫補助金、３目土木費国庫補助金１億3,145万円の増額は、街路事業紺屋町南町線外１線の事業費の一部が事業債から交付金事業へ振り替わりましたことに伴う地方道路整備臨時交付金の増額補正でございます。

５目農林水産業費国庫補助金1,912万5,000円の増額は、林業用機械購入に対します農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の増額補正でございます。

18ページをお願いいたします。15款県支出金、２項県補助金、１目総務費県補助金のくまもとふるさと寄附金交付金は、熊本県がふるさと納税制度を活用した寄附金制度を創設し、運用を開始しましたが、県に寄せられる寄附金のうち市町村が特定された寄附金につきましては県が一たん受け入れ、市町村へ交付することに伴う存目予算1,000円でございます。

４目農林水産業費県補助金2,152万1,000円の増額は、森林整備が行われず放置されている森林などへ簡易作業道を開設するための低コスト森林施業促進事業費補助金の増額補正などでございます。

５目教育費県補助金169万2,000円の増額でございますが、産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金は、県の目的税の産業廃棄物税を財源とし、産業廃棄物最終処分場エフ・エムクリーン株式会社の周辺環境整備に対し300万円を限度として交付されるものでございまして、大畑コミュニティーセントートイレ改修工事に内示があったものでございます。

19ページを省略いたしまして、20ページをお願いいたします。16款財産収入、１項財産運用収入、３目基金運用利息の人吉応援団基金運用利息は、今議会へ寄附金条例を提案いたしておりますが、寄せられました寄附金は一たん基金に積み立て、その後計画的に使用していきます関係で、今回、基金条例もあわせて御提案申し上げておりますので、それに伴う存目予算1,000円でございます。

21ページを省略いたしまして、22ページをお願いいたします。17款寄附金、１項寄附金、５目総務費寄附金の古都人吉応援団寄附金は、存目予算1,000円でございます。

23ページをお願いいたします。18款繰入金、１項特別会計繰入金、２目介護保険特別会計繰入金484万7,000円の増額は、介護保険特別会計からの19年度精算に伴う繰入金でございます。

24ページをお願いいたします。２項寄附金、２目ふるさと創生基金繰入金19万9,000円の増額は、人吉球磨鍛冶組合に対する自主研修を目的とした基金の取り崩しでございます。

25ページを省略いたしまして、26ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第３表で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、各款、項、目の中の一般職給、期末勤勉手当、共済組合負担金などの増減は、４月及び７月の人事異動に伴うもののほか、共済組合負担金の負担金率の改正によるものでございまして、説明を省略させていただきます。

27ページを省略いたしまして、28ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費2,885万1,000円の増額は、補助金整理合理化に伴う補助金制度検討委員会の委員報酬及び29ページをお願いいたします。平成19年の所得が大幅な減となり、所得税がかからなくなった方に対する住民税の還付金2,400万円などの増額補正でございます。

10目情報管理費829万5,000円の増額は、平成20年度地方税法の改正により個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されますので、これに伴う基幹系システム改修経費などの増額補正でございます。

30ページから34ページを省略いたしまして、35ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費1,109万5,000円の増額は、ひとよし福祉まつりに要する経費などの補正でございまして、これまで産業・健康・福祉まつりとして実施してきましたが、今年度からは福祉・健康部門を独立して取り組むものでございます。

36ページを省略いたしまして、37ページをお願いいたします。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費353万7,000円の増額は、次世代育成支援対策推進地域行動計画の後期計画策定に伴うニーズ調査業務委託料などの増額補正でございます。

38ページを省略いたしまして、39ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費115万7,000円の増額は、上戸越町大原・上田代飲料水供給施設等整備補助金でございまして、補助金交付要項に基づき水源地の新設に要する経費に対し助成するものでございます。

40ページを省略しまして、41ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費218万9,000円の増額は、次の42ページにありますが、大畑営農生産組合へのトラクター及びロータリー購入のための水田地域営農体制整備支援事業補助金などの増額補正でございます。

５目農地費1,680万円の増額は、鹿目地区野口２号農道改良工事など単独事業の追加補正でございます。

43ページをお願いいたします。２項林業費、２目林業振興費5,386万4,000円の増額は、猿駆除活動に要する経費、球磨川流域林業事業協同組合の林業用機械購入に対する農山漁村活性化プロジェクト支援事業補助金などの増額補正でございます。

44ページから46ページを省略いたしまして、47ページをお願いいたします。８款土木費、

２項道路橋梁費、３目道路新設改良費１億1,040万円の増額は、瓦屋中林線道路改良工事など単独事業費の追加補正でございます。

48ページを省略いたしまして、49ページをお願いいたします。３項住宅費、１目住宅管理費3,138万8,000円の増額は、住宅修繕料の追加のほか、市営住宅内の高置水槽の改修工事及び室内の改修工事などの増額補正でございます。

50ページをお願いいたします。４項都市計画費、１目都市計画総務費2,931万3,000円の増額は、人吉駅前広場整備事業実施計画業務委託料などの増額補正でございます。

３目公園整備費670万9,000円の増額は、中川原公園測量設計業務委託料及び人吉城跡公園景観整備業務委託料などの増額補正でございます。

51ページを省略いたしまして、52ページをお願いいたします。５項河川費、２目河川改良費549万9,000円の増額は、小柿川改修工事の増額補正でございます。

53ページから54ページを省略いたしまして、55ページをお願いいたします。10款教育費、２項小学校費、３目学校建設費40万7,000円の増額は、校区の避難所に指定されている大塚小学校の耐震診断業務委託料の増額補正でございます。

56ページをお願いいたします。３項中学校費、３目学校建設費731万9,000円の増額は、第一中学校プールサイド改修工事などの増額補正でございます。

57ページをお願いいたします。５項文化財保護費352万1,000円の増額は、青井阿蘇神社保存活用計画策定に要する普通旅費などの増額補正でございます。

58ページから60ページを省略いたしまして、61ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費445万の増額は、農道及び農業用水路14カ所の災害復旧経費の増額補正でございます。

62ページをお願いいたします。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費1,483万円の増額は、市道16カ所の災害復旧経費の増額補正でございます。

63ページから64ページを省略いたしまして、65ページをお願いいたします。14款予備費を1,489万4,000円増額いたしております。

以上で、議第69号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（多武芳美君）（登壇）　こんにちは。それでは、議第78号平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について補足説明をさせていただきます。

決算書の２ページと３ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出でございます。金額は、消費税込みの額でございます。収入でございますが、第１款水道事業収益、予算額５億9,320万8,000円に対しまして決算額５億9,301万5,318円で、予算額に対し19万2,682円の減となっております。

内訳でございますが、第１項営業収益、予算額５億9,256万8,000円に対し、決算額５億

9,163万4,503円で93万3,497円の減でございます。

第２項営業外収益、予算額63万7,000円に対し、決算額138万815円で、74万3,815円の増となっております。

第３項特別利益、予算額3,000円に対し、決算額ゼロ円で3,000円の減でございます。

次に、支出でございますが、第１款水道事業費用、予算額５億2,095万1,000円に対し、決算額４億9,297万3,340円で、不用額2,797万7,660円となっております。

内訳でございますが、第１項営業費用、予算額４億4,564万2,000円に対し、決算額４億2,026万8,852円で、不用額2,537万3,148円でございます。

第２項営業外費用、予算額7,011万6,000円に対し、決算額6,875万6,630円で、不用額135万9,370円でございます。

第３項特別損失、予算額394万7,858円に対し、決算額394万7,858円で、不用額はありません。

第４項予備費、予算額124万5,142円に対し、決算額ゼロ円でございまして、全額不用額となっております。

次に、６ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、金額は消費税抜きの額でございます。

収益といたしまして、真ん中縦の列の数字をごらんください。１営業収益５億6,360万5,079円、３営業外収益138万842円、５特別利益ゼロ円の収益合計は、この欄に数字の記載はございませんが、５億6,498万5,921円となっております。

これに対する費用でございますが、同じく真ん中縦の列の数字でございます。２営業費用４億1,563万8,469円、４営業外費用5,587万4,630円、６特別損失376万2,095円の費用合計額は、これもこの欄に数字の記載はございませんが、４億7,527万5,194円となっております。収益から費用を差し引きますと、このページの右の欄、下から３行目、8,971万727円が平成19年度の純利益となります。

前のページにかえっていただきまして４ページと５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。

まず、収入でございますが、第１款資本的収入、予算額4,581万9,143円に対して、決算額4,265万7,469円で、予算額に対して316万1,674円の減となっております。

内訳でございますが、第１項企業債、予算額4,000万円に対し、決算額4,000万円でございます。

第２項工事負担金、予算額581万8,143円に対して、決算額265万7,469円で、予算額に対して316万674円の減となっております。

第３項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で1,000円の減となっております。

次に、支出でございますが、第１款資本的支出、予算額３億4,339万8,352円に対して決算

額３億3,410万3,385円で、翌年度繰越額が418万8,484円、不用額が510万6,483円となっております。

内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額２億3,566万8,352円に対し、決算額２億2,837万3,488円で、翌年度繰越額418万8,484円、不用額が310万6,380円でございます。

第２項企業債償還金、予算額１億573万円に対し、決算額１億572万9,897円で、不用額が103円でございます。

第３項予備費、予算額200万円に対し、決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

資本的収入額4,265万7,469円が、資本的支出額３億3,410万3,385円に対し不足する額２億9,144万5,916円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,011万3,386円、過年度分損益勘定留保資金153万7,209円、当年度分損益勘定留保資金１億7,309万7,172円、繰越利益剰余金１億669万8,149円で補てんをいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。平成19年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度未処分利益剰余金５億1,592万5,283円のうち減債積立金として１億669万8,149円、建設改良積立金として3,000万円、合計１億3,669万8,149円の処分を予定いたしております。したがいまして、翌年度繰越利益剰余金は３億7,922万7,134円となります。

以上が、議第78号についての補足説明でございます。なお、剰余金計算書、貸借対照表など、また、監査委員によります決算審査意見書も添付いたしておりますのでよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後０時６分　休憩

午後１時20分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど議会運営委員長のほうから報告がありました、決定しましたとおり、日程第８、議第74号については、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議、採決をいたします。

議第74号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第74号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第74号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後１時21分　休憩

午後１時49分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

発議第２号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とし、提出者の説明を求めます。（「９番」と呼ぶ者あり）

９番。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　発議第２号　人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○９番（永山芳宏君）（登壇）　発議第２号について提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第２号人吉市議会会議規則の一部改正案は、地方自治法の一部改正に伴い会議規則の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了します。

お諮りをいたします。発議第２号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。発議第２号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、発議第２号は原案のとおり可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後１時51分　散会

平成20年９月第３回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成20年９月９日　火曜日

―――――――――――――――――――――――――――――――

１．議事日程第２号

平成20年９月９日　午前10時　開議

日程第１　議第69号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）
日程第２　議第70号　平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第71号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第72号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第73号　平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第75号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議第76号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第77号　平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第78号　平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
日程第10　議第79号　子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定について
日程第11　議第80号　人吉応援団基金条例の制定について
日程第12　議第81号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第13　議第82号　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第14　議第83号　損害の賠償について
日程第15　議第84号　損害の賠償について
日程第16　一般質問

１．森　口　勝　之　君
２．田　中　　哲　君
３．山　下　幸　一　君
４．簑　毛　正　勝　君
５．笹　山　欣　悟　君

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・追加日程

意見第10号　川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書（案）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――――――

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君

福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
企画課長	上村順一君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君
企画課企画係長	小林敏郎君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。11番議員の森口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、川辺川ダム建設問題１本に絞って通告をいたしておりますので、直ちに質問をしてまいります。

さて、私は、人吉市議会の議席をおあずかりして以来、今日までこの川辺川ダム建設問題につきましては、推進の立場から首尾一貫、徹頭徹尾、建設の必要性を訴えてまいりました。その気持ち、思い、信念は、今現在も一点の揺るぎもございません。

この問題につきましては、県におかれましては、福島県政時代までずっと推進の立場でこられました。が、潮谷県政になった途端に停滞をし、まさに川辺川、球磨川流域は、失われた８年間となってしまいました。そして、この春、県政は、蒲島知事にゆだねられることになったところでありますが、今まさにその知事がこの重要案件に対して御判断を下されるという直前であります。そのようなときに、治水の最大受益地であります人吉市議会の本日からの３日間にわたる一般質問で建設推進の立場であります私がくじ引きにより、このようにして一番最初に登壇できるということにつきましては、自分自身何かしら、めぐり合わせといいましょうか、そういうものを今感じているところであります。

「五木の子守歌」に「水は天からもらい水」という一節がありますが、本日の議論が天に通じまして、ひいては下流域のためという崇高なる犠牲の精神のもと、苦渋の選択をされました五木村、相良村の先人たちと現在の人々の思いにこたえ、さらに川辺川・球磨川流域に営々と生活を営んでおられる方々に一日も早く、安心・安全の日が訪れるような、そういう施策が展開されていきますことを切に願っているところであります。

ところで私は、これまでこの問題につきましては、何回も質問してまいりましたけれども、いよいよこれで最後かもしれないという思いもあります。そこで、今回は、熟慮に熟慮を重ねました結果、川辺川ダム建設問題の基本的な部分、原点に立ち返ったところで、なぜ洪水

調整施設としてのダムが必要であるかということを訴えながら、市長の見解を改めてただしていきたいと思っております。

なお、本議会冒頭での市長の施政方針及びその後の記者会見の内容につきましては、市民の皆さんの間でもいろいろな反応がございます。立場立場で受けとめ方が違うようでありますが、その内容につきましては、これも運よく本日はダム推進の立場の同僚、先輩議員の方々が次々と登壇をしていただきますので、その中でしっかりと議論していただきますよう期待をしておきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきますが、昭和38年から40年まで３年連続で川辺川・球磨川水系は、大水害に見舞われました。当時私は中学生でございましたけれども、五木村の川辺川沿いに住んでおりましたので、当時の異常出水の状況、突然暴れ川となったときの川の恐ろしさ、今もはっきりと記憶に残っております。下流域の道路も寸断をされ、五木村は一時陸の孤島と言われましたが、３年間最後の昭和40年洪水時には、この人吉においても御案内のとおりの大水害が発生をいたしております。

そして、翌昭和41年に治水対策として川辺川ダム建設計画が発表され、以来42年間、紆余曲折しながら本日を迎えるに至っているわけでありまして、しかもこのダム建設計画に対する是非について現蒲島知事が明後日御判断下されるという、私は、今現在はまさに人吉・球磨にとりまして、新時代の幕開け前夜という気がいたしております。

そこで、お伺いしますが、田中市長は、このような状況を迎えるに当たり、最大受益地である時の地元市長としてどのよう御心境、考えをお持ちであるか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　皆さん、おはようございます。森口議員の第１回目の御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

御指摘のとおり、特に、昭和38年より40年までの川辺川・球磨川水系の洪水により、五木、相良、人吉、球磨、芦北、坂本、八代地方へと広がった甚大な水害被害は、当時を知る人々の記憶の中に、その恐ろしさを初めとして、今でも鮮明に残っておられることと存じております。

以来、これまでに洪水被害をなくそうと昭和41年に発表されました球磨川水系工事実施基本計画により、現在までさまざまな議論と紆余曲折の経緯があったことも私は承知をいたしております。また、この間の五木村や相良村の皆様方の苦難の道のりははかり知れないものとお察しいたしております。

そこで、42年もの長きにわたり論争されてきた治水対策に方向性を定め、解決に当たりたいと蒲島熊本県知事の強い意思のもと、本年５月より有識者会議が開催され、知事にその意見のまとめとして答申された内容についても理解をしておるところでございまして、知事におかれましては、熊本県の歴史の中でも最も重要な案件の一つである川辺川ダム建設問題に

対し決断をされることへの重圧はいかばかりかと、その心境をお察し申し上げているところでございます。

また、私は、最大受益地の市長として、去る９月２日、施政方針の中で一定の見解を述べさせていただきましたが、その結果も含めて、どのような知事の決断が示されるのか。流域住民の思いに心をはせながら、私の心境もその責任の重さに身も縮む思いでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁をいただきました。蒲島知事の御決断は、明後日、あさってであります。知事は、これまでダム問題への判断材料とするため、御自分で現地視察もされ、また、各界各層からの意見も聴取され、県民の意見を聞く会も開催され、さらには、いち早く有識者会議を設置されるなど、県政最大の課題であります本件へのお取り組みにつきましては、私は心から敬意を表するばかりでありますが、これに加えまして、最大の治水受益地であります我々人吉市議会の本日からのこの一般質問における議論も最後の判断材料としてお取り扱いいただく。私はそのように確信をしながら質問をしているところであります。

さてそこで、今市長は、御答弁の中で、有識者会議の答申内容についても理解をしておると申されました。私の立ち位置からしまして、意を強くしながら次の質問に入らせていただきます。

私は、政治の最大の責務、政治の要諦といいますのは、国にあっては国民の生命と財産、国土、領土を守り抜く、県にあっては、県民の生命と財産、県土を守り抜く、市町村にあっては、地域住民の生命と財産、そして、郷土を何がなんでも守り抜く。そういうことではないかと思っておりますが、人吉市におきましては、平成16年から18年まで３年連続、避難勧告が発令をされました。さらに、ことし６月には田中市長みずから市民に対しまして避難勧告を発令されておりまして、特に、近年は、洪水による非常事態が頻発をしていると、そういう状況であります。

そこで、市民の生命と財産を守るという観点から、このようないわば洪水常習地帯となってしまった市の現状につきまして、市長としてどのような御認識をお持ちであるか、お尋ねしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

市民の生命、財産を守るという市長の立場から、近年特に、洪水常習地帯となってしまった市の現状についてどのような認識かということでございますが、まずは、洪水被害から決して犠牲者を出してはならないという決意のもと、この１年４カ月の間過ごしてまいりました。また、自然災害からの完全なる防災策はないとの認識から、今後どのような水害対策が人吉市民にとりまして最も有効かつ安心な対策なのか、従来の川辺川ダム建設計画や人吉市民あるいは流域住民の川への思いに考えを及ばせながら、自問自答してきたわけでございま

す。

80年に一度の洪水被害に耐え得る治水対策や施設はどうあるべきか。想定外の降雨量のときはどうなるのかなど、五木や相良を初めとする流域住民の方々の思いにも照らし合わせながら、また、環境や地域経済というファクターにも考えを及ばせながら苦慮してきたところでございます。

よって、洪水被害からできるだけその被害を最小限に抑え、生命、財産を守るという方法はないものかと日夜悩んできたところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁をいただきましたけれども、その中で、今後、どのような水害対策が人吉市民にとりまして最も有効かつ安心な対策なのか、自問自答してまいったということでございますけれども、私は、昨今の全国各地で頻発しております一点集中的な豪雨など、近年の地球規模でのこの異常気象を勘案しましたときに、治水対策や施設への取り組みというのは、スピード感というのも非常に大事な視点ではないかと思っております。私はその市長がおっしゃいました最も有効かつ安心な対策に加え、どの方法が、どの方策がより早く実施できるかという点もぜひとも勘案していただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

森口議員がおっしゃいますとおり、スピード感を持って今後の治水対策に向かっていかなければならないというのは、近年の気候変動がよくあらわしているところだろうというふうに私も思っているところでございます。

つとに42年も経過した中で、五木の治水対策、下流域の治水対策、施設、地域振興についても、一日も早い解決を望んでおられることは私も十分承知をいたしております。よって、私もスピード感を持ってその方向に進んでまいらなければならないと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　ぜひともそのようなスタンスで施策を展開していっていただきたいとお願いをしておきます。

さて、そこで３点目の質問に入りますけれども、私は、最近の人吉地点における異常出水の原因は、上流域の河川状況の変化も大きな要因の一つであろうと、そういう認識を持っております。そこで、これまでの質問の中で、市長に対しましてぜひとも、特に川辺川の中流域から上流域にかけての状況把握に努めてほしいと。できれば地元の人の話を参考にしながら、つぶさに御視察を願いたいとこれまで進言をしてまいりました。

聞くところによりますと、それを先月下旬に実行されたそうでありますが、そのときの感想、特に、人吉市内に及ぼす影響等々について、どのような感想をお持ちになったか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

森口議員の御進言に従いまして、先月初旬、視察をいたしました。そのときの感想でございますが、山の荒廃とともにそこから河川に落下したと思えるおびただしい土砂やぐり石が川をおおい、あるいは河床に堆積し、ふちを埋め、河床を押し上げている、その現状からこれらが川本来の姿を消滅させているのではないかと目視させていただいたところでございます。

よって、大量の降雨が川にとどまることなく下流へと。つまり人吉へ、球磨村や芦北や八代へと押し流されているのではなかろうかと想像した次第でございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁いただきましたが、現場を踏むということは、本当に大事なことでありまして、市長は現場の状況、下流域への影響等々について相当懸念をされているようでございますけれども、今の市長の答弁を聞かれた市民の方々あるいは球磨川流域住民の方々が、今後ますますあの河川状況によって大洪水の危険性が高まっているんだということを実感として、それぞれの方が共有していただきたいと、私は常々思っております。

私も例えば、自分が住んでる家の裏山が崩れそうだとか、自分の家の前の土手に亀裂が走ったとか、そういう状況になりますと、これは大変だということですぐ対応しますけれども、残念ながらここで言いますと、自分の町の真ん中を流れる川の20キロ、30キロ、40キロ上流がその様子が大変なことになってると言ってもこれは余りぴんとこないんですね。そうやって市長のように行って初めて、現場を見て初めてわかるんです。

川辺川上流域の河川状況は今市長がおっしゃいましたとおり、大変な状況になっております。河床にたまった土砂の量は、私はまさに天文学的な数量であろうと思っております。万が一、人吉で大災害が発生しました昭和40年、そのときに記録をいたしました五木村での総雨量873.8ミリと同様程度の雨が今降っちゃったら大変なことになります。恐らく鉄砲水的な大出水が発生をいたしまして、この人吉地区は激甚的な大災害が起こり得るのではないかと、私は強い危機感を持っております。これは決して私の大げさな感想ではございません。お疑いになる方は、本当にあの上流域の川の変わりよう、土砂の堆積を自分の目でしっかりと確かめていただきたいと思っております。私どもが早急な治水対策、治水施設の設置を求めているゆえんの一つでもあるわけであります。

さてそこで、次の質問に移りますが、この後、２点しか質問いたしません。ところが、この後の２点の質問は大変重要な点でありますので、明確に御答弁をお願いしたいと思います。

河川整備を計画的に進めていくためには、計画地点の基本高水の設定及び計画高水流量の設定は当然でありますが、その差をどのような方策でカバーをしていくかというのが、いわゆる治水対策であります。それには、洪水調整施設の設置等々、いろいろ考えられますけれども、田中市長は、昨年６月の議会におきまして、「基本高水7,000トンは現在の地点に照らして信頼性は高いと思う」と発言をされ、さらに昨年12月議会におきましても、私の質問に対しまして基本高水7,000トンにつきましては、「基本高水が高ければ高いほど河川の治水対策が堅固なものとなり、安全で安心した暮らしが保障されるというふうに私は考えております」と明言をされております。

この基本高水につきましては、ダムに賛成をしている立場の人と反対の立場の人たちとの間におきまして、まさに議論の核心となっていた部分でもありますので、市長のこの発言には実は正直私も驚いたところでございました。

そこで、市長に改めてお尋ねいたします。

人吉地点の基本高水7,000トン、計画高水流量4,000トン、カットすべき流量3,000トン、こういう数値につきましてどのような御認識であるか、お尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

これまで議会におきまして、たびたびお答えしてまいりましたように、基本高水7,000トン、計画高水流量4,000トン、カットすべき流量3,000トンは、さきの９月２日の施政方針にも述べましたように、治水対策上の基本的数値目標であると認識いたしております。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　簡潔にして明瞭、かつ決定的な御答弁をちょうだいいたしました。

昨日の熊日新聞朝刊の記事によりますと、潮谷前知事の発言として「個人的な感情として、ダムには反対だった」とおっしゃっているようでありますが、その潮谷前知事が、この基本高水7,000トンという数値に対して強烈な不快感をあらわされていたことは、これはもう周知のことであります。まさに基本高水7,000トンを認めるか否かがダム問題に対する賛否双方のせめぎ合いの焦点の一つであろうと思いますが、それを田中市長が従来どおり今まさにこの本会議場で改めてお認めになったことの意義は私は深いものがあると思っております。

あとは、カットすべき流量3,000トンをどう処理すべきか。いわゆる治水対策をどの方策でやっていくかという問題でありますので、これからまさにその核心部分についての質問をもって最後としたいと思いますけれども、私は、ダム問題に対する市長との以前の議論の中で、「この問題は実は二者択一の簡単な問題ですよ」と申し上げたことがございます。と申しますのは、ダムに反対されている方々も治水対策の必要性はかねてから訴えられております。ですから、治水対策が必要だということは、もちろんダム推進される方々、ダムを反対される方々も同じく言ってらっしゃるわけでありまして、そんなのどうでもいいよという人

はまずいらっしゃいません。

そして、ダムに反対される方々の案というのが、いわゆる人吉地点に限れば、堤防のかさ上げとプラス河床の掘削案ですね。これはかねてからそうおっしゃってます。この本会議場で私も何回も申し上げました。堤防のかさ上げと河床の掘削であります。

つまり、先ほど出てまいりました要するに、流量3,000トンのカットにつきまして、我々ダムを推進しているグループはダムでカットしましょう。反対をされている方々は、堤防のかさ上げと河床の掘削でカットしましょうということなんです。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

このダムに変わる案につきまして、どのような御認識をお持ちでありましょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

人吉地点での堤防をかさ上げして、流量カットの一部とするというその案のためには、かさ上げ部分ののり面を確保する必要から、九日町を中心として球磨川右岸側の上流、下流数キロにわたり、少なくとも北側へ50メートルほど堤防を引いた上でかさ上げせねばならず、これでは町そのものが消滅するわけでございまして、考えられない方策ではなかろうかなと思っております。

また、河床掘削につきましては、これまでも何度もお答えいたしましたように、河川の動植物に多大な影響を与え、河床や堤防、お城の石垣など少なからずともダメージを与える可能性があると懸念をいたしておりまして、カットすべき3,000トンの方策としては不適当であると考える次第でございます。

いずれにしましても、河川工学者を初めとした専門家の皆様方の英知をもって民意を踏まえた新たな治水対策案の検討をお願いする次第でございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　我々にとりまして、大変貴重な御答弁、御意見を披露していただいたと、私はとらえております。

基本高水7,000トン、計画高水流量4,000トン、その差3,000トンをどのような方策で処理するか。ダムによってカットするのか。代替案によってカットするのか。流域最大の治水受益地である人吉市の田中信孝市長は、その一方を今不適切であると断言をされました。これは、蒲島知事の有識者会議が発表されました堤防かさ上げと河床掘削案は実現困難であるという意見と一致するものでありまして、また、長年にわたり我々が訴え続けてまいりました意見とも一致するものであります。これまでの議論は無駄ではなかったということを今私はつくづく感じております。

あとは、明後日の蒲島知事の御判断を待つばかりということになりました。本日のこの議論、市長の御本心、我々の思いが知事に正確に伝わりますように私は念願をしております。

最後になりますが、知事の御英断によりまして、川辺川・球磨川流域で営々と生活を営んでおられる方々に一日も早く安心・安全な日が訪れ、さらに、下流域のためという崇高な犠牲の精神を発揮されたがために苦難の道を歩まざるを得なかった五木村の人々に一日も早く心の底からの笑顔が戻り、村民一丸となった村づくりへ向けて再出発する日が本当に一日も早く訪れますように熱望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分　休憩

午前10時57分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。暦の上では、あすが二百二十日だそうでございます。ことしはまだ一度の台風の上陸がないわけでございますが、このまま実りの秋を迎えればいいがなと、このように思っているところでございます。

では、通告に従いまして４点ほど質問いたします。

１点目でございます。３年後の2011年の７月24日でテレビのアナログ放送は終了し、地上デジタル放送、いわゆる地デジというそうでございますが、その地デジに完全移行し、アナログテレビでは2011年の７月25日以降視聴できないということでＮＨＫでは毎日のように注意を促しております。

また、人吉市でも８月15日付の広報ひとよしで、アナログテレビ放送を視聴中の方へということで広報してございます。

内容は、地上デジタル放送を見るためにはどうしたらよいかということでは、地上デジタル放送対応のテレビに買いかえるか、もしくは従来のアナログテレビに地上デジタル受信用チューナーを買い足すと視聴できると広報してあります。また、集合住宅などの共同受信で見るためにということで、地上デジタル放送が受信できるように改修や調整が必要になる場合があるので、共聴施設の設置者や管理者は、早目にこの保守管理業者に御相談くださいと広報してあります。

地上デジタル放送対応のテレビ買いかえとなると相当な出費になり、家庭でも別の部屋に地上デジタル放送対応のテレビを取りつけると。取りつける家などでは１台ずつこの地上デジタル放送対応のテレビにかえなければならないと。これも相当な出費が必要でございます。

また、チューナーを買い足すにしても、政府は普及型のこのチューナーを5,000円台にもくろんでいるようでございますが、現在市販品で主流のチューナーが２万円以上しますので、

家にアナログテレビが２台、３台とある家庭は、少なからぬこの出費を強いることになります。

現在、テレビを視聴するに何も不自由ないわけでございますので、強制的出費を強いる今度の地デジへの移行を、なぜこの３年後なのかいぶかしく思う市民も多いわけでございます。そこで１回目に、今度の地デジへの移行の背景と経過をわかりやすく説明いただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。地デジへの移行の背景と経緯をわかりやすくということについてのお答えをします。

地上放送のデジタル化の方針につきましては、1990年代半ばから光ファイバー網の全国整備構想などとともに、国の情報通信高度化政策の一環として打ち出されてきたものでございます。その後、1997年６月、郵政省に設置された地上デジタル放送懇談会において検討が開始され、1998年10月にデジタル化への全面移行が提言され、2001年３月に政府のｅ―ｊａｐａｎ重点計画にデジタル化の推進が織り込まれたところでございます。これを踏まえまして、2001年に電波法の改正が行われ、地上アナログテレビ放送の電波の周波数を使用できる期限について法律を改正した時期から10年を超えない範囲で期限を定め、使用することが盛り込まれたために、改正された電波法の施行日である2001年７月25日から起算して10年目に当たる2011年７月24日までにアナログテレビ放送が終了することとなったものでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　ただいま説明で、３年後のこの地上デジタル放送への移行がなぜこの３年後なのか、2001年の電波法改正が根拠のようでございますが、一般的国民の理解が進んでいるかというと、私たちから見るとやや強引にも思われる政策のように思われます。また、この政府の意図が世界最先端のＩＴ立国を目指すとした「ｅ―ｊａｐａｎ」の一環なのか、高速情報通信網の分野でアメリカ、ないしは隣の韓国におくれをとったので、そのおくれを取り戻そうというのか、また、はたまた景気後退時にお札の新札を発行して、関連業界の景気を刺激するかごとき発想なのか、よくわかりません。ましてや、この私ごときアナログ的人間にはもう余りにも急速的通信情報網の発達は、人間関係の希薄につながりはしないかと、要らぬ心配もしているところでございます。

そこで、２回目の質問を行います。このデジタル放送によってどのようなメリットがあるのか、今までとどのように放送形態が変わるのか、またその目的等もお尋ねします。現在、人吉を含めた地デジ受信機の普及率はどのくらいなのか、それは３年後を控えて多いのか少ないのかお尋ねします。

また、総務省が発表した地デジについての低所得者対策とはどういうものかをお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　地上デジタル放送の目的につきましては、議員御指摘のとおり、テレビをデジタル化することで、だれもが情報通信技術の恩恵を受けられるような社会にすることは国の重要な未来戦略であること。また、既に世界の20以上の国と地域で地デジが放送されており、世界の潮流であることなどが上げられます。しかしながら、その大きな目的としましては、デジタルハイビジョンの高画質、高音質番組に加え、双方向サービス、高齢者や障害者に優しいサービス、暮らしに役立つ地域情報の提供など、多様なサービスを実現することにあります。また、現在の日本では、通信や放送などに使える周波数に余裕がないため、デジタル化することで周波数に余裕を持たせ、あいた周波数を新たな無線サービスなどに有効利用することを目的といたしております。

次に、地デジ受信機の普及率につきましては、本年３月現在で、全国で43.7％、九州で38.8％となっております。九州においては、関東、近畿、中京の三大都市圏より３年おくれの2006年から全県で地上デジタル放送が開始されるところですが、総務省としてはおおむね順調に普及していると見られております。

また、地デジについての低所得者についてでございますが、総務省は平成21年度から平成22年度にかけて生活保護受給世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行うこととしておりますが、支援内容の詳細については、まだ明確にされていないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　続きまして、３回目の質問を行います。

地上デジタル放送の受信は、個人のアンテナは現在のＵＨＦアンテナで受信できるそうでございますが、共同アンテナ、人吉に多い山間地などの難視聴を解消するための、いわゆる共同受信施設を持っている地区とは、どの地区で、何カ所ぐらいあるのでしょうか、また、その受信施設はそのままで、始まります地上デジタル放送を受信できるのでしょうか、また、人吉でのその共聴施設の形態はどうなっておるのでしょうか。次に、その施設加入世帯はどのくらいあるのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　共同受信施設につきましては、現在把握しておりますところでは、ＮＨＫ共聴施設が大柿地区、大塚地区、鹿目地区、木地屋地区、桑木津留地区、古仏頂町地区、田野地区、矢岳地区の８施設で、加入世帯が314世帯となっております。

また、自主共聴施設が瓦屋の鳥ケ丘地区、西間地区、西間の岩川内地区、蓑野地区の４施設で、加入世帯が291世帯となっております。

共聴施設の形態としましては、いずれも有線共聴施設となります。これらの共聴施設におきましても、地上デジタル放送を受信するためのデジタル化改修が必要となってまいりますが、既にＮＨＫ共聴施設８施設中６施設が改修工事を完了し、また自主共聴施設については、４施設すべてにおいて改修工事が完了されております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　４回目でございます。いわゆる山間地などの難視聴地区は高齢者が多く、娯楽も少なければ自然とテレビを楽しみにしている人も多いわけでして、テレビの買いかえ、もしくはチューナーを買い足し、そしてこの共同アンテナの改修も必要となった場合、テレビ電波受信の容易な地域と比べ大変な出費を強いることになるわけでございますが、そのようにこの共同受信施設を地デジ対応にする場合、何か支援策はあるのでしょうか。また、そういった場合の相談等が市のほうに来ているのかどうかお尋ねします。

それと、2003年からの地デジ放送は、テレビの電波の周波数が今までのこのＶＨＦがなくなりＵＨＦの周波数のみになるということでございます。現在は、ＶＨＦ、ＵＨＦの両方が放送されていますので、場所によってはＶＨＦ放送が鮮明に見れても、ＵＨＦ放送は障害物等で電波が弱く、テレビ画面がちらちらするような所もございますが、現在のところは我慢して視聴しておられる所もあるようでございます。

ところで、聞くところによりますと、地デジのこのＵＨＦ放送は、そのような電波が弱い所ではテレビ画面にモザイクがかかって、下手するとちらちらどころか全然見えなくなるということも聞いておりますので、ＶＨＦ放送がなくなる2011年以降、地デジ対応テレビでも全然見えなくなるという、そういった恐れはないのでしょうか、お尋ねします。これは、電気屋さんの方に質問したほうがよいのかなと思うわけでございますが、３年後、地域的不公平感が出てくるなら、また本当にテレビが視聴できないところが出てくるなら、大変大きな問題でございますのでお尋ねします。

また、個人的、もしくは数個の難視聴地区の救済策というのはあるのでしょうか。

また、この難視聴を解消するための、いわゆる共同受信施設の設置要件等はどうなっているのかお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　共同受信施設を地デジ対応にする場合の支援策につきましては、既設共聴施設を改修する場合に、事業費の２分の１を国が補助する制度でございます。ただし、事業費が100万円以上で有線共聴施設に関しては、各世帯当たりの費用が３万5,000円を超える場合は補助対象となっております。先ほど、本市の共聴施設のデジタル化改修状況について御説明しましたが、未改修の施設は残り２施設でございます。このうち一つの施設につきましては、現在電波の調査中でございまして、調査終了後工事着工の予定となっております。もう一つにつきましては、加入世帯が少なく、各世帯の負担も大きいことから、まだ話がまとまっていない状況でございます。

ＵＨＦの電波の弱い場所では、地上デジタルに対応した場合見えなくなる恐れがあるのではないかとの御質問ですが、この件に関しましては専門的な見地を必要とすることから、電気店に確認をさせていただきました。お話によりますと、各世帯の立地条件等によりさまざ

まな状況があるようでございまして、実際議員御心配のような状況も発生しているようでございます。しかしながら、その解決策等も種々あるようでございますので、電気店等へ個別に御相談いただくことが最善の方法ではないかと思っております。

また、個人もしくは数戸の難視聴地区の救済策ということでございますが、地上デジタルテレビ放送を受信するためのテレビ等の購入やアンテナ交換等につきましては自己負担を基本とするとされていることから、個人に対する救済策はございません。しかしながら、難視聴地区においては複数世帯で構成された共同受信設備設置及びその維持管理のための団体を組織することにより支援を受けられることがありますが、支援制度の条件を満たすことが要件となっております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　２点目の質問でございますが、田中市長の議会冒頭の施政方針演説から、川辺川ダム問題ということで通告しております。先ほどの森口議員の質問と重複するやもしれませんが、よろしくお願いいたします。

私は、先月31日に西瀬コミセンで行われました西瀬校区の市政懇談会で、明後日に控えた川辺川ダム問題に対する田中市長の所信表明を前にして、市長の心中察するに余りあるものがあると、人吉発展百年の計に立って賢明な御判断をとお願いを申し上げておきました。市長は、14ページの施政方針演説で８ページも費やし、本当に熟慮に熟慮を重ね、また腐心をなされた結果、川辺川ダム問題を白紙撤回と表明されたと思うわけであります。しかしながら、市長のこの施政方針演説を聞かれて、五木村、相良村、さらには毎年水害に遭われておられます球磨村の皆さんにとりましては、落胆と当惑するばかりではなかったかと思っているところでございます。８ページにもなる環境面、防災面、経済や環境面から新聞等のアンケート調査、資料を駆使し、白紙撤回の結論を述べられております。

私は、この白紙撤回の信念を市長は随分前からお持ちではなかったのかなと思っております。その意味におきましては、昨年４月の市長選も川辺川ダムに対して中立ではなく、白紙撤回を掲げ、その内容を説明し、選挙の洗礼を受けられるべきであったと思っております。

市長は、感情とか感性では球磨川のそばで生まれ育ったという思いがあると述べられております。私たちの世代、子供たちは皆この球磨川で夏場は遊んだり泳いだりしていました。私も小学校５年のとき西瀬橋のすぐ下にございます第一筌場の瀬で、年長者に連れ出されまして、急流にほうり出され、そうしてこの水を飲み飲み、必死の思いで泳いだのが球磨川での泳ぎのこの自信につながったというわけでございます。今では懐かしく思っているところでもございます。また、私の家も球磨川から100メートルぐらい離れた鹿目川のすぐそばにございます。私の家も昭和40年前後の大水害と昭和57年の水害時には、球磨川のバックウオーターで庭付近まで毎年水が上がり、現在はございませんが、私の家より少し低い所にあ

りました隣の家では大水のたびに畳、また家財道具は私の家に運んでおりました。それから、また消防団時代はよく大水のたびに西瀬橋の交通規制や現在の西瀬コミセンあたりにありました民家の救援に出動していましたから、そういう球磨川の水害の恐ろしさを私も身をもってよく知っておるつもりでもございます。本当にこの球磨川が人吉市民にとりまして、母なる川でありますと同時に畏怖する川でもございます。現在のように少子高齢化が進み、車や電気製品等の高価な耐久消費財に囲まれた生活で、もしもう一度大きな水害に襲われたなら、精神的にも資金的にももう二度ともとのような生活には戻れないのではないかと、このようにも思っております。そういう意味で、市民の生命・財産を守ることこそ政治の要諦であろうと私は思うわけでございます。

そこで、市長の施政方針演説の中から、余りよく理解できなかった点を整理し、幾つか質問をいたします。

１回目の質問でございますが、市長はよく平成18年度の鹿児島県の川内川の豪雨を例にとり、また、今後予想される地球温暖化の影響を述べられた上で、想定規模以上の雨が降った場合、ダムはかえって危険なものになると心配されております。想定規模以上の雨のことを心配して、それをダムを建設しないための理由にされていますが、それは余りにも飛躍ではないでしょうか、避難勧告を発令される市長が一番御存じのように、球磨川は現在でも毎年のように計画高水位を超えるような洪水が頻発しております。市民は常に洪水の危険にさらされております。このような現状を市長はどのように認識されているのでしょうか。

また、この球磨川はこれまでその昔から先人、先輩により営々と治水事業に取り組んできたことは申すまでもございません。球磨川の安全度を確保するためには、一歩一歩着実に高めていくほかは方法はないと思います。想定規模以上の洪水について見解を述べる前に、まずは危険な状況を改善することこそ優先するべきではないでしょうか。その改善し実現するための重要な施設こそ川辺川ダムと私は確信しております。そのことこそが、市長の申される自然災害からの被害を少しでも減じていく減災に通じるものと思いますが、このことについて市長の見解をお尋ねします。

また、市長が説明されました平成18年７月の川内川洪水では、国土交通省の資料によれば、鶴田ダムの洪水調節により、ダムがなかった場合に比べ洪水時の水位を約1.3メーターも低く抑え、洪水の最高水位の時間を約４時間おくらせることができたということでございます。鶴田ダムがない場合、あのときの洪水を向かえていたなら、人命や資産の被害ははるかに大きくなっていたのではないでしょうか。ダムには洪水時の最大流量を減じたり水位上昇をおくらせる調整機能があるために、下流域の市民の減災活動にも効果があるというより、むしろ減災活動を実行するために必要な施設と思うわけでございますが、このことにも市長の見解をお願いします。

１回目を終了します。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

頻発する洪水への認識はということでございますが、この５年間で避難勧告を発令していないのは平成19年度だけという本市の状況から考えましても、治水という問題は行政の最も大きな課題であると考えております。また、ダムは減災活動に必要な施設ではないかということでございますが、ダムという大型の治水施設による洪水調整機能を減災と呼べるかどうかはわかりませんが、施政方針でも述べておりますとおり、洪水に対してダムは一定の効果があるものだとは認識いたしております。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　続きまして、２回目の質問でございますが、市長は川辺川ダム計画そのものを白紙撤回することを求められております。川辺川ダムについては、かんがいと発電の事業者がダム事業から撤退することを表明していることから、現在のこの計画が見直さなければならないことは事実であろうと思いますが、市長が言われるいわゆる白紙撤回とは、多目的ダムとしてのこの川辺川ダム計画を撤回し、新たなダム計画を作成せよということなのか、あるいはいかなる計画であれ、ダム計画は白紙であり、認められないということなのか、明確にしていただきたいと思います。

また、市長は国土交通省に流水式ダムについては十分に時間をかけ、よくよく説明責任を果たすように希望をされております。記者会見においても、貯留式ダムについてはノーではあるが、流水式ダムについてはノーとは言っておられません。このことは、洪水調節や治水対策の必要性を市長みずから認められておられるので、流水式ダムについてはあいまいにしかお答えにならなかったものと私は認識しております。また、みんなが納得することこそ大事だとも述べられておりますが、近年のこの洪水の発生状況を考えれば、人吉の洪水対策は急務であることは論を待ちません。流水式ダムについて、市長がノーと言われない理由について市長の見解をお尋ねします。

３回終了します。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

白紙撤回ということでございますが、現行計画である川辺川ダム建設計画を白紙撤回していただきたいという見解を述べさせていただいておるところでございます。よって、具体的な治水施設を何にするのかは、私どもの知識の及ぶところではございませんので、現在何も申し上げられませんが、施政方針でも述べておりますとおり、今後国の方で温故知新、河川工学に基づき、環境に配慮した治水対策が最高の知見を結集して鋭意御検討いただけるものだと期待をいたしております。

お尋ねの流水式ダムについてでございますが、私自身がその技術的、科学的検証について十分に把握をいたしておりません。この流水式ダムについて、この効果、能力等々において

科学的に実証され、流域住民に十分な説明がなされ、しかも流域住民もこれを理解し受容するものであれば、治水施設として選択肢の一つではなかろうかなと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　３回目でございます。市長は、当面のこの河川整備は河床にたまった土砂を可能な限り撤去する工法を依頼されております。しかし、国土交通省の資料によれば、河床が掘れても洪水は4,000立法メートル毎秒までしか安全に流すことはできず、それ以上掘ると人吉市地方特有の軟弱な岩盤であります人吉層の地盤の安全性が損なわれることになります。また、河床掘削時に水の濁りが生ずることにもなったり、アユの食する藻がつく転石等もその河床掘削等によって減少する事態になれば、人吉の貴重な観光資源でございます球磨川下りやアユへの影響が懸念され、人吉のかけがえのない財産である球磨川にはかり知れない影響が出ることは必至でございます。このことは、恵み豊かな球磨川を単なる無機質な水路化することであり、また河床掘削は温泉の泉脈や泉源の攪乱や破壊を招く恐れがございます。過去にはそういう事例もございますので、温泉の湧出に甚大なる影響が出るやもしれません。これこそ環境破壊に直結するゆゆしき問題でございます。このような河床掘削はとても受け入れることのできないことと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

なお、市長の言われる河床整正は、球磨川水系河川整備基本方針で定める人吉地点での計画流量、市長も治水上の数値目標という点で理解されております流量、すなわち4,000立法メーター毎秒までの河床整正なのか、あるいは4,000立法メーター毎秒を超える、それ以上の大規模な河床整正なのか、明確にしていただきたいと思います。もし、後者の場合、人吉は安全になっても人吉の下流は洪水時の流量が増すことから、これまで以上に下流市町村を危険にさらすことになります。治水対策は人吉だけの問題ではなく、八代市、芦北町、球磨村など下流域の市町村にとっても重要な問題でございます。球磨川流域の市町村はある意味で運命共同体でございます。人吉だけが安全になり、下流の市町村が危険にさらされるような河床整正の工法をとるべきなのか、市長の見解をお尋ねします。

３回目終了します。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

これまでも、また先ほど森口議員のところでもお答えをいたしましたとおり、大規模な河床掘削は環境に大きな影響を与えるものと考えております。私が施政方針で申し上げておりますことは、しかるべき新治水対策が決定されるまで、当面の課題として、可能であれば堆積した土砂などの河床整正を申し上げておるのであり、新治水対策としてカットすべき3,000トンを河床掘削に求めているわけではございません。河床整正と河床掘削という言葉の定義をしてまいらなければならないと思っておりますが、あえて可能であれば土砂のしゅんせつ、堆積物を除去するという意味で、河床整正という言葉を使わせていただいているわ

けでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　４回目でございます。

市長は、洪水時においても決して犠牲者を出さないという決意のもとに、避難対策を町づくりの重要な項目の一つとして位置づけておられます。しかしながら、これまでのこの災害時の実態を見るにつけ、避難勧告指示を出しても、住民はなかなか避難しないということもまた事実でございます。今後、少子高齢化がこれ以上進むと、災害時における避難はこれまで以上に困難になると思われます。また、仮に住民は完全に避難できたとしましても、家屋等は避難はできないわけでございます。近年の洪水で水害を受けた地域を見ても明らかなように、その被害は深刻でございます。

さらに、人吉は九州の小京都と言われるように、人吉城や国宝に指定された青井阿蘇神社に代表されるように、歴史的な、また文化的町並みが先人の努力によってこれまで保存されてきております。これが一たん破壊されると取り返しのできない事態に陥ることが懸念されるわけでございます。

このように、避難することが困難な市民が出てくるような事態や大切なこの資産を守ることができない現状、また河川では4,000立法メートル毎秒でしか安全に流せないという現状を踏まえても、ダムの白紙撤回により洪水時に市民に避難勧告の逃げろ逃げろだけでよいのでしょうか。水害は時に想像を絶するものがございます。行政の最大の使命は住民の生命と財産を守ることは言を待ちません。生命だけを守っておればよいというものでもございません。この財産を守る方策について、市長はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

私は、避難体制を行政と市民が一体となって整えると同時に、80年に一度の水害を防ぐ治水施設、治水対策が必要であると申し上げているところでございます。たび重なる気候変動、ゲリラ豪雨が毎日のように報道される中で、減災という思想も含めて、災害は必ず起こるものだということを前提にした町づくりが最も重要だと考えております。

誤解を恐れずに申し上げますと、すべての災害において我々の財産が危機にさらされることは可能性としてあるということでございまして、当然その財産を守らなければならないのは必要でございます。特にどんな洪水が来ようとも、一人の犠牲者も出してはならないというのが私の最大の思い、行動原理でございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　最後に、市長は川辺川ダム建設を白紙撤回する理由として、生物の多様性の危機という観点からも述べられております。生物の多様性が重要であることは私も

同感でございます。しかし、それは市民の生命と財産をいかに守るかということとあわせて考えなければいけない問題だと思います。私は、人が大事なのか生物か大事なのかという二者選択を迫るつもりもございません。クマタカや貴重な昆虫ももちろん大事でございますが、市民の生命財産を守ることこそ行政として最も優先すべき問題であり、地域の発展や持続的なこの活動を維持することを支え、市民が安全・安心に暮らせる社会を提供することは、行政の基本的な責務ではないでしょうか。

なお、ダム建設事業に限らず、道路公園などの社会基盤施設、これを整備するに当たっては、環境への影響を極力回避し低減する措置を講ずることは言うまでもございません。川辺川ダムにおいても、球磨川流域の環境保全のためにさまざまな調査や対策に取り組まれていると聞いております。ついては、この人吉球磨の豊かな自然環境を背景にして、安全・安心に暮らせる社会づくりにつきまして市長の見解を最後にお尋ねし、質問を終了します。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

私たちにとって一番重要なことは、市民の生命、財産を守るということは論を待たないところでございます。持続可能な人類の幸せを願い、永遠の地球を子孫に残してまいらなければなりません。非常に大きな視野になってしまいますが、そのためには、田中議員御指摘のとおり、市民の安全・安心な暮らしの確保と生物あるいは環境全般への配慮とのバランスが最も重要であり、施政方針で最後に述べさせていただいておりますように、どのような治水対策がとられようと、山と川の恵みを海へとつなげていくような球磨川であってほしいと願うものでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　３点目の質問でございます。

県道人吉水俣線の未開通部分の道路改良についてでございます。この問題は、過去にも質問がなされたと思いますが、その後、どうなっているのかということでお尋ねします。

この県道人吉水俣線は、相良町の国道219号線、相良公園を始点に西瀬橋を通り、下戸越町、中神町の小柿町内を通り、大柿町内の涼戸地区で未開通になっております。また、数キロ先の球磨村の鵜口観音さんあたりからまた始まっておりまして、球磨川左岸の旧国道を走り、一勝地で芋川に沿って上流に向かっております。この県道は、「ひとよし春風マラソン」でもおなじみでございますが、先ほど申しましたように、大柿町内の涼戸地区で未開通のためによそから来られた車は、途中で引き返すのもよく見かけております。何よりも開通すれば、人吉の南部から西部にかけての産業や流通に多大なる貢献をするものと思っております。

また、この県道の開通は、人吉のみならず球磨村でも期待する声が大きいと聞いております。そこで、１番目に、この未開通部分の道路改良の話はどうなっておるのかお尋ねします。

また、この県道人吉水俣線の未開通部分について、先ほど球磨村でも期待する声が多いと申しましたが、今までに球磨村とこのことについて何か協議を持たれたことがあるのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　こんにちは。田中議員の御質問にお答えいたします。

１点目の未開通部分の道路改良の話はどうなっているかと御質問でございますが、人吉市大柿地区と球磨村八久保の約１キロメートルの未開通区間の道路改良計画につきまして、管理者でございます県にお尋ねしましたところ、財政的に非常に厳しいことから、防災上、または、安全性など緊急度を勘案し、計画されているようでございまして、この路線を新規事業として取り組むのは難しく、現在のところ具体的な計画はないとのことでございました。

次に、今まで球磨村と協議をされたかというようなことでございますが、平成13年８月、人吉市と球磨村と協議をいたしまして、早期着工実現に向け、人吉市長及び球磨村長名で県道人吉水俣線道路整備事業促進に関する要望書を提出したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　御答弁で大変難しいというような答弁であったわけでございますが、今後、どのようにして県に働きかけていかれるのかをお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　今後の働きかけはというようなことでございますが、今後とも本件につきまして、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　この県道人吉水俣線の現在の状況や県への働きかけ等を要望いたしましたが、未開通部分は、この球磨村の鵜口観音さんあたりまでの距離にしまして３キロぐらいあるでしょうか。しかしながら、大柿町から１キロメートルぐらいのところ、八久保地区には、球磨川に沖鶴橋がかかっておりまして、球磨村の大無田、毎床地区に通ずる立派な農道も走っております。これより下流側は急峻な山が続いておりますので、この未開通部分の全線開通ていうのはなかなか難しいものがあるとは思っておりますが、この沖鶴橋あたりまでは、途中までは小さな農道も通じていまして、地形的にも何とかできるんではなかろうかと思っているところでございます。

この私が、行っているこのあたり、執行部も余り知っておられる方は少ないのではなかろうかなと思いますので、田中市長もぜひ一度現地を見られて確認していただきたいと思います。

現在、県の方では具体的な計画はないということでございますが、県の考えを伝えるばかりでなく、県のこの優先順位を上げるべく努力をもっと考えるべきではないでしょうか。平成13年には答弁のごとく要望書も出ているということでございます。今後とも粘り強く県と

の交渉につなげていただき、なお球磨村とも連携をとっていただきますようにお願いをいたします。

続きまして、３回目でございます。

この県道人吉水俣線は、小柿町、大柿町の区間で大雨時毎年のように数カ所で土砂崩壊を起こしております。小柿町、大柿町では、この県道人吉水俣線が２トン車以上が通行できる唯一の生活道路でございまして、道路の交通どめ及び車両規制が行われるたびに不自由を来しておられます。

また、この土砂崩壊時には、この県道人吉水俣線に平行して流れる農業用の用水路、通称大柿用水路と言われておりますが、この中に土砂が流れ込み、農作業にも支障を来しているようでございますが、その土砂崩壊対策はどうなっているのか、お尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　小柿町と大柿区間の土砂崩壊対策についてでございますが、大柿側につきましては、議員御指摘のとおり、大雨時には農業用水路への土砂の流入あるいは道路通行への支障が考えられます。農業用水サイドからは、土砂崩壊部分への予防対策となる事業メニューがございませんので、土砂流入等が発生した場合には、その都度、災害復旧で対応をさせていただくこととなります。また、道路通行上の支障につきましては、道路行政サイドと林務行政サイドにおきまして現地を調査の上、どちらでどのように対応していくかの検討をいたしております。いずれの場合も県の判断が必要でございますので、球磨地域振興局に検討をお願いしました結果、林務行政の方で対応していくということで話が整理されております。実施につきましては、県営での予防的治山事業には該当しないということでございまして、今後の状況変化を見ながら災害復旧事業で取り組めるかを検討していきたいという回答をもらっているところでございます。

次に、小柿川につきましては、道路通行上において支障を来すという内容でございますので、県の方へ要望をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　よろしくお願いを申し上げておきます。

次に、住民の声からということで通告しております４点目の質問は、球磨川の万江川合流点より現在工事中の今回新しく名前が決まりました紅取橋までの右岸側の河川敷内の立木の問題でございますが、これも以前に先輩議員によってなされております。大水が出るたびに立木が流れを阻害するのではないか。もしくは、大水のとき過大の負荷が反対側左岸の堤防にかかるのではないかという、不安であるということを聞いております。

そこで、地元住民の強い要望がございまして、その後、どうなっておるのかお尋ねします。

また、この当地区は、左岸側は西瀬橋より小柿町の下流域まで自然石により立派に堤防が整備されております。しかし、その河川敷内に雑草、低木の雑木が繁茂していますが、その

対策はどうなっているのか。

また、小柿川の下流では、わざわざこの河川敷におりれるように堤防に消防用道路をつくってはありますが、雑草雑木の繁茂で用をなしていないのが現状でございます。

それと、その左岸側の河川敷内にわざわざ柳の木を植栽してございます。素人目にはなぜ植栽しているのか、理解できないところでございますが、このこともあわせてお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

国土交通省にお尋ねしましたところ、１点目の河道内の立木等の繁茂の件でございますが、治水上の影響や水系全体の状況、生物の生息、生育状況等をかんがみて、優先度が高い箇所から除去、実施していくようにしているというようなことでございました。

次に、消防坂路への雑草の影響による不都合が生じているというような件でございますが、この件に関しましては、大変御迷惑をおかけしておりますが、御要望があれば地元の消防関係者の方と現地を確認させていただき、その上で除草等の検討をしていきたいとのことでございました。

それから、河川敷内の柳についてでございますが、一般的に柳は根の密性がよく、川岸の保全とあわせて護岸のような役割も果たすことから、水制工を保護することを目的として水制工の覆土に植生したものと推測されますとのことでございました。

市といたしましても、今後も国土交通省に対しまして、御要望等していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　河川敷のこの立木の繁茂の件は、早く国土交通省に対応していただくように申し入れていただきたいと、このようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了します。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後０時３分　休憩

午後１時41分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　17番議員の山下でございます。３点ほど通告をしておりますので、通告に従いまして質問いたします。

１点目、市長の政治姿勢について、２点目、市長のマニフェストについて、３点目、市民の声の３点でございます。答弁の方、よろしくお願いいたします。

それでは、質問いたしますが、まず、市長の政治姿勢についてでございますが、先ほど森口議員、田中議員より詳細にお尋ねになりましたので、私の質問はなくなりました。重複するかもわかりませんが、私は私なりに端的に２点ほどお尋ねします。よろしくお願いいたします。

市長は、９月議会の冒頭、川辺川ダムの建設にかかわる市長の見解を申し述べられました。そこで、私は、五木村ダム水没者の一人として、川辺川ダム建設についてお尋ねします。

川辺川ダム建設計画が発表されて以来、約40年が経過していることは御承知のとおりでございます。川辺川・球磨川水系では、非常に悲痛な災害が昭和38年、39年、40年と３年連続発生し、流域住民は大きな痛手をこうむったわけでございまして、これを契機に昭和41年に川辺川ダム建設計画が発表されたわけでございます。

この災害では、五木村はもちろんですが、下流、特に人吉の被害は大きく、それ以前から人吉市街地の商店街はそのほとんどが毎年床上浸水など被害に悩まされていたのも事実であります。

五木村においては、村の上流部に防災ダムを建設してほしいとの陳情がなされましたが、下流域の住民を洪水から守るためには、どうしても欠かせないという理由から役場や学校、商店街のほとんどが水没してしまう川辺川ダム建設が計画されたのであります。

この昭和47年４月の川辺川ダム建設計画の発表は、まさに五木村にとっては青天のへきれきであり、村民の方々はこの日の心情は、苦痛は、筆舌に尽くしがたいものがあったのではないかと思っています。

以来40年余りにわたり、村の存亡とみずからの生活を守るための苦渋の選択を迫られ、日々が続いたのであります。

昭和56年から補償交渉が始まり、妥結と同時に移転が始まり、生活の不安、さまざまな理由から離村が相次ぎ、水没予定者約500世帯のうち300世帯のほとんどの方が住みなれた村を離れていかれました。生れ育ったふるさと五木を泣く泣く去っていった多くの水没者の方々、新しい村の姿を見ることなく、他界された方々の心情を思うとき、私たちは、このことを深く胸に刻んでおく必要があるのではないでしょうか。

計画発表当初の反対運動、その後、裁判闘争など、水没住民の方々が必死に頑張っておられるとき、下流からそれを支えるような声はなかったわけであります。

補償問題も妥結し、40年余りの苦悩の歴史を終えて、水没地域では新たに村づくりが本格化しつつあります。

現在までの経過を述べましたが、なぜ今市長はダム建設について建設反対とも意見保留とも受け取れるような意見を表明されたのか、今後の五木村、相良の村づくりに対しては、最大限の御協力をさせていただく所存とも発言されています。

水没というとうとい犠牲のもとに、地域社会の再生に向けて努力を行い、ダムを中心とし

た村づくりを考えている五木村に対して、どのような方法により最大限の協力を行うつもりなのか、市長の見解を伺いたい。

また、質問はしておりませんが、本日の森口議員の質問において、市長は、川辺川等について、現地調査をされたとの答弁でしたが、いつごろか。また、１人でなのか、ほかにおられたのか。五木村、相良の役場あたりにいろいろとお尋ねしての調査だったのか、どのようにして調査なさったのか。歩いてか、車中からか。わかる範囲で結構でございます。お尋ねします。

１回目終わります。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

五木村、相良村への御協力を申し上げたいと存じておりますことは、治水対策の進捗にかかわらず、五木村、相良村の振興策について最大限の御支援をいただくように国、県に要望活動を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

特に、五木村が望んでおられることは、ハード面におきましては、頭地大橋の建設と代替地の農地造成とお伺いをいたしております。いかに今後五木村が立ち行くかを国、県に鋭意お願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

８月の現地調査でございますが、たしか８月６日であったろうと思っております。企画課の職員並びに国土交通省の職員とともに移動手段としては車を使い、現地ではそれぞれ歩いてじかに調査をさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２回目の質問でありますが、市長、答弁していただきました。私は、ダム水没者の一人としてまだまだ言いたいことがいっぱいありますが、私はダム建設推進の一人として申し上げたい。私の考えで申し上げますと、ダム建設案の反対の方々は約４割ぐらいがダムに関係のない、または災害に関係のない方々ではないかと思っております。梅雨時の川辺川・球磨川水系の人吉球磨の河川の現状、御存じであろうかと思います。前市長から田中市長、何回避難勧告出されましたか。川辺川・球磨川周辺の住民の方々は、日夜恐怖感を持ちながら眠れない状況だと思っています。市長は、現在、丘に安住の地として住んでおられますが、もし市長が川辺川や球磨川周辺の低い水害地帯に住んでおられるとしたら、市長はどう思われますか。市長が恐怖感がないと言われるなら、相当図太い人だと思います。

自然や環境保全は大切です。しかし、その河川周辺で住んでおられる方々を思うとき、住む人々の生命、財産、生活する者は、何よりも優先されるものであると考えます。水没者の一人としていろいろ申し上げましたが、ダム建設について市長、考え直しをされませんか。締めとして最後に市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　洪水常習地帯の皆様方も、梅雨時や台風時の増水時など、本当に夜

も眠れないといった状況だとお察しいたします。

私も洪水常習地帯に住んだ経験もございます。店舗も最近まで保有いたしておりましたので、洪水警報のたびごとに商品を２階に上げるなどして対応したものでございます。

御溝を抱える瓦屋町の山下議員も全く私と同じ心境だと思っております。現在でも大雨洪水警報が発令されるというような大雨が降ると、市内一円の河川の水位や土砂災害のことが心配で寝ているどこではないという状況が私自身のこととしてよくわかるわけでございます。

ダムについての見解でございますが、現行計画である川辺川ダムについては、熟慮した上での判断でございまして、関係各位の御理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　一定の答弁をしていただき、ありがとうございました。

ダム関係については終わります。

次に２点目でございますが、田中市長の人吉再生宣言のマニフェストについてお尋ねします。

マニフェストによりますと、大きく基本理念のうち人吉市の現状についてのうちの人吉市の将来像などのビジョンについて市民のみんなでおもてなし、優しさのあふれる人吉のまち、次にすぐ行う事業施策として、入札制度の改革と情報公開、財政改革、少子高齢化対策事業、次に、４年間で行われる重要施策のうちの人吉駅舎の新築等周辺整備、温泉町周辺の温泉特区地区指定事業、それから、農業特区と焼酎特区の実現となっています。

質問としてお尋ねするのは、４年間で行う重要施策のうち、人吉駅舎の新築等周辺整備でございます。

質問の１点目でございますが、平成20年３月議会において、市長のマニフェストに関することについて同僚議員の立山議員より詳細に質問があっています。質疑の回答の中身の内容についてお尋ねいたします。

本事業計画について、地域住民等の方々、商店街の方々、交通、観光関係の方々に対し御意見をお伺いするとのことであり、また、意見集約するメンバーについても検討するとなっているが、メンバーはどのような方々か、また、意見はどのような意見が出たのか、伺います。

以上です。

○建設部長（山上　茂君）　１回目のメンバー並びに意見の集約についての御質問にお答えさせていただきます。

メンバーの方につきましては、団体名についてのみ御回答させていただき、氏名のほうは控えさせていただきます。

メンバーは19人の方に御参加をいただき、ワークショップの形式で御意見をいただいてお

ります。地元関係者といたしまして、中青井町内会、人吉やまぐち駅弁、人吉駅通りまちづくり振興会、青井阿蘇神社、人吉市立第二中学校ＰＴＡ、国際ソロプチミスト人吉の方々でございます。

駅関係では、九州旅客鉄道株式会社熊本支社、観光関係では、人吉温泉観光協会と人吉物産振興会、商工業関係は、人吉商工会議所、交通機関におきましては、人吉駅構内タクシー、産交バス株式会社人吉営業所、くま川鉄道株式会社でございます。

福祉関係につきましては、人吉市社会福祉協議会と車いす利用者の方、官公庁関係は、球磨地域振興局から建築関係者と総務関係者に御参加いただいております。

そのほかに、広報ひとよしにて市民公募を募り、一般枠で参加していただいております。

御意見の内容についてでございますが、現在ワークショップを２回実施しているところでございまして、１回目が６月13日に実施いたしまして、まずは、現地見学を行い、「駅前広場を考える」と題して、駅前広場を地域の財産として持続していく方策などを話し合っていただき、御意見をいただきました。

主な御意見といたしまして、駅前広場の顔になる施設がほしい。レンタサイクルの貸出場が遠い。交通の拠点の駅、バス、タクシーのターミナルの整備、観光バスの駐車場がほしい。雨天時、駐車場から屋根つき通路と駐車場にも屋根つきにしてほしい。足湯の設置など、いろいろな御意見をいただいたところでございます。

第２回目のワークショップは、７月17日に実施したところでございます。

内容といたしましては、前回の成果、他地区での実施事例等を参考に、駅前広場のあるべき姿について討議をしていただきました。

出ました御意見といたしまして、緑あふれる駅前広場、写真を撮るときに安全で絵になるような広場、景観を悪くしない屋根のデザイン、ロータリー内部は修景スポットとして整備する、東側に広場を整備し、モニュメントをつくる、駐輪場はできるだけ駅近くに設置する、歩道の幅に余裕を持たせるなどいろいろな御意見をいただきました。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２回目の質問に入りますが、駅前の街路事業、駅前モニュメント、トイレなどを含む関連事業を駅前ふれあい事業として私在職中に平成３年から平成９年度にかけまして事業を実施してまいりました。これらの事業につきましては、特に、ＪＲさんにおいては、いろんな面において非常に苦慮した経験がございます。今後、各事業面において、交渉が難航するんではないかと思っています。また、ほかにも関係者もあるのではないかと思いますが、ほかの関係者とは、例えば、ＪＲと産交さんとの話し合い、または、タクシー会社との話し合いがある程度進んでいるのか、お尋ねします。

２回目です。

○建設部長（山上　茂君）　現在におきまして、九州旅客鉄道株式会社様と産交運輸株式会社様などの直接的な話し合いにつきましては、市のほうでは確認はとれていない状況でございます。

先ほどのワークショップのメンバーの紹介で御紹介させていただきましたが、駅関係で、九州旅客鉄道株式会社熊本支社及び産交バス株式会社人吉営業所、人吉駅構内タクシー様からそれぞれ代表で参加していただいておりますが、現時点での直接的な話し合いをする要件などは発生していないと思われます。

今後、協議を進めていきます中で、協議の必要性が発生してきた場合は、早急に対応をお願いしてまいるつもりでございます。

また、バラ園につきましては、国際ソロプチミスト人吉様から苗木の贈呈を受け、バラ園を設置しておりますので、今後のバラ等の移植につきましては、理事会及び例会で説明をさせていただき、協力をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３回目に入りますが、駅舎建築についてでありますが、新築か改築かわかりませんが、駅舎建築費用についてどのようなＪＲと市との負担割合となるのか。また、金額市負担となるのであればおかしいと思いますが、負担割合をお聞きしたい。

以上です。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

駅舎の建築につきましては、九州旅客鉄道様の話によりますと、現在の駅舎は、新築や改築ではございませんで、外観部の意匠やりかえ並びに改札口、待合室及び事務室の内部改装とプラットホームの改装などを予定されているところでございます。

これにかかります費用につきましては、九州旅客鉄道様の費用で行われ、本年度中に工事を予定されておりまして、予算につきましても確保されているようでございます。ただし、市のほうでは駅舎の一部をお借りし、観光情報センター、観光案内所、相良三十三観音めぐりゼロ番札所、物産品展示、くつろぎのスペースなどを設置したいと考えておりますので、これにかかる費用などにつきましては、市のほうで対応しなければならないと考えているところでございます。

お借りする駅舎のスペースにつきましては、現在、九州旅客鉄道株式会社様と協議中でございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　４回目でございますが、一定の答弁をいただきました。メンバーは19名で、氏名の公表は控えさせていただくとのことですので控えますが、本当はお聞きした

かったんですが、まあいいでしょう。

意見もいろいろ出ているようです。現在のところ、まだ話し合いも進行中とのことでありますので、今後、各関係機関との話がスムーズに進むことを期待しております。いざこざが起きないようお願いいたしたいと思います。

３月議会において、委託料として、測量業務、基本計画、基本設計、デザイン料として1,650万円を計上され、今議会もまた実施設計委託料として約1,300万円程度の提案がされています。駅舎及び駅周辺整備事業の委託料の合計金額は約3,000万円の委託料でございます。かなりの高額な委託料だなと思っておりますが、設計内容などが我々にはどうしてなっているのかわかりません。3,000万円程度の設計料を支払うわけでございますので、すばらしい基本設計、実施設計ができ上がることを期待するとともに、早く公表できるのをお願いし、マニフェストについては、要望としてお願いして質問を終わります。

次に、市民の声の２点目でございますが、西南戦争及び道路整備について伺います。

上原田町馬草野の林道照岳線近くに西南の役のざんごうが残っています。このざんごうには、毎年西南の役で戦死された方の遺族の方々が供養においでになったり、九州大学の学生が研究など、また、登山に来られたりしているそうです。

地元の人の話によりますと、毎年供養においでになる方は、現在合併によりましてさつま町となっていますが、現在、このさつま町長で井上章三様ございます。戦死された方は町長のひいじいさんだそうでございます。

また、このざんごう近くからは、眺望もよく、観光的においても開発ができないかと、地元からの声が上がっています。私も地元の人と現地に行って見てまいりました。そこで、１回目の質問でございますが、開発する上で西南の役以降ざんごうを教育部として、文化的・歴史的にどのように位置づけられているのか伺います。

○教育部長（浦川康徳君）　こんにちは。御質問にお答えいたします。

西南の役以降の文化的・歴史的位置づけについてでございますが、照岳越えは中世の相良氏が八代方面への道として利用していた主要道路でありましたが、近世になると球磨川沿いに人吉街道が整備され、人吉藩の参勤交代などにも利用されることになりまして、照岳越えは藩の主要道路から外されます。明治10年、西南の役が勃発し、熊本まで到達した薩軍は官軍との戦いに敗れ鹿児島へと敗走します。官軍は薩軍の追撃を開始し、西郷軍の本営のある人吉に進入します。照岳越えも官軍が人吉進入に使用した道で、球磨村境界付近の尾根には薩軍砲台跡として土塁が残り、また人吉寄りの堂ノ尾には幾つかのざんごうが見られ、両軍の戦いがあったことを物語っております。特に、堂ノ尾におきましては、多くの兵士が戦死したと、地元では古くから語り継がれておるようでございます。この照岳越えにあります砲台跡、ざんごう跡につきましては、人吉球磨地方の山間部での西南の役の戦跡遺構の一つとして位置づけておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２回目の質問でございますが、１回目の答弁によりまして、私たちが殿様道路と言っていた道路について、私は詳細に、西南戦争の経緯と申しますか、いろいろと知ったところでございます。地元の人たちによりますと、多くの方々がおみえになり、先ほど申し上げましたように、毎年供養においでになる町長さんたちに対しても、また眺望もいいということで、開発してほしいとの強い要望があることは、先ほどお話しましたとおりでございます。

そこで、質問ですが、もし開発としたら、林道及び作業道から遺構までの参道を開設するとしたら、どのくらいの、概算の概算で結構ですが、費用が必要なのかお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　山道についてお答えします。

森林の管理運営上の道路開設の必要はございませんが、御質問のとおり山道として開発する場合の費用としましては、林業に要する作業道を開設する場合の標準的な費用で申し上げますと、おおむね200万円程度かかるのではないかと存じます。

以上、お答えします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３回目でございますが、井上町長さんの話によりますと、供養においでになる方もかなり年配とのことで、山登りとなると大変で、できれば車が行くようになると参拝者も多くなるのではないかとのことでございます。地元の方々も要望しておられます。単年度ではできないと思いますが、単年度でできたほうが一番いいのですけれども、財政上大変と思いますので、徐々にでも結構でございます。参拝者、地元の方々のたっての要望でございます。よろしくお願いし、この件については終わります。

続いて、市民の声の２点目でございますが、グラウンドゴルフ場整備についてうかがいます。

平成17年12月議会において、同僚の下田代議員が質問されておりますが、私は市民の方よりたってのお願いでありますと言われ、グラウンドゴルフ場役員さん方々からもお願いがありましたのでお尋ねします。

要望でございますが、グラウンドゴルフの人口も非常に増加し、県内の競技大会も数多く行われているとのことでございます。大会競技場も近ごろは土のグラウンドでなく、芝生の競技場に開発なるようであるとのことでございます。土のグラウンドが、会場が悪いとは言いませんが、できれば芝の競技場が開設できないかとのことであります。人吉の大会は会場が狭いため、飛び飛びの会場でしなければならなく、大会に非常に支障を来たすということで、大会がスムーズにできないとのことであります。このようなことで、県大会も受け入れができない状況とのことであり、話によりますと、大会を人吉でしたいとの要望が何回かあ

ったそうですが、先ほど述べましたように、競技会場が狭いため受け入れができなかったとのことであります。

そこで、お尋ねします。以前、県体で使用しました石野の公園でございますが、芝生広場とキャンプ場を整備して使用できないかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

石野公園の芝生広場とキャンプ広場を整備して、グラウンドゴルフ場として使用できないかというような御質問でございますが、グラウンドゴルフ場として整備する場合は、標準ホールで外回りコース４ホール、内回りコース４ホールで、内訳は50メーターが２ホール、30メーターが２ホール、25メートルが２ホール、15メートルが２ホールと、この長さが必要でございます。現在、石野公園では、このスペースを確保できる場所といたしましては、公園の西側に設置しております運動広場とキャンプ広場、創作広場の３カ所が該当すると思われます。運動広場につきましては、現に芝生がありまして、そのまま使用できるものと思われます。キャンプ広場につきましては、植栽等もあり、若干の整備は必要になってまいりますが、基本的にはキャンプ場としての整備をしておりまして、ここを利用される方々もおられますので、専用のグラウンドゴルフ場としては利用できないものと考えられます。また、創作広場につきましては、芝生がありますので、そのまま利用できると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２回目の質問に入りますが、グラウンドゴルフ場整備について、私なりの考えですが、石野公園周辺に水田がございます。現在の石野公園を計画変更を行い、何かの公園事業があるかと思っています。公園事業で農地を購入して、現在の公園とあわせて近ごろの芝生の競技場として整備できないかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

御質問いただきました場所は、石野公園とキャンプ広場の間にある約５ヘクタールの農地の部分でございますが、石野公園は、平成13年３月に20.98ヘクタールを供用公告し、都市公園として完了している所でございます。グラウンドゴルフ競技場を整備するといたしました場合、都市公園として区域の変更を行い、公園整備することには問題はございませんが、都市公園の補助事業として事業できるかは県との協議になってくるかと思われます。ただし、現地は60筆以上の優良農地でございまして、現在多くの方が耕作をされておられますので、用地買収が可能かどうか、また優良農地を購入して事業計画しますと、多大な事業費がかかるものと思われます。現在の市の状況を考えましたときに、事業は非常に困難ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３回目でございますが、市長にお尋ねします。

先ほど述べましたように、グラウンドゴルフ愛好者を初めグラウンド協会の役員さん方々のたってのお願いでございまして、愛好者が言われますには、健康増進はもとより人生の生きがいとのことであります。市長は、マニフェストによりますと、いろいろと上げておられますが、観光面を重視しておられるようでありまして、高齢者の方々はお金持ちでございます。市長、いかがですか、競技人口も増加しております。話によりますと城南地区大会においても、約1,000人程度の競技者がおいでになるとのことであります。全部の競技される方が宿泊されるとは思いませんが、温泉に入ったりし、体をいやし、球磨焼酎を飲みながら宿泊されて静養していただく、このようにするには現在の石野公園の状況では呼びこめないと思います。いかがでしょうか。先ほど言いましたように、石野公園の売店の収益も上がりますし、またホテル、旅館等の集客も増加するのではないかと思いますが、まあ一石二鳥とは言えないかもしれませんが、どうですか、市長、ぴしゃっとした芝生グラウンドゴルフ場を整備されませんか、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

先ほど部長が申しましたように、1,000人規模の大会を誘致する施設をつくりましたときに、現在の財政状況に勘案し、非常に厳しいものがあると考えられます。今ある施設の範囲内でいろんな大会を誘致していただきますと、御指摘のとおり売店の収益もさることながら、旅館や商店街に多くの収益が上がり、環境の面からもプラスになるものと考えております。ただ、1,000人規模以上のグラウンドゴルフ大会は３カ月前より、ある方からアイデアをいただき、人吉・球磨地区でも最も環境が優れた所で、九州各県の団体を巻き込んだ小規模の予算で人吉市に大きな成果が上がるよう、ただいま可能かどうか調査をしているところでございます。

また、石野公園の活性化策につきましては、今後運営委員会の皆様方ともよくよく御相談させていただき、何とかにぎわいのある公園としていかなければならないと存じておりますので、山下議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　最後になりましたが、これはたっての高齢者たちのお願いであります。これは、私は散歩しているんですが、その間に必ず言われるわけです。もうこういうことを、やはりいろいろと話を聞きますと、やはり観光面にもプラスになっとじゃなかなって、そう言われるわけなんです。やはり早く、金がないと言えば何もできませんので、できるだけ徐々に買い上げていって、やるという方法もあるかなと思いますので、これは要望でございます。そういうようなことで、早く開始していただくことを御期待しまして、一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後２時25分　休憩

―――――――――――――

午後２時41分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簑毛正勝君）（登壇）　19番議員の簑毛でございます。先に３人の方が川辺川ダムについて質問されておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、私なりに質問をしてまいります。

市長の施政方針よりで１点、市民の声よりで１点質問いたします。順序は通告のとおりに行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、市長の施政方針よりの川辺川のダム見解についてでございます。

本市では、近年において平成16年度から４回にわたって避難勧告が出され、球磨川の水位が人吉観測所で計画水位を超えたことから、球磨川流域住民の安全・安心を守るため確実な治水対策が早急に求められております。そのような中、市長は９月議会の施政方針の中で、川辺川ダム建設計画にかかわる見解を発表され、従前の計画から利水事業と電源開発が離脱した今、当初の計画である治水対策のみにその目的が限られてきた以上、計画そのものを白紙撤回し、河川法に諮り地域住民の意見がよく反映された治水対策を講じるべきと申されました。白紙撤回を求められました。私の所には、流域住民から早急な治水対策ができない恐れがあり不安であるというような意見を聞き及んでおります。

そこで、質問いたします。貯水型ダムについて、一定の見解を発表されましたが、各方面からどのような反響がありましたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今回の白紙撤回につきまして、さまざまな御意見があることはよく存じておりますが、私どもの所へは現時点では支持するという御意見が主に届けられているようでございます。

以上、お答えといたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　２回目は、民意という観点から質問したいと思います。

新聞報道等によりますと、市長は、川辺川建設計画の判断に当たり、大切なのは流域住民の民意である。判断材料として、ダムを望まない市民の声の高まりを最重視したというようなことを記者会見で強調したというような旨の報道がありました。

また、市長は施政方針の中で、流域住民の民意の例として、現在ダムによる治水対策は多くの市民に根強い抵抗感があり、特に水害被害者の多くは昭和40年７月３日の水害が増水し

た球磨川に市房ダムの放流が重なり、洪水被害が引き起こされたものとして、ダムによる水位に大変な危惧を抱いておられます、ということを申されました。

この昭和40年７月３日の水害においては、衆議院調査局により平成12年３月に報告書が出されておりまして、市房ダムの放流が水害の原因とする主張は理論的に妥当でないと報告をされております。つまりは、増水した球磨川に市房ダムの放流が重なり、洪水被害が引き起こされたという誤解が生じ、広がっていると私は思います。私が現在の川辺川建設計画の民意について考察する際に心配するのは、ダムが被害を増長させるという誤解が広まっているのではないかということです。ダムは水を貯水するもので、ダムによる治水対策が最も治水効果が期待できる手段でありますが、ダムが被害を増長させるという誤解が広まっております。

そこで、質問いたします。住民にもっとダムの治水効果を説明していき、ダムは危険であるという誤解を解いていくような努力が行政に必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

衆議院調査局での調査、住民説明会、県の住民討論会も含め、これまで多くの努力が費やされたことは承知をいたしております。また、私自身もダムが犯人だとは言ったことはございませんが、しかしながら、昭和40年水害の体験者の多くが、いまもってダムによって洪水が増長されたと信じておられます。その理論や説明で覆すことは不可能なほど鮮烈な実体験として記憶されておられます。私は、議員が御指摘のように、説得するのも行政の大きな仕事だと思っておりますが、この問題につきましては、解決できる方向にかじを取るというのも行政としての決断だと考えている次第でございます。

以上、お答えといたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　３回目は、施政方針の中で申された当面の河川整備について質問したいと思います。

当面の河川整備ということで、球磨川水系の河床にたまった土砂の除去、内水排除施設の整備、堤防未整備箇所の解消や護岸の基礎強化等を上げられました。ダムの代替案ということでの発言ではなかったと思いますが、ダムの代替の方法として堤防のかさ上げや河川の掘削を行った場合の影響について、私が議会活動を通じて吸収した情報によりますと、次のような問題点があるようでございます。

堤防のかさ上げをダムの代替方法とした場合、ものすごい高さの堤防が必要となり、橋についてもかさ上げが必要となる。２といたしまして、人吉大橋では約５メートル上げないといけなくなり、景観が悪くなって観光に影響が出る。堤防の支えも補強しないといけない、土地を多く必要としてしまいます。河川の掘削をダムの代替方法とした場合、人吉地点には

浅い所には岩が多数分布しております。効果の範囲は限定的で土砂はすぐたまってしまう。生活環境やアユなどの生態などに影響はないのか懸念をされます。

そこで質問をいたします。堤防のかさ上げ、河川の掘削についてどのような御見解をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

人吉地点での基本高水流量毎秒7,000トン、そのうち河川では毎秒4,000トンでしか流せないという計算でございまして、施政方針で述べておりますとおり、3,000トンをしかるべき治水施設や対策で担保しなければならないということでございます。堤防のかさ上げや河川の掘削については、それを河川自体で担おうという代替案でございますが、堤防のかさ上げについては、先ほどもお話を申し上げましたとおり、のり面が広く必要なため、市街地部分に大きな影響が生じ、用地の確保などが困難でございますし、河床の掘削は河川環境に大きなダメージを与えるものだと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　４回目は、流水型ダムについての見解についてお尋ねをしたいと思います。

国土交通省九州整備局は、去る８月25日に球磨川水系の河川整備計画で、従来の貯水型に加え洪水時以外は水をためない流水型ダム、いわゆる穴あきダムを選択肢とする考えを示しました。流水型ダムの特徴として、治水機能として基本的には貯水型ダムと同じで、基本的には川の通常の状態を保つということになります。土砂の堆積、あるいは流入水質の変化というものは、従来型のダムに比べると極めて少ないということが上げられます。私も実際に島根県の益田川ダムを視察調査いたしましたが、治水効果があり、ダム前後を見る限り全く普通の川で環境に優しい印象を受けたところでございます。

そこで質問いたしたいと思います。

まず、貯水型ダムと流水型ダムの違いについて、市長はどのようにとらえているのかお尋ねいたします。

次に、川辺川ダムの目的が治水専用ダムとなったため、選択肢として流水型ダムの治水対策効果についてどのようにお考えですか。

３番目に、流水型ダムを実際に見られたことはありますか。

４番目に、市長は民意を考慮して、貯水型ダムについて白紙撤回を発表されていますが、国土交通省によると、河川掘削や堤防のかさ上げによる治水対策は大変難しいという見解があっております。このことを踏まえ、流水型ダムについて、民意があれば賛成という見解を示されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　その違いについて、さまざまな説明があると思いますけれども、私

もよく学んでおりませんので、一般的なイメージで恐縮でございますが、人口湖をつくり人為的な操作による洪水調節を行う貯留型ダムと自然に近い形で、普段は流水する治水専用の施設が流水ダムと考えております。これは、洪水時には流入より少ない流量が流れるような構造になっており、一時的に貯留することでせき上げ効果のような洪水調節を行うことができるものだと聞いております。

また、実際に島根県の益田ダムの存在は存じてはおりますが、現地まで出かけてみたことはございません。その流水ダムについてでございますが、国土交通省により科学的かつ技術的な検証が行われ、環境への影響、経済性等に照らし合わせて、市民を初め流域住民に十分な説明責任が果たされ、それが流域住民に理解受容されたものであれば、治水施設の選択肢として支持する所存でございます。

以上、お答えといたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　５回目は、今月11日に開会する県議会へ川辺川ダムの是非を表明する蒲島知事の判断の影響について質問いたします。

今月11日に開会する県議会で、川辺川ダムの是非を表明する蒲島知事は、国土交通省が唐突に決めてきた流水式ダム、いわゆる穴あきダムの是非も含め総合的に決断されますが、蒲島知事が９月に下す是非によって意見が対立をいたします。そのような場合、どのように地域の意見調整を図っていくお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　訂正をお願いいたします。島根県の「益田ダム」と申し上げましたが、「益田川ダム」という名称だそうでございます。

それでは、お答えをいたします。

私は、最大受益地の市長として、自問自答の結果、民意に沿って現行計画による川辺川ダム、この白紙撤回をお願いしたいと表明をいたしました。これは、地域における対立構図を解消したいという思いが大きな背景としてございます。知事がどのような判断、表明をされるか知るよしもございませんが、知事が苦渋と重圧の中で出されるダムの是非でございますので、敬意をもってまずは静かにその御決断に耳を傾けたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　６回目はまとめたいと思います。

平成20年６月21日から22日の出水では、梅雨前線の活発な活動に伴う豪雨により、人吉市や球磨村において河川の水位がはんらん危険水位を超え、浸水被害が発生しましたが、仮に川辺川ダムが完成していたなら、今回の出水においてどれくらいの水位低減効果があったかを試算した結果を国土交通省が発表しております。結果は、雨量及び水位の速報値を用いて、

シミュレーションを行ったところ、人吉支点において約40センチの水位低減効果があり、人吉地点の水位ははんらん危険水位に達しない結果となったとのことです。人吉では、近年において平成16年度から４回にわたって避難勧告が出され、球磨川の水位が人吉観測所で計画水位を超えたことから、球磨川流域住民の安全・安心を守るために確実な治水対策が早急に求められております。水没地域として苦渋の選択を行った五木、相良両村は、多くの離村者を抱えながらも懸命に新しい村づくりに取り組んでおられます。水没者におかれましても、必死に生活先のための努力をされておられます。市長にはぜひリーダーシップを発揮いただきまして、流域住民のため最も安全度が高く、合理的で科学的なダムによる治水対策を推し進めていただくことを要望いたしまして、このことについては終わります。

次に、農業振興についてでございます。

急激な原油高騰や鉱物資源の価格高騰などにより、農家が使う肥料などの資材費が大幅に膨らみ、農業経営が大変厳しくなっております。農家からは一生懸命努力をしているが限界に来ているという意見を、施設園芸農家や畜産農家など多方面から耳にいたします。

そこで質問をいたします。

まず、生産資材の高騰、原油高は農業にどのような影響を与えているのでしょうか、次に、原油高に対する相談窓口の開設は行われているのでしょうか、また原油高に対する国、県、市の助成や融資はないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　農業振興の御質問にお答えします。

原油価格高騰が農業に与えている影響でございますが、これまでにない急激な原油価格の高騰は、機械用や暖房用燃油、家畜飼料、ハウス用被覆ビニールや肥料など、農業用生産資材及び輸送コスト等に大きな影響を与えております。本市における平成19年度と直近の数字を平均して比較しますと、燃油につきましては、Ａ重油が166％、ガソリンが135％、軽油が142％、灯油が158％の上昇、肥料が約129％、飼料が約126％上昇しており、本市農業においても水稲、畜産、施設園芸、工芸作物、果樹と、ほぼ全品目について大きな影響が出ていると考えております。原油高に対する相談窓口の開設についてでございますが、県においては県農林水産部内及び球磨振興局農林部内に、燃油・資材・飼料等価格高騰対策会議が設置されており、またＪＡにおいても、熊本県ＪＡグループ農業経営危機突破対策本部が設置されております。市においては、相談窓口は設置しておりませんが、農業振興課が窓口になり相談を受けることとなります。

次に、原油高に対する国、県、市の助成や融資についてでございますが、国については、木質バイオマス利用、加温設備やハイブリッド加温設備、高断熱被覆設備に対する支援として、省エネルギー施設園芸設備導入モデル事業や石油消費量を低減する革新技術の導入に対する支援などが実施されており、県においても、熊本県飼料燃油価格高騰緊急対策資金として、配合飼料や燃油価格の影響を受けた農林業者に対して、経営の維持に必要な運転資金に

対する利子補給を市町村一体となって実施することとなっております。

また、新聞報道によりますと、ＪＡにおきましても、緊急支援対策として、営農用油や配合飼料、生産資材の購入に対する助成や県産農産物の販売強化対策を講じられるようでございます。

本市におきましては、単独での具体的な支援策は講じていないところでございますが、県下市長会において原油価格高騰に伴う農業及び水産業に対する助成拡大を国に対して要望することで、14市共同提案がなされたところでございます。原油価格高騰につきましては今後も続くものと予測されますが、原油価格高騰の影響は農業部門だけに限らずすべての産業に影響を与えておりますので、農業部門への市独自の支援につきましては、財政面、また公平性の面からも困難であると考えております。今後の支援策につきましては、国、県の動向を見守るとともに、国に対して支援策の充実を図られるよう要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　２回目でございます。急激な原油高騰や鉱物資源の価格高騰にも動じない安定した農業経営を行うには、生産、加工、販売のあらゆる面でコスト節減、付加価値向上につながる取り組みが求められております。強い農業づくりが必要でございます。解決策といたしまして、施設園芸における燃油使用量の削減のために必要な取り組み、品種選定、作付体系、省エネ暖房、代替燃料を支援する、確実な収益性の向上のためには、土壌の検診、土壌改良による生産性の向上を図る、省エネルギー型の農業機械の導入の支援、加工・販売においてコスト削減、付加価値向上を図る等が上げられますが、これらに対して市ではどのような農業振興を図り取り組んで行おうとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　２回目の御質問にお答えします。

１回目の質問の中でお答えをしました、国、県の事業を最大限に活用しながら、作付体系では、むやみにハウス栽培の前進化をしないとともに、二重カーテンへの取り組みなどが必要と考えます。次に、効率的な施肥を行うために、全面施肥からうねなどへの局地的な施肥による節減や化学肥料にかわる畜産堆肥の有効利用を図るとともに、土壌診断による無駄な施肥を行わないことが重要であると思われます。

議員御指摘の省エネルギー型の農業機械におきましては、現状としましては、まだ実用段階には至っていないと思われます。したがいまして、機械の適正な利用、取り扱いなど、基本操作を行うことが大切であり、一例を挙げますと、アイガモを活用した直まき栽培による稲作などは、耕運をほとんど行わないことから、省エネルギー対策にもつながっていると考えられます。

加工販売面についてでございますが、一例を挙げますと、米粉パン、加工におきましては、原材料に超多収米を使うことにより、大幅な原材料費のコスト削減につながると思われます。

また、加工販売とは直接関係ございませんが、遊休地を活用した肉用牛の放牧は、購入飼料に依存しない自給飼料を生かした低コストを畜産経営として極めて有望と考えます。

付加価値向上につきましては、現在、農産物ブランド化構想を作成し、その実現に向けて取り組んでいるところでございますが、その一環として、有機無農薬及び減農薬栽培米を「医食同源ひとよし米」と称して、既に作付を行っており、付加価値の高い農産物の生産を推進しているところでございます。

また、付加価値の高い農産物としまして、国産キクラゲの生産、加工、販売について、本地域で取り組みができないものか協議を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　３回目はジャンボタニシ対策について質問したいと思います。ジャンボタニシは、昭和56年ごろから食用販売を目的として、我が国に輸入、養殖されていましたが、食味が日本人の嗜好に適さなかったことなどにより、貝が放棄されたり、養殖場から逃げ出したりしたものが野生化してしまいました。この貝は、水稲とレンコン、サトイモなどを食害します。水稲では、田植直後の幼苗期の柔らかい葉、レンコンでは、幼葉や幼芽、地下茎等が食害をされます。多く発生している場所では、水稲の苗が食べつくされ、全面田植え直しとなることもあります。圃場では、１平方メートル当たり２匹以上が生息していると、被害が発生すると言われております。本市でも田植えの時期になると水田でジャンボタニシのピンクの卵を見ることは珍しくなく、田植え直後の弱苗等を食害するジャンボタニシが問題となっております。

そこで質問いたします。本市におけるジャンボタニシの被害状況はどのような状況でしょうか。ジャンボタニシへの対策として、現在では、新しい薬が開発されたと聞いておりますが、技術指導や薬剤散布への助成など、対策についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　３回目の御質問にお答えします。

ジャンボタニシによる本市の被害状況は、本年におきましては、直接の被害報告はございませんが、ジャンボタニシの生息している状況は、現在把握している段階で上戸越、上永野を中心に農家数で20戸、面積で8.1ヘクタールとなっております。今後のジャンボタニシの対策でございますが、昨年までは耕種的防除といたしまして、冬場に石灰窒素を散布し、耕運する方法を指導してきたところでございます。本年度は、議員御指摘のとおり、スクミノン粒剤がジャンボタニシの専用の農薬として開発登録されまして、その農薬を関係農家に配付し、防除を行ったところでございます。

当初、このジャンボタニシは、水田の耕種的除草を目的として導入された経緯がございますので、今後、農家の稲作への対応状況を見ながらＪＡや地域振興局とも協議し、検討して

いきたいと存じます。

以上、お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　４回目はまとめたいと思います。

世界的な気候変動や経済成長が著しい国の所得向上、バイオ燃料の大幅増産等に伴う世界的な穀物の需給逼迫と価格高騰は、我が国の食料自給率が低下水準であることと相まって、現在及び将来にわたって、国民への食料の安定供給の大きな不安要因となっております。このため、今後食料をめぐる諸問題について、国民全体で認識を共有した上で、食料自給率向上を目指して、消費者、生産者、事業者、行政機関といった、それぞれの主体による食料、農業、農村に関する諸課題への取り組みをさらに促進していただく必要があります。

そのようなことで、農業振興について、市に農業者、食品産業事業者、消費者の取り組み効果を効果的に促進する手段を講じていただきますよう要望いたしたいと思います。

最後に、部長がそれぞれに答弁をされましたが、市長の農業の姿勢について、農家の方々は大変期待をされておりますので、市長に最後の思いを、農業振興についての思いをお聞かせいただければ幸いと思いますので、最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

近年の気候変動によりまして、この地域も新たな農作物を策定していかなければならないという状況が一つございます。それから、何と申しましても、農家の所得向上でございます。何とかして１円でも農家の所得を向上していくこと、これが農家の、ひいては、人吉の活性化、または元気につながっていくというふうに考えているところでございまして、これまで１次産業にとどまっていた農家所得を２次、３次産業へとつないでいき、そして、大きな収益を農家にもたらす、そういうシステムを開発してまいりたいと、今鋭意努力をしているところでございます。

農家が潤って初めてまちの商店もにぎわうわけでございまして、こういう農業、商業の循環もしっかりと見据えてまいらなければならないと考えているところでございます。

今取り組んでいるところが、農産物のブランド化でございまして、この農産物のブランド化の一つとして、今後、シイタケ、あるいはキクラゲ、あるいは、ただいま部長も申し上げました「医食同源ひとよし米」、これをいわゆる出口をしっかり押さえまして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○19番（簑毛正勝君）　終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後３時18分　休憩

午後３時35分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　５番議員の笹山でございます。本日最後の登壇となりましたけれども、時間はまだゆっくり残されているようでありますので、いましばらくおつき合いをいただきたいと思っております。

きょうは、本日最後でありますが、４人の議員の方が、市長が施政方針で、冒頭見解を表明されました川辺川ダム問題について一般質問をされました。非常にいろいろと議論がやり取りされておりますが、川辺川ダム問題については、重要な施策の一つでもありますが、やはり、私たちの市民生活の向上に向けては、あらゆる施策について議論をされなければならない、そういうふうに考えているところであります。そういった立場から、私は、今回、行政改革、それから学校給食、この２点について通告をした次第であります。

初めに、第３次行政改革大綱についてであります。６月議会におきまして、第３次行政改革大綱、人吉行政経営計画書、実施計画書における実績と成果等についての評価と総括、それから、第４次行政改革大綱についての基本的な考え方等について、質問を行ってきたところであります。

今回、市長の施政方針におきまして、行政改革の中で補助金の整理合理化について述べておられます。健全な財政運営の確保の一つとして、これまで活動状況や収支状況の実地検査を行い、運営についての助言、指導を行うことで一定の成果を上げてまいりましたというふうに述べておられます。これまでの第３次行政改革における一定の成果とは、どのような成果を上げてこられたのか、具体的に答弁をお願いをしたいと思います。

それから、この補助金の整理合理化の対象となる範囲は、どのようなものなのでしょうか、お尋ねをいたまして、１回目の質問を終わります。

○企画部長（荒巻　通君）　こんにちは。御質問にお答えいたします。

１点目の、一定の成果の具体的内容でございますが、まず、平成17年度の実地検査導入までは、書類審査が中心でしたので、補助団体の会計処理などが明確になっておりませんでした。が、実地検査導入後は、補助金の担当部署が、補助団体の責任者を交え、９項目からなる検査チェックシートによる確認を行うことで、補助金の本来のあり方について理解を求めることができ、また、一部の団体には、自立の方向を促すことができました。その結果、平成18年度から平成20年度までに15件、228万円の削減となったところでございます。

また、明確な交付基準策定の必要性を痛感いたしたことも成果の一つであったと思っております。

２点目の、整理合理化の対象範囲はどこまでかという御質問でございますが、今回の整理

合理化の対象となりますのは、交付の基準が定められていない任意補助金でございまして、法令に基づくもの、国、県補助に基づくものなどは含まれておりません。

ちなみに、対象件数でございますが、年度間の多少の変動はありますが、平成18年度決算ベースで98件でございまして、交付額は、約１億4,800万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　15件、228万円の削減の効果があった、そういったようなところでありますが、今回の対象範囲を今答弁いただきましたけれども、対象の範囲が任意補助金に限定をされているようであります。この任意補助金というのが、国県の補助に基づくものではないということでありますので、基本的には、今市のほうが補助金を支出している各種団体に対する補助金を見直しをする、そういったことで理解をしてよろしいのでしょうか。その辺ちょっと確認をしておきたいと思います。

それから、18年度ベースで今答弁いただきました。98件、約１億4,800万円の交付額、そういったことのようであります。市が支出している補助金の総額、それからすると、この98件、１億4,800万円の交付という割合はどのくらいになるのでしょうか。また、これについては、金額、件数ちょっとお教えいただきたいと思っております。

また、この任意の補助金、これについてこの任意補助金について、今までに今回整理合理化をやるということでありますけども、どのような問題があったから、今回こういった任意補助金に絞って、その整理合理化をやろうとしているのか、その問題点、現在の問題点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

また、あと１点お尋ねしますが、補助金の見直しの方向性、見直しの方向性については、どのような考えを持って取り組まれるのか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。

○企画部長（荒巻　通君）　２回目の御質問にお答えいたします。

１点目の御質問ですが、これは議員が言われるとおり、各種団体に対する見直しをするということでございます。２点目の市が支出している補助金の総額からすると、割合はどれくらいになるのかという御質問でございますが、平成18年度決算ベースでお答えさせていただきます。

市が支出している補助金の総額は、一部重複しているものも含めまして、全部で155件、約５億8,800万円でございますので、今回の見直しの割合は、件数でいいますと約６割となっております。

３点目の現在の任意補助金については、どのような問題があるのかという御質問でございますが、大きく次の３項目が考えられます。

まず、補助金そのものが反対給付のない金銭給付でございますので、特に、運営費補助金などは支出に関して制限をかけることができないということ、次に、法令に基づく補助金のように、交付基準がございませんので、補助金交付の必要性に対し、明確な判断が困難であるということ、最後に、補助金交付が長期化し、補助団体に自立する機会を失わせているという問題が上げられます。

なお、今回見直しの対象となっております98件のうち、16年以上支出しているものが59件ございまして、これは、約６割に当たります。

４点目の補助金の見直しの方向性については、どのような考え方を持っているかという御質問でございますが、今回の整理合理化のキーワードでございます。公益性、有効性、そして、必要性をあわせ持った補助団体であることに加え、行政が支援を行う必要があるのかという補完性の問題が、今回は特に重要であると考えております。

以上お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　非常に補助金交付が長期化をしていると、また、自立の機会を失われているような状況がある、そういった問題があるようでありますが、ただ、今の答弁を聞きますと16年以上支出している、そのような件数が59件、約６割ということでありますけれども、かなり長期間にわたって支出が続いている、そういった状況が何うことができると思っています。そういったような中で、より公益性とか有効性とか、いろいろな公平性を考えたときに、今までやっている補助金の支出が妥当であるのかどうか、恐らく、今の執行部の中で判断がつかない部分がかなり出てきたので、恐らく今回こういった補助金制度検討委員会を立ち上げて、その中できちっとした方向性を取り組んでいく、そういった姿勢なのかなというところで、若干施政方針を読んだところであります。それなりに、執行部のほうでは努力をされて、補助金の見直し等を行政改革の中でも整理合理化の中でも、少しずつは努力をされてきた、そういうふうに思っているところであります。

ただ、非常に難しい問題が、団体が絡んでくるということで、非常に難しい問題が含んでいるのかな、また非常にこう、いろいろなしがらみがある中で、こういった状況があるのかなと思っておりますが、そこで、この補助金制度検討委員会、今回、初めて耳にした言葉なのですが、この補助金制度検討委員会についてちょっと確認をしておきたいと思っておりますが、まず、この補助金制度検討委員会の位置づけというのは、どういうふうな位置づけをされていらっしゃるのでしょうか。また、この検討委員会の委員、委員には、どのような人材とか、職種の人をお願いしようとされるのか、また、公平、公明、公正であり続けるための方策の検討、これについてはどのように考えていらっしゃるのか。また、この検討の期間というのは、どの程度の期間で検討をされるのか、まず、この３点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　３回目の御質問にお答えいたします。

１点目の補助金制度検討委員会の位置づけはという御質問でございますが、今回の補助金整理合理化計画に先駆け、８月に人吉市補助金制度検討委員会設置要綱を制定いたしましたが、その中で、この委員会は、本市が交付している補助金を、公平で、効率、効果的な制度とするための調査検討及び市長への提言を行う機関と位置づけております。

２点目の、委員会の委員はどのような人材、職種の人を想定しているのかという御質問でございますが、先ほどの設置要綱の中で、委員は、市政及び行政全般について優れた識見を有するものと規定しておりますので学識経験のある方が中心となりますが、今回の補助金見直しのキーワードでもございます公益性を重視いたしまして、民間の方の御参加もお願いしたいと考えております。

３点目の、公平、公明、公正であり続けるための方策検討については、どのように考えているのか、また検討はどの程度の期間で行うのかという御質問でございますが、これは、補助団体に対しての行政のかかわり方が最も大切であると考えております。かかわり方が必要以上であったり、長期化したりしますと、先ほど申し述べましたように、自立する機会を失わせることにもなりかねません。そのためにも、補助金交付の基準づくりを急がなくてはならないと考えております。

また、検討の期間につきましては、本年10月から12月までの３カ月間を考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　検討委員会の委員については、学識経験を有する方が中心、また、民間をということを検討されていらっしゃるようでありますが、その検討委員会の委員は、そういうことであれば、まずもう１点確認したいのは、委員会の委員の位置づけの中で、その委員の方は、非常勤職員という位置づけをされるのかどうかということを確認をしておきたいと思います。

それから、委員の人数は何人を想定されていらっしゃるのか。それから、ちょっとこれは、きょう一般質問の前に、市民の方からちょっとした情報が入ってきたわけなんですが、もう委員の方は既に決まっているんだよと、そういった話しが入ってきました。今から検討委員会をつくって進めていく、そういった答弁を今されました。そういった中で、委員については、もう内定をしているんだというような情報が、今市民の方から入ってきたところであります。これは通告はしていませんでしたけれども、もう内定していらっしゃるのかどうか、その点についても確認をしておきたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

委員の方につきましては５名を予定しております。今議会で予算等を認めていただきましたら委嘱をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「非常勤なのか」と呼ぶ者あり）

失礼しました。勤務体制はどうかということでございますが、非常勤でございます。人員に関しましては５名程度。それから、決定はしているのではないかということでございますが、まだ決定はしておりません。ただ、人選は行っているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　当然、非常勤職員の形で委嘱をされないと９月議会の補正で報酬等の予算が上がってきますよね、報酬等の予算が上がってきているから、恐らく、非常勤職員の位置づけであろうということで確認をしたわけであります。

ただ、まだ今９月議会の中で予算については審議中であります。まだ決定もしておりません。その中で、市民の方から、今決定はされていないというふうな話しをされましたが、もう既に内定しているんだと、市民の方が知っているわけなんですね。そういったところの取り組みがどうなのかなというふうに、ちょっと考えるところであります。

議会に計上しながら、もう人選は既に進めている、もう当然議会の議決を通るということを前提として、その委員の人選を、あわせて同時に並行に進めていっている、そういった状況がありますが、ただ、公平、公正に人選をする中で、公募というふうなことは考えられないのでしょうか。ただ、執行部のそういった補助金の担当部局が、自分たちの、基本的には公正、公平に見る、そういった立場で見られるかもしれませんが、ただ一般の市民から見た場合に、それが本当に、公平、公正に人選された委員になるのかどうか、非常にわからない部分があると私は思います。すべてをお願いをする、内定をしてお願いをしていくじゃなくて、やはり、公募で、１人、もしくは２人は、公募で、それにふさわしい人を公募をとって、公平な見方をしていく、そういった委員会のあり方もあってはいいのではなかろうかなと私は考えます。それが、より公平、公正な検討委員会のあり方につながるのではなかろうかなと思いますが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

ただいま御指摘のありました内容につきましては参考にさせていただきまして、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　一応意見を参考にするというような答弁いただきましたが、やはり、私は公平、公正にやっぱり人選も進めていただきたい。また、やはり本当にそういった形で真剣に取り組む意欲があれば、やはりそういった部分は真剣にとらえて、本当に取り組む必要があるのではなかろうかなと思っています。ぜひ、そういった形で、今どの程度進められているかわかりませんが、ぜひ、そういったことも考えて、検討委員会のあり方、きちっと

した方向性を進めていただきたいと思いますし、委員の人選についても、そういった形で、人選のほう、検討をしていただきたい、そういったことでお願いをしておきたいと思っております。

それから、先ほど３カ月、10月から12月の３カ月間で、一応検討していくと、そういったような答弁でありました。３カ月間で、その補助金の見直しの、整理合理化のための方向性、いろいろな結論を出すというふうに、ちょっと受け取れたんですけれども、３カ月間で、その補助金の整理合理化のための結論を出すということで考えていいのかどうか、まず１点お伺いしたいと思いますし、12月までの３カ月間で検討を行って、整理をやって、ならば、早速21年度の予算から、そういった部分についての整理合理化についての補助金の見直し、それを21年度予算から反映をしていこうとされていらっしゃるのかどうか、その辺のスケジュール的に、ちょっと見たときに、非常に窮屈かなというふうに、余りにも急じゃないかなというふうに、ちょっと考えるところなんですけれども、その辺のスケジュールについて、具体的にお尋ねをしておきたいと思っております。

また、検討委員会での提言、もしくは意見、それが、これからの財政政策、それにどの程度の影響を受けるものなのかどうか、その点についてもあわせてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　４回目の御質問にお答えいたします。

１点目の３カ月で結論を出すのか、また２点目の検討の結果は、平成21年度予算に反映されるのかという御質問でございますが、あわせてお答えをさせていただきます。

今議会へ補助金制度検討委員会設置に要する経費をお願いしておりますが、お認めいただければ、10月に委員会を設置、順調にいけば、年内に交付基準案の策定、その後、速やかに市長への提言を行いたいと考えているところでございます。

また、平成21年度は、交付基準に基づき、すべての任意補助金の見直しを行います関係で、検討の結果が予算に反映されますのは、平成22年度当初予算からになるのではと考えているところでございます。

３点目の、財政政策にどのような影響があるのかという御質問でございますが、今回の取り組みは補助金を幾ら減らすということが目的ではなく、新しく交付基準を策定し、補助金交付の適正化などについての判断を行うことで、補助する側と補助される側の意識改革はもちろん、補助金交付の客観性、透明性を図るということでございます。

結果としまして、補助金総額の削減も考えられるわけでございますが、具体的な財政政策への影響額につきましては、現段階ではわからないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　今後、検討していくというようなことであろうと思います。それぞ

れさまざまな補助金の見直しを行っていく中で、結果が出るのかなと思いますが、具体的なその中身については、やはり検討委員会の中でどういうふうに議論されるのか、それをちょっと待たなければ、個々的には、ちょっと質問ができないかなと思っているところであります。

ただ、今までの答弁を聞いていますと、任意補助金についても、やはり支出の根拠とか、判断基準、そういった部分について新しい交付基準を策定しながら、適正化につなげていくんだと、そういったようなことであろうと思っております。

補助金を適正に判断しながらゼロベースで見直しをしていくと、そういった判断をしていくということになると、やはり、いろいろな各種団体の状況等もあろうかと思いますが、なかなか大変な作業であると思いますし、いろいろな難しい問題も、今後出てくるのかなあと思っているところであります。

恐らく、今交付を受けている団体にとっても、もしかすれば、厳しい選択を迫られる、そういった状況もあるのかな、そういったことも思いますし、補助する側と補助される側の意識の改革、また、補助金の客観性とか、透明性、そういった観点からも、やはり双方に、双方の合意、これも必要になってくる、そういったふうに判断をするところであります。

補助金の見直しとか、検討委員会の提言、そういった部分については、やはり市民とか、交付を受けている団体等に対しても十分な説明、それから周知も必要であろうと考えますので、ぜひ、そういった部分を、そういった説明周知が果たされるように、お願いをしたいと思いますが、恐らく、具体的には補助金制度検討委員会の中で出された提言とか、意見等が出された中で、それぞれの個々に対する補助金のあり方についての見直し等の説明等があろうかと思いますので、そういった説明があった段階で、具体的な個々に対する補助金のあり方、また整理合理化のあり方については質問を行っていきたいと思っております。

きょうは総体的な、総論的な部分で確認をしておきたいと思っておりますので、この点については終わっていきたいと思っております。

行政改革の中で、あと１点通告をしておりました定員管理計画の推進についてということで通告をしておりました。

定員適正化計画書によりますと、平成16年度から20年度までの５年間を実施期間として、平成16年４月１日現在の職員数382人を基準として、計画終了時点、平成21年の４月１日現在になりますが、そのときの職員数の目標が342人と設定をして、５年間で40人、約10.5％の削減を目指すというようなところでの適正化計画書であります。

そこで確認をしておきたいと思いますけれども、まず、現在の進捗状況について確認をしておきたいと思います。

それから、２点目に、平成21年４月１日現在での、この定員適正化計画書による目標達成の見込みはどうなのか、その２点について、まずお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　失礼します。笹山議員の１回目の御質問にお答えいたします。

御質問は、定員管理計画の推進に関して、まず一つ目、現在の進捗状況、それから、21年４月１日での目標達成見込みについてはどうであるかという御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、定員管理につきましては、平成16年１月に、定員適正化計画書を策定し、議会の御理解と御協力のもと、鋭意推進してまいってきたところでございます。

まず、現在の進捗状況でございますが、平成20年４月１日現在の職員数は349人でございます。基準年と比較しまして33人、約8.6％の減となっております。進捗率は82.5％でございまして、計画時における平成20年度見込み職員数352人を上回る進捗でございます。

続きまして、平成21年４月１日時点での目標達成見込みでございますが、今年度末の定年退職者９人に対しまして、新規採用者を６人予定しておりますので、３人の削減が確実に見込まれるところでございます。これによりまして、平成21年４月１日時点での職員数346人となる見込みであり、目標とします342人には、わずかにいきませんけれども、計画に達成率が90％ということで、ほぼ計画時の目標を達成すると判断していいのではないかと考えているところでございます。

また、毎年度希望による早期退職者が若干名おられるところでございますが、早期退職者の希望状況によりましては、より目標に近づくことも予想されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　見込み的にも、ほぼ目標に達成するのではなかろうかなと、そういったように判断をしておられるようでありますが、この定員適正化計画の方策として計画書によりますと５点を中心に取り組みを進めてこられたようであります。

まず、組織機構の見直し、それから事務事業の改善、それから民間への委託、自治振興公社の設立、それから再任用職員、嘱託職員の活用ということであります。

この５点の方策の取り組みとして、それぞれに取り組みをしてこられたと思っていますけれども、それぞれの立場で、この議会の中でも、一般質問等においてそれぞれの項目については、かなり踏み込んだ議論も、過去私もやってきた項目もあるように思っているところであります。

今回は、この五つの項目の中で、まだ全然議論をやっておりませんでしたが、その項目の一つであります、今回再任用職員、この再任用職員について、ちょっと確認をしていきたいなということで思っているところであります。

再任用制度につきましては、制度導入のための関係法が平成12年７月に成立をいたしまして、10月末に条例準則が示されまして、人吉市議会においては、平成13年12月に条例を制定し、14年４月からの実施と、そういった形で進んでまいりました。活力ある高齢化社会の実現に向け、また、高齢者の豊かな知識と経験の活用、雇用と年金の接続を図る福祉、社会保

障制度の確立と安定のために支える側をふやすなどを目的として導入されたものでありますが、制度の趣旨を踏まえて、定数問題などの課題を解決しながら、希望者全員が再任用され、経験と知識を生かして、生きがいを持って働ける、実効ある制度として確立をしていかなければならないのかなと思っているところでもあります。

そこで、現在の状況について確認をしておきたいと思っておりますが、１点目に、平成14年から導入をされていますが、活用されている部署への採用状況についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、２点目に、再任用職員を配置する部署、これについては限定をされているのでしょうか。

３点目に、再任用職員の採用の方法についてはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

４点目に、採用する際の退職者の退職時の職位、これにはこだわっていらっしゃるのでしょうか。

この４点について、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　２回目の御質問にお答えします。

質問は活用している部署への採用状況はどうであるかと、２番目が、部署は限定しておるのかと、３番目が採用の方法は、４番目が、その際は、退職時の職位などにこだわるのかという４点の御質問にお答えをいたします。

まず１点目です。まず再任用職員を活用している部署への採用状況でございますが、制度は、平成14年４月から導入し、これまでに税、上水道料金などの徴収、用地交渉、登記事務、施設の維持管理運営、市民相談などの業務で、延べ13人の再任用職員を任用しているところでございます。

２点目です。次に、再任用を配置する部署は限定されているのかという御質問でございますが、条例では特に定めはございません。しかし、実施計画の中では、これまでの職員としての長い経験に基づく知識、技能、人脈等を生かしながら用地交渉、税の徴収、住宅家賃、上下水道料金等の徴収、施設の維持管理運営、その他、これらに類する業務に従事する者として定めておるところでございます。また、以上の業務におきましても、管理監督的業務を除くものとしております。

３番目です。再任用の採用方法でございますが、退職予定者からの希望調書等により、再任用の希望を募りまして、その希望者の中から適任者を選考により任用しております。

４点目です。任用に当たりましては、退職時の職位などにこだわることはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　それでは、引き続き、あと３点ほど確認をしておきたいと思います

が、まず、それでは、定年退職者の方はだれでもまず再任用を希望できるのかどうか。それについて、まずお尋ねしたいと思います。

２点目に、例えば、複数の２人とか３人とかの再任用職員が、希望する部署が重なった場合、同じ部署を２人とか３人の方が再任用でお願いしますというふうに希望した場合、そういった場合には、その部署に複数の再任用をされるのかどうか、できるのかどうか。

３点目に、再任用職員の福利厚生についてはどうなっているのか。

この３点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　３回目の御質問にお答えします。

まず１点は、だれでも再任用を希望できるのかということ、２番目が希望する部署が重なった場合、複数再任用できるのかという御質問、３番目が、その場合の福利厚生はどうなっているのかという３点でございます。

お答えいたします。定年退職者は、だれでも再任用を希望できるのかということでございますが、定年退職者であれば、だれでも希望はできます。ただ、これまでの実績を見ますと、定年退職者のすべて、あるいはほとんどの方が希望されるという状況にはございません。なお、平成20年度までの希望者につきましては、全員希望どおり任用しております。今後につきましては、年々、段階的に年金の支給年齢が引き上がってまいりますので、希望者がふえるのではないかという見通しは持っておるところでございます。

２点目、次に、希望部署が重なった場合に、複数再任用できるのかということでございますが、希望が重なった場合につきましては、本人の経験、知識、技能及び配属予定先の人員配置の状況などを総合的に勘案した上で、適任者を任用し、配置することになろうかと考えております。したがいまして、複数再任用する場合もあり得ますし、逆に、希望とは違う部署を検討する場合もあり得るかと考えております。

３点目、福利厚生についてのお尋ねですが、福利厚生に関しましては、本市における嘱託職員と同等の処遇となっております。まず、本市の再任用職員は、短時間勤務職員ですので、市町村職員共済組合の組合員になることはできません。したがいまして、社会保険の被保険者となります。同様の理由で、職員の出資により運営しております職員互助会であります厚生組合の組合員になることはできますが、レクリエーションの参加は可能であり、厚生費の助成対象にもなっております。また、定期健康診断などの職場健診についても、一般職員と同様に受診することができます。

以上、３回目の質問にお答えします。

失礼します。ただいまの答弁で間違っておる部分がありました、訂正いたします。

後段のほうで、「職員互助会である厚生組合の組合員になることはできませんが」というふうに訂正をお願いいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　私も一瞬、ちょっとあれっと思った部分が気になったところでありますが、当然、厚生組合の組合員になることはできないと私も思ったところであります。

あと１点ちょっと確認をしておきたいと思いますけれども、まだいろいろと再任用職員の採用関係等についてお尋ねをしてきましたけれども、この再任用職員の採用とあとこの定員管理化計画、これの整合性についてはどのようにお考えなのか、最後にこの１点だけお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　４回目の御質問にお答えします。

整合性はというところでございます。再任用職員採用と定員管理計画との整合性についてでございますが、再任用職員には、常時勤務職員と短時間勤務職員の２種類がございまして、本市におきましては、短時間勤務職員のみの任用としております。

その理由としましては、一つ、常時勤務職員は、職員定数に数える必要があるため、若年層の職員採用への影響があること。２番目、必要な時間帯に集中的に勤務したほうが効率的であること。３番目、常時勤務の場合は、再任用職員本人にとっても年金がほとんどカットされるなど不利な点があること。４番目、本人の体力、体調などを考えても、余裕を持った勤務体制が望ましいことなどを上げております。

短時間勤務職員につきましては、職員定数に含めない上、その業務形態も補助的なものであり、任用期間も恒常的ではなく、期限の定めがあることから、定員管理計画との整合性は保たれていると考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　整合性は保たれているという御判断をしていらっしゃるようであります。行政改革を進めながら、定員管理計画を進めていく、そういったことは、恐らく、職員１人当たりにかかる業務量、これがかなり、非常に大きくなる、そういったことも考えられると思っております。そのような中で、市民の行政サービスの質の低下をさせることなく提供していく、そういったことをするためには、いろいろなやり方、方法があると思っておりますが、やはり、今質問をちょっと確認をしてきましたけれども、こういった定年退職者の方を、再任用をすることによって、豊富な行政経験とか知識を最大限に活用することによって、行政サービスの質と効率性の向上に大きく期待できるんじゃないかなと思っているところであります。

今後、先ほど答弁されましたように、段階的に年金の支給年齢も引き上げられていきますが、恐らく、そういった状況の中では、希望者が恐らくふえてくるのではないかなと私もちょっと思っているところであります。

活力ある高齢化社会の実現に向けて、また、豊かな行政経験と知識の活用、そういったことを図るためにも、やはり、希望される退職者の方が、全員の方が、希望される方全員の方

が再任用されて、知識と経験を生かして生きがいを持って働ける、そういった実効性のある制度として確立していけば、非常にいい方向に行くのかなというふうに思っておりますので、ぜひそういった制度としても確立をされるような方向でお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、学校給食について通告をしております。

学校給食関係については、ずっと質問を毎議会のごとく質問をしてきたところでありますが、６月議会においても質問をしたところであります。６月議会においては、給食費についても若干踏み込みをさせていただきまして、質問をいたしました。昨年あたりからの原油の高騰とか、異常気象による野菜の値上がりなどの食材料等の高騰によって、給食費の値上げに影響してくるのではないかと、そういったところで質問をしたところでありますが、教育長は、平成21年度の給食費の値上げにつきましては、給食費は平成９年に消費税が上がったということに伴い、値上げ後10年を経過していることや、来年もさらなる世界の食料不足等による物価高を考慮しますと現在の給食費では、非常に厳しい状況になると、先ほども申し上げましたように憂慮しているところでございます。

給食センターといたしましては、７月に開催予定の、人吉市学校給食センター運営委員会で現状を御説明し、11月ごろには、現時点では予想できない、来年の給食費予定額がわかると思いますので、どうしても値上げが必要な場合には、人吉市学校給食センター臨時運営委員会を開催し、御承認をいただくこともあろうかと思っているところでございますというふうに答弁をされておられます。

また、８月21日付の人吉新聞を見てみますと、「給食費の値上げ検討を、食材納入業者と調理員ら地産地消で意見交換」といった見出しの記事が掲載をされておりまして、学校給食の地産地消を推進する目的で開催をされました食材納入生産者と調理員等の意見交換会で生産コスト高などに伴う給食費値上げ、それから、安定した質と量を納入する体制づくり、納入品目の増加について意見が交わされたようであります。それぞれの立場から給食費の値上げを検討する時期に来ている、また給食費の値上げについて検討してほしい、据え置きには感謝しているが、心の準備はできている、などなど当然値上げの検討を進めていくと思われるような内容の記事であったと私は読み取ったところであります。

以上のようなところから見ますと、11月ごろには、21年度の給食費の値上げについて一定の結論を導くように私は思いましたので、12月議会で質問をやっても遅いんじゃないかなと思いましたので、今議会、通告をしたところであります。

そこで、１点目に、教育委員会として、給食費の値上げについて、どのような基本的な考え方を持っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

また、２点目に、もし給食費の値上げを決定するとすれば、どのようなスケジュールで進んでいくのでしょうか。また、値上げを最終的に、正式に決定する機関、これはどこが行う

のでしょうか。

以上についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

第１点は、給食費を値上げする場合の基本的な考え方は何かということでございます。給食費の改定に当たりましては、まず法的な根拠、そして、保護者へどう周知し、理解を得るかに配慮しなければならないと思います。学校給食を実施するには、関係するさまざまな法律、通達、通知があります。学校教育法、学校給食法、食育基本法、健康増進法、さらに、学校給食の実施については、学校給食実施基準等でございます。

文部科学省からは、学校給食を実施するに当たり、児童生徒の１人１回当たりの平均栄養所要量の基準を確保するよう通達がなされております。栄養士は、この栄養基準量を確保し、給食内容の充実向上を図りながら献立を作成することになりますが、食品等の値上がりにより、多様な食品を組み合わせ、栄養的にバランスのとれた給食献立を作成できない場合、値上げになるのではないかと考えております。

また、健康増進法の第21条の中に、特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従って管理栄養士を置き、適切な栄養管理が行われなければならないとなっておりまして、給食センターも特定給食施設でございますので、適切な栄養管理ができない場合が値上げの時期と考えているところでございます。

しかしながら、大切なお子様のために、栄養基準量を満たす食品の中から、安全・安心な食品を探し求めて給食をつくり、給食を食べたお子様が、きょうの給食はおいしかったねと言われる給食づくりを続けていかなければなりません。

このように、栄養基準量の確保ができない、表題としてその役割を十分発揮できない、また安全、安心が確保できない場合等が発生し、現在の給食費の範囲内で給食献立が作成できないときに給食費の改定をお願いする時期と思います。その場合には、保護者に十分理解を得ることが必要と考えております。

次に、給食費の改定をする場合のスケジュールということでございますが、大体の流れを申しますと、まず１番目に、学校給食センター運営委員会の専門部会として学校給食費検討委員会を設置いたします。２番目に、その学校給食費検討委員会を数回開催し、給食センターの現状や栄養士が試算した給食費の検討等をお願いをいたします。

３番目に、学校給食センター運営委員会総会を開催し、学校給食費検討委員会の報告等について、協議をしていただき、給食費の改定が必要と認められましたら、その結果を市長、議会、定例教育委員会へ御報告を申し上げます。

したがいまして、最終的に決定するのは、学校給食センター運営委員会総会でございます。

さらに、児童生徒の全保護者の方々には、給食費改定に至った経緯と、給食費改定についてのお知らせ等の文書を配付し、学年ＰＴＡ等の機会をとらえ、周知を図っていただきたい

と思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　適切な栄養管理ができない場合、また安全安心が確保できない場合等が発生して、現在の給食費の範囲内で給食献立が作成できないときが給食費の改定をお願いする時期であるというようなことであろうと思います。

あと１点、確認をしておきたいと思いますが、６月議会の答弁、それから、先ほどの教育長の答弁からしますと、教育委員会として、もうそのような給食費の改定をする時期に来ていると、まず判断をしていらっしゃるのでしょうか。その点、ちょっと確認をしておきたいと思います。

それから、給食費の改定を進めていく中でのスケジュールを今答弁いただきましたが、そういったスケジュールから見ますと、まずは学校給食費検討委員会を設置をして、さまざまな角度から検討すると、そして、学校給食センター運営委員会総会を開催をして協議をしていくと、また、最終的には、学校給食センター運営委員会で決定をしていくと、そういったことのようでありますから、こういった会議を開催していくには、相当の期間必要になるのではないかなと考えるところであります。

もし、21年度から、もう値上げの改定をしていくということであれば、先ほど保護者にも十分な周知を図っていきたいというようなことで答弁をされておられますが、そういった保護者への周知期間等を考慮しますと、遅くとも１月ぐらいには、もう大抵の決定をしておかないと遅くなるんじゃないかなと、私はちょっとスケジュール的に考えて考えるところなんですね。

ですので、教育委員会として改定の時期を決定するのはいつごろと見ていらっしゃるかどうか。また、協議等をする場合、先ほど言いましたように、いろいろな関係機関等で協議する中では、私はもう相当な期間が必要だと思っておりますけれども、そういった関係機関の中で十分な協議とか検討ができるのかどうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

改定の時期に来ていると認識しているかということですが、諸般の事情から見て、やはり21年度からはそうせざるを得ないのかなと思っております。６月の議会におきまして、11月ごろには来年度の給食費の予定額がわかると申したとおり、11月には、ある程度の来年度の給食費予定額が判明いたしますので、給食費の改定が必要と判断した場合には、臨時の学校給食センター運営委員会を開催し、御説明申し上げることになります。

また、来年１月下旬に、熊本県学校給食会が21年度の給食用物資価格、例を挙げますと米やパン等の価格でございますが、を定義いたしますので、栄養士が試算した来年度の給食費

がこの時点でわかります。

したがいまして、来年１月末、恐らくそうなると思いますが、学校給食センター運営委員会総会において、21年度の学校給食費月額が承認されたときが給食費の決定になります。

次に、十分な協議検討ができるかという御質問でございますが、給食センターといたしましては、毎日提供します給食の栄養基準量を計算し、納入された食品等も計算しておりますので、諸物価の変動等も常々十分把握し、報告することができます。

したがいまして、給食費検討委員会を繰り返す中で、やがて今月中には１回目を開く予定でございますが、繰り返す中で十分協議検討を行ってまいりますので、そのことは大丈夫と私は思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　恐らく教育長の答弁からしますと、21年度給食費の改定があるのかなということで判断をしたところでありますし、１月末には決定されるであろうというふうな状況のようであります。

そういった中で、本当に給食費の改定が必要なのかどうか、やはり、値上げについて、やはり個々にわたった上げ幅の食材に対する主食費とか、副食費とか、いろいろな部分がありますが、それはやっぱりきちっと見きわめた上で、やはりこれ相当のもし値上げが必要であれば必要があると、それとやっぱり、きちっとした試算を行いながら、そういった部分は取り組みをしていただきたいなと思っているところでありますし、ただ、ＰＴＡの会員、私も会員の一人でありますが、なかなかわからない部分がたくさんございます。なかなか通知が来ない、そういった状況があるんじゃないかなと思っているところであります。

ただ、先ほど８月21日付の人吉新聞の例を、見出し等を話しをしましたが、その中で、そのＰＴＡ会長の話しとして据え置きに感謝しているが心の準備はしている、また未納問題が出ているＰＴＡの場で、この状況について話したいと、そういうふうな記事が述べたというふうなことで、記事がございます。未納問題については、またさらに後で質問していきたいと思っているのですが、据え置きには感謝しているが心の準備はしておりますというふうな発言があっていますが、こういった発言が、例えば、ＰＴＡ会員とか、例えば、それぞれの単位ＰＴＡにおける、例えば五役会とか、運営委員会とか、そういった機関会議の中で、そういった会員の方たちの、役員の方の、意見をある程度集約をした中で、そういった意見を聞いた中で、こういった機関会議の中で発言をされた発言なのかなというようなことで、ちょっと疑問に思ったところなんですね。

やはり、例えば、ＰＴＡの会員の方に、説明もなく、またそういった機関会議、運営委員会とかの会議の中で意見を集約をせずに、例えば、もう会長が会議に出席をして、会長個人として、そういった発言をしたということであれば、これは、もうＰＴＡの意見を無視した

発言になるのかなというふうに考えるところでもあります。

その上、やはり、会長の発言っていうのは、非常に大きなウエートを持っている、また責任がある発言になると思いますので、ぜひそういったところをきちんと取り組みをしていただきたいなと思っているところであります。

やはり、ＰＴＡ会長は、その単位ＰＴＡの会員を代表して発言されるわけですから、やはり、そういった、恐らく、それぞれの単位ＰＴＡでは運営委員会が最終的に決定をする機関だと思いますので、そういった運営委員会等の機関できちっとした意見を集約した中で、その意見を踏まえた発言をされるべきではないかなと思っているところであります。そういった形で意見を酌み取っていただきたいなというふうに思っているところであります。

そこで、私は先ほど言いましたように、ＰＴＡの会員でもありますが、この給食費の値上げについて、学校、もしくはＰＴＡから値上げ等のお知らせとか、値上げに関する部分とか、アンケートとか、そういったことを、まず見たことがないと思っております。そこで、そういった値上げに関しての通知とか、アンケートとか、そういった部分を教育委員会、もしくは学校、ＰＴＡで実施をされたことがあるのかどうか、その点について確認をしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

これまでに学校給食センター運営委員会といたしましては、給食費値上げの通知やアンケートは、保護者に対しても配付いたしておりません、やっておりません。ただ現在、学校を通じ、給食献立や給食費等についての御意見を伺うアンケートを実施しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　今アンケートの実施をやっているところであるというようなところでありますけれども、やはり、ぜひそういった最終的に決定する学校給食運営委員会、その総会の中で決定されるかもしれませんが、やはり、その中で十分にＰＴＡの意見等が反映をされた決定を、私はお願いしたいと思っております。そのために、やっぱし教育委員会、それは学校側からもそういったＰＴＡ等に対しても十分な意見の集約等を、それぞれの学校の決定機関において、役員の方たちとで十分に協議をされた中で、そういった意見が集約をされるような形で決定をしていただくようにお願いをしたいなあと思っています。

そうすることによって、保護者の理解も深まるのかなというふうに思っておりますけれども、改めて、最後にちょっと確認でお尋ねしたいと思いますが、その保護者への理解をどのようにして得ていくのか、改めて聞いておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、保護者の方々に十分理解を得るための努力は一生懸命や

りたいと思っております。

具体的なことを申し上げますと、ＰＴＡの方々へは、給食費検討委員会でいろいろな資料を提示いたします。そういうものをＰＴＡ役員会等に持ち帰りいただいて、そして、十分周知し、理解をしていただくように努力をしていただく、その結果をまた持ってきていただくと、さらには、お知らせ等、あらゆる手段で周知をしたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ、そのような取り組みが実現できますようにお願いをしておきたいと思っております。

そこで、そういった給食費の値上げが問題になってきますと、どうしても、触れざるを得ないのが、滞納問題であろうと思っております。昨年来、給食費の滞納問題等については、新聞報道等で世間を大きく揺るがした、そういうふうに思っているところであります。

文部科学省が初めて全国調査をした結果、その公表によりますと2005年度の小中学校の滞納総額が22億円超に上るということを明らかにしております。全児童生徒の約１％に当たる約10万人近くが給食費を滞納し、滞納がある学校は全体の44％を占めていると、また、滞納の理由については、学校側は60％の児童が、保護者としての責任感や規範意識の問題、また約33％が経済的な問題と述べているようであります。

それぞれの地方議会におきましても、やはりこの給食費の滞納問題につきまして取り上げられておるようでありますし、少なからず、この人吉市においても滞納の状況があるように思っておりますので、今回、質問をするところであります。

非常に難しい問題ですので、どこまでやろうかなとちょっと考えながら、考えているところなんでありますが、まず１点目に、本市における現在までの滞納状況がどうなっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思いますし、２点目に、滞納について教育委員会、学校及びＰＴＡとしては、どのような取り組みを行ってきているのか、まずその２点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

滞納状況でございますが、どのように答えようか、最も悩んだところでございます。しかし、現実を申し上げたいというふうに決断をいたしました。

現在の滞納状況でございますが、14年度までの前、９年度から14年度まで６年間の滞納合計は170万6,175円となっております。その後、収納率等を加えて申し上げますと、平成15年度の滞納額は41万3,650円、収納率は99.75％でございます。16年度の滞納額は65万8,817円で、収納率は99.60％、平成17年度の滞納額は42万6,068円で、収納率は99.73％、平成18年度の滞納額は103万5,341円で、収納率は99.33％、平成19年度の滞納額は135万8,402円で、収納率は99.11％でございます。

18年度、19年度がふえておりますのは、やはり社会情勢のことを考えますと、そういうことが非常に大きく影響しているように思います。

これらを合計しますと、小中学校の過去10年間、今申し上げました10年間の滞納残高合計額は559万8,453円でございます。これ10年間でございます。なっておりまして、非常に私たちとしても苦慮しているところでございます。

これら給食費滞納の取り組みにつきましては、平成12年度の給食センター運営委員会の給食費滞納対策専門部会で、給食費徴収方法のマニュアルを作成し、各学校に対してマニュアルに沿った給食費の徴収をお願いしてまいりました。また、文部科学省から通知された給食費の未納問題の対応についての留意事項と給食センター運営委員会で作成しましたマニュアルは、内容が重なる部分も多く併用しているところでございます。

また、平成18年度は、校長、ＰＴＡ会長、教育委員の合同滞納対策会議を開催いたしましたし、以来、今日までは給食センター運営委員会の席上で学校長やＰＴＡ会長さんに収納率が上がるようにお願いをいたしているところでございます。さらに、給食センターから各学校を訪問して徴収状況の調査や学校から要請があれば、校長に同行し、滞納家庭を訪問いたしております。

学校におきましては、徴収マニュアルに沿って督促状の発送、電話による給食費納入のお願いや滞納家庭への訪問を行っているようでございますが、児童生徒への教育的な配慮もしなければなりませんし、本来であれば、教育の充実に取り組まれるべき時間や労働が滞納問題に割かれているのが現状でございます。

ＰＴＡでございますが、学校によっては給食費徴収方法のマニュアルに沿ってＰＴＡ役員の方々と滞納保護者の家庭訪問を行い、滞納分の徴収を行っている学校もあるところでございます。

以上、お答えいたします。

済みません、訂正をいたします。10年間と申し上げましたが11年間でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　滞納総額について559万円と、恐らく、初めてこういった場で公表されたのかなあと思っているところであります。非常に聞いておりますと、かなりの滞納額かなということで、非常に心配をしているところでありますが、ただ、今いろいろな単位ＰＴＡとか、それぞれの学校の中で、やはり、そういった滞納の部分についても、非常に家庭訪問等を行いながら、それぞれの学校が努力をしていらっしゃる、そういった状況もあるようでございます。

昨年からもそういった合同会議等を開催しながら、共通認識を持ちながら、それぞれの単位ＰＴＡで取り組みをされておられるようでありますが、そういった取り組みをされておら

れる中で、ならば、今滞納総額は約559万円が現在滞納額としてあるということでありますが、ならば、そういった形で取り組みをされて、その滞納額を逆に今度は収納された実績もあるのかなと思いますので、そういった収納状況、これについては、どの程度の収納状況があるのかなということでちょっとお尋ねをしたいと思いますし、また、現在、恐らく、さらにそういった滞納問題についても検討会等、検討されているのかなと、また会議をされているのかなと思いますけれども、現在、そういった滞納問題については、どのような対策をするとか、どういった方向性で検討するとか、そういった方向性については、どのようにされていらっしゃるのか、その点についてもあわせてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

過年度分の給食費滞納の収納状況ということでございますが、平成19年度までの過年度分の収入金額の合計は550万392円でございます。過年度分も一生懸命努力していただきまして550万円の収納があります。

平成20年度は、ことし４月から現在までででございますが、過年度分の給食費の納入金額の合計額は28万5,784円となっており、納入努力をされた学校に感謝しますとともに、納入努力をしても実績が上がらなかった学校に対しても、引き続き給食費滞納の解消に向けて取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

滞納対策の取り組みはということでございますが、文部科学省が行った平成19年の調査結果では、給食費未納の主な原因は、学校ではどう認識しているのかの質問で、保護者としての責任感や規範意識の欠如が全体の60.0％、保護者の経済的理由が33.1％、その他が6.9％の回答になっております。私も全校長に聞きましたが、同じような傾向で、やはり規範意識といいますか、意識の欠如が多いことがわかっております。人吉市が少し全国平均よりも多いんじゃないかなというふうに思いますが、大体同じような傾向でございます。

このようなことから、保護者としての責任感や規範意識の欠如を最重点課題として６月に新たに給食費滞納対策専門部会を設置いたしまして、第１回の給食費滞納対策専門部会を開催し、滞納対策の協議を行いました。

協議内容は、各委員から忌憚なく意見を出していただき、保護者に周知し、理解と協力を求める等の六つの大項目と、共通資料を保護者全員に配付したり、各ＰＴＡ全体でも滞納現状を認識できるようにする等の28の小項目に意見の集約をいたしたところでございます。

２回目の滞納対策専門部会は８月に開催をいたし、協議内容につきまして第１回滞納対策の意見について、２番目に給食費徴収における取り組み事例について、３番目に今後の取り組みについての話し合いがなされました。

２の給食費徴収における取り組みの事例についてでございますが、校長と給食事務担当者から滞納保護者がどのような家庭なのか、どのようにして滞納保護者に接したか等、また給食費をいかに納入していただいたか等の具体的な体験談を話していただきました。

また、今後の取り組みについては、各学校の地域性の違いや各学校が抱えている問題点に違いがあり、共通認識を持ってどの項目を最重点課題として取り組むまでには至りませんでしたが、第１回目の滞納対策会議で出された28項目の滞納対策の中で、各学校において取り組める項目は早急に取り組んでいくことで意見が一致いたしたところでございます。

また、過去の徴収方法を見直し、より一歩進んだ徴収方法を考え、滞納対策に取り組むことになりました。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　非常に、それぞれの学校で努力をされておられるようでありますし、こういった滞納対策専門部会の中でも、かなり踏み込んだ議論をされながら共通理解を持って解消に向けて取り組みをされておられるようであります。ぜひ、そういった形で、引き続き対策をお願いをしたいと思っておりますが、今までの徴収方法を見直すとか、より一歩進んだ徴収方法とか、そういった形での滞納対策についても取り組みをしたいというふうな共通的な課題の中で意見が一致をしたようでありますけども、やはり、これについては、地域地域の事情によって違う部分もあろうと思いますし、同じ取り組みがすべての単位の学校に組み合わさるのかということを考えますと、やっぱしなかなかそういった地域地域の事情で難しい部分もあるのかなと思っております。ただ、やっぱし同じ共通認識を持って取り組む必要があろうかと思いますが、やはり、さらに教育委員会として、この給食費の滞納問題について、さらなる取り組み姿勢といいますか、その辺についてはどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（鳥井正徳君）　今後の取り組みは先ほど申したとおりでございますが、10月に第３回目の滞納対策専門部会を開催をいたします。そこで、学校やＰＴＡと十分連携を図りながら、給食費滞納に取り組みます。これ以外にないというふうに思っているところでございます。

なお、これ私金額を申し上げましたが、滞納金額を500万円申し上げましたが、この数字だけが走らないように配慮をしていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　この滞納問題、非常に難しい問題が含まれている、また個人のプライバシー等もあるいろいろな問題の中で非常に難しい問題であるということは私も理解をしているところであります。

ただ、社会状況の変化とか、やはり、地域の特性、それから、地域の事情、そういったところを考えますと、なかなか統一的な対応で取り組む、そういった部分については難しい状況があるのかなというふうに思っているところであります。

先ほどから一生懸命対策関係、それからそれぞれの学校での取り組み状況を答弁いただきましたけれども、やはり、そういった学校とか、それぞれの単位ＰＴＡにおいても対応を考えて、それぞれの形で、それぞれの中で一生懸命努力をされている、そういったことが伺い知ることができましたし、そのことについては、本当に、それぞれの関係者の方に敬意を表しておきたいというふうに思っているところであります。

今後もさらにそういった形で、さらに努力をしていただきたいと思いますし、頑張っていただきたいということも思っているところであります。

ほかの自治体の対策等をちょっと調べてみますと、やはり、保護者に連帯保証をさせる取り組みとか、例えば、滞納２カ月で給食停止をやりますよというふうな形で誓約書を書かせるとか、そういった取り組みを試行錯誤しながら対応している、そういった状況にもあるようでございます。

このような取り組みが本当に正しいのかどうか、いいのかどうかっていうのはわかりませんし、それぞれの考えの違いがありますので、これについては、私はそれが正しいとか、いいとかよくないとか、そういった部分については申しませんが、やはり、若干問題はあるとは思っております。

ただ、一方では、学校で自治体が学校給食を無償にしますよと、そういった動きもあるようでございます。学校教育の中でも、学校給食が果たす役割、食育の推進と充実とか、地産地消による安心・安全な食材の提供、また栄養バランスのとれた食事の提供、食事についての正しい理解と望ましい習慣、マナーを養うことなど、非常に重要なものがあると理解をしているところであります。

学校給食が健全に運営されるためにも、こういった滞納問題についてもやはり保護者に理解をしてもらうことも必要であると思いますし、協力をしてもらうことも必要であると思っております。子供たちが公平、公正に教育を受けることができるためにも、やはり、さまざまな問題を考える中で、やはり自治体だけの問題としてとらえるのではなくて、やはり地域社会で考える、またそういった地域社会の中でも、そういった部分を子供を中心として考え、取り組むべき問題となってきている時期に来ているのかなあというふうに思うところであります。

ぜひ、そういったところも勘案をしていただきながら、こういった給食滞納の問題には、非常にデリケートな、非常に厳しい、また大変難しい状況もございますが、そういった形の部分も今後は踏まえていただいて、さらに、取り組んでいただきたいと、そういったことを最後に申し添えまして、今回、一般質問を終わっていきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後５時４分　休憩

―――――――――――――

午後５時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加についてお諮りをいたします。意見第10号川辺川ダム建設による球磨川流域の治水の実現に関する意見書（案）を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第10号　川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書

○議長（大王英二君）　提出者の説明求めます。

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　意見書について提案の理由を御説明申し上げたいと思います。

けさ方、傍聴席に五木村の方々が多数見えておりました。私も市職員としてダム問題、河川改修、いろいろな事務に携わってきたわけであります。その中で、いろんな当初反対をされた五木村の方々、そして、最大受益地人吉市及び下流地域住民の生命と財産を守るために苦渋の選択をされました方々のいろんな苦悩を当時に思いをはせまして、私もいろんなことを思い浮かべました。

ただいまから提案理由にかえまして、意見書案の朗読によってかえさせていただきたいと思います。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――――

意見第10号

川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書（案）

人吉市議会は、これまで長期にわたり球磨川流域住民の生命と財産を守るために川辺川ダムが建設された場合の影響等について調査研究を行い、平成６年９月議会では８項目（１、球磨川下りに支障を来たさない流量の確保。２、水質汚濁防止対策。３、河川環境の保全と魚族の保護。４、ダム及び貯水池の安全対策。５、市房ダムと川辺川ダムの統合管理。６、保安林等の保護育成。７、環境アセスメントの実施。８、球磨川下り航路の整備。）の要望を内容とした「川辺川ダム建設促進に関する意見書」を決議いたしました。そして、平成13

年「川辺川ダム本体の早期着工を求める意見書」、さらに平成17年には「川辺川ダム建設促進に関する意見書」を決議しております。

昭和41年の計画発表以来、さまざまな歴史を刻んできたダム事業計画は、昨年、一昨年と川辺川ダム事業から利水事業の離脱、また、発電事業の撤退という本事業を取り巻く環境が大きく変化し新たな局面を迎えております。

そのような中で、近年における本市での平成16年度からの４回にわたる避難勧告の発令、平成18年７月の鹿児島県川内川流域における豪雨や平成19年の熊本県美里町の局地的集中豪雨による大災害の発生は、我々球磨川流域住民を震撼させるとともに過去の大洪水の記憶をよみがえらせました。このように全国各地で発生している集中豪雨あるいは地球規模での干ばつ等を想定するとき、川辺川ダム事業最大の目的である洪水調節と流量調整機能の重要性が増していることは、火を見るよりも明らかであります。

また、特に、下流域住民の生命と財産を守るために、ダム建設という苦渋の選択を余儀なくされた水没地域である五木、相良両村を初め、流域住民の思いにこたえるため、これまでの経緯を踏まえたダム事業の推進を図ることは、最大の治水受益地である本市議会としての責務であります。

つきましては、人吉市議会が長年要望してきた８項目に沿ったダムによる治水河川整備計画の早期策定と、それに基づく本体工事の早期着工を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年９月９日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

国土交通大臣　　谷　垣　禎　一　様

熊本県知事　　蒲　島　郁　夫　様

意見第10号

川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年９月９日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

井　上　光　浩　　簑　毛　正　勝

永　山　芳　宏　　森　口　勝　之

川　野　精　一　　松　田　　茂

松　岡　隼　人　　山　下　幸　一

田　中	哲	仲　村　勝　治	
西	信八郎	三　倉　美千子	
下田代	勝		

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　意見第10号川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書（案）に反対の立場から討論を行います。

昨年５月から球磨川流域の12市町村、計50会場で行われた国土交通省の河川整備基本方針の流域住民への報告会に延べ約1,400名が参加しました。その結果は、河川改修などすぐにできる治水対策を求める声がほとんどで、住民からダム建設を望む意見は全くと言ってよいほど出されませんでした。

住民団体が球磨川流域で、近年の台風で浸水被害に遭われた方に聞き取り調査をした結果を見ても、ダム以外の治水対策を求める方が67戸で、治水対策に川辺川ダム建設を望まれている方は、わずか２戸でした。流域住民が望んでいるのは、ダムによらない治水対策であることは明らかです。

平成18年７月22日は、川内川流域で集中豪雨による洪水が発生しました。私は、その数日後に鶴田ダム直下のさつま町宮之城の現状を見てまいりました。そこで見たものは、局地的集中豪雨の時に、ダムがいかに無力であるかということと、堤防橋からの河川改修のおくれが被害を大きくしている状況です。ダムに頼った治水対策は、むしろ被害を大きくしてしまうことをあらわしていると思います。

国土交通省の諮問機関淀川水系流域委員会の元委員長、今本博健京都大学名誉教授も５月８日の熊日新聞に、このように寄稿しています。川辺川ダム計画に限らず、今全国でダムが大きな社会問題になっている。その解決に常に立ちはだかるのが、従来型治水対策の壁である。従来型治水では、ある一定限度の規模の洪水を対象に、水害の発生を防止しようとするが、対象規模を超える洪水が発生すれば、たちまち破綻するという根幹的な欠陥がある。これからの治水では、これらの結果を克服し、いかなる大規模の洪水に襲われようと住民の生命を守り、壊滅的な被害を避ける方法にしなければならない。このための緊急の課題が、避難体制の確立と堤防強化の実施である。適切に避難すれば、生命の安全は確保され、堤防が破れなければ壊滅的被害にはならないと述べています。

国土交通省は、球磨川水系河川整備計画の策定において、球磨川の治水安全度を20年から30年に一度としていることが８月25日にわかりました。住民団体からは、それなら川辺川ダムなしで対応できるではないかと国土交通省に意見が投げかけられています。もはや、川辺川ダムの呪縛から頭を切りかえることが大切です。20年から30年の治水安全度であっても、河床にたまった土砂の除去や内水排除、堤防強化、家屋のかさ上げなどの治水対策は想定外の洪水に見舞われても被害を最小限にとどめることができます。このような治水対策こそ進めるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの意見書案に反対します。

○議長（大王英二君）　次に、６番議員の発言を許可いたします。（「６番」と呼ぶ者あり）

６番。

○６番（村上恵一君）（登壇）　意見第10号に反対の立場から討論を行います。

昭和40年７月３日、この大水害の当時に、私は小学校４年生でした。九日町の12番地に住まいがあり、寝室は２階であったことによって救われましたが、１階部分は１メーター以上の水没という結果でございました。父は九日町の文具店に勤務しておりまして、早朝より後片づけに追われておりました。その後、商店街の中では、ここ数年の水害について増水の速度が以前より早くなったという声が大変多くなりました。市房ダムの非常放水により事前の避難と片づけが困難になり被害が増大しているとの声が広がりました。このことを受けまして、市内商店主により改善の陳情が行われております。

川辺川ダム建設計画は、42年の長い歳月を費やして議論を重ねてきた議会の活動、地権者や地元の皆様方の流された筆舌に尽くしがたい血と汗の量、既に投下された1,000億円強という莫大な事業費、いずれも大変な重みがあります。

しかし、ダム事業には環境への影響が必ず伴います。最近では、市房ダムが富栄養化によりましてアオコが大量発生したという非常に環境の悪化が懸念されております。私は、人吉市に恵みと利益をもたらしている、この美しい球磨川、川辺川こそが大きな財産であると確信しております。青井神社が国宝に指定された今、この地域に濁り水は似合いません。人吉市は、川辺川ダム下流部最大の受益地と称されますが、条件つき付議された８項目の中、どれを取っても明確に解決されておらず、最大の受益地が、ダムにより最大の被災地になり得る可能性が大きいからこそ、将来の市民、県民に財政負担や環境面で負の遺産を残してはならないという建設に対する不安の声があるのであります。

こういう声に対して、粘り強い説得によって理解を求めるべきであり、ごり押しは絶対に許されることではありません。九日町から青井、そして、温泉町、さらに下流域の球磨村までの水害被害地域の中のどれだけの方々が、ダムによる治水を望んでいるかということです。抜本的な治水対策は望んでおりますが、過去の経験からダムによる治水には、むしろ危険を感じているということです。つまり、被害多発地帯がダムの受益地域ではないかもしれない

ということなのです。

新河川法に沿って考えるならば、流域の被害地域の住民の声を反映させることが最善の策、水害被害地域の住民に治水対策の手段としてダムがいいのか、ダム以外の手段を望むのか、アンケート調査をすればよいと思います。わかりやすくて単純な論理であると思うわけでございます。基本高水流量にしても疑わしいものがあり、ダムの目的であった利水、発電が外れた今、治水対策自体を抜本的に見直す時期に来ていると考えます。

よって、私はこの意見書に反対いたします。

○議長（大王英二君）　次に、14番議員の発言を許可いたします。

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　14番の立山でございます。提案をされました意見第10号に反対をする立場での、私の意見の表明をしたいと思います。

反対の理由は３点あります。まず第１点は、今回の意見書の決議のあり方について問題あり。その異常な決め方に対して、私は賛成することができません。少なくとも、議会が意見書を出すということは、その議会が外部に対する意思の表明であります。したがって、一つの意見書をまとめるためには、事前に、それぞれの議員に文案を配付し、会派あるいは個人的にもそれらの文案、中身について十分検討をして、それらのセオリーを踏んだ後で、議会の閉会日に採決をする、これが今まで人吉市議会でやられてきた手法であります。

きょう議運のときに確かめたんですけれども、開会日に採決をされたという事態がなきにしもありません。４回ほどあったようでありますが、それらはすべて議員の総意によってなされたという特徴があるわけであります。しかし、今回は、そういうセオリーを全く踏むこともなく、けさ無会派５名に対しては、10時前になってこのような意見書を出しますということで、それは中身や文案に対する相談ではなくて、全くの通告でしかありませんでした。しかも、この川辺川ダム問題については、今回、議員のうち６名が質問通告をいたしています。なぜか、田中市長が新たな自分の見解を表明されたがゆえに、そういったたくさんの一般質問がされたわけであります。しかし、きょうはまだ一般質問の初日であります。議員と執行部、市長の考え方が完全にまだ議論されたわけではありませんし、質問が終わったわけではありません。そういうまだ中途半端な議論の中で、あえてきょう採決をしなければならない、まさに、議論の府であります議会の議会制民主主義を否定する暴挙ではないかというふうに考えております。

議員の皆さんどうでしょうか、本当に少なくとも３日間の一般質問が終わった後で、それぞれに自分の意思をたいしながら一つの意見書をまとめ上げていく、その手法がなぜ今回とれなかったのでしょうか。それを考えるならば、私はこの意見書の、きょう採決をされなければならないことに対して反対をします。

しかも、しかもです。議会運営委員会では４対３、４対３で意見は完全に分かれました。

そういう事態の中で、こういう異状な決定のあり方をするべきではない、これが私の反対の第１点目であります。

２点目であります。この第10号の意見書の文案によりますと、過去３回の議会における意見書の決議が紹介をされています。平成６年、13年、17年、いずれも私がこの議会に在籍をした中で行われてまいったのですが、文案にも書かれておりますように、８項目の要望をつけての意見書決議でございました。しかも、その意見書は、満場一致で決議をされたわけではありません。賛否両論があっての、いわゆる多数決での決定であります。しかも、じゃあその要望した８項目が、現在今我々が満足するような事態になっているのかどうか、考えるときに、その道はほど遠いと言わざるを得ません。例えば、８項目の中で、球磨川下りに支障しない流量の確保、一番口に書かれておりますけど、これも満足のいく流量の確保は約束をされていないわけであります。水質汚濁防止策、水をためれば必ず水は腐る、水質は悪くなる、もともとダムでためた水が美しいはずがない、汚濁はつき物であります。そういう状況で水質汚濁を防止せよというほうが無理であります。河川環境の保全、これまた本当にダムにためられた水が流れるときに、どういう状況にあるのか、市房ダムの下流域を見れば一目瞭然であります。ダム及び貯水池の安全対策、想定をされます、予定をされます川辺川ダムの下には、地震のもとになる地層がありますし、上の方には、非常に崩壊しやすい地層があるということは周知のとおりであります。本当に安全なダムであり得るのかどうか、甚だ疑問であります。市房と川辺川ダムの総合管理、国交省はこの問題については、統合管理はできない、明言をしています。環境アセスメントの実施、新しい環境アセスメント法に基づく調査はされていないのが現状であります。これらのいわゆる要望８項目の一つ一つを検証するならば、検証するならば、我々が危惧した問題点は解決をされていない、これが現状であります。このような計画について賛成をすることはできないというのが２点目であります。

３点目であります。40数年前に計画されたダム計画は、治水、利水、発電の、いわゆる多目的ダムであります。ダムの大きさを計画するときには、多目的の場合には、水量調節にどれだけの容量、発電のためにどれだけの容量が要る、利水のためにどれだけの容量が要る、それを積算してこれだけの規模をつくるんだと、そういう多目的ダムとしての容量計算の中で、計算に基づいてダム計画がつくられる。そういう形でつくられた現在の川辺川ダム計画そのものが、利水と発電が離脱をした今、そのままの計画でできるはずがない、まさに、当初の計画は瓦解状態、空中分解の状況にあるわけであります。このような状況にあるなら、早く本体工事をせよという言い分のほうが間違っている、私は指摘をしておきたいと思います。川の恩恵を一番受けるのも流域住民であります。川の災害をもろにかぶるのも流域住民であります。したがって、流域住民の民意は最も大切にされなければならない問題であります。今後の治水計画は、環境に十分配慮しながら、民意を尊重して総合的な治水対策として、その構築を図られるべきものであろうというふうに思います。

以上、述べました理由におきまして、私はこの意見第10号に対して反対をするものであります。

以上です。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

お諮りいたします。意見第10号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。

採決は起立採決といたします。意見第10号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、意見第10号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後５時57分　散会

平成20年９月第３回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成20年９月10日　水曜日

１．議事日程第３号

平成20年９月10日　午前10時　開議

日程第１　議第69号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）
日程第２　議第70号　平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第71号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第72号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第73号　平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第75号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議第76号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第77号　平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第78号　平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
日程第10　議第79号　子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定について
日程第11　議第80号　人吉応援団基金条例の制定について
日程第12　議第81号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第13　議第82号　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第14　議第83号　損害の賠償について
日程第15　議第84号　損害の賠償について
日程第16　一般質問

１．松　田　　茂　君
２．本　村　令　斗　君
３．豊　永　貞　夫　君
４．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君
福祉生活部長	尾　方　　篤　君
経　済　部　長	井　上　修　二　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君

総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏崎晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。

○８番（松田　茂君）（登壇）　皆さん、おはようございます。８番議員の松田でございます。大好きな夏が終わりまして、秋色の景色に人吉球磨が変わろうとするとき、これが本当の日本の原風景かなあという牧歌的な文言できょうの一般質問を始めようと思ったんですけども、ここ一両日の各メディア・新聞報道等で、皆様御存じのように三笠フーズによる事故米のニュースが駆けめぐっております。

驚き、怒り、むなしささえも覚えずにはいられません。今、焼酎業界は民と官が一体となって販売戦略を日本から世界へと翼を広げ、まさにそのような絶好のタイミングのときに大変残念なことであります。

隣の宮崎県知事の東国原知事が、知事就任早々に鳥インフルエンザの食の問題に直面されたんですけども、このときには幸いにして「災いを転じて福となす」の例えどおりに、この問題をその県の、今からまさに売り上げを伸ばしていこうという地鶏産業には大きな転機として好転させられたことは、記憶に新しいところでございます。

我々も今回のこの事件の教訓を――教訓といいますか、まさしく今から始まっていくんですけども、何とか風評被害に遭わないように、ここは本当に行動力のある市長を初め、市民の皆様方、それに我々市議会議員、執行部の皆さん方も含めまして、日ごろより焼酎をこよなく愛されている皆さん方と行動をともにしながら、この危機を乗り越えてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。今回は二つの項目について質問をいたします。

一つ目は、平成20年度移住・交流受入システム支援事業について、二つ目は、今年度後半から来年度までの観光事業についてです。

それでは、質問の１回目でございます。平成20年度移住・交流受入システム支援事業についての質問をいたします。

国の大きな政策の中に、定住自立圏構想というものがございます。これは、平成19年末に福田内閣総理大臣から増田総務大臣に対して検討の指示があり、平成20年１月18日の第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説においても、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食いとめる方策を進める旨の発言があっております。

我が国では、著しい少子化が進行する一方で、団塊の世代が定年を迎え、超寿命化が進み、高齢化率が急激に高まっていることは御承知のとおりです。

そのような中で、地方圏ではいわゆる限界集落、またそうとは言わないまでも生活する上での基礎的条件が厳しい集落が増加するなど、住民は地方に暮らす意義や誇りまで失いつつあり、大都市と地方の格差感がますます強まっております。

そこで、大都市への人口の流出を食いとめ、地方圏への人の流れを創出することで人の定住を図り、地域が自立できるようにすることを国政の重要課題として、定住自立圏構想が示されたのではないかと思います。

このような大きな流れの中から、移住・交流受入システム支援事業も出てきたのではないかと思うのですが、この事業の主たる目的はどのようなものでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。御質問にお答えします。

お尋ねの移住・交流受入システム支援事業につきましては、財団法人地域活性化センターにおける助成事業でございまして、昨年から実施されているところでございます。現在、都市から地方への移住・交流は、人口減少社会における地域活性化策の柱として期待されているところでございます。

その促進を図るため、国民の移住・交流ニーズに的確に対応するための仕組みづくりが必要となることから、移住・交流に意欲的な事業所や自治体の連携により、地方が都市住民を受け入れる新たなモデルを創出し、今後、移住・交流に取り組もうと考えている全国の市町村にこれを普及させることが、その主たる目的とされております。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　そのようですね、今現在国は、本当に地方にどうにかして人口をふやしていきたい、交流をしながらそこに受け入れる新たなモデルを創出していきたいというのが大きな流れになっているかと思います。

そこで、２番目の質問ですけど、現在、さまざまな生活の形態の中のライフステージに応じた多様な選択肢があると思うのですが、近くでは山江村の「クラインガルデンほたるの荘」に見られますように、滞在型市民農園のような取り組みも始められております。隣りの霧島市や宮崎県等も積極的にこのような事業を進められております。

交流居住タイプは各自治体、各事業で異なり、要約すると短期滞在型、長期滞在型、定住型、往来型、研修型というふうにその地域性に適当な交流居住事業を展開しているようでございます。

そこで質問ですが、この事業について当市の現在の取り組みはどのような状況になっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　２回目の御質問にお答えします。

本事業の取り組み状況でございますが、まず、本市は平成15年に「森林の郷農林業げんき特区」の認定を受けたことを契機に、これまでグリーン・ツーリズムの推進による地域活性化への取り組みを行ってきたところでございます。

現在、６戸の農家民泊が開業しているところでございますが、今後、これらの取り組みを進化させ、将来の都市からの移住人口の拡大を視野に入れた本市独自の移住・交流受入システムの構築を図る必要があるということで、昨年12月に助成金の交付申請を行いましたところ、本年４月に助成金の採択の通知を受けたところでございます。

なお、本年度はこの助成事業に対し全国で67件の申請があり、そのうち21件が採択を受けたようでございます。

そこで、６月の議会におきまして、本事業の予算を承認していただき、その後、移住・交流受入システムの構築のためのコンサルティング業務の専門業者との契約を７月末に契約したところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今お答えをしていただきましたところによりますと、67件の申請があったうち、その中から21件、このような事業に取り組まれているというお答えでございます。やっぱり非常に当市の受入支援システム事業、どういうふうな文言で申請をなされたかはちょっと知るわけはございませんけども、なかなかよい案を御提示なさったのではないかと思います。

それで、当市におきましても、中神町で「ピルミレンゲ」という民宿を経営されている、これはまさしく愛知県からの移住者がいらっしゃいます。ピルミレンゲ、どういう言葉かと申しますと、僕も初めて知ったんですけども、ヒンズー語で「また会いましょう」という意味だそうです。ここのオーナーは、伊奈さんとおっしゃいまして非常に球磨弁で言うならよか男です。

で、オーナーの伊奈さんに直接お会いをしてお話をこの間伺ってまいりました。築60年の古民家を改装した手づくりの家で、御夫婦お二人で切り盛りをされております。玄関口には、何と、ヤギが飼うてあって、そのヤギが軒先の雑草をはみながら除草しているそうです。

何でまたこの人吉に民宿を開業されたのか、御本人にお話を聞いたところ、とにかくペン

ションとか旅館ばやりたかったと。大学ば卒業した後、サラリーマンをしながら開業資金は幾らぐらい稼ぐかと思っていたんですけども、開業資金の大変さにびっくりして、これは簡単ではないということがわかると、そういうことです。

そこで、まず自分自身で何が売りになるのかなと思ったときに、何か売りになるものを自分の身に身につけられようと、そういうことで、和歌山や四国でラフティングをやり、ガイドの仕事をした後に、次は京都で大工さんの見習いの経験をされ、いよいよペンションの立地を選ぶために、どういうわけかこの九州のほうに南下をされてきております。

それから、漁師をするために宮崎県の日南市に移り住まれ、そこで何と漁師、本当漁師をしながら休漁期にはラフティングの仕事をするために人吉と日南を行ったり来たりされてたそうです。さあどっちに定住しようかなと迷っておられましたらば、人吉球磨を散策する中、水上村で出会った同じ移住者の方に市房山などを案内してもらったところ、大変気に入ったので、当初は水上村に移住を決意され、村の方に相談をされました。そこで、村の方のお答えなんですけども、まだ若いと、この山の中では子供さんば育てるならば、やっぱ学校とか病院が近くにあったほうがよかばいって、まずそぎゃん環境の充実したところで子供さんばしっかり育てて、そしてこん山の中になおってきたらどぎゃんねというアドバイスをされたそうです。そこで、人吉を見渡してみたときに、ちょうど今の地、中神町に居住をお決めになったということです。

この民宿「ピルミレンゲ」では、夏場などの繁忙期には、ホームページ上でアルバイトの募集をされております。たまたまアルバイトをする方とお話をする機会がありまして、この方は大阪の方です。就業されていたんですけども、自分の志がありまして、もう一度大学に入り直そうということで大学に在学中の方なんですが、ようこぎゃんとこ来たねえって、で、焼酎ば１本土産で持たすっけん、人吉の感想ば手紙で書いてくれんねって言うたところ、懇切丁寧に本当にきれいな字でこういう手紙を送っていただきました。

この手紙を少し省略して御紹介しますと、ホームページ上で宿の御夫婦が本当にすばらしかった。ヘルパーということでバイト代のかわりに宿と食事代を賄ってもらう。それから、ＪＲ人吉、これは来たときに西人吉駅でおりました。そのままバイト先に向かいましたので、駅からバイト先に向かう景色が人吉そのものであったというふうに思っていらっしゃったそうです。駅から周辺の景色が人吉のイメージだと思っておりました。

ある日、買い物のために市街地まで車を少し走らせたら、全く違う光景を目の当たりにし、このような環境に身を置けることは本当にすばらしい、そういうふうに思っていらっしゃるそうです。

また、温泉めぐりをしたら、いきなり脱衣場が広く、すっぽんぽんになっていくのがびっくりしましたけども、地域の皆様との交流が非常に楽しかった。焼酎は飲んだことがありませんでした。ほかのものとまぜてカクテルのようにして飲み、おいしかった。いつかはロッ

クで飲みたい。そして結びに、また人吉に行きたいと書いてありました。

何かいろいろなここにチャンス、またはヒントが隠されているのかなという気がして読ましていただいたんですが、人との触れ合い、共有する時間の心地よさを大切に思う、このピルミレンゲのオーナー御夫妻のさりげないもてなしは、確実に人吉のファンをつくり上げているんだな、リピーターをふやしていくのではないかと思っています。

ピルミレンゲのバイト体験は、さきに申し上げました行政の交流・居住事業でいいますと、短期の滞在型に当てはまるのではないでしょうか。お話を聞く中で、宿の人や地元の人とのかかわりを初めとした人とのつながりの重要性をかいま見ることができました。

行政としても、このようにして人吉のファンをふやすためにも、今こそ移住・交流に関するコーディネーターが必要ではないかと考えております。この移住・交流受入システム支援事業をもっと充実するために、今後の取り組み、展望をお聞かせください、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　３回目の御質問にお答えします。

今後、本事業を委託しているコンサルタントにおきまして、本市の人的、物的地域資源の現状把握調査や、農家民泊の受け入れ環境整備の実践指導など計画されており、これらの指導助言や成果報告を踏まえ、将来の移住人口の拡大を目指すとともに、本地域全体の活性化を図るためには、農業分野だけにとどまらず、広く観光分野や教育分野、歴史分野などと連携し、地域全体を巻き込んだ本市独自の移住・交流受入システムの構築を図っていく必要があるというふうに存じております。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　お答えいただきまして、非常にこの事業なかなかやり方によってはおもしろい展開になっていきそうだなと思うわけです。今、部長の答弁からもありましたように、コンサルタントに業務を委託されているというお話ございますけども、我々が今までこの当市において、いろいろな地域づくりやまちづくりに携わってまいりましたときに、コンサルタントという人間とかそういうものじゃなくて、どうもこの文言に対して僕はアレルギーを持っております。いつもＡゾーン、Ｂゾーン、Ｃゾーン、Ｄゾーンというのがありますと。そこで、交わったところが何々ゾーンですと、そういうゾーン展開をされて、あたかもその地域にすべてのことを掌握されているようなコンサルタントの先生方というか、そういうものが多かったのかなという気がしてなりません。

ここで、このコンサルタントに業務を委託されたというお話を聞いたときに、じゃ、今回非常にこのようにおもしろい本当に市の人口、ひょっとするとふえていくんじゃないかなというような事業に対して、コンサルタントということで契約を結んでいらっしゃるんですけども、今回このコンサルタントをお結びになった専門の業者さんがいらっしゃると思うんで

すけども、その専門の業者さん、どういうふうな専門業者さんなのか、少しお尋ねをしてみたいと思います。お願いいたします。

○経済部長（井上修二君）　４回目の御質問にお答えします。

本市が契約を締結しました専門業者への御質問でございますが、今回の契約先はＮＰＯ法人日本グリーンツーリズム・ネットワークセンターでございまして、事務所の所在は東京都でございます。この法人は、全国のグリーンツーリズムの実践者が一堂に集い、交流、研さんを行う全国グリーンツーリズム・ネットワーク大会を主催している法人でございます。

平成15年度に第１回大会が水俣市で開催された当時から、人吉球磨グリーンツーリズムへの取り組みに指導助言をいただいているところでございます。したがいまして、当ネットワークセンターは、本市の事情にも精通されているとともに、全国の先進地事例にも極めて詳しいことから、本事業の委託先としましては最も適切な事業所と判断をいたしております。

なお、当ネットワークセンターにおきましては、現在専属のスタッフを１名本市に常駐し、地域に入りながら今回の委託業務を実施していただいているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　おもしろいですね。今までこういうふうな業務委託をされた方々というのは、基本的には福岡や、またそれに類似するような大きな都会から交通機関を使ってお見えになる。滞在されても１日や２日、行っては帰り、また来てはというふうな方法がほとんどだったと思うんですけども、今回は常駐されているわけですよね。

ちょっと聞いたとこによりますと、22歳、藤井君という男の子が来てるみたいなんですけども、常日ごろはこの当地である程度の仕事をしながら、そしてその仕事と兼ね合いを見ながらいろんなところに出向いていって、ここに即した移住・交流のシステムがどういうものであるかということを何かやっているということを聞いております。今までこういうふうなコンサルタントというのはまずいなかったと思います。これは非常におもしろいやり方かなと思っております。できたら、このコンサルタントに従事してくれたこの若い彼が、人吉はよかとこんなあと、おれもここに住みたいというぐらいのすばらしい土地として彼が見てくれたらと思っております。

やはり今からの行政のやり方の中で、やはり金がない金がない、やはり金がなくなっていくのは確かな部分であるんですけども、そのときに人との重要性というのはいろいろかいま見ることができると思うんですね。

今後、田中市長が申されているマニフェストの中にも、もろもろのそういう部分が出てくると思うんですが、やはり本当に真剣に取り組んでいただけるこういう専門業者とか、そういうものをどうぞ選出していただいて、本当にこの地域の身になるためのコンサルティング業務というものを結んでいっていただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

それでは、最後に市長に質問いたします。

この移住・交流への取り組みについて、その展望などを大きな視野から総括的にお考えをお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。お答えをいたします。

移住・交流についての今後の大きな視野に立った展望に対する御質問でございますが、松田議員も御承知のとおり、２年後の九州新幹線の全線開業、来年からのＳＬ開通、また青井阿蘇神社の国宝指定等により、今後本市を訪れるお客様が増加するということは確実なことでございます。

要は、それらのお客様がいかに本市に滞在してもらうか、本市の経済の活性化を図る上で、現時点において最も大切な観光施策の一つではなかろうかなと位置づけているところでございます。

したがいまして、まず、交流人口を拡大し、将来の移住者を定着させていくためにも、本事業を活用しながらお互いに学び合い、本市独自の移住・交流の仕組みを市民の皆様方とともに協働でつくり上げていかなければならないというふうに考えているところでございます。

この人吉市で、移住・交流を確かなものにするそのキーワードは、ラフティングを初めさまざまな川の恩恵を受けることができる自然を大切にするという地域住民の思いと、清流球磨川という地域の宝があってこそだというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　まさしくおっしゃいましたとおりに交流人口、それをふやしていく、そして定住をさせていただきたい。結びの言葉の中に、この自然の恩恵を大いに利用しながらという文言が出てきましたけども、私もそうは思います。私もそう思いながら、やはり真摯にいろんな問題点にも取り組みながら頑張っていきたいと思うんですが、最後の結びの言葉にもありましたように、この交流という、移住というものの中では、人というのが最大の、最大のキー、かぎになると僕は思っております。

今もろもろの方々とお話をするときに、例えばよそ者が来たから、あん人はどこから来やったっだろかというような話もよく聞くんですけども、それはこの地方では独特の方言での言い回しになります。けども、やはりよそからお見えになった方々に、あん人はよそ者だってと言われると、やっぱちょっとニュアンスの違いを考えられるのではないかなと思っております。

いろんな方々と交流をする中で、多くの県外からお見えになった方とお話をするときに、風の人、いろんな種を持ってくる風の人がこの土地に土着をした、土の人、我々みたいな人間にいろんな情報を落としながら、そしてそこにチャンスをつかみ、そしてここに住んでいくすばらしさをお互いに享受しながら、こういう事業に取り組んでいきたい、私もそういう

ふうに思っております。どうぞこの事業、全庁的にひょっとすると取り組んでいただかなければいけないような事業だと思います。これは、ますますこの地域の発展を願うときには、大変重要な事業になると思いますので、どうぞ今後とも大きくこの事業には取り組んでいっていただきたいと思います。それでは、この項を終わらせていただきます。

それでは、２番目の質問に入ります。来年の観光事業についての質問ですが、観光事業そのものに対する質問ではありません。来年２月早々には、「人吉球磨は、ひなまつり」、ひょっとしてひょっとすると、４月には「ＳＬの運行開始」、すぐさま第２回目の「人吉お城まつり」、「肥薩線100周年」のイベントなどなど、実に多彩なイベントがメジロ押しに続いてまいります。

まさに市長がおっしゃいます、観光で飯を食う、その一端がうかがえます。このような状況において、常日ごろから観光振興課の職員は、各イベントの企画運営などに鋭意努力をしながら職務に当たっておられるわけですが、現在の観光振興課の人員配置についてどう思われますか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

現在の観光振興課の人員についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、課長１名、係長１名、係員６名の計８名の体制でございます。業務といたしまして１年を通じて本当に祭りやイベント、精力的に奔走をしておられます。それにマニフェストの実現のための業務、あるいは果たしてできているかどうかわかりませんが、観光行政、観光施策に対するさまざまな勉強、そして提言、そして大きなファクターではございますが、人吉温泉観光協会の事務局なども引き受けており、人吉観光の本当に土台を、縁の下の力持ちといいますか、支える大きな役割を担っていると思います。

決して多いとは言えない職員数ながら、課員が奮闘し、各種団体や市民の皆様の御協力を得ながらイベント等では全員が、また市職員全員の協力を得ながらそれを担っていただいていると感じております。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今市長が申し上げられますとおりに、当市でも人員の削減というのは大きなテーマとして掲げられているわけですけども、今おっしゃいましたとおり、どうしても無理の来るような部分があってはならないんじゃないかと私も思っております。

そこで、先ほども申しましたけども、来年からの人吉球磨は前例がないほどの観光資源開発の当たり年になるのではないかと思います。ＳＬの復活、市長が申されましたように国宝青井阿蘇神社を含めた歴史回廊構想の具現化、その関係業務のボリュームと各事業がもたらす地域へのはかり知れない効果を考えたとき、その重要性にますます観光振興課の仕事量の増加が見込まれているわけでございます。

観光に対するボルテージの高まりが官民ともに期待される中で、観光事業の運営を円滑にかつ精力的に行うために、４月の人事異動前に観光振興課の人員の補強という、そういうことは考えられないでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（深水雄二君）　おはようございます。松田議員の２回目の御質問にお答えします。

人員の増強はできないかという御質問に対してです。観光振興課の業務増が見込まれる来年度に向けて、人員の補強はできないかとの御質問ですが、現在、来年度に向けての組織機構の見直しを検討しております。組織機構の見直しに関しましては、幅広い観点からの見直しを図る必要がありますが、今回は特に市民の皆様の利用のしやすさ、機動性とスピードを大きな柱として取り上げて今検討をしております。

担当部としましては、市長マニフェストの推進体制整備も大きな課題であり、その中でも観光振興に関する体制整備は最重要課題の一つであるとの認識はしております。ただ、現在は定員適正化計画のもと職員数を減らしている段階であり、現時点で平成20年度中の増員、また平成21年４月１日の増員につきましては、見直しを図っている段階でございますので、お約束まではできないと今思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　総務部長のお答えをお伺いしまして、まさしくそうだなと思っております。でも先ほどから質問しますように、観光で飯を食っていく、そのための政策をやっていかなければならない。それから、来年は本当にある一時期にどーんとイベントが集中するわけですね。ことしのお城まつりは、短期間でもありながら、なぜあのように盛大にとり行われ、私としては成功というふうに思っております。ああいうふうにできたか、それは職員一人一人の能力の高さ、それが一番大きくそこに動いているのではないかと思っております。

ここは、どうにかしてそういうふうにして重点課題であるとするならば、もう少しそのところを柔軟な発想によって協議をしてもらいたいなと思うんですが、２回目の質問の中で、今度は市長にその点をお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　先ほどもお答えを申し上げましたとおり、観光振興課の職員は決して多くはない人員で、人吉観光のために獅子奮迅の活躍と申しますか、日夜奮闘していることは私も十分理解をいたしております。

また、御指摘のとおり、来年度は人吉の観光にとって大きなる飛躍の出発点、スタートになる、または大きなチャンスであると、その機会を逃すつもりは毛頭ございません。ただ、総務部長が申し上げましたように、来年度の組織機構の見直しをただいま検討中でございまして、全庁的な業務バランスもあり、現時点での人員増のお約束は困難なようでございます。

しかし、今年度後半の観光振興体制の整備は御指摘のとおり、大きな課題でございますので、例えば一定期間他の課の職員が通常勤務時間外などに観光振興課の業務に当たるなどの柔軟な体制をとって充実化を図っていくとか、さまざまなフレキシビリティーな対応を考えていかなければならないと思っております。

また、人吉温泉観光協会の独立法人化、これも視野の中に入ってまいりましたので、それも含めまして内部で検討させていただきたいと存じているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　まさしくそのとおりです。市民が市役所のシステム自体を見ているときに、大きな箱の一つとしか見ていません。中で分かれているのはその課か、その部、そういうもので分かれているんですけども、一つの大きな事柄に当たるときには臨機応変、先ほど部長がおっしゃいましたように、スピード感を持ってどんどんそれに即応した体制づくり、そういうものが非常に大事になってくるのではないかと、私は思っております。

来年、本当に千載一遇、人吉に観光の光がどーんと当たる来年こそ、我々は一丸となってそのことに邁進をしていきたい。本当の意味でのこの人吉観光、これを浮揚させていきたい、そういう思いで一生懸命私たち自身も頑張っていきたいと思います。

それから、いつも例えられますように、議会と執行部は両輪だというふうにおっしゃっているわけですけども、その両輪が通った後ろを見ると、必ずわだちが残っていると思うんです。そのわだちの先頭役を務めていかれるのは、当市長、田中市長でございますけども、どうか大いなるリーダーシップを持っていただき、この市政発展のためにどんどん邁進をしていただきたいと思います。

これをもちまして、私のきょうの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分　休憩

午前10時56分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思いますが、昨日の質問と若干ダブるところもあるかもしれませんが、内容がよくわかるように御答弁のほうよろしくお願いしたいと思います。

それではまず、川辺川ダムに対する市長の見解について質問を行ってまいりたいと思いま

す。

本議会冒頭の施政方針において、田中市長は、川辺川ダム建設計画そのものを白紙撤回すべきという見解を述べられました。私はこの見解を高く評価するものです。その理由として大きいのは、人吉市民を含む球磨川流域住民の民意に沿った、従った見解であるということです。市民の中からも「民意に沿ったすばらしい理路整然とした見解」「民意と市政が一致した」「水害を体験した者の気持ちをよく酌み取ってくれた」という歓迎の声が聞かれます。

また、熊日新聞を見てみますと、市長の見解を歓迎する電話や投稿が相次いでいます。４日の新聞には１件の電話、５日には２件の投稿と１件の電話、６日には１件の投稿、９日には１件の投稿が載っており、見解は「川辺川ダム建設を望まない球磨川流域の住民の民意を尊重してある」などと述べた内容が書かれています。

また、球磨郡の町村長の態度の変化も、見解が流域住民の民意に沿ったものであることを示していると思います。

９月３日の熊日新聞を見てみますと、市長が見解を示した２日に、錦町の森本町長は、「見解を尊重し支持したい」と明言し、「町民にもダム反対の声が多いとして、民意にも沿っている」と述べたことが載っています。その後３日には、あさぎり町の愛甲町長が市長の決断を尊重すること、山江村の内山村長が中立を表明し、５日には多良木町の松本町長が当面中立をとる考えを示しています。

それから、私が市長の見解を評価する二つ目の理由として、環境に与える影響や想定以上の洪水には対応できないなど、ダムが抱える問題に対して直視していることです。ダムが万能でないことはダム下流で起こった各地の水害を見ても明らかです。このことを直視してこそ、どのような治水対策が本当に望まれているのかが見えてくると思います。

三つ目に、長期的視野に立った経済効果を考えてあるからです。一ツ瀬ダム下流の杉安町でも、荒瀬ダムの周辺の坂本村でもダムができるときは一時的に潤ったが、ダム完成後は以前より人が来なくなったという話が聞かれます。清流を守ってこそ人吉市が発展すると思います。

四つ目に、当面の河川整備について提案していることです。河床整正や内水排水の施設など、見解で述べられた治水対策は早急にできる治水対策で、地元業者も受注できる治水対策です。

このように市長の見解は多方面にわたって深く考えられた見解だと思います。人吉市民にこの見解についてよく知ってもらうべきだと思います。市長にお伺いします。この見解を広報ひとよしや人吉市のホームページに載せたらいかがでしょうか。

以上、１回目です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

９月２日の施政方針発表後、多くのマスコミに取り上げられているというのは御承知のと

おりでございます。また、本市のホームページにも既に掲載をされておりますので、ほとんどの方が御存じではないかというふうに思っているとこでございます。

お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　かなりマスコミが取り上げたのは、そうなんですけど、一応、新聞等とか、なかなかとれない方もいらっしゃいますし、非常にこの問題は市民の関心事になるんですよね、大きな。ですから、私としては、ぜひそこまでされていいのではないかという思いでおりますので、そのことは伝えておきたいと思います。

それから、次にこういうことを質問していきたいと思いますけど、市長は、見解の中で、このように市長の思いも書かれているんですね。ちょっと言われましたけど、読んでいきたいんですけど、「近年、母なる川、球磨川が、今日ほどやせ衰えて、川底の石が累々として現れ、姿をやつした光景を見たことがございません。私は、人吉の球磨川の近くで生まれ育ち、物心ついたときから球磨川に親しんでまいりました。その球磨川をこれからの子孫に残す宝物として、流域住民の皆様とともに、球磨川水系の自然環境再生に取り組み、自然の恵みや環境、それにまつわる経済効果など、それらが人吉球磨地方の復活の一助となり、流域住民みずからが、川がもたらす、すべての恩恵を一身に受けることができますよう実践行動を起こしていかなければならないと感じておるところでございます。」というものですね。

この思いなんですけど、これは実に市民の思いと合致するものだと私も思っております。そこで、球磨川を守るための実践行動につなげるためにも、このような思いを共有する懇談会、これを行ったらどうかと思っております。

そこで、市長に２点お伺いするところです。清流球磨川を守る懇談会のような名前をつけた懇談会を行い、市長の見解を説明したらいかがでしょうか。２点目です。懇談会で出た意見などをもとに、清流球磨川を守るスローガンを市民とともに考え、市役所に看板などで表示したらいかがでしょうか、ということをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

あす11日には知事の御判断も出るやに聞いております。その御判断もお伺いした上で、そしてまた、これからのダム問題がどのように進んでいくか、その経緯を見守りながら、その時々で懇談会等々は判断させていただきたいと思っております。

市民とともに清流を守るスローガンを考えて、市役所の玄関に看板を掲示したらどうかという御質問でございますが、現在は、市民の皆様方の中にもさまざまな御意見がある中、当面は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　懇談会については情勢を見ながら判断、それからまた、スローガン

の掲示については、当面は考えはないということですけど、多分、市長の見解なんですけど、かなり人吉市の観光のことを考えられて出された見解だなあというのを、私は強く感じているところなんです。そういった面では、こういう懇談会とかスローガンを掲げるということが、この人吉市の清流を生かした観光振興につながるというふうに私も思っているところです。そういった意味では、今後、ぜひ前向きに検討をされていいんじゃないかというふうに思うということを述べておきたいと思います。

それから、もう１点聞いておきたいと思いますが、先ほど述べられたように、蒲島知事は、あす９月11日に川辺川ダムに対する態度を表明されると言われていますが、この態度表明は注目されておりますが、そもそも事業主体は国土交通省なんですね。国土交通省がどのように判断するかが、一番の問題です。

国土交通省は、流域住民の意思に基づいて判断を下すべきだと私は思います。改正河川法も、地域の意向を反映して具体の整備内容を定めることを規定しています。そのためにも、国土交通省は、市民の民意に沿った市長の見解を十分に受けとめなければならないと思います。

そこで、市長には、積極的に国土交通省に市長の見解を説明していただきたいと思っている次第です。市長にお伺いします。国土交通省に出向いて、市長の見解を説明するということができませんか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

知事の御判断というのは、一連の法的な流れの中で意見を聞くというのが定められておりますので、大変重要な判断になろうかというふうには思っております。私の場合は、一定の見解ということで述べさせていただきましたけれども、国土交通省から要請があれば述べてみたいとは思っておりますが、現在のところは、予定はございません。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　昨日、私、討論の中で言ったんですけど、国土交通省が球磨川の治水安全度を80分の１じゃなくて20年から30年に１度の治水で考えているというのが明らかになったということを述べたんですけど、全国でこういうふうに今なりつつあるんですね。何でかっちゅうと、国土交通省が、もう全国の河川で過大に治水安全度を設定したんですよ。ところが、それができないんですね。そうすると、具体的にできることをやっていこうというふうなのが、今、国土交通省は、河川整備計画の中でそうなってきたんですよ。

そういった面では、今、国土交通省は具体的にできることをやろうとしているのと、市長が見解で述べられた治水対策というのは、私、非常によく合致していると思うんですよ。ですから、本当に国土交通省ができる、早急にできる治水対策をできるようにするためにも、ぜひとも、私としては、市長に国土交通省にその見解を説明していただきたいと思っている

ということを述べておきたいと思います。

続いて、川辺川ダム問題は終わりまして、燃油高騰に対する農家の支援について質問していきたいと思います。

まず、状況について質問していきたいと思いますけど、原油価格の値上がりでガソリン、灯油、ガス、食料品などが連続的に値上げされて、暮らしと営業を直撃しています。農家においても、重油等を使われている農家の方々は、本当に大変な思いで過ごされているのではないでしょうか。

そこで、井上経済部長に、まず２点お伺いしていきたいと思います。まず、人吉市では、どのような品目の農産物を栽培されている農家が特に影響を受けていますか。それと二つ目に、そのような農家がどのような状況にあるか把握されていればお答えください。

○経済部長（井上修二君）　原油価格の高騰についての影響につきましては、昨日の簑毛議員の御質問にもお答えしておりますが、人吉市で影響が出ている品目につきましては、本市の主な作目であります稲作、畜産、イチゴ、メロン、キュウリといった施設園芸、葉たばこ、果樹など、ほぼ全品目について、農業用機械や暖房機用の燃油、飼料、肥料、その他生産資材や輸送コスト等にも影響が出ております。

特に燃油につきましては、Ａ重油を初め、灯油やガソリン、軽油が、平成19年度と現在を比較して平均で見てみますと、約150％程度上昇しておりますので、大型機械を使う畜産農家への影響は特に大きくなっております。また、今後は、イチゴ栽培の最盛期を迎えますので、ハウス等の暖房費にも大きな影響が出てくるものと考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　実にいろんな品目の野菜とかに影響があるんだなというふうな認識したところです。イチゴとかがちょうどビニールハウスでの栽培とかもされていますので、ここあたり影響が大きいのかなという私も思いがありましたので、ちょっと知り合いの方におられましたので話を伺ってきたんですけど、このように話をされたところです。

「ビニールハウスの暖房に使う重油、野菜を運ぶためのガソリン、肥料など、何でも値上がりしてしまい、本当に困っている。重油は、昨年、１リットル当たり80円くらいだったと思うが、ことしは120円くらいと、40円も上がった。うちは重油の使用量は少ないほうだが、年間3,700リットルほど使うので、計算すると重油だけでも15万円ほどの出費増となってしまう。ビニールハウスにも毎年40万円かかるが、これも値上がり間違いない。また、苗の水まきには、期間中240リットルのガソリンを使うし、イチゴの運送にも当然ガソリンが必要で、ここも負担増である。イチゴ栽培農家の中には、本年赤字を出したところもあるのではないか。人吉球磨のイチゴは、８年ほど前から栽培が広がり、うちのイチゴも東京や名古屋などに送られて、三越デパートでも販売されるようになった。せっかくここまで来たのにと

いう思いだ」と話されました。

このような原油高騰がなぜ起こっているかというと、投機マネーによって引き起こされています。経済産業省が発表した通商白書によれば、125.5ドルの原油価格のうち50.8ドルが投機資金による押し上げ分です。同様に、６ドルのトウモロコシは2.9ドル、7.8ドルの小麦は2.8ドルが投機による押し上げ分です。投機マネーによって、実に４割前後も価格がつり上げられています。

井上経済部長にお伺いします。原油の価格急騰は投機マネーによって引き起こされているということを認識されていますか。

○経済部長（井上修二君）　本村議員の２回目の御質問にお答えします。

原油価格の高騰は投機マネーが原因であることを認識しているかという御質問でございますが、新聞報道等を見ますと、原油価格高騰の原因についてはさまざまな視点から論じられているようでございます。原因としましては、投機マネーの流入、中国やインドなど新興国の経済発展、中東諸国の供給不安など世界の情勢によるものなどがあり、これらが複雑に絡み合ってのものだというふうに認識しております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　ほかにも要因があることは、私もわかるところなんですけど、さっきの通商白書考えても、最初の部長の答弁で150％重油などが上昇したとありますが、要するに５割ぐらい上がっているんですね。５割のうち、要するに通商白書は４割は押し上げているということですから、多くは投機マネーによってやっぱり押し上げているという、これが実態だと思うんですよ。

ちょっとインターネットで調べてみたんですけど、日経新聞のホームページがあります。ここで、こんな記事が載っておりました。「Ｇ８財務相会合のため来日したイタリアのトレモンティ財務相は、14日、日本経済新聞記者と会見し、最近の急ピッチな原油高騰は、構造的な需要増要因よりも投機マネーの流入の影響のほうが大きいと指摘した」となっています。世界各地で、今、投機マネーによる原油等が上昇していることは、もう常識になってきているんじゃないかと思います。

このように原油高騰は投機マネーによって起こされているのであり、漁民や農民などには何の責任もありません。不当に押しつけられた経営危機の問題は、政治の責任で解決しかありません。政府は、国際的な協力の力で投機マネーを規制するため、実効ある行動に踏み出すべきであると私は思います。

また、国と地方自治体は、投機マネーの規制で価格引き下げが実現するまでの間、漁業者、農業者などに対する直接補てんを行うべきだと私は思います。

井上経済部長にお伺いします。例えば、重油１リットル当たり幾らかずつかの直接補てん

をするなど、原油高騰に苦しむ農家の支援ができませんか。

○経済部長（井上修二君）　３回目の御質問にお答えします。

農家への市独自の直接的な支援ができないかと、具体的に例を挙げられて御質問でございますが、原油価格高騰による影響につきましては、農業部門だけではなく、すべての産業へ影響を与えているところでございます。支援ということになりますと、全産業についての公平な支援をしなくてはならないかと存じます。

したがいまして、農家に対しての市独自の支援につきましては、財政面、また、公平性の面から困難であると考えますので、今後、支援策につきましては、国県の動向を見守るとともに、国に対して支援策の充実を図られるよう要望していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　今、困難な点とかを述べられたんですけど、実際に直接補てんをやっている自治体がないのかというと、そうじゃないんですね。高知県の土佐清水市なんですけど、ここは９日から始まった９月定例議会に、高騰する漁船用燃油やハウス加温用重油に、１リットル当たり３円を漁業者や農業者に直接補てんする内容を盛り込んだ議案を提出しています。それで、その土佐清水市なんですけど、漁業者に対しては760万円、ハウス農家に対して168万円を見込んでいるところです。

それから、農家のほうじゃないんですけど、四万十市ですね、四万十市も、８日、９月定例議会に、市内の下田漁協所属の漁業者に対して、使用した燃油に１リットル当たり３円を直接補てんすることなどを、そういう議案を出しています。

ですから、これはもう行政の努力次第で、できないことではないと思います。ぜひともこういうふうな直接補てんで農家を支援していただくことを要望しておきます。

次に、学校施設の耐震化について質問してまいります。

学校は、子供たちが１日の多くを過ごす場所であり、また、災害が起こったときには地域の避難場所ともなります。ところが岩手宮城内陸地震では、178の小学校を含む262の学校施設で被害が確認されています。学校校舎や体育館など学校施設の耐震化は、国や自治体が早急に行うべき重要な課題だと思います。

６月18日に改正された地震防災対策特別措置法が施行され、耐震診断実施が義務づけられ、倒壊する危険性が高い学校施設については国庫補助率が引き上げられました。耐震診断によって出された構造耐震指標をＩｓ値といいますが、このＩｓ値が0.3未満と診断された施設は、震度６強で倒壊する危険性が高いとされ、とりわけ早急に対策を講じるべきだと思います。このような施設については、国庫補助率も２分の１から３分の２に引き上げられています。

教育委員会に、まず２点お伺いします。耐震構造指標であるＩｓ値が0.3未満の施設は、人吉市のそれぞれの学校に何棟あるのでしょうか。それともう一つ、このような施設の耐震化の見通しはどのようになっていますか。

○教育部長（浦川康徳君）　こんにちは。では、御質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、平成17年、18年度に行いました優先度調査に基づきまして、優先度の高い順に学校単位で２次診断、設計業務委託、補強工事と、計画的に取り組んでいるところでございます。

人吉市の学校施設で耐震診断の対象は23棟でございますが、うち12棟の２次診断が終了しております。その中で、お尋ねのＩｓ値0.3未満の施設は、人吉東小学校体育館及び人吉西小学校体育館の２棟でございましたが、２棟とも既に今年度、補強工事を施工中でございまして、10月までには完了する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　非常に緊急性の高い施設については、10月までには耐震化が完了するということで、安心したところです。

ただ、まだ、そういうようなＩｓ値が0.3以上であっても、学校施設の安全性を確保していくために耐震化を進めていくべき施設もあるのが実態だと思います。文部科学省は、子供の安全性と避難所機能を考慮し、学校の建物はＩｓ値が0.7以上にするよう求めています。このようなＩｓ値が0.3以上で0.7未満の施設についても、２分の１の国庫補助率があります。

さらに２点、お伺いしていきたいと思います。構造耐震指標であるＩｓ値が0.3以上0.7未満の施設は、人吉市のそれぞれの学校に何棟あるのでしょうか。また、このような施設の耐震化の見通しは、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、２次診断を終了している学校施設が12棟でございます。内訳を申しますと、0.3未満が２棟で、施工中、0.7以上が５棟で、所要の耐震性能が確保されていると診断されております。したがいまして、残り５棟が、お尋ねのＩｓ値0.3から0.7未満までの学校施設でございます。西瀬小学校２棟、第二中学校３棟の計５棟でございます。

御質問のとおり、この学校施設にも補強工事が必要でございますので、平成22年度までに設計委託、補強工事を終了するように、計画的に取り組んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　0.3から0.7の間のところは、今の答弁でわかりました。

それから、ただ、先ほどの答弁からすると、11棟の施設については耐震診断のほうがまだ終わってないようです。それらの校舎の中にも耐震補強工事が必要な施設があります。耐震

診断を急ぐ必要があると思います。

そこで、２点、またお伺いしていきたいと思います。耐震診断が終わっていない施設は、人吉市のそれぞれの学校に何棟あるのでしょうか。また、それらの校舎に耐震補強工事が必要な場合、いつまでに工事を終えるか、その見通しはあるか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

２次診断未実施の学校施設についてお尋ねですが、人吉東小学校４棟、人吉西小学校６棟、中原小学校１棟の計11棟でございます。

また、その耐震化計画でございますが、平成21年度、22年度で実施することにしておりました２次診断を一部前倒しいたしまして、すべて21年度に実施する予定でございます。２次診断が終了しますと、その後の設計業務委託、補強工事につきましても見込みが立てやすくなってまいりますが、現時点では、平成24年度までに学校施設の耐震化を終了する計画でございます。

今回の地震防災対策特別措置法の一部改正法によります耐震化の促進措置に該当するようなケースは、今後出てこないと見込んでおりますが、この一部改正法及び政府方針の趣旨を踏まえ、学校施設の耐震化に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　答弁を聞きまして、緊急に対策するところはきちっとされてますし、耐震診断につきましても前倒しでやられたということで、積極的に取り組まれたということを感じているところです。ぜひとも、おくれることなく、そのとおり進めていただきたいと思います。

続きまして、特別支援教育支援員の方について質問していきたいと思います。

特別支援教育の充実を望む保護者や学校関係者の願いにこたえ、本年４月より人吉市内の学校に特別支援教育支援員が配置されました。特別支援教育支援員の配置は、教育における効果も上がり、学校に歓迎されているのではないかと思います。

鳥井教育長にお伺いしたいと思いますが、特別支援教育支援員が配置されたのは、どこの学校でしょうか。それから、配置によって、学校からどのような声が教育委員会に届いているか、お聞きしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

現在、特別支援教育支援員の配置は、人吉東小学校に２名、人吉西小学校に１名、東間小学校に１名、西瀬小学校に１名、中原小学校に２名でございます。５小学校に合わせまして７名を配置しておるところでございます。

全国的に見ますと、学習障害児（ＬＤ）あるいは注意欠陥多動性障害――ＡＤＨＤと申しますが――などの特別な教育的支援を必要とする児童生徒がふえておりまして、6.3％の在

籍率と言われております。30人学級に１人から２人在籍することになります。

本市におきましても、発達障害と診断された児童生徒、その傾向がある児童生徒が各学校に数名ずつ在籍をしております。それらの児童生徒の数、また、各学校の学級数などを勘案いたしまして、本年度は財政の協力のもとに７名の支援員を配置いたしたところでございます。

支援員の活用方法は、学校の実情に合わせて各学校で決めていただいておりますが、主に低学年の学級に担任が必要とする教科等の時間に合わせて入るというパターンで実施しております。担任の指示をカードなどを使って視覚的に伝えたり、ヒントを出しながら問題を解かせるなど、支援を行っております。担任は、全体の児童を見ながら、支援員は支援の必要な児童について授業を進めております。私も参観をしましたけれども、それぞれ努力がなされているようでございます。

配置された学校からは、「学級、さらには学校全体が大変落ち着いた雰囲気になった」、あるいは、「複数の目があることで児童の安全確保が確実になった」、あるいは、「一人一人に対応したきめ細やかな指導ができるようになった」との多くのうれしい声があります。私は、何よりも担任が落ち着いて授業を展開できるようになったことが大きな効果だと思っております。

７月22日に支援員の研修会を実施いたしました。各学校での実践を持ち寄り、学習の機会といたしたところでございます。もちろん、支援員の方には、初めて体験すると言われる方も多ございますので、それぞれ課題もありましたけれども、全員で研修しながら盛り上げていくということを確認し合ったところでございます。

８月８日には、人吉球磨地区特別教育支援セミナーに全支援員が参加し、通常学級の特別支援について学習をしております。さらに、支援員の資質を高める研修も進めたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　今、学校からそれぞれ歓迎の声が出ているのを答弁していただいたんですけど、私も実際聞いてきたんです。ある小学校に参って、校長先生にお会いして聞いてきたんですけど、本当に歓迎されていると思ったんですけど、こんなふうに話されました。

「予算が許すのであれば、１人でも多く配置してほしいという思いだ。特別支援教育支援員は、個々の学校の状況に応じて授業等への配置ができるので、大変効果的に活用できる。主に担任とともに授業に入り、発達障害を持つ子供に目配せをしてもらっている。特に、子供が暴れ出した場合など、担任１人では、学級は騒然となり、収集がつかない。支援員が暴れている子供の対応に回り、担任が学級全体をまとめることで学級は落ち着いていく」と言われました。

このように学級の落ち着きにつながっていくことは、子供たちの学習環境を整えていく上で重要なことは明らかだと思います。このような特別支援教育の有効性を考えたとき、先ほど答弁にありましたが、小学校だけ今は配置されているんですけど、中学校にも特別支援教育支援員を配置していただきたいと思います。

鳥井教育長にお伺いしますが、中学校にも特別支援教育支援員を配置できませんか、ということをお伺いします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

本年度、配置する計画のときにも、中学校からも私に強い要望があったことは事実でございます。先ほどお答えいたしましたように、配置校におきましては大変高い評価を得、教育効果を上げております。ひいては、学級が落ち着いたということで、学力向上にも大きく寄与しているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

御指摘の中学校におきましても、ぜひ配置したいところでございますが、来年度の特別な支援の必要な児童生徒の実情をもう少し詳しく調べ、それから支援員の確保等をにらみながら、配置校を小学校、中学校あわせたところで検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　先ほどの校長先生なんですけど、最後に、私にこういうふうに述べられたんですね。「ぜひとも教育長に感謝いているというのを伝えてほしい。昨年とことしでは雲泥の差だ。中学校も特別支援教育支援員を配置してほしいと思っているのは間違いないと思う」と述べられたんです。特別支援教育支援員の配置がいかに教育上効果あるのかをもあらわした言葉だと、私は受けとめました。

ぜひ中学校にも、増員という形で特別支援教育支援員を配置していただきますよう再度要望いたしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　３番議員の豊永です。早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、２点の項目で質問を通告いたしました。１点目は、新型インフルエンザ対策について、２点目は読書推進についてであります。

まず初めに、新型インフルエンザ対策についてであります。

今年１月12、13日の２夜連続で放送されたＮＨＫスペシャル「シリーズ最強ウイルス」という番組を見られた方、御記憶されている方は多数いらっしゃると思います。

この番組は、近い将来、世界的に大流行を引き起こすと懸念されている新型インフルエンザの問題を、ドラマとドキュメンタリーで構成され、放送されました。新型インフルエンザの感染爆発前（プレパンデミック）と感染爆発（パンデミック）において、対策、対応の問題点などが浮き彫りにされた番組でありました。

この新型インフルエンザは、通称Ｈ５Ｎ１型鳥インフルエンザとして名前が知られていますが、鳥インフルエンザウイルスはカモなどの野鳥が保有しているウイルスで、宿主であるカモなどには病原性がほとんど示さないと言われております。しかし、このウイルスが家禽である鶏や七面鳥、水鳥に感染した場合、ウイルスの遺伝子が変異して、病原性を示し、死亡させるウイルスが出てくる。このウイルスが高病原性鳥インフルエンザと呼ばれているわけであります。

そのウイルスが原因で、昨年は岡山県や隣の宮崎県で鶏の大量死が発生し、球磨郡内では相良村で発見されたクマタカの死骸から検出されたという報道がありました。まさに身近な場所での発生であったわけであります。少なからずショックを受けたわけであります。

相良村では、その後、環境省が現地調査をされたが、他のクマタカや野鳥などの感染は認められなかったようであり、安心した次第であります。しかし、ことしに入ってからも、北海道や青森、秋田などでは、白鳥の死骸から毒性の強い鳥インフルエンザが検出されたという報道もあり、感染の広がりを心配するところであります。

このウイルスの何が脅威なのかというと、通常は人には感染しない鳥インフルエンザが鳥から人に感染し、そのウイルスが変異し、人から人に感染し始めた場合が一番怖いわけであります。世界のほとんどの人がこのウイルスに対する免疫を持っていないため、想像以上の死亡者が出ると予測されております。

日本政府は、人口の約４分の１が感染し、医療機関を受診する患者数は2,500万人と仮定されております。そして、過去のスペインインフルエンザ――スペイン風邪と呼ばれておりますが、アジアインフルエンザ、香港風邪などのデータに基づき、入院患者は53万人から200万人、死亡者に至っては17万人から64万人と、ショッキングな推定をされております。

しかし、これはあくまでも過去の流行状況に基づいて推定されたものであり、今後発生するかもしれない新型インフルエンザが、どの程度の感染力や病原性があるかは不明であります。先ほどのスペイン風邪で知られるインフルエンザでは、全世界で4,000万人、日本においても39万人の方が亡くなっておられます。

現在、日本国内では人への感染例はありませんが、世界を見ると、鳥からの感染、死者の数も多数出ております。特に東南アジアを中心に、鳥から人への感染が急増している状況であるということであります。ＷＨＯの報告によりますと、2003年から2008年の６月19日までに感染例は385名で、死亡者が243名ということでありました。

そこで、まずお尋ねしたいのは、この鳥インフルエンザ対策について、状況をどう把握しておられるか、お尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

まず、新型インフルエンザ対策につきまして、国、県の動向につきまして説明をさせていただきます。新型インフルエンザウイルスにつきましては、議員申されたとおりでございま

すので、割愛をさせていただきます。

まず、国の動きでございますが、国民の健康被害を最小限にとどめ、社会経済機能の破綻を来さないよう、新型インフルエンザ対策行動計画が、平成17年11月14日、厚生労働省を中心に取りまとめられておりまして、対策会議において了承されたようでございます。

行動計画の策定以降、これに即した、新たに次のような取り組みが展開されておるようでございます。都道府県におきましては、対策本部の設置、行動計画の策定などの体制の整備、厚生労働省を中心に関係省庁においては、対策を迅速、確実に実施するためのガイドラインの策定、科学技術振興調整費を活用した新型インフルエンザワクチンの生産に関する緊急調査研究の指定などが展開されておるようでございます。

これを受けまして、熊本県では、熊本県新型インフルエンザ対策行動計画が作成されました。中身を簡単に申し上げますと、目的でございますが、新型インフルエンザが発生した場合、県民への健康被害の拡大を最小限に抑え、また、流行によって生ずる社会的、経済的混乱を最小限に抑えることとなっております。

計画の主なポイントでございますが、連携体制で、関係機関との連携で、新型インフルエンザの封じ込め、感染拡大や大流行による社会的、経済的混乱を最小限に抑えるため、関係機関、医療関係者、医療機関、社会福祉施設、企業に対し、行動計画のため必要な協力を要請するとなっております。

関係出先機関との連携でございますが、新型インフルエンザが発生した場合の疫学調査や入院勧告など、感染症法上の措置は保健所が実施することとなるため、保健所を初めとする関係出先機関との情報の共有及び連携強化を図るとなっております。

また、医療体制としまして、発生初期の段階においては、感染症指定医療機関及び結核病床を活用し、保健所を中心として入院によって封じ込めるということになっております。

情報の提供、共有では、各保健所に相談窓口を設置し、広く県民に情報の提供を行い、正しい知識の普及や不安解消を図るとなっております。

本市におきましては、行動計画は策定しておりませんが、さきに述べました国、県の計画に沿いまして進めておるということでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　ただいま御答弁いただきました。国においても行動計画が策定され、熊本県でも熊本県新型インフルエンザ対策行動計画が既に策定されているということであります。しかし、本市では行動計画は策定されていないということであります。

感染症などは法的には保健所が管轄するということでありますが、市民の方から見ると市に対応を求められるのではないかと思います。本市では、鳥インフルエンザ対策として発生した場合の対応や発生時の国県との連携、また医療機関や消防機関等との連携などはどう対

応されるのでしょうか。私は行動計画である人吉市新型インフルエンザ対策行動計画を策定しておく必要があると思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

今後の対応でございますが、議員申されたとおり、国内各所で鳥インフルエンザが発生をしております。そういう状況から、人吉市でも発生の危険性が高まっておるという状況から、本市におきましても、早急に行動計画にかわるマニュアルを作成する必要があるというふうに考えております。

熊本県及び球磨圏域の新型インフルエンザ対策行動計画によりますと、発生状況を六つの段階――フェーズと申すそうでございますが、分類し、市町村の対応の開始時期は、世界保健機関が段階４への移行を宣言した時点から始まるということになっておりまして、段階４につきましては、限定された人から人への感染の小さな集団が見られるが、拡散は非常に限定されており、ウイルスが人に対して十分に適合していないことが示唆されていると定義されておりまして、目標としましては、ワクチン開発を含めて準備した事前対策を導入する時期を稼ぐため、限られた発生地域内への新型ウイルスの封じ込めを行う、あるいは拡散をおくらせるとなっておりまして、市町村の対応としましては、新型インフルエンザの流行が想定される場合に、発熱の症状を呈する者からの相談に対応し、受診すべき医療機関の紹介、搬送の方法等について指示等をすることと、独居高齢者、要介護者などの支援となっております。

このことを踏まえまして、庁内各関係部課と協力し、独居高齢者や要介護者等の把握、情報共有、国県等からの情報を収集し、広報等により市民への正確な情報を提供するなど、人吉保健所を中心とした球磨圏域の町村、各医療機関及びその他関係機関と連携を図り、本市のマニュアルを作成し、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。答弁の中にもありましたように、本市の対応マニュアルを作成するという回答をいただきました。今言われたとおり、発生段階が６段階で分類されていて、フェーズ４から県の行動計画が動き出すということであります。今現在はフェーズ３であります。行動計画は現段階で策定しておく必要があったわけであります。

国におきましては、プレパンデミックワクチンなどの開発も進んでおりまして、ことしの８月、先月ですね、6,000人の方に事前接種をしております。安全性が確認されれば、来年４月以降には段階的に接種に向け準備を進めていくということであります。

国においても、準備が進んでいるところであります。私はこの質問をさせていただいたのは、ある医療関係の方からパンデミックになったときの人吉市の対応はどうされるんですかという問い合わせがあったわけであります。病院などでは人工呼吸器の数も足りないと思い

ます、という情報でありました。そういう点から質問した次第であります。

今言われたとおり、本市のマニュアルをつくられるということでありますが、つくったから安全だということではありません。フェーズ４にならないように予防の面でも対策が必要であると思います。これまでのインフルエンザと同様に、マスクの着用や外出後の手洗いなどが大切であろうということであります。市民に対しての広報もしていただきたいと思います。これまでも広報はされていると思いますけども、新型インフルエンザに関連する情報をさまざまな形で出していくことが大切であろうと思います。そして、最悪の場合のフェーズ６のパンデミックにならないようにしなければならないというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前11時53分　休憩

午後１時　　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。

○３番（豊永貞夫君）　次に、子ども読書活動推進計画について質問したいと思います。

この計画書は、家庭、学校、地域等において、子供の読書活動の推進を図るための一助となるように平成19年３月に策定されたわけですが、この計画については、昨年12月議会において質問しております。12月議会では、計画が策定してからまだ１年も経過していなかったために、進捗状況などについては幾つか回答が得られなかったと思います。12月議会から９カ月、計画の策定からも１年半近くたちましたので、お尋ねしたいと思います。

まず、現在の子ども読書活動推進計画の進捗状況をお尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君）　改めまして、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず初めに、学校、地域、民間団体等の取り組みでございますが、学校、コミュニティーセンター、保育所、幼稚園等に毎月図書館便りを配布いたしまして、図書館のイベント紹介や新刊図書等の情報提供を行い、図書館の利用促進を図りますとともに、移動図書館車の巡回による図書の貸し出しもあわせて行っておるところでございます。

また、学校へは50冊以上の図書を貸し出す団体貸し出しも行い、多くの児童の皆さんに利用していただいております。

次に、子供の読書意欲を高めることを目的に、「子ども読書の日」にちなんで「子ども読書フェスタ」を開催し、優良読者の表彰や読み聞かせ等のイベントを行い、読書活動についての関心と理解がなお一層深まるよう努めておるところでございます。

そのほか、七夕お楽しみ会、童話発表大会、中高生の職場体験学習の受け入れ、図書館ま

つり等各種行事を開催いたしますとともに、本年度から広報ひとよしに「この本よかばい！」を掲載いたしまして、図書館お薦めの本の紹介を行い、多くの子供たちに図書館を利用していただくよう読書活動の推進を図っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。これまでの活動に加えまして、広報ひとよしなどに図書館お薦めの本の紹介をされているということであります。読書推進も図られているようであります。

次ですけども、最近、新聞報道で学校図書館でバーコード管理の記事が載っておりました。そこで、このシステムの目的、導入計画、それから現在までの導入状況をお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

まず、１点目の導入の目的でございますが、図書のバーコード化を図ることで貸し出し、返却作業を効率化し、スピーディーな図書検索が可能となり、子供でも簡単に操作できる環境を整備したものでございます。

さらに、子供の読書傾向や図書履歴など各種データを容易に作成できるシステムを導入することで、児童生徒の読書活動を効果的に推進できる体制を目指したものでございます。

次に、２点目の整備計画でございますが、本年度から３カ年間で各学校の現状、要望等を勘案しながら、すべての小中学校に順次システムを整備してまいる予定でございます。

３点目の現在の整備状況についてでございますが、今年度は夏休み期間中を利用して、小学校３校に導入を済ませ、２学期から本格稼働いたしております。なお、平成11年度から学校独自に同システムを導入している小学校が１校ございますので、現在までのところ小学校４校に図書館管理システムを整備している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。３カ年計画で各学校の状況を見てすべての小中学校に順次導入するということであります。この導入目的としては、貸し出しや返却作業の効率化、また、スピーディーな図書検索が可能だということであります。児童たちが借りやすい環境になったわけですので、今以上の読書推進につながれば何よりであります。

そこで、この読書計画の中にもあるんですけども、人吉図書館等とのネットワーク化による蔵書検索や調べ学習の充実のため、学校図書館の情報化に努めるというふうにありますけども、このバーコードシステム自体は人吉図書館にネットワークでつながる状態にはなっているのでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

今回の整備計画では、まず、学校内部のシステム化を図ることを目的としておりますので、

御質問のように人吉市図書館とネットワークを接続しまして、蔵書検索をすることには対応はいたしておりません。

しかしながら、議員御指摘のように、児童生徒のより充実した読書環境整備を図るためにも、システムのネットワーク化につきましては、今後の課題として検討を重ねてまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。ネットワークはつながっていないということであります。もし接続ができているならば、図書館の蔵書をネットワークで検索ができて、学校図書館にはない本も検索することもできるということであります。さらに、読書推進が進むのではないかと思いますので、このシステムの検討もよろしくお願いいたします。

次に、読書活動推進会議ですけども、12月議会で人吉市子ども読書活動推進会議の設置につきましては、策定検討委員会が中心になると思われますけども、「現在各団体の進捗状況の調査を行っているところでございまして、その結果の取りまとめができ次第、早いうちに設置してまいりたいというふうに考えている」という回答でありました。

計画の中にも、「この計画の進捗状況を把握するとともに、計画の効果的な推進を図るため、人吉子ども読書活動推進会議を設置します」とあります。現在、推進会議は設置されたのでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

読書活動推進会議の設置につきましては、現在、その設置に向けて市内小中学校を訪問し、学校図書室独自の取り組みや市図書館への要望をお聞きするなど、状況の把握に努めておるところでございます。また、宇土市等、県下２市２町の研修視察を行っておりまして、その結果を踏まえ、策定委員を中心とした委員の選定、要綱の素案を検討するなど、年度内の設置に向けて準備を進めておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　現在は設置していないということであります。しかしながら、年度内の設置に向け準備中ということでありますので、ぜひとも早くの段階で開催していただければと思います。この読書活動推進計画の期間は平成19年から23年までの５カ年計画であります。推進会議も定期的に開きまして計画の進捗状況を把握し、効果的な推進を図るためにも必要だと思いますので、年度内に開いていただくようによろしくお願いいたします。

次に、ブックスタートについてでございます。

まだ字も読むことができない赤ちゃんも絵をじっと見つめたり、指さししたり、本を読んでくれる人の声を聞いたりと赤ちゃんにも絵本の楽しみ方があります。本市でも６カ月児健

診の際に、保護者の方に読書の必要性を伝えて図書館利用を薦めておられるようですが、本市のブックスタートの状況をお尋ねいたします。

また、ブックスタート時に絵本のプレゼントをされている市があるとお聞きしました。熊本県内のブックスタートの実施状況と絵本のプレゼントをされている状況をお尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

議員も御承知のように、ブックスタートとは赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、抱っこの温かさの中で優しく語りかけてもらう時間が大切だと言われており、その時間を絵本を介して持つことを応援する運動のことでございます。

この運動は、1992年、イギリスのバーミンガムで始まり、日本では2000年の「子ども読書年」をきっかけとして始まりました。幼いときから本に親しむことは、言葉や創造力を育て、生涯にわたる本を読む習慣の基礎となります。

このようなことから、本市では図書館と保健センターが連携し、６カ月児健診の折にブックスタートを県下でも早く平成16年９月にスタートいたしております。

本市におきましては、本のプレゼントはいたしておりませんが、一人一人の保護者と向き合い、話を交わしながら絵本の読み聞かせが子供の成長にとって大切であるということを啓発しているところでございます。ブックスタートで紹介しました絵本は、図書館に備えてあり、貸し出し回数も多くなってきておりますので、ブックスタートの効果が出てきているものと考えておるところでございます。

なお、県下14市におけるブックスタートの実施状況でございますが、13市がブックスタート事業を行い、そのうち11市が絵本のプレゼントを実施しているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。13市のうち11市が本のプレゼントをされているということであります。赤ちゃんの時期に親とのかかわりがその後の成長に大きな影響があるというのは御承知のとおりであります。絵本を通して愛情豊かな育児に役立ててもらえればと思いますので、そういった意味でも、ぜひ絵本のプレゼントを実施していただきたいと強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　10番議員の福屋です。通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

通告に市民の声から、有害鳥獣について、１級河川御溝川についての２点であります。また、スポーツ交流都市づくりから、漆田土捨て場について、スポーツの力についての２点であります。

それでは、質問に入ります。

まず、市民の声から、鳥獣被害について質問をいたしてまいります。

中山間地では毎年鳥獣被害を受ける収穫の季節になりました。私もことし５月25日に初めて子供たちと一緒に古代米（別名緑米）の田植えを田野町の方で経験をいたしました。しかし、５月28日にはシカの足跡を確認をいたしました。その後、いろいろな対策を行いましたが、とても野生動物にはかないませんでした。

中山間地農業は生産者の高齢化が進み、思うような農業ができないのが現実であり、これが現在の農業であります。これでは、今後農業をしたいと思う後継者はなかなか育たないのは当たり前のことだと思います。これが現在の中山間地の農業であります。

９月定例会にて、田中市長が提案された有害鳥獣関係でありますが、近年、イノシシ、シカ、猿などの生息分布域の拡大、農山村における過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増加などに伴い、鳥獣による農産物被害は全国的に深刻化している状況であるとし、人吉市においては８駆除隊、シカ専従駆除隊、新たに猿専従駆除隊を結成されるようですが、そこで質問です。

８駆除隊、シカ専従駆除隊、新規事業の猿専従駆除隊とはどのようなメンバー構成なのか、期間については、また必要な経費はどのようなものになるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　１回目の質問にお答えします。

駆除隊の状況でございますが、地区ごとに編成しております八つの駆除隊とシカ専従駆除隊の１隊となっておりまして、隊員は63名でございます。

有害鳥獣捕獲に従事する者の要件でございますが、熊本県有害鳥獣捕獲実施要綱によりますと、狩猟免許を所持していること、ハンター保険に加入していること、銃器の場合は３年以上、わなの場合は１年以上の捕獲に関する狩猟者登録を受け、随時捕獲に従事できる者となっておりまして、この要件をクリアしている者の中で、猟友会や各駆除隊の隊長から推薦があった者が現在の当市の有害鳥獣を捕獲する隊員となっております。

それから、駆除期間でございますが、ニホンジカが６カ月以内、ニホンザルが銃器によりますと30日以内、それ以外のわななどの方法の場合は60日以内、市町村長の許可となっておりますイノシシが３カ月以内、カラスが30日以内となっております。

必要経費につきましては、シカ専従駆除隊を除く地区ごとの８駆除隊に対し、有害鳥獣駆除委託料として１隊に対し年間５万5,000円となっております。

また、猿につきましては、現駆除隊に駆除をお願いしているところでございますが、猿は霊長類であることから、いろいろなたたりがあるという言い伝えがあり、駆除が進んでいない状況でございます。

このような中、最近では猿の個体数がふえ、里山の住宅地近くまで出没し、農林産物の被害が年々拡大傾向にあります。今後、人的な被害発生も考えられますことから、今回猿駆除

を専従に行ってもらえないか、駆除隊の皆さんに協力をお願いしたところでございます。その結果、17名の協力が得られましたので、１回の出動を６名程度で編成することとし、今回の９月補正予算に計上いたしているところでございます。

今年度の期間は、10月から３月までの６カ月間、謝礼としまして駆除活動に１人１回4,000円、駆除した場合１頭につき３万円を予定しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　新しい事業の猿ということで、霊長類というのは昔からいろんなところで猿を殺したらたたりがあるというようなことで、専従駆除隊ができるのかなあという心配をしておりましたが、17名の協力が得られたということで、非常に頼もしいのかなあと思っております。今後も捕獲に努めていただければと思います。

２回目に入ります。中山間地農業は、田植え時期にはシカ被害が主であります。それと、収穫時になりますとイノシシ被害が多くなってまいります。イノシシ専従駆除隊というのがこの中に入っておりませんでしたので、必要はないのかということと、収穫に最も影響を及ぼすわけですので、農家の収益に一番被害額が反映し、生活に直接関連してまいります。それで、イノシシに関してどのような見解を執行部として持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　２回目の御質問にお答えします。

イノシシ専従駆除隊の必要はないのかという御質問でございますが、以前からイノシシを主体とした駆除を行っており、特定管理鳥獣にもなっておらず、以前より８駆除隊で対応をしているところでございます。

イノシシに関しては、どのような見解を考えているのかということでございますが、近年、人里に出没するイノシシの数は増加傾向にあります。特に過疎地や高齢者集落において、農林業の被害を及ぼし問題となっているところでございます。被害対策としましては、爆竹音を鳴らしたり、石油臭を利用するなどの方法があるものの、イノシシは高度な学習能力があるため、いずれも継続的な効果は期待できないようでございます。完全に防ぐには電気柵や強固な鉄柵を張るしかありませんが、経費の問題もあり、整備が進んでいないのが現状でございます。

このようなことから、有害鳥獣から被害を防止し、農林産物の生産性の向上を図る場合に必要な電気柵等の施設の導入にかかわる経費の一部を助成する制度としまして、人吉市農業活性化対策事業補助金で対応をしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　イノシシについては今までどおりやっておられるということでわか

りました。

それでは、中山間地農業を定着し続けるために、地域に合った農業政策というのが本市においても重要になってくると今後思われます。少子高齢化が進み、過疎化が進み、耕作放棄地がふえるという悪循環社会が訪れて今後まいるのではないかなと考えております。このまま行きましたら、あと10年もしたら農業従事者が今の半分でも農業に従事しておられるのか、心配になってまいります。

いつも市長の言われる農業プロジェクト、これを早く確立していただき、生産者が安心して生活ができるような体制を構築する必要がありますが、ブランド化、アジア進出などについて農家に対して、また市民に対して説明が必要と思いますが、またシカとか、イノシシ、猿駆除、こういうのに対しての補助事業があるのかないのか、また、あるとすればどのようなものか、駆除対策事業には何か決まった要件とか、決まったことが必要になるのか、必要であればどのような要件が必要なのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　３回目の御質問にお答えします。

鳥獣被害の駆除対策の補助事業があるのかという御質問でございますが、単県事業といたしまして特定鳥獣適正管理事業でシカを捕獲した場合、11月15日より翌年３月15日までの狩猟期間を除き補助が２分の１で１頭当たり4,000円、有害鳥獣被害対策事業で猿を捕獲した場合、年間を通して補助率が２分の１で１頭当たり１万5,000円となっており、市町村も同額を負担することが条件となっております。それから、イノシシにつきましては補助対象外となっているところでございます。

次に、駆除に限っては補助事業の要件はございませんが、予算の範囲内となっておりますので、補助限度額はあるようでございます。

以上、お答えします。（「10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　猿に関しては同額の補助率ということで、大体１頭当たり３万円ということで確認をいたします。補助事業は要件はないということでとりやすくなるんじゃないかなというのも答弁の中で確認をしておきます。

先週、私は矢岳町のほうに行ってまいりました。そのときに途中で、矢岳の五、六キロ手前なんですけど、猿の群団に道路で会いまして、いきなり車の前に飛び出してきたわけですけど、こんなとこに猿が大群であらわれるのを見まして、ああ人吉にも自然があるんだなという反対の納得もしてきたわけですが、地域の方との話の中でシカは家の前を悠然と動き回っているそうです。また、矢岳駅前の方にお伺いしましたら、夕方から矢岳の駅前の中庭、牛を飼っているようにたくさんの群れであらわれて、駅前に出没するそうです。シカ被害を受けないように田んぼの周りをシカネットを張りめぐらされなければ、シカの被害に遭い、生産が望めないと話をされておりました。

猿は古仏頂町の方で見てまいりましたが、作物が食べごろになるとどこからともなくあらわれ、人がいないことを確認をすると、一斉に作物を猿が収穫を始めるそうです。どんな対策をとっても猿も頭がいいということで対応ができないとのことでした。シカ対策としてネットを張るにも、もう中山間地では高齢化が進み、とても重労働だそうです。ネットも自前で買わなければならないし、収穫してもシカの被害によってお金にも余りならない。それで張っていないところでお話をお聞きしましたら、自給用に残ればまだいいのかなというようなお話をされておりました。

そこで質問ですが、シカネットに補助金はあるのかないのか。

２点目に、補助対象者はどのような農家なのか。補助の規定があるのかないのか、補助があるとすれば補助手続をどのように行ったらいいのかについて。

それと、経済部として国県に対し人吉市の農業実態を提案していただき、地域に即した補助申請を考えておられるか、お尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　４回目の御質問にお答えします。

１点目のシカネットに補助金はあるのかということでございますが、農地における対策としてシカに限らず、人吉市農業活性化対策事業として防護柵等の設置に対し、事業費のおおむね２分の１以内で最高50万の補助制度がございます。

２点目の補助対象でございますが、交付対象者として生産調整に達成した３戸以上の農家で組織する営農集団、認定農業者となっております。そのほか被害防止の対象となる農林産物を販売目的に生産している農業者となっております。

３点目の地域に即した補助申請でございますが、本市を含め全国的に鳥獣被害拡大の背景として奥山の森林伐採による人工林化が進みまして、生息環境の変化に伴い中山間地域の農林業が衰退し、集落周辺の山林が農地等において人手が入らず、荒廃していくことが野生鳥獣にとってすみやすい環境になりつつあると言われております。そのほか地球温暖化に伴い、生育に適した環境がつくられているということも生存率が高くなった一因でないかと考えられているようでございます。

今後におきましては、農林業関係の各種協議会等を通しまして、実態を踏まえ、施策を国県に要望するとともに、適切な補助事業等の模索をし、農業経営の安定と耕作放棄地の対策へ向けた取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　補助対象者というのが生産調整を達成した３戸以上の農業者とか、営農集団とか、認定農業者ということになっておりますが、中山間地というのはなかなかそういうことができないんじゃないかなと。特に高齢化がしておりますので、今後田んぼを存続しようかとか、放棄しようかとか、もうできるだけ自分でつくれるだけでいいんじゃない

かなとか、そういう考えで農業をやられておられる方がたくさんだと思うんですよね。人吉市としても市長がいつも言っておられるように、中山間地の安心安全な生活をその土地で行っていくためにも、できたら国とか県に対してこういう対象者を個人にまで広げていただけるような施策がないかとか、何かその方法がないか考えていってもらって、また、人吉市で独自のそういう補助をするとかしていかないと、山間地は過疎化が進むのは当たり前だろうと思います。

きょう松田議員がいろんな話をしておりましたけども、それは中央部に集まってくるのが当たり前であって、対象がなくなればやめていかれるのが本当だろうと考えます。この件は、国県に要望とか、そういうもし何か対策がないかちょっと調べていただきたいと思います。要望としておきますので、よろしくお願いしておきます。

次に、１級河川の御溝川についてお尋ねをいたします。

御溝川は人吉市の中心を流れる１級河川でありますが、１級河川であるにもかかわらず、なかなか生活をされている地域の方々に対しての改善が見えてきておりません。これまで同僚議員が何回も質問されておりますが、毎年のように大雨が降れば、必ずと言ってよいほど増水の危険にさらされる地域の方々に対し、改善がなされなければ、田中市長が申されている安心安全な市民生活は確立できているとは思えません。地域住民に対して、１級河川御溝川に安全な手だてが早急に必要であると私は思います。

そこで質問ですが、御溝川の起点終点はどのようになっているのか、どこまでなのかということです。２点目に、毎年大雨が降ったとき被害に遭われている地域はどこなのか。３点目に、被害の状況はどのような被害なのか。４点目に、御溝川の管理は国なのか県なのか、人吉市の果たす役割はどのようなことを行うのかについてお尋ねをいたします。

○建設部長（山上　茂君）　こんにちは。福屋議員の御質問にお答えいたします。

１点目の１級河川御溝川の起点終点はどこかというような御質問でございますが、御溝川は福川の支川で、山江村万江の万江川から取水いたしまして、人吉市下薩摩瀬町の福川に合流する区間でございまして、流域面積4.68平方キロメートル、流路延長7.24キロメートルの河川でございます。

次に、２点目の被害状況についてでございますが、過去５年間、平成16年度から平成20年度現在までの家屋に対する被害をお答えさせていただきますと、浸水箇所は瓦屋町で、市道下林北願成寺線、（通称）農免道路北側から瓦屋町の金子商店樋門までの区間に集中いたしておりまして、平成16年度、台風によります床下浸水被害が４戸、平成17年度、梅雨前線豪雨によります床下浸水被害が15戸、平成18年度、梅雨前線豪雨によります床下浸水被害が10戸となっております。

続きまして、３点目の一級河川御溝川の管理はどこか、また、被害の対策について、どのような要望をしているのかというような御質問でございますが、御溝川の管理は県で行って

おります。

また、対策についてでございますが、平成９年に流域町内会長、各関係機関によりまして御溝川河川懇談会が設立され、洪水氾濫防止または軽減するための提言がなされ、その中で、御溝川と山江川合流付近から万江川に放流する２次放水路が計画され、整備を図ることとなりました。平成11年度から、この整備計画につきまして、幾度となく地元及び関係いたしますひとよし土地改良区の理事の方々に説明や協力のお願いをしてまいりました。

現在、事業予定地の最大の地権者でございます「人吉土地改良区」の御理解をいただくため、土地改良区、県、市の関係各課３者による検討会の立ち上げ準備をしているところでございます。今後も、県に要望並びに協力を行いながら、一日も早い着工に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

４点目に、このような浸水被害に対して、どのような改修をしているのかというようなことでございますが、御溝川の浸水対策といたしまして、平成３年に洪水の一部を万江川に分水するための一時放水路が建設され、これによって御溝川と山江川合流地点上流部の合ノ原町では一定の氾濫軽減効果が図られているところでございます。

また、金子商店裏の樋門箇所の改修につきまして、平成19年度、予備設計を行っていただいておりますので、今後、事業が進展しますよう、市といたしましても協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　御溝川について、県の管理ということで、県の方に要望を上げないと仕事がなかなか進まないのかなあというのと、土地改良とか、こちらの人の協力も得ないと進展がしていかないのかなということを、今、感じとっております。

でも、その周りに住んでおられる方の生活というのは、非常に毎年心配されて、大変な思いをされております。やはり安心に生活をしていただくためにも、被害といいますか、水害のときの被害状況などを随時県に報告されておるとは思いますが、県に対して、御溝川の改修工事とか被害対策について、これまでどのような要望をされてきたのか。されているとすれば、その被害について、どこを改修されて、今後、御溝川の改修計画をどのように計画をされていくのかというのが心配であります。このことについてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたように、抜本的な対策として、御溝川河川懇談会の提言を受け、山江川合流付近から万江川に放流する２次放水路が計画をされておりますけども、この実施に至りますまでに、金子商店付近の樋門の改修等を行っていただいております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、平成19年度に予備設計を行っていただいて、地元調整をお願いしているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　計画とかそういうのは、先ほどもお聞きしましたので、ちょっと質問を変えて、被害に遭われておられる方たちの場所とか、そういうことについて、県に対してもいろいろ言ってほしいなあというような意見だったんで、それはそれで、今後の課題としておきます。

今後、市長が心配されておられますように、大雨が降るたびに浸水被害におびえて夜を過ごしておられる方々が、安心して眠ることのできる対策というのが必要になってくると思います。

そこで、田中市長にお尋ねします。御溝川の地域に及ぼしている浸水について、田中市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御溝川の地域に及ぼしている浸水についての見解という御質問でございますが、毎年被災を受けられておられる方々が大変な思いをされておられるということにつきましては、大変憂慮をいたしております。流域の皆さんが、浸水のない、安全安心な生活、暮らしができますよう、この１年４カ月間、さまざまに県、県議会または振興局、何度も何度も要望を重ねてきたところでございます。

しかし、ことしの５月まで何の進展もございませんでしたので、意を決しまして、この御溝川二次放水路整備計画の早期実現に向け、関係いたします県、市、ひとよし土地改良区の皆様方と連携をとりながら、毎月３者による協議会を開催していただきますようお願いし、その実施の一歩を踏み出していくところでございます。

今後、より一層この協議会の経緯を見守りながら、一日も早く御溝川流域の皆様方に安全安心な生活ができますよう考えてまいりたい、努力してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　市長の方は、県の方に要望されていただいているということで、安心をいたしました。また、ここの安心安全な生活を守るために、県と協力して改修を行っていっていただくということで、今後も、やはり市内を通る一級河川ですので、このことは非常に市民の生活に影響を与えると思います。ここは、できるだけ県の方に要望していただいて、早く改修をしていただくようにお願いをしておきます。

それでは、次にスポーツ交流都市づくりについて質問をいたしてまいります。

通告では、漆田土捨て場についてというのを先にしまして、スポーツの力についてというのを２度目にする予定でしたが、初めに、関連ということで、スポーツの力についての方か

ら質問をいたしたいと思います。

まず、本年度から福祉生活部において事業が始まりましたメタボリックシンドロームについて、この事業はどのような事業で、対象者、目的について、また、人吉市の対象者はどれくらいおられるのか、このことについて尾方福祉生活部長にお尋ねをいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

従来の健診では、個別の病気の早期発見、治療を目的として、健診後は、要精密検査、あるいは要治療者への受診勧奨、また、高血圧などの病気ごとの指導が中心でございましたが、今年度から特定健診に変わることになりました。この健診では、国民健康保険の被保険者の40歳から74歳までの方、人吉市では約8,200名を対象としております。

特定健診でございますが、メタボリックシンドローム――内臓脂肪症候群というそうですが、その予備軍の状態の人を見つけ出して、リスク別に必要度に応じて改善と予防に向けた支援、すなわち保健指導を行うこととなっております。メタボリックシンドロームになりますと、動脈硬化が急速に進み、心臓病や脳卒中などの循環器病や糖尿病の合併症の発症につながりやすくなると言われております。そこで、生活習慣病の発症リスクなどから階層化した三つのグループごとに保健指導を行うことになります。

まず、情報提供としまして、健診結果から今の健康状態を把握し、健康な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報の提供を行うことになります。また、積極的支援の対象者には、健診判定の改善に向けて自主的な取り組みを継続的に実行できるような支援をし、また、動機づけ支援の対象者には、自分の生活習慣の改善点や実践していく行動などに気づき、みずから目標を設定し、行動に移すことができるよう支援をすることになります。

特定保健指導の現状につきましては、情報提供を現在終わりまして、積極的支援と動機づけ支援を実施しているところでございます。対象者の内臓肥満の解消や生活習慣の改善に向けて、支援をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　関連でメタボリックについて質問を行ったんですけど、私から言わせれば、これは個人的なもので、個人の責任のもとでせないかんのかなという感覚で考えているんですけど、現代病になっていくんじゃないかなあと思います。

もう一つが、学校関係で、学校給食についてお尋ねをいたします。

学校給食は、生徒１人について、生徒が１日にどれだけ栄養が必要であるかにこたえることのできる栄養カロリーの計算がなされた結果、子供たちにすばらしい食育、バランスを提供されています。

そこで質問なんですが、生徒１人当たりの給食の摂取カロリーが決まっていると思います

が、小学校、中学校の生徒に対し、学校給食は、１食当たりの摂取量はどのように決定されているのか、また、１日に必要な摂取量の何％を学校給食でとっているのか、また、小学生、中学生では、どれくらいの摂取量が一番ベストなのか、お尋ねをいたします。

また、給食時間において、例えば本日休みの生徒がいるとかいうときに、給食は等配分で生徒たちに提供されるのが原則だと思いますが、この残った分を欲しい子供に提供されておられないかとかですね。残菜ゼロを給食センターでも目指しておりましたので、その指導が各学校で行われて、欲しい子供に余分に与えて過食になり、過度のカロリーをとっておるんではないかなと考えます。そこで、このようなことがあっているのか、ないのか、お尋ねをしておきます。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

三つほどございました。学校給食の１食当たりの摂取量でございますが、学校給食の摂取量は、エネルギー量、カロリーだけでなく、たんぱく質、脂質、ナトリウム、カルシウム、鉄、ビタミンＡ、ビタミンＢ１、ビタミンＢ２、ビタミンＣ、食物繊維のほか、マグネシウム量や亜鉛量など、学校教育法で基準が示され、それに沿って学校栄養職員が食材を決め、献立を決め、給食をつくっています。エネルギー量だけで言えば、小学校では580ないし730キロカロリー、中学校では830キロカロリーとなっています。

次に、１日に必要な摂取量の何％を学校給食でとっているのかということでございますが、エネルギー量で言いますと33％、たんぱく質量では40％、カルシウム量で言えば50％、まだありますが、というように栄養素によって細かく基準が定められています。

じゃあ、どれくらいの摂取量が一番ベストなのか、残ったものを欲しい子に与えられたらカロリーオーバーになるのではないかということに関してでございますが、１食当たりの摂取量は、栄養士が計算した量を全員が同じように食べるのが理想でございます。しかし、これは、体の大きい子も、小さい子も、急激に成長している子供も、そうでない子供も、一律に平均して考えてあるものでございます。

また、過度のカロリーオーバーにつきましては、議員がおっしゃるとおり、いわゆる肥満の原因となります。ただ、子供の体質、体格、体調、成長期の状況、その日そのときの運動量、生活状況、食べ物の摂取量など、さまざまな観点、要素から、一概に食べた量が多いから肥満になるとは限らないと思います。

給食は等分量で配膳するのが原則でございますが、実際は個人によって食べる量が違います。その実態に合わせて、ある程度の融通をきかせながら、自分の量に合った食事をとっているのが現状でございます。

私も経験がございますが、特に中学校におきましては非常に差がございます。びっくりするぐらい食べる子もおれば、小食の子供もおります。それをどのように調整をとるか、難しいわけでございますが、過度のカロリーオーバーにならないように配慮していく必要があり

ます。欲しがるから与えるではなく、健康増進の視点から給食の摂取量を自分に合わせて調整していく力、これをつけることが大事じゃないかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　ありがとうございました。鳥井教育長の子供たちにかける意気込みといいますか、給食に対する意気込み、本当に一生懸命考えていただいているんだなあというのがひしひしと感じられました。

こういうのを質問したのが、教育長の方から肥満という言葉が出ましたので、使っていいかどうかわかりませんが、私はあえて、少し体格がいいといいますか、体重が少し多いと思われる児童、そういうことですね。学校で生徒、児童さんがどれぐらいおられるのかなあというのと、この食生活の改善というのが必要と思われる児童生徒ですね、こういう子供さんたちに対して、どのような指導を行っておられるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、非常に人権に配慮して慎重な言い回しで、少し体格がよく体重が重いと思われると、そういう表現をなさっておられまして、ありがたく思います。ただ、いろいろ調査しましたところ、肥満傾向にある子というのは使ってよいということでございます。だから、これ太っている子と言うと、これはまた問題になりますので、肥満傾向にある子という言葉を使わせていただきます。

この肥満傾向にある児童生徒数につきましては、本年度から測定値が肥満度調査に変わりました。そのことでお答えをいたしたいと思います。

この本年度から始まりました肥満度調査におきますと、人吉市では１割以上の児童生徒が、いわゆる肥満傾向に該当すると思われます。特に、この肥満傾向というのは、軽度、中度、高度と三つあるんですが、高度の肥満傾向にある児童生徒、これは小中学校合わせて市内で51人います。中等度、それまではいかないがという子供が143人います。軽度、ちょっとが179人、合わせますと370人ぐらいいますので、ちょうど市内の児童生徒の合計の１割、ちょっと多いかなということでございます。

その肥満傾向にある児童生徒に対する対策でございますが、まず、年度当初、身長、体重の相関で身体状況の把握を行います。また、校医による内科健診の際にも、栄養状態の確認を行います。このとき、医師の判断で、栄養に関する病院受診が必要な児童生徒については、家庭連絡を行い、専門病院の受診を進めております。

肥満傾向にある児童生徒については、各学校の栄養養護教諭と学級担任が把握し、個別に指導を行っているのが現状でございます。個別に行います。以前のように、肥満傾向にある児童生徒ばかりを一斉に集めて指導を行うことは、まずございません。保護者が嫌がる傾向

があります。そうしますと、成長期、思春期の児童生徒の心に悪い影響を及ぼすことがあることや、太っていることは悪いといった一方的な先入観を持たせることなどもあり、人権への配慮を含めて、一斉に集めたりしては行っておりません。

ところで、肥満傾向にある子供の特徴は、一概には言えませんが、まず、規則正しい生活ができていないことや食生活が偏っていること、特にジュースや甘いお菓子、スナック菓子などをよく食べていること、３度の御飯がきちんととれていないこと、朝食がきちんととれていないこと、運動量が不足していることなどの傾向が見られるようでございます。また、本人の体質にも大きな影響を受けます。

このような中で、各学校では、高度の肥満傾向がある児童生徒等に対しましては、家庭での過ごし方の指導、食事の量の指導、食事の種類、内容の指導、運動の指導などを行うとともに、継続的に身長、体重の把握と、その状態に応じた指導を行っております。

学校によっては、いつでも身長、体重を自分ではかり、自己管理しようとする態度の育成と環境整備をしている学校もございます。また、食事のとり方や栄養に関する内容を保健だより等の通信に入れて、肥満予防を啓発するなど、家庭啓発の取り組みを行っている学校もございます。

子供たちの学習でも、家庭課や保健体育、特別活動等で、健康的な献立を考えたり、生活習慣病の予防のための学習を行ったり、学校集会等で食事や運動、生活習慣についての啓発を行ったりするなど、たくさんの場面で学習する機会を設けているところでございます。学校を挙げて、朝の時間や授業間、体育の時間、昼休み放課後に、体力づくりや運動に親しむ取り組みを行っているところでございます。

このように、肥満傾向のある子供たちについては、個別に学校を挙げて取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　肥満について、肥満傾ということを使っていいんだなあということで、肥満傾ということで、人吉市の学校の方で370人もいるという、大変私は答弁にショックを受けております。

学校には、養護教員とか、それとか担任とか、いろいろな方がおられると思うんですけど、その中でも、学校の方でもきちんとされておるんですから、家庭での指導が大切じゃないかなあということを考えておりましたら、だれか家庭の方でも３度の御飯を食べていない。また、親が忙しいということで、子供たちにいろんなお菓子とかジュースを与え過ぎているんじゃないかなあと。なかなか家庭の方に指導をというのも難しいかなということもありますが、やはり学校の中で、鳥井教育長も言われましたが、食事とか運動とか習慣病について、子供たちとか、家庭に対しても、このことはやはり啓発をしていっていただくのが一番かな

あというように、今、答弁を聞いて考えております。私も、これは学校だけの問題、給食のカロリーだけではなくて、保護者と家庭と地域も一体にならないと、この対策はできないのかなあと考えております。

これまで、なぜこういう質問をしたのかというのが、聞くところによりますと、人の細胞というのは、一人一人違うそうなんですけども、細胞の数は生まれたときから余り変わらない、その大きさ、肥大が一番関係あるんじゃないかなあと言われております。子供のとき体重をふやし続けていきますと、将来、青年時期はやせていても、将来的にまたふえていくんじゃないかなと、その傾向があるということを聞きました。それで、最初にメタボリックシンドロームっていう事業について説明を設けたわけですが、まず関連、これはあるかないかわかりませんが、健康が一番やはり人間にとって大切であると思います。

それと、現代病と言われる病気がこれからふえ続ければ、医療費の増大にもつながりますし、病院では、高齢者に対してや、先ほど福祉部長が答弁いただきましたように、糖尿病とかいうのにつながっていくということで、必ず、私も検査をしたときに、運動をしてくださいとか、いつもしてるんだと言い返してきましたけど、そういうふうな傾向が多いですね。

こういうさまざまなことについて、私は何を言いたかったかというのは、これはスポーツをすることが一番すごい特効薬ではないかなと、学校教育においても、医療においても、それが最終的なものじゃないかなあと、それが健全な社会になっていくんじゃないかなということを、このことが大切な位置づけと考えています。

そのほかに、もう１点、最終的に言いたいなという手前に、観光についてであります。これは、また視点が違うんですけど、ことしは青井阿蘇神社が国宝を受けました。また、ＳＬも復活をされることとなり、人吉市にとって大変うれしいことが続いております。このことも人吉市の新しい観光ビジネスチャンスでありますし、このことは人吉市民を初め、行政、市長の先導のもとに、人吉市のために一生懸命頑張らなければならないと思います。

また、これまで何度ともなく定例会において質問を行ってまいりましたが、総合計画というのにもありますように、スポーツ交流都市づくりが大切であるのが一番じゃないかなあと。観光政策というのもきょうありましたけども、観光というのも非常に人吉市にとっては重要であります。これは、観光戦略というのを重要ポイントとして位置づけが必要であります。

そこで、井上経済部長に、人吉市における別の形のスポーツ大会の開催における人吉観光ができるんではないかなということをお尋ねしておきます。

○経済部長（井上修二君）　スポーツ大会の開催における人吉市の観光ということについてお答えします。

スポーツ大会のみならず、文化、芸術など、多彩なイベントが当市で開催されますことは、観光業界はもちろんのこと、あらゆる業界の活性化に大きく寄与するものではないかと考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　経済部長の方から、スポーツも大切な観光になるのではないかなあということを答弁していただきましたので、次に田中市長に、人吉独自のスポーツ観光のあり方をどのように今後行っていくのかということですね。やはり田中市長が先頭に立って、市民、行政、各種団体を引っ張っていただいて、観光客確保にチャレンジしていただかなければいけないと思いますので、市長にお尋ねをしておきます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

スポーツと観光ということでございますが、観光面では、ことし５月に開催いたしました「人吉温泉球磨焼酎まつり」を、ことしから、「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里　日本百名城人吉お城まつり」として、内容を一新し、ゴールデンウィークに開催したところでございます。これにあわせて、城内三の丸では、「おどんな日本一全国少年剣道大会」を開催させていただきました。

この大会は、九州内から600名余りの選手に加え、多くの応援の方々にお越しをいただきましたし、審判、役員等を含めると約2,000名ほどの参加をいただいたところでございまして、大会に参加された選手や応援の方々の何割かは、前日から、また、その当日お泊りいただいたようでございます。

その他、毎年開催いたしております「ひとよし春風マラソン」も、同じく県外から多くの宿泊者をいただいているところでございます。また、今後、相良三十三観音とあわせまして、ウオーキング大会、ツーデーマーチ、スリーデーマーチ、またはグラウンドゴルフ大会等々も企画を進めているところでございまして、老若男女多くの選手の皆様方が参加するスポーツ大会は、観光や物産に大きな波及効果をもたらすものと考えているところでございます。

そのようなことから、今後も、行政、スポーツ、観光、物産の各団体が連携して、祭りやスポーツイベントに取り組み、ひいては市の活性化につながりますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　市長がいろんなことにアイディアを持ってチャレンジをしていただくということで、安心をしました結果、市長の答弁を聞かれておりました尾方福祉生活部長にお尋ねをしたいと思います。健康維持とスポーツというのを福祉生活部長としてどのように考えられるのか、また、教育長の方には、学校教育ということで、学校生活とスポーツということで、お２人にお尋ねをしておきます。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

メタボリックシンドロームの基盤にあるのは、内蔵脂肪の蓄積であるというふうに言われ

ております。食生活の乱れや運動不足などの生活習慣が深くかかわっているため、メタボリックシンドロームは生活習慣病の一つと言われております。

食生活と同様に、メタボリックシンドロームを撃退するために重要なのが、議員御指摘の運動不足の解消でございます。毎日活動的に体を動かしていると、内蔵脂肪が減少し、徐々に血圧や血糖値などが改善されることにつながると考えております。それとともに、運動することで生活のリズムがよくなる、ストレスを発散できる、不眠を解消できる、仕事にも遊びにも活動的になるなどの、運動には多くの効果があると言われております。自分の力で体内の異常を改善し、その状態を維持できることとなります。

しかし、メタボリックシンドロームのある人が多い働き盛りの世代では、運動不足のための時間がとれないことも多いと思われます。日常生活に運動を組み込むためのポイントや効果的な運動のコツなどを普及することも必要であると考えております。また、先ほど申し上げました特定保健指導の中にも、動機づけ支援対象者の中に、サイクリングの実施、それからスポーツパレスの利用、総合型スポーツクラブの加入、ウオーキングデーへの参加ということで、参加勧奨をプログラムに組み込んでおります。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　学校生活とスポーツということについてお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、心身の健康増進のためにスポーツの力はすごいものがあるということは、全く同感でございます。したがいまして、人吉市の教育方針にも、学校教育の努力目標の中にたくましい身体の育成を上げております。体力の向上、健康増進は、教育の大きな柱の一つでございます。

それぞれの学校におきましても、このことを教育目標として掲げておりますが、学校生活におきましては、私が思いますのは、まずスポーツを好きな子供をつくることが最も大切だと考えます。一生涯スポーツに親しみ、スポーツを楽しむという習慣、資質は、学校において育てられるものと思います。

そのためには、先生がスポーツを大切にする姿勢が大変重要であります。技能を高めるとともに、運動の楽しさを教えていただきたいというふうに思います。

次に、鍛えることを大切にしたいと考えます。スポーツを通して体を鍛えることで、精神的な強さも育ちます。学校生活において、発達段階に応じて負荷をかけることが必要です。異学年で行う部活動、各種スポーツクラブ等に励むことは、大変有効であると思います。

さらに、親子一緒に運動することを大切にしたいと考えます。学校行事、ＰＴＡ行事等で親子一緒に運動することは、親子の会話、接する機会ともなっています。そのような行事を契機として親子でスポーツをすることは、心の健康、また、大人の健康増進につながると思っております。

以上のようなことを念頭に、学校におきましては、スポーツの指導に取り組んでおるわけ

でございますが、さきに申し上げましたことを踏まえ、総合型地域スポーツクラブにも大いに期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　すべてのことを鳥井教育長の方にまとめていただいたのかなあというふうに思います。やはり、観光にしても、医学にしても、福祉関係、多岐にわたって、このスポーツの力というのは非常に絶大なものだと私は考えております。何事をするためにも、やはり健康であって、また、スポーツによる上下関係とか、個人の意見、考えの確立にも、非常に大きな影響力を持ってるんじゃないかなと。

今、福祉部長からも答弁をいただきまして、教育長からも答弁をいただきまして、市長からもスポーツの大切さの答弁をいただきました。このことで、次の質問に入っていけると思いますので、次の質問に行きたいと思います。

最後の質問でありますが、本日、これまでの質問というのは、この最後の、今まで何度も言っています漆田土捨て場に関連をいたします質問であります。

田中市長のマニフェストにもありますように、人吉市におけるスポーツ交流都市づくりについて幾度となく質問してまいりましたが、最後の漆田土捨て場についてでありますが、これまで何回かの答弁の中で、「スポーツ交流都市づくりの中にあるように各種屋外スポーツが楽しめる場所として予定をしている」という答弁がありました。また、その後、鳥井教育長は、「18年、19年にて漆田土捨て場を買い戻す」との答弁がなされております。

確かに、18年度に、これは19年、20年度の予定が18年に１年繰り上がって、総面積10万8,000平方メートルのうち４万2,000平方メートルを買い戻していただいております。

また、田中市長は、「残りについて、19年度に用地補償費を計上いたして買い戻しを行う予定になっておるところ」と答弁をされております。また、「地形測量や地質調査などを行い、議会の意見を伺いながら、スポーツ交流が盛んになるような計画をしていきたい」、また、「スポーツ交流が中間事項によってさまざまな観光にもつながる」との答弁をいただいております。

そこで質問なんですが、19年度、残りの買い戻し予算が計上されておりませんでしたが、地形測量、それから地質調査等、このことは行っていただいたのか、もし行っておられないのなら、どうして行わなかったのか、お尋ねをします。

２点目に、漆田土捨て場は教育委員会の管理であります。教育委員会として、今後、どのように計画を進めていただけるのか、お尋ねをしておきます。

３点目に、田中市長の人吉市のスポーツ交流都市づくりとは、どのような考えを持っておられるのか、お尋ねをいたしておきます。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

まず、１点目の漆田土捨て場の地形測量、地質調査についてでございますが、議員も御存じのとおり、漆田の多目的運動広場予定地につきましては、平成18年度から２カ年計画で買い戻すこととし、18年度に４万2,029.95平方メートルを5,035万9,228円で買い戻したところでございます。残りは６万6,464.60平方メートルでございまして、約7,300万円の経費を要します。

財政逼迫の中、財政方には、どうにか19年度に買い戻しができないか、いろいろと財源の確保に努力していただきましたが、最終的には19年度での財源の確保ができず、買い戻し予算を計上することができませんでした。そのようなことで、議員お尋ねの地形測量並びに地質調査につきましては、買い戻し完了後に地形測量と地質測量を実施する予定としておりましたが、まだ買い戻しが完了しておりませんので、地形測量も地質調査も実施いたしておりません。

なお、この地形測量並びに地質調査につきましては、整備計画を作成する以前に、基礎資料収集のため実施する場合と、整備計画が確定した後、整備事業の基礎調査として実施する場合が考えられますが、現時点では後者の方が効果的であると判断いたしております。また、今年度中に土砂の一部を市の工事に利用する予定などもございますので、どの時点で測量調査を実施するのか、関係部署と十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、２点目の今後どのように計画を進めていくのかということでございますが、教育委員会といたしましては、スポーツ交流の場として多目的に利用できる運動広場を、できるだけ早い時期に確保したいと考えておりますが、厳しい財政状況でもございますので、引き続き他の部署との事業との関連も総合的に検討しながら、どのように整理していくのか協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

スポーツ交流都市構想、これは青少年を初めとして、すべての年齢層にとりましても、大変大切な一つの構想だろうと存じております。今後は、さまざまな例を検証しながら、本市に合ったスポーツ交流都市というものを考えてまいりたいと存じております。

福屋議員におかれましても、サッカーを通じて、姉妹都市である指宿市や各地で開催される大会へ子供たちを連れていかれて交流され、実践されておるわけでございまして、今後、本市に対しましても、引き続き貴重な御意見を賜ればありがたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　教育委員会としては、やはりいろいろな関係部局との話し合いというのも必要になってくるかと思いますので、そのあたりも密に話し合いをしていただいて、

調査を早急にしていただきますようにお願いをしておきます。

市長の方からも、交流都市を目指すということで、その方も方向性だけは持っていただきたいなあということを考えております。

それと、市長に２点目、質問なんですけど、田中市長は、就任後、第二中学校に行って、毎年行われている陸上競技記録会に出席をされておられるようですが、前回の答弁のとき、「出席のとき、私自身も駐車場がなく、駐車違反をするわけにもいかない環境に遭遇された」との話をされておりました。「このような状況をつくらないように今後進めていかなければならない」と答弁もなされております。

その後、田中市長は、大会に参加をされておられるのか。参加をされたとすれば、そのときに感じられた環境に変化があったのか、なかったのか、市長にお伺いをします。

また、これも前々からお話をしている、路上駐車が起こらないような状況を検討をされているのか、されたのであれば、どのようにされたのか、されていなければ、なぜされていないのかについて、答弁をお願いします。

○市長（田中信孝君）　ことしも２回目、参加、見学をさせていただきました。今回は、特に中途からの参加でございましたので、駐車場はすべて満杯でございまして、やはりまた新たに近くに駐車場を求め探さなければならなかったという実情でございました。

以上、お答えいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

路上駐車が起こらないような検討をしたのかという御質問でございますが、検討はいたしておりません。各学校に付随する駐車場につきましては、学校関係者、保護者等が来校する際に通常必要とされる程度の駐車スペースを確保しているものでございますので、陸上記録会のように大規模な行事等に参加されます不特定多数の方々の駐車台数には対応し切れないというのが実情でございます。

したがいまして、このように学校施設を使用して大きな大会等が開催される場合には、主催者側から、できる限り乗り合わせ等による参加を強く呼びかけていただくとともに、主催者自体においても、会場周辺の駐車場確保に努めていただくよう、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　参加をしていただいたということで、変化もなかったということで、やはり教育委員会の方からお話があったとおり、その主催者にお願いするだけでなくて、そのような体制も、主催者が違うから、市じゃないから、主催者に全部お願いするというのも、いいのかなというふうに考えます。また来年も、市長が行かれた場合に、環境が何も変わっていないのかな、４年間、何も変わらずに終わるのかな、それではちょっといけないんじゃ

ないかなあと私は考えます。

スポーツというのは、いろんな考え方が皆さんあると思うんですけど、やはりスポーツというのは、競技をされる方もおられますし、競技を楽しみに見に行かれる方もおられる。それと、自分の身内とか子供さんたちが参加されるときには、応援をする保護者という方もたくさんおられると思います。そのほかに、この競技を開催をする、運営をされるスタッフとか、その他たくさんの人の力によって、こういうスポーツというのが開催されるわけです。

このスポーツ大会とか記録会というのは、やはり安心して競技者が参加でき、競技者が力を発揮でき、また、子供さんがいなくても、市民の１人として好きなスポーツをいつでも見に行きたいという欲望もあると思います。そういうときに、いつでも見に行って、いつでも、少しは探すかもしれませんけど、駐車場でもあって、応援をできるという、こういう体制、こういう場所っていうのが、私は総合計画にも載っているスポーツ交流都市ではないかなあと。行っても入れない、見れない、そういうのは、人吉市のスポーツ交流都市という基本計画には外れるんじゃないかなあと考えております。

そこで、市長にいま一度、人吉市のスポーツ交流都市とは、基本的に市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

スポーツ交流都市というものは、各種スポーツ大会やスポーツ合宿、レクリエーション活動といったスポーツ施策及びスポーツ環境の整備を行うことであって、それを関係団体や関連施設と一体となった集客や交流の促進を行い、広くこの地域の活性化へつなげていくものだというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　今言っておられるように、やはり整備を行って集客するのが一番じゃないかなあと考えます。

先ほども話に出しました青井阿蘇神社、国宝になったということで、それとＳＬもやってまいりますし、人吉市も、そのことを踏まえた新しい観光といいますか、文化的な観光もあるし、スポーツ的な観光もあるし、いろんなことにチャレンジをしていかないけないと思います。

観光客というのを否定するわけじゃないんですけども、観光客というのは、一度来て、もう一度来るのかなと考えたときに、これは、断定はできません。でも、スポーツ大会というのは、今度お城まつりでもあったように全国少年大会ですね、ああいうのを開催されたら、毎年来るわけですね。リピート客がいなくても、大会をしたら来るということなんですよね。こういうのが一番大切だと思います。

この大会を開くということが人吉市にとっての観光客誘致にもなるし、そのためにも早く

総合グラウンド、こういう陸上競技場あたりを兼ね備えた運動広場をつくっていただく。こういうことが人吉市のために今後なっていくんじゃないかなあと思います。

それと、この漆田土捨て場というのは、土地開発基金において先行取得をされた土地でありますし、やはり初期の地元地権者に対して、これまで放っておいたということを説明も要ります。また、市の方としては、財政難でということもわかります。でも、20年間ほかっといて、その人たちに何らかの誠意を見せるためにも、少しずつでも買い戻しを行っていった方が私はいいんじゃないかなあって考えます。

そこで、荒巻企画部長に、このことについてお尋ねをしておきます。

○企画部長（荒巻　通君）　こんにちは。大畑土捨て場買い戻しの件につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、土地開発基金で保有しております多目的運動広場用地は、平成元年４月から平成４年３月にかけて先行取得したものでございまして、既に19年以上が経過しております。議員が言われるとおり、土地開発基金において先行取得した土地を長期間事業の用に供さず、基金財産のままにしておくことは、本来の形ではないということは十分認識しているところでございます。したがいまして、残りの用地につきましても、計画的に、少しずつでも買い戻しできるよう、議会とも御相談してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　部長の方から少しずつでも買い戻したいという答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。このことは、なるべく早く終わっていくのが当たり前のことだと思います。健康も待ってないし、スポーツ交流もいろんなところにとられていっております。

私も、今、荒巻部長が買い戻しをしていただくということで、次に鳥井教育長にお尋ねをいたします。

今現在、買い戻していただきました土地、この土地を有効利用するのが、地権者に対しても最大限の誠意だと思います。土地の有効利用が大切であり、20年もの期間動くことない土地でなく、少しずつでも利用する、運用していくのが、今後のためにも、大畑地区の活性化にもなると思いますが、教育委員会の管理でもありますし、教育委員長の判断次第で、あそこがスポーツ交流都市づくりの基点になるかもしれません。また、現実に動き始めることになるのではないでしょうか。

今、買い戻した土地を暫定的に使用できますか、そのことについて鳥井教育長の答弁を求めます。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

私は、この買い戻した土地の運用につきまして、広さとか場所とかを聞きながら、行った

こともありますけれども、どうにか使えないだろうかと、部長とも相談をしたところでございますが、なかなかすぐにはいかないようでございます。

あそこを有効利用したい、そして、多目的に利用できる運動広場をできるだけつくりたいということは、本当にやまやまでございます。私も、若いころ、場所確保に走り回ったところでございますので、運動広場、そういうのが欲しいなというのは、もう前から思っていたことでございますが、部長も先ほど答弁いたしましたように、当市も厳しい状況でございまして、計画した事業、特にハード事業におきましてが、思うような進捗が図られないのが現状であることは、各方面からお答えしたとおりでございます。

特に多目的広場につきましては、もし少しずつでも買い戻しができるようであるならば、あわせて、どのような運用が市にとりましても最も有効な運用となるのか、他の部署の事業との関連も総合的に検討、協議してまいりたいと考えておるところでございます。大変消極的なことですけども、御勘弁いただきたいと思います。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　時間の方もありませんので、今定例会において、市長の政治信条というのが、「公平、公正、公明なる、市民に開かれた、市民のための市政運営に取り組むこと」と発言をされておられます。市民が求めていることが大切ではないでしょうか。

これまでも、グラウンドゴルフ協会からも陳情が出されております。また、昨日、山下議員の方からも、石野公園でのグラウンドゴルフ場開設について質問があっておりますが、答弁では、多大な財源が必要であるとのことで、なかなかいい返事がもらえておりませんけど、この陸上競技場を備えた多目的総合グラウンドっていうのが完成するといたしますと、大体2,000人から3,000人規模のグラウンドゴルフの大会ができます。

これは、グラウンドゴルフの方からも、人吉市で開催をしたいというのが、要望がたくさん出ております。これは、どうしてもできないので、八代の方で今行っているっていうことでなっております。万が一できたら、すごい経済効果じゃないかなと考えております。そのほか、陸上記録会を初め、九州大会も開催が十分になりますし、九州の中心ということで、たくさんの方を誘致することもできるんじゃないかなあと思います。

それと、去る９月６日、７日、姉妹都市であります指宿の方の大会に参加をしてまいりました。そこでのお話なんですが、向こうの副市長さんとお会いし、ロータリーの会長さんともお会いしました。また、その保護者の方ともお会いして、いろんな話をしてきたんですけど、そこで私が冗談のつもりで、「指宿さんはＪリーグも来られるし、そして砂風呂もあっし、その後、こっちの方には、いいこころの湯ができて、野球場もあるし、散策コースもあるし、よかですね」というような話をしたんですよ。

いろいろ話をしとったら、逆に言われまして、「人吉市さんは何ですか、三大急流もあっ

ですたい、球磨川の」って、「焼酎もうまかじゃなかですか。夜は温泉もよかでしょう」と、そして、「ましてや国宝まで持っていきなったっですよ」って、人吉は。「何でもできるような場所というのは、九州どこ探してもないですよ」っていうような話になりまして、冗談で言われてるのかなという感覚で、帰り道、バスを運転していたときに、「いやあ、これで本当に運動施設とか、そういう大会の場所があれば、人吉市は、これは大変いい場所になるんじゃないかなあ」と保護者の方としゃべりながら帰ってきたんですけど、やはり今後、人吉市が生き残っていくためにも、市長の言われる観光というのは本当に大切だと思いますが、スポーツ観光というのも非常に大切だと私は考えます。この２点がそろった後、初めて、国宝があり、ＳＬは来、球磨川があり、焼酎があり、それをミックスした何かをつくり上げていったら、九州で一番の都市になるんじゃないかなと。

それと、これにもう一個お願いというか、「エコシティー人吉」ということで、エネルギーに関してもそうなんですけど、私たちも今取り組んでおります。ペットボトルのキャップを集めて子供たちの命を救おうとか、そういう運動、啓発、市長もＰＴＡ会長のときに学校を贈ろうということでされておりますが、そういうのを一体化して、人吉市はどうあるべきかというのを今後考えていったら、すばらしい都市になるんじゃないかなあと思います。

それで、市長に、すぐには返事が来ないと思いますが、多目的運動総合公園といいますか、陸上競技場を兼ね備えた、これを早急に建設をしていただきたいと思います。ただ、観光について、最後に市長がどのように考えておられるのかをお聞きして、一般質問を終わりたいと思います。

○市長（田中信孝君）　観光とスポーツ、そして、その交流を基軸とした都市構想ということでございますが、福屋議員のお話をお伺いしていて、だんだん私も熱くなってきたところでございます。

多目的運動公園につきましては、昨年５月にグラウンドゴルフ協会から要望書をちょうだいいたしております。昨日も御答弁申し上げましたとおり、グラウンドゴルフ大会につきましては、３カ月前にある方からすばらしいアイディアをいただきまして、3,000名から5,000名の大きな大会を今模索をしているところでございます。

そういうところも含めまして、これからの高齢化社会を考えてまいりますと、グラウンドゴルフを早急に整備したいと、そういう選手の皆さんたちが自由に伸び伸びと芝生で練習、競技ができるという環境を整えていきたいと思うところでございますが、漆田の用地につきましては、10万平米という広大な面積を有しておりまして、今後、多目的運動公園も含め、どのような活用が市にとりまして最も有益なのか、教育委員会だけではなく、先ほど御質問いただきましたように福祉部門や経済部門、各部の事業との関連も総合的に検討、協議したいというふうに考えているところでございます。

そういう環境の中で、スポーツ交流都市構想というものは、非常に大きな柱として据えて

まいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（福屋法晴君）　終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後２時49分　散会

平成20年９月第３回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成20年９月11日　木曜日

―――――――――――――――――――――――――――――――

１．議事日程第４号

平成20年９月11日　午前10時　開議

日程第１　議第69号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）
日程第２　議第70号　平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第71号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第72号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第73号　平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第75号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議第76号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第77号　平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第78号　平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
日程第10　議第79号　子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定について
日程第11　議第80号　人吉応援団基金条例の制定について
日程第12　議第81号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第13　議第82号　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第14　議第83号　損害の賠償について
日程第15　議第84号　損害の賠償について
日程第16　一般質問
　　１．立　山　勝　徳　君
　　２．仲　村　勝　治　君
　　３．三　倉　美千子　君
　　４．井　上　光　浩　君
日程第17　委員会付託

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・委員会付託

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――――――

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君
福祉生活部長	尾　方　　篤　君

経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏崎晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　おはようございます。14番の立山であります。私の今回の一般質問は４点であります。

第１に、川辺川、球磨川流域の治水問題、いわゆる川辺川ダム問題ということになります。２点目は、ふるさと創生資金がどのように使われたか、その実績と検証についてであります。３点目は、鉄道を活用しての観光振興策について、４点目は、市民の方から寄せられました市が行う健康診断に関連しての質問であります。

以上、四つのテーマについての質問をいたしますが、まず通告書とちょっと順番を変えまして、下の方からまいりたいというふうに思います。したがいまして、市が行う健康診断に関連して質問をいたします。

先日、ある市民の方から通報がありました。６月19日、市の指定に従って東西コミセンに検診車でのレントゲン撮影に９時ごろ行った、座るいすもないままさんざん待たされて終わって帰ったときは、昼前であった。幸いに事故はなかったようだけれども、高齢者にとっては非常につらい健診だった。「こぎゃん待たせるなら、もう来年から来んばい」そういった声も聞かれたとのことでありました。かなりの苦情や不満があったと聞きましたけれども、どのような状況であったのか、なぜそんな状況になったのか、お尋ねをします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　おはようございます。お答えいたします。

去る６月19日に、東西コミセンにおいて実施しました健診におきまして、受診者の皆様及び関係者の方々に御迷惑と不快感をおかけしましたことに対しまして、心からおわび申し上げます。

このときに実施しました健診は、健診機関に委託をしておりまして、各校区コミセン等で実施しております検診車によります集団健診でございます。この際の健診の内容は、主に昨年度までは基本健診と言っておりましたものが、今年度から２分化されました特定健診並びに後期高齢者健診と従来から実施しておりますヤング健診でございます。これに加え、大腸

がん検診、胸部レントゲン検査をあわせて実施をいたしております。

当日の対象町内は、午前中が願成寺町、午後が瓦屋町、合ノ原町及び井ノ口町となっておりました。

次に、健診の順番でございますが、一般的には屋内で検便を提出された後、特定健診、後期高齢者健診またはヤング健診を受診をされまして、最後に屋外において検診車で胸部レントゲンを撮られて終わるという流れでございます。

当日の受診者数は、特定健診130名、後期高齢者健診104名、ヤング健診35名、大腸がん検診245名、胸部レントゲン受診者数497名でございまして、当日はほかの日と比較できないほどの多くの方に受診をいただいております。特に、胸部レントゲン検査につきましては、500名に迫る方々に受診していただいております。この検査におきましては、衣服の脱着によるある程度の時間を要するものもございまして、また蒸し暑く、あいにくの雨の中、混雑を招きますとともに、住民の方々に長時間お待ちいただいたことは事実でございます。

健診会場におきましても、その後もおしかりの言葉をいただいております。その都度、謝罪をさせていただいております。心からおわびを申し上げたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいま部長のほうから答弁をいただいたわけですが、確かに非常に、異常なといいますか、たくさんの健診を受けられる方があったというのは事実であります。

どうしてそのような状況になったのかということで判断をしてみますと、言われましたように、午前中が南北願成寺、午後が瓦屋町、合ノ原、井ノ口ということで、両方とも市内屈指の何ていいますか、戸数の多い町内であります。このような割り振りに問題があったのではないかというふうに思いますし、その点についてどういった対策、今後の改善策、そういったものが検討されたのか、お尋ねをします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

今後の改善策、対応策についてでございますが、健診期間終了後に、総括的な検証、それから反省を行っております。受診日の設定につきましては、マンモス町内ではありましたが、各健診申し込み数と受診可能数を設定し、午前、午後と区分いたしておりましたが、対象町内の方々の御都合により、午前中に集中しましたり、予想以上にほかの町内、校区外から多くの方々が受診されたと、そういうことも分析をいたしております。予測が甘かったということも考えております。

今後は、今回のことを一つの教訓といたしまして、願成寺町や瓦屋町内などの人口が多い町内につきましては、単独で終日受診日を設けることは当然ながら、それらの日に極端に集中しない対策としまして、これらの受診日の間隔につきましても勘案しながら、混雑を招か

ない設定をさせていただきたいというふうに考えております。

これらに加えまして、担当部署とまた委託しております健診機関とがさらに連携を密にし、迅速性と正確性、さらには安全性を兼ね備えた健診を実施してまいりたいというふうに考えております。

市民の皆さんには、健診の必要性を十分認識していただき、健診は身近でさほど時間を要しないものと実感していただけるよう再度、健診体制を見直すとともに、市民の皆さんが受診しやすい環境を整えながら、健診に対する信頼性及び利便性を高める努力と言い続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　この件については、今後の対応策を含めて検討されているようですから、今後はそういった、特に高齢化が進んだ中で、高齢者の方は非常に待ち時間というのは苦になりますし、あるいは心理的にどうしても高齢者の方は午前中に集中するという傾向があるようですから、そこらあたりを含めて二度とこのようなことがないように御配慮をいただきということで、この件については終わります。

次に、鉄道を活用する観光についてお尋ねをします。平成23年に予定される九州新幹線の全線開通は、北九州から鹿児島までを１本の新幹線で結ぶことに至り、利便性の向上はもちろん九州は一つの感覚と、経済や文化の交流は飛躍的に高まることになると思います。

また、一方、肥薩線八代人吉間を結ぶ川線、この川線はことし６月１日開業100周年を迎え、各種のイベント行事が開催をされました。さらに、来年11月21日は、山線人吉吉松間が開業100周年を迎えます。そして、この山線が開通したことにより、日本の鉄道が二つの海峡を結ぶ連絡線で結びながら、北は北海道から南は鹿児島まで、日本列島が１本のレールでつながれた記念すべき100周年でもあります。

さらに、この肥薩線が南九州の産業の発展と地域に多大の貢献をしたとして、昨年11月、肥薩線内にある19施設が近代産業遺産群に指定をされました。100年以上前につくられた線路が鉄橋やトンネルが駅舎やループ線、スイッチバックなどが今なお現役として活躍する、まさに生きた産業遺産であります。この肥薩線に懐かしのＳＬ58654号機機関車が、今度は観光列車として、その勇姿を見せることになります。

さらに、大正13年３月、下球磨、中球磨、上球磨を結ぶ大動脈として開通した湯前線が平成元年、高校生の通学の足、住民の足として第三セクターくま川鉄道として新しくスタートしてから20年目の節目を迎えます。このように、鉄道にまつわる出来事がメジロ押しの中で、これらを人吉球磨の観光振興や地域の活性化につなぐ大きなチャンスとしてとらえ、生かすための活動が展開をされています。

そこで、まず市長にお尋ねいたしますが、市長はＪＲの石原社長をはじめトップクラスと

の直接対話が非常に多いようですけれども、鉄道を活用しての観光について、市長の考えをお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　皆様、おはようございます。肥薩線100周年を迎え、またはその沿線にさまざまな近代産業遺産を抱え、来年はＳＬが復活し、２年半後には九州新幹線が全線開業するという、まさにこの肥薩線かいわいにとりましても、千載一遇の画期的な時代を迎えるというふうに認識をいたしております。

よって、ＪＲ九州の石原社長をはじめトップの皆様方とともに、この人吉球磨地方、または県境を越えたえびの、霧島、鹿児島、または宮崎、この地域に協力をし合いながら、どのような発展が望ましいのか、またはこれから私たちが大切にしていかなければならないものは一体何なのか、そういう観点を含めまして、地域発展にお互いに最大限の心を尽くしていくという共通認識でございます。

よって、今後、トップ会談をさらに重ねながら、九州全域の中でも、この人吉球磨地方が大きな拠点となりますよう、私も邁進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　それでは、具体的に少しお尋ねをいたしたいと思いますが、まずは新幹線開業に対する対策としては、「新幹線くまもと創りプロジェクト人吉球磨推進本部」が設置をされております。100周年の対策としては、肥薩線開通100周年記念事業実行委員会が設置をされています。さらに、肥薩線沿線関係においては、肥薩線沿線の各自治体で構成する肥薩線利用促進存続期成会が組織されております。これらの各団体が、それぞれの活動をしているわけでありますが、これらの各団体に加盟をしながら、積極的に活動をされている方々に、まず敬意を表しておきたいと思います。

我が人吉市もこれらの各団体に名を連ねて頑張ってもらっているわけでありますが、これらの団体はそれぞれの役割分担もまたあるわけであります。その役割分担の中で、人吉市が人吉市として特に中心的にやらなければならない、そういった課題についてどのように認識をされ、取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。御質問の市として取り組むべき課題ということでございますが、現在、庁舎内にプロジェクトを組織しまして、人吉駅及び駅前の整備に取り組んでいるところでございます。今後、九州旅客鉄道や肥薩線沿線自治体、県などと連携をとりながら、肥薩線100周年近代産業遺産群、ＳＬ運行などを素材として、積極的にＰＲを行い、観光客誘致活動を実践し、人吉温泉観光協会や人吉温泉旅館組合などとともに、魅力ある観光地、観光づくりを目指し、観光コースの開発、観光案内所の充実、ＳＬ再開に伴うＰＲポスター、チラシ作成等を図りまして、受け入れ体制を整えてまいりたいというふうに存じます。

さらに、ＳＬが運行している他の地域の例を見ますと、多くの鉄道マニアの方々がお越しになり、撮影ポイントにおいては多くの人手が予測されます。この鉄道マニアの方々の安全を確保するため、市内における撮影ポイントの洗い出しを行い、その場所での安全確保を図る必要があるというふうに考えております。

このようにＳＬ運行に対しましては、積極的にＰＲし、観光客の方々を誘致することはもちろんのこと、さまざまな角度から研究、検討を重ね、対策を今後図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　具体的には人吉市としての取り組みということで質問したわけでありますが、その中で特に田中市長のマニフェストの中で、観光振興策の中心となる人吉駅前広場の整備について、これは新年度予算で1,650万円の基本計画及び基本設計委託料を計上され議決をいたしました。さらに、今議会においては1,290万5,000円の実施設計委託料が提案されています。この駅前の整備計画について、その進捗状況については、おとといの山下議員の質問に対して、ある程度の答弁がなされておるわけでありますけれども、それを含めまして、もう一度一定の説明をいただきたいというのと、それからこの駅前の整備計画がＳＬの運転に間に合うのかどうか、間に合わないとするならば、いつごろ整備が終わるということになるのか、その点の見通しについてお尋ねをします。

以上です。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。立山議員の御質問にお答えいたします。

一昨日の山下議員の御質問にもお答えしましたとおり、現在、駅前整備事業につきましては、ワークショップを市民の方並びに団体の方に御参加をいただきまして、メンバー19人によりワークショップを行っております。２回ほど実施をいたしまして、この中には中青井町内会、それから駅前通りまちづくり振興会、それから中青井町内会と各団体、それから観光関係、駅関係、交通関係といった各団体、それから官公庁関係に御参加をいただきまして、あるいは広報ひとよしによりまして、市民公募も募った形で構成をいたしておりますワークショップを行っておるというような段階でございます。

この御意見等の中に、駅前広場の顔になる施設が欲しい、それからレンタサイクルの貸出所が遠い、その他交通の拠点の駅、バス、タクシー、ターミナルの整備、観光バスの駐車場、それから雨天時の駐車場からの通路の屋根の対策、それから駐車場にも屋根が欲しい、それから足湯の設置等、いろんな御意見が出ておりますし、その１回目を踏まえまして、２回目におきましても緑のある駅前広場、それから安全に写真が撮れるような広場、景観がいい屋根のデザイン、それからロータリー内の修景スポット、それから広場の整備にモニュメント等が欲しいと、それから駐車場は駅近くに設置をしてほしい、それから歩道の幅が現在少し

狭いので、少し余裕を持たせてほしいといったような御意見等が出ておりまして、こういったワークショップを踏まえまして、今後、基本設計等でのゾーニング等を行い、そしてＪＲ九州様とも協議を行いながら、実施設計に入っていくというようなところでございます。

今の予定といたしましては、今年度実施設計に取りかかりまして、それを進めながらＪＲ九州様、その他関係団体、地元町内等々調整を行い、実施に向けて準備をしていく予定でございます。

なお、ＳＬの開通に間に合うのかというような御質問でございますけども、今の予定としましては、来年夏までにＳＬがやってくるというようなところにつきましては、現在の予定では無理で、困難であるというような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「いつごろになっとですか、見通しは」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。来年度いっぱいに何とか整備を行いたいというような現在の予定でございますが、今後、いろんな関係団体との協議を踏まえまして、双方合意のもとに進めていくと、特に駅舎等が絡んでおりますので、その辺の調整も図りながら進めていきたいというようなことでございます。

お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　駅前の整備計画については、今、答弁をいただきましたので、相手があるということでＪＲも納得してもらわなきゃならんわけでございますから、その辺は市長と社長は仲がいいようですから、トップで解決をするということを含めて、うまいとこ調整が行くようにお願いをしておきたいなというふうに思います。来年度いっぱいには完成をしたいということでありますが、できるだけ早く完成することができるようにお願いをしたいと思います。

次の質問になりますが、「ＳＬがいつ肥薩線を走るのか」市民の方からよく聞かれる質問であります。当初、夏ごろと言われてきましたけれども、若干早くはなるというふうに言われておりますが、その運行の開始の時期がもう少し具体的にわかっておれば、説明をいただきたいと思いますが、またいつごろ運行するかということと同時に、どういう運行形態になるのか。

例えば土曜、日曜、休日に運行すると、そういう形態なのか、あるいは春休みとか、夏休みとか、連休時とか、そういった一つのイベント期間といいますか、そういったときに運行をするのか、あるいはこの日曜、祭日型とシーズン型を組み合わせた運行形態になるのか、そこらあたりの運行の形態について、ある程度、詰めた話があれば、御説明をいただきたいというふうに思います。この運行形態によってまた、受け入れの体制というものもそれなりに変わってくるというふうに思いますから、その点の見通しなり、現在の進捗状況について御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○経済部長（井上修二君）　ＳＬの運行開始、あるいは運行日程についてでございますけれども、まだ九州旅客鉄道におきましては、正式な発表がなされておりません。

したがいまして、近々には発表されるんではないかということで思っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ＳＬ運行の時期についても、運行形態についてもまだ正式に発表されてないということでありますが、この運行時期なり、あるいは運行形態なりについて、どういう形でするかということについて、地元のほうにＪＲのほうから打診があってるのかどうか、そこらあたりの意見交換についてあってるかどうか、お尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　今の件につきましても、観光のほうには実際どういったふうになるかと、いつになるかということも伝えてありません。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ＳＬの運行の時期、運行の形態がどういうことになっていくのかということは、地元受け入れ側としては、非常に関心がある問題でありますし、それに対する対応の仕方を組み立てていくという立場から考えても、できるだけ早くわかったほうがいい、そういう問題でありますから、ＪＲとは十分、意思疎通を図りながら、その点についてはできるだけ早くわかって、その対応ができるように努力をしていただきたいというふうに思います。

そこで、ＳＬ運行に伴う観光受け入れ体制に関して、先ほどいろいろな分野で調査研究をしながら進めていくということで、井上部長のほうから答弁があっておりますけれども、私なりに一つ提案をしておきたいと思いますから、検討をしていただきたいと思います。

まず、市内の観光スポット、いろいろあるわけですが、例えば、人吉駅の機関車庫、元機関区、それから国宝青井神社、ゆうれい寺、城内鍛冶屋町通りなどを観光スポットと言われるものをつなぐ周遊バスとか、あるいは周遊タクシー、そういったものの、いわゆる２次交通アクセスといいますか、ＪＲのＳＬ列車で来るのが、１次交通アクセスでするならば、来てからの２次交通アクセスといいますか、そういったものについて検討をされているのかどうか、その点がまず一つです。

それから、歩いてこういった観光スポットを周る人たちのための休憩所、あるいはお茶どころ、あるいはコースに沿った系統だった案内板、そういったものについてどのように考えておられるか、お尋ねをします。

○経済部長（井上修二君）　交通アクセス、それから休憩所、案内板というような御質問で

ございますけれども、今、人吉温泉観光協会において魅力ある観光地づくりと委員会がございます。その中でどういった観光施設をどのような形で回していくのか、またどのようなものが資源としてあるのか、こういうところを検討していただいております。

その中で、交通アクセスですけども、一応、徒歩で中心部を回っていただくということで考えがなされております。中心部にも相当の観光資源、あるいは食べ物等々ございますので、そういったものを短時間で徒歩で回っていただくコース、そしてどういった観光客を想定して行うのかということで、ファミリー向け、あるいはカップル向けとか、あるいは若者向け、こういったことで考えてきていただいております。徒歩と、あるいはジャンボタクシー、あるいは人力車、こういったもので短時間で回るようなコースで今、考えておられるところでございます。

また、案内板につきましては、今の実際回ってみて、どういった案内板が不足しているのか、また問題があるのか、こういうところも今、調査をしていただいているという状況でございます。

休憩所につきましても、ＳＬが来たときにどのくらいの時間帯でなるのかというのが明確でございませんので、どういった時間帯でどういうコースの回し方するかというのは、やはり時間がどのくらいかというのがわかれば、そういうのにあわせてコースを設定していくということになろうかと思います。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　市の中心街を中心とする観光スポット回りについては、徒歩で回るというのを中心にしながら、今検討中ということでありますけども、徒歩で回れる人はいいんですが、なかなか徒歩で行けない、しかし行ってみたい、そういった人たちのために、人力車という手法も言われましたけど、そこらあたりが人力車で行ける人もおれば、やっぱり車のほうがいいという人もおるでしょうし、そこらあたりについての対応策ということを含めて、今後は検討していただきたいというふうに思います。

言われましたように、市内での対応ということになりますと、私が申し上げましたようにＳＬの運行時間、運行形態によって対応をどうするかという問題がありますから、ですから運行時間等の早い正確な把握をということで希望しておいたわけであります。

そこで、次に、カメラスポットということで、これはＳＬに関してだけ申し上げておきたいと思いますが、肥薩線八代人吉間51.8キロ、何十年も乗ってましたから、目つぶっとったっちゃ背景が私には浮かぶわけですが、人吉市内でＳＬのカメラスポットとして考えた場合、どこがいいかなというふうに思ってますが、まず駅のホームでは当然、隣に機関車の横に立って写すと、そういった記念撮影は、ホームでの撮影はもちろんあります。

それと、もう一つは上り列車、いわゆる人吉市を発車して、八代に向かうときには、人吉

機関区跡、いわゆる石倉とＳＬが煙を上げて発車していく、あそこのところの石倉にＳＬが重なって、しかも発車して行くときですから、石炭はうんとたいてますから、あそこが一番上り列車の場合には、人吉市内ではいい場所かなというふうに思いますから、これはＪＲの用地内に入らなければならないという問題もありますから、そこらのところを選定をされまして、石倉を背景にしたＳＬのアングルと、そういったものについて検討してもらってはどうかというのが一つです。

もう一つは、下り列車、いわゆる八代から人吉に向かう場合ですね。これはもう何といっても龍生園の桜並木、桜並木の下をＳＬが走ってくる姿というのが一番いいなというふうに思います。

ところが、あそこは、肥薩線と農免道路が立体交差をする場所です。上に農免道路が通ってますし、下にＳＬが走るということになりますから、どうしてもこの農免道路と鉄道が立体交差する橋の上で、跨線橋といいますか、跨線橋の上で写すということになります。ところが、その跨線橋には、人吉市側には歩道がついてますけれども、渡側にはついてないんです。カメラスポットとして考えた場合には、当然、渡側にカメラを据えなければなりませんので、この渡側、農免道路の跨線橋、橋の渡側に歩道ができないか、あるいは橋が歩道ができなければ、周辺の近くに一つの踊り場をつくりまして、そこにカメラを据える場所が設定できないのか、そういうように考えてますから、この二つの場所についてぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上、２点です。

○経済部長（井上修二君）　今、撮影ポイントの設置について、二つほど場所をいい場所を提案していただきました。撮影者の安全確保というのが、第一だろうというふうに思います。ＳＬ等のマニアの方は、やはり人が撮らない場所、撮影ポイント、こういうところを非常に好んで撮影されるようでございますので、今言われました橋の上ですね、あるいは桜並木の反対側の用地を確保して、どのような形でその撮影ポイントとして確保できるのか、また安全面からもいろいろ検討しまして、できればそういうところも撮影ポイントとして考えていきたいというふうに思います。

以上、お答えします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　続きまして、鉄道沿線、特に駅を中心とする景観の美化といいますか、そういった問題について少しお尋ねをしておきたいと思います。

肥薩線の川線を来てみますと、球磨川に沿って走ってるわけですけれども、球磨川と線路の中にかなり雑木が立ってまして、もう少し川を見たいけれども、立木にじゃまされて見えないという場所がありますが、そこらあたりの適当な伐採といいますか、適当な伐採については、これはどちらかと言いますと、人吉の守備範囲の中にはありませんで、球磨村の範囲

のほうが多いかなというふうに思いますけれども、ここらあたりについては肥薩線存続期成会のほうで取り組んでもらってはどうかなというふうに思ってます。

そういったのも含めまして、人吉市内にある各無人駅、西駅がありますし、それから大畑駅、矢岳駅、この３駅が今、無人駅になってますし、この駅周辺の美化作業については、国鉄のＯＢ会を中心にして、あるいはそれぞれいらっしゃいます各無人駅の名誉駅長の方が中心になって美化作業をやってもらっているというふうに思いますが、ＯＢの方たちがやっておられても、やはり手が足りないという部分がありますし、もう少し無人駅の美化作業について周辺の人たちのボランティアの応援団といいますか、そういった取り組みができないのかなというふうに思いますし、このことについてはぜひ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、せっかくＯＢの人たちを中心として美化作業、草刈り作業が中心になるわけですけれども、もう手で刈るわけにはいきませんので、ほとんど刈り払い機です。刈り払い機のこれはエンジンを動かすわけですから、ガソリンが要る、ガソリンも自前で買っておられる、あるいはこう払っていきますと、当然刈り払い機の刃がつぶれますから、この刃もつぶれていく、それも自前で更新をする、そういった個人的な負担もかかってくるというケースがありますから、そういったボランティアの作業、作業実態にあわせてといいますか、そういった立場から刈り払い機の燃料の補給とか、あるいは刈り払い機の刃の補給とか、そういったものについて助成措置ができないかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

１点目の鉄道沿線のいろんな景観スポットと周辺の雑木等の処理とか、そういったことでございますが、こういったことへの肥薩線利用促進存続期成会サイドとして、協力できる部分があれば協力していくというようなことから、ＪＲ九州様のほうと協議をしてみたいというふうに考えています。

それから、ボランティア、応援団ですか、これにつきましてはいろんなこの周辺、自治体が各沿線上に存在いたします。そういったことで、協力できるかどうかというのは、この場では即答は難しいのかなというような感じでございますので、これにつきまして各自治体の御意見等も伺ってみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、山上部長、答弁をいただいたんですが、私が要望したのは、人吉市内にある無人駅、西人吉駅、大畑駅、矢岳駅、そういった駅の美化作業のボランティアの人たちに対しての支援措置として、ガソリン代とか、それから刈り払い機の刃とか、助成をするということで検討いただきたいというふうに申し上げました。その点についてお願い

します。

○議長（大王英二君）　執行部に申し上げます。質問はちゃんと聞いて、ちゃんと答弁をしていただくようにお願いいたします。

○建設部長（山上　茂君）　失礼いたしました。

刈り払い機等の助成措置というようなことでございますが、非常に現在、市のほうでも道路沿線等の刈り払いでありますとか、そういった伐採でありますとか、いろんな形でボランティアの方に御協力をいただいておるというような状況でございますし、非常に厳しい財政状況の中で、そういった道路400キロ近くございますけども、そういったところの維持管理等にも大変な厳しい予算の状況でございます。

そういった中で、こういった鉄道を利用した観光事業ということに対しまして、協力、助成等ができるかどうか、今後検討してみたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　それでは、無人駅のボランティアの美化作業については、今後検討するということですから、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

最後になりますけれど、これは要望ということになりますが、やはりＳＬの運転と、人吉市内に限ればＳＬの運転と市の一番の観光キャンペーンであります旬夏秋冬キャンペーンとどう組み合わせていくのか、お城まつり、あるいはくんち祭りあたりと、こういった人吉市内の祭りとＳＬの運行をどう組み合わせていく、これが一つのチャームポイントになっていくというふうに考えてますから、どういった形でしたほうがいいということは、ＳＬの運行と見合わせながらやっていかなければなりませんけれども、そこのところは十分ＪＲと連携、意思疎通を図りながら、一番お客さんを呼べるような方向で検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

この点については、最後に、市長の考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

今日まで、人吉市の観光政策を眺め渡してみますと、それぞれのファクターが独立し、これまで有機的に連携をしてこなかった感じを得ているところでございます。よって、これからさまざまなこの人吉球磨地方の魅力をどのように組み合わせ連携し、有機的につなげ、それを情報発信していくかということが最も大切なことであろうというふうに認識をいたしているところでございます。

例えば、球磨川下りで言えば、今まで球磨川下りだけの意識であればよかった。今後は、球磨川下りをして、お食事をして、またはＳＬを楽しんで、人吉市の文化遺産を楽しむという、そういう組み合わせ、またはＳＬに乗ってやってきてラフティングを楽しみ、温泉を楽しみ、そしてバーベキューを楽しんで、またＳＬで帰る、さまざまな老若男女、年代層にあ

わせた観光の提言が今後必要ではなかろうかなと思っているところでございます。

よって、そういう情報発信を現地で一体どこでするのかということで、駅の整備が最も重要であるというふうに私は認識をいたしているところでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　鉄道を活用した観光問題については、今の市長答弁を受けまして、これで終わりますが、次に、ふるさと創生基金１億円についてお尋ねをいたします。

昭和63年から元年にかけて、竹下内閣の時代であったというふうに思いますが、ふるさと創生基金１億円、使い道に全くひものつかない、自由に使ってよい１億円が日本の全市町村にばらまかれました。各市町村は、それぞれその使い道について知恵を絞り、いろいろな話題も聞かれました。今考えれば、随分と景気のよい話でもありました。

人吉でもいろいろ検討の末、石野公園に置く美術工芸品の購入にまず充てられました。そして、残りは平成２年９月、ふるさと創生推進事業条例を策定しまして、その条例に基づいて人材育成事業、地域活性化事業などに交付をされてきました。そして、19年度末では、ふるさと創生基金の残額248万1,280円となっています。この１億円は有効に使われたのであろうか、総括の意味で質問をいたします。

まず、歳入歳出の決算状況について説明をいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　おはようございます。立山議員の１回目の御質問にお答えします。

創生資金のいわゆる実績といいますか、歳入歳出の実績についてお答えいたします。創生資金の１億円につきましては、昭和63年度に2,000万円、平成元年度に8,000万円が普通交付税で措置されております。それを石野公園美術工芸品購入に2,250万円を充て、残りの7,750万円を原資といたしまして、平成２年度に人吉市ふるさと創生推進事業条例を制定し、基金運用を行っております。

平成３年度から本年までの18年間で、利息積み立てを合わせ9,582万1,280円に達し、そのうち81件、9,334万円を助成しております。平成19年度末の残高が議員おっしゃいますように、248万1,280円となっております。

そこで、これまで支出してきましたふるさと創生事業の内訳でございますが、地域活性化推進事業61件でございます。これが8,337万2,000円、人材育成推進事業20件で996万8,000円でございます。また、石野公園の美術品購入につきましては37点、2,250万円の充当となっており、総額で１億1,584万円を支出しております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　歳入と歳出関係の関係について説明をいただいたわけでありますが、

この交付金は、今言われましたように、審査委員会で審査をしてそれぞれ交付をするということでなっておりますが、その交付をした81件の中で、これは交付の効果があったばい、これは大したことがなかったばいとか、そういった成果とあるいは欠陥といいますか、そういった特筆すべきものがあれば、報告をしていただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

どういう事業には、一番効果があったか、なかったかという御質問ですけども、一応すべて効果はあったものというふうに考えております。総括という形になりますけども、この事業の目的にもありますように、助成することで、地域住民等の自立と育成を図り、もって活力ある地域づくりに資するという目的は果たしたものと考えております。

これが、一番の効果があったというふうなものではございませんけども、一つの例として挙げますと、西間下町の建築踊り保存会、鬼木臼太鼓踊り保存会をはじめとしまして、郷土芸能等への助成を受けた団体が、その後、いろんなイベント、例えばお城まつりやおくんち祭などへの行事参加をはじめ県際交流事業などに、田野町の俵踊りの方が出演していただいたり、地域づくり実践カレッジにおきましては、鬼木町の臼太鼓踊りが出演していただいたり、西南戦争から130周年記念事業というのがありまして、これには西間下町の鼓笛隊などが参加していただいて頑張っていただいておるということで、人材の育成を図るとともに、地域文化の振興にもつながっているものと考えております。

また、そのほかにはふれあい良心市組合は、現在でも多くの店舗で活躍されるなど、地場産業の育成にも努められており、そのほかにも鍛冶屋町通りの街並み保存会と活性化を図る会は、ウンスンカルタ大会などを通して、幅広く活動がなされ、人吉ねぶか太鼓におきましては、熊本県を代表するような団体となるなど、ふるさと創生資金は地域づくり活動の一翼を担ったものと考えております。

そのほかにもずっと継続してではなく、１回限り、何回か限りで終わった事業もありますけども、その間、活動を行う中で地域住民に活力を与えたことは一点の成果でもあり、活動を終えられた方々もまた違う形で地域づくりにつなげられているものと考えております。ということで、いろんなところで皆さん活動して、そのお金を有効に使っていただいて活用して頑張っていただいたものと思っております。

以上、お答えします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、総務部長がかなり総括をされましたが、悪かところはなかったというのが、まとめかなというふうに思いますけれども、確かにそれぞれの地域活動、そういったものに非常にそのきっかけをつくったという意味においては評価をいたしますし、ぜひそのできたきっかけをずっと今後つないでいくというようなお互いの意識を持って、育てていくという立場での今後の見守りも必要かなというふうに思ってますから、その点よろし

くお願いをいたします。

それから、石野公園に買われました工芸品の37品目買われたわけですが、私は今、部長は37品目2,250万円と言われましたが、私は2,302万500円、ちょっと食い違いがありますけれども37品目であることには間違いありません。この37品目の工芸品は、今はどうなっているのか、そしてどのように今後活用していくつもりか、その点についてお尋ねをします。

○経済部長（井上修二君）　先ほど金額の違いなんですけども、ふるさと創生資金で充当した金額と、それに不足した分は一般財源を充当していますので、その違いだろうと思います。

それから、ふるさと創生資金で購入しました美術品についてでございますが、購入から数年間は常設展示としておりましたけれども、目新しさがなくなったということで、相良三十三観音のパネル展ですかね、などを展示で入れかえをしながら行っていたわけでございます。

また、平成15年からは人吉球磨旬夏秋冬キャンペーン実行委員会で借用しておりますひな人形を常設展示としておりまして、購入した美術品におきましては、現在収蔵庫に保管しているところでございます。しかしながら、ひな人形も常設展示にして数年が経過し、目新しさがなくなってきたということもございますので、今後は、石野公園来場者に楽しんでいただけるよう、ふるさと創生資金で購入しました美術品をひな人形と季節ごとに入れかえを行いながら、活用することを現在、検討いたしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　37品目もありますから、かなり量としては膨大かなと、中身を見せていただきましたけれども、高いのは200万円台、もしオークションに出してみればどれくらいかなという感じもしたわけですが、せっかく石野公園用に買ったわけですから、売り払うということにもならんでしょうから、有効な活用についてはよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、最後になりますが、９月に今議会に計上されております20万円の補助交付を認めたといたしますと、あと残額が228万1,280円ということになるわけですけれども、先ほど報告をされましたそれぞれの事業に対する交付状況を見てみますと、地域活性化推進事業と人材育成事業が全部で81件、しかし、ふるさと創生の条例化しました中に、使い道としては観光施設整備事業というのがあるんですね。しかし、この観光施設整備事業ということに対しては、一銭も使われてない。申請がなかったということでゼロ件であります。

したがいまして、これは私の私案ですけれども228万1,280円の残額は、市内の観光スポット、先ほど申し上げました観光スポットをつなぐ、そういった費用に充ててはどうかなという気がいたしますが、これは私の提案ですから、後で検討していただきたいということで、このふるさと創生基金の１億円の使い道については終わりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時２分　休憩

―――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　それでは、四つ目の質問になりますけれども、川辺川、球磨川の治水問題、いわゆる川辺川ダム問題について質問をいたします。

昨年４月の市長選挙において、川辺川ダム建設問題については、中立の立場で立候補され当選を果たされた田中市長は、約束どおり９月２日、人吉市議会開会の施政方針の中で川辺川ダム問題について市長として初めて現在の川辺川ダム計画の白紙撤回というみずからの見解を述べられました。

川辺川とそれに連なる球磨川の治水問題について、それぞれの立場、それぞれの意見を十分にそしゃくした上で、住民の意思、環境問題、治水問題、防災問題、経済や観光の問題、生態系や環境アセスメントなど、あらゆる角度、視点から考察した上で導かれた結論は、熟慮に熟慮を重ねた上での結論であろうと思いますし、特に住民の意向をきちっと受けとめながら対応するという自治体の長としての真摯な政治姿勢に対して、敬意を表するとともに、現在のダム建設計画そのものを白紙撤回し、河川法にのっとり、地域住民の意見がよく反映された治水対策を講じるべきであるとの見解に対して、全面的に賛成をするものであります。

しかし、この市長の見解に対して、ダム建設を推進するメンバーからいろいろと批判の声が上がっているのも事実であります。新聞の報道による二、三の例を挙げて、それに対する田中市長の見解を求めたいと思います。

まず、前福永市長のコメントとして、軽々しい判断、世論が正しいとは限らない、自民党熊本県議員団として民意で市民の生命・財産が守れるか、行政の長として無責任、また松村、溝口両県議は、市長の判断は住民の生命・財産を守るという視点が抜け落ちている。私に言わしめるならば、施政方針をちゃんと読んでもらえば、こんなコメントは出てこないだろうと思うのですが、市長はどう受けとめておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

施政方針演説にさまざまな意見があることは承知をいたしております。決して軽々しく決定したものではございません。また、私の真意そのままの表明でございます。市長として、この１年４カ月もの間、市と市民や流域住民の真の幸福とは何かを問い続けた結果の判断でございます。

川辺川を含む球磨川水系は、先祖から営々として受け継いできた大切な自然遺産であり、今を生きる流域住民すべての人々とそれを教示する未来の子供たちへのかけがえのない共有

財産でもあります。よって、その共有財産を守るか守らないかは、流域住民の意思、つまり民意にあるわけでございます。その住民の多くが、ダムに懐疑的である以上、白紙に戻すことが民意に沿った大きな判断だと考えております。民意がダムによらない治水を求めている以上、またダムだけが唯一生命・財産を守る方法ではない以上、私の治水対策を他の治水対策をとることが、市民の付託を得た私の務めであると確信をいたしております。

以上、お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいまの答弁に対して、私も少し見解を述べておきたいと思います。

新聞報道によるコメントをあちこち全部読んでみたんですけれど、その中でも同じダムの建設推進委員を標榜された、例えば柳詰球磨村長や八代の坂田市長などは、やはり田中市長が熟慮の上で判断されたであろうという少しの、意見は反対だったけれども、苦しんだ結果の答えであろうというねぎらいの言葉のようなものが、コメントの中にあったんですね。

しかし、私が先ほど上げました４名の方については、いきなりのけなしともとれる言葉、非常に残念だなというふうに思いました。

特に、私が感じたのは、日本は「主権在民の民主国家」である、その民主主義国家の選良たちが住民の意思、民意を否定するような言動をしている。問題はこのことであります。まさに民主主義国家のリーダーとしての資質を問われているんじゃないかと、コメントを通じて、私はそういうふうに感じたことを述べておきたいと思います。

二つ目の質問に移ります。相良村の徳田村長のダムは容認できない、田中市長の現行計画は白紙撤回すべきとの意思表明を受けて、３月初当選以来、賛否を保留してきた蒲島熊本県知事は、きょうの県議会で態度を表明されることになっています。これはけさ書いた文書でありますから、まだ答えが出ておりませんでした。知事の態度表明に対して、市長はどのように対応されるのか、お尋ねをします。

これが準備した質問でありますけれども、県知事には表明をされたようであります。私は、まだ見ておりませんので、これは企画部長、県知事の表明の中身をいきなりでありますけれども、説明をしていただきたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。取ってないそうですから、よろしいですか。暫時休憩いたします。（「議長、よかです」と呼ぶ者あり）暫時休憩です。一度整理します。

午前11時24分　休憩

午前11時28分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。大変失礼いたしました。

先ほどテレビで中継をされているようでございますけども、正式な内容につきましては、11時半から記者会見をされるというので、文書でもって各自治体には通知があるということでございます。現在、県の方と内容につきましては、問い合わせをしておりますので、この場で申し述べることはできませんので、御了承いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　情報としても入ってないんですか。

○企画部長（荒巻　通君）　情報としましては、白紙撤回という、現行計画につきましては白紙撤回というようなことで聞き及んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、企画部長のほうから情報としては、白紙撤回だということで答弁をされました。そういう立場に立って、公式の文書は来てませんけども、白紙撤回という立場に立って質問をしていきたいというふうに思いますが、知事の態度がそういうふうに示されたとするならば、今後、田中市長はどのように県との意思疎通といいますか、それから地元人吉球磨の中で対応されていくのか、市長の考えをお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

企画部長が申し上げましたとおり、詳細な文言は届いていないわけでございまして、白紙撤回という言葉だけ私にも伝わってきたところでございます。

よって、ここで私自身の発言というものも誤解を招くような発言があってはいけないというふうに思っているところでございますが、もし白紙撤回というものが知事自身の全面に打ち出された文言であるというふうにしたとしたならば、これから国や県とも十分に知事の意向を酌み取られた治水対策を流域の市町村の皆様方とともに進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　それでは、お尋ねをしますが、川辺川建設を目的にして結成されました川辺川ダム促進協議会は、前福永市長が20年間会長として活動されてきました。しかし、徳田村長のダムは容認できない、田中市長の白紙撤回、錦町森本町長が支持をする、あさぎり町長が尊重をする、山江村長、さらに多良木町長が中立を表明をされる、まさにダム促進の一枚岩は崩れたと、私は理解をいたします。

今、答弁をされましたように、蒲島県知事も白紙撤回の意向であります。このような状況の中で、川辺川促進協議会とその事務局が人吉市に置かれているということについて、今後

どのように対応されていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

私といたしましては、当面、促進協議会の大会、また事務局の問題も含めましてしばらく時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。御指摘のとおり、今や協議会は一枚岩ではなくなってきたわけでございます。がしかし、無用の混乱は避けていかねばならないと考えております。

協議会の会長であります球磨村村長はじめ協議会の皆様方も知事の見解をお聞きになられて、さまざまな判断をされるというふうに考えてもおりますので、推移をしばらく見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　しばらく時間をもらいたい、無用な混乱は避けたい、当然の意向かなというふうに私も思います。

ダムについては否定的な、いわゆる地元市町村、あるいは県知事の表明があったわけですけれども、治水そのものはさらに責任が重くなったというふうに私も理解をします。そういった意味では、今後どのような治水を求めていくのか、それは郡市も県も一体との協力関係の中で、本当に総合的な効果的な治水対策を求めていく、それを実行していくということは非常に大切なポイントだというふうに思います。

そういう立場で、今後は新たな治水をどう求めるかということで、一致協力をするということで、私の私見で言うならば、解散か離脱か、目的と名称の変更かという選択肢があるかなというふうに思いますけれども、私は会は存続しながら、名称と目的を、仮称で言うならば、川辺川・球磨川水系の治水対策協議会とか、そういうふうに名前を変え、目的を変えて、そして一致協力するという立場で努力をしていただきたいというふうに考えるところであります。

そこで、少し治水対策について突っ込んでお尋ねしておきたいというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、ダム建設計画は白紙にかえっても、治水対策そのものはできるだけ早く構築をしていかなければなりません。市としては、施政方針の中で、一人の犠牲者も出さないという覚悟のもとに、避難誘導のシステムづくりや避難体制を確立をするということを明言をされているわけで、さらに管理者である川辺川、球磨川の管理者である国交省に対しては、土砂の撤去や内水排除施設、堤防の未整備箇所の整備、護岸の強化、こういったものを要望していくということを表明されているわけですが、具体的にはどのような形で持っていくのか、よろしくお願いしますという形にするのか、あるいは人吉市として考えれば、ここの堤防がまだ未整備ですから、ここをしてください、しゅんせつ、あるいは土砂を排除するのはどこですから、ここをお願いします、そういう具体的な場所を含めてやって

いくのか、そこらあたりの今後の市としての具体的な進め方について、お考えがあれば聞いておきたいというふうに思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

市として、まず取り組まなければならないことは、避難誘導システム、この構築でなかろうかなと思っております。そして、そのシステムにのっとった行政、市民が一体となった避難体制の確立、これを早急に立ち上げていかなければならないと考えているところでございます。

それと同時に、今お話がございましたとおり、より具体性を持って、国、県に対し、治水対策案並びにさまざまな治水構築案を提案をしてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　下流域の生命・財産を守る、いろんなところではやり言葉みたいに言われております。五木にしますと、下流域の生命・財産を守るために苦渋の選択、犠牲を担ったと、そういう言い方をされているわけですが、この生命・財産を守るということについて、少し私の意見を踏まえてお尋ねをしておきます。

生命を守るために、方針書では共助、共創、共生、三つの言葉を出して、これを基本にしながらやっていくんだということを言われておりますけれども、私はここについては、その前に自助、やはり自分で自分の命を守っていくという感覚意識というのが、一番大切じゃないかというふうに思います。

確かに、市としては共助、共創、共生ということでいいでしょう。市民に意識としては、やはり自助というのをまず、自分で水が出たときには、自分で避難をするという、そこのところをきちっと認識をしておく必要があるだろう、そういった意味で市民一人一人はこの三つの言葉の前に自助というのをやはり意識するべきであろうというふうに思っています。

もう一つは、財産の問題でありますが、財産といえばすぐ個人的な財産を頭に浮かぶわけですが、確かに家が水につかったり流されたり、家財がつかったり、これが一番水害の基本的なもの、一般的なものになるわけですが、そこがやっぱり守られるというのは当然です。しかし、財産は私有財産もあれば、共有財産もある、少し先ほど市長も触れられましたけど、例えば川、水、環境、そういったものはまさにそこに住む人たちの共有財産である、私有財産を守るという意識とともに、共有財産をどう守るかという意識が非常に大切であるというふうに思いますし、そういう意味で、下流域の生命・財産を守るということは必ずしも個人の私有財産だけではないのだ、共有の財産があるんだ、それを壊さないこともまた財産を守ることになるんだという認識を深めていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

自助という観点から申し上げますと、施政方針にも述べさせていただいておりますとおり、神戸の都賀川、豊島区雑司が谷に起きました下水道並びに東海地方の豪雨等々を引き合いに出させていただきまして、今後は小河川、たとえ水路であったとしても事故防衛策を確立をみずからがしていかなければならないというところも述べさせていただいているとおりでございました。やはりそれも大きな地域住民の課せられた課題であるというふうに思っております。

また、守るべき私有財産とともに、立山議員御指摘の公有財とも言うべきものが存在しているのが河川であるというふうに認識をいたしております。施政方針で引用いたしました多自然川づくり基本指針にもありますとおり、河川に関する地域の文化、伝統、例えばアユ料理などもそれに入ると存じますが、また河川を利用した観光、全国に名をはせ世界レベルの選出を球磨川から排出しているカヌー競技などのスポーツ、河川の風景など、これらも守っていかなければならないと存じております。環境の面からだけではなく、観光、文化、そしてスポーツの面からも住民の共有財産として残していかなければならないという思いでございます。私が今回、現行のダム計画について、白紙撤回に至った理由の一つでもございます。

以上、お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今から43年前、昭和40年７月３日、豪雨とダムの放水によって、かつて経験したことのない急激な増水で、手痛い被災に遭われた水害体験者の会の証言は、ダムは諸刃の剣である、そのことの生き証人だと思ってます。だからこそ、40年の長い間、ダムの被害について訴えてこられました。今後の治水対策は、ダムを前提とせず、大雨が降っても災害を少なくする、いろいろな手法を組み合わせながら、災害防止という目標に近づけていく総合的な治水対策が必要だろうというふうに思いますし、このいろいろな手法を組み合わせて総合的に対策を打って、相乗効果を上げて、ダム対策、災害防止につないでいく、ここに英知を絞るべきだというふうに思いますし、その点については、市長も言われておるわけですけれども、私もそうしなきゃならないと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

想定を超す流量は、災害を増幅するという、そういう御意見もございまして、想定以上の流量がダムを襲ったとき、ダムはその洪水調整機能を果たせなくなる、どうしてもダムが水害を増長するという思いを住民に抱かせてしまうことになると懸念をいたしております。

よって、防災という理念を確立し、減災の策を講じることによって、住民が望む総合的な治水対策を行うことが必要ではないかと存じているところでございます。

以上、お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　仮に、ダムを建設しない場合、流域住民は水害を受認していただかざるを得ない。今どき耳を疑うような言葉であります。国土交通省九州整備局長の口から蒲島県知事の前に出されました。私は、公務員の使命を忘れた権力者のおごりと強く感じておりますけれども、環境に大きな負荷を与えないで、どうしたら災害を防ぐことができるか、熟慮されてきた田中市長としてはこの言葉をどう受けとめておられるか、見解を求めたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

まず、最初に新聞でこの発言を知ったときに、流域住民にとってはこの受認という言葉は、住民を見放したような非常に厳しい言葉だというふうに感想を持ったところでございます。ただ、昨日の新聞で訂正をしておられました。多分、知事に説明される折、職務上、意を決してのことではなかったかと思っております。

よって、勇み足の言葉がつい出てしまったのではなかろうかなと推察をしているところでございます。

以上、お答えといたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　九州整備局長が聞けば、まさに喜んだであろう市長答弁かなと思うわけですけども、私はこの言葉は今のやはり公権力を背景とする高級官僚の本心を伺えたんじゃないかなというふうに理解をいたしました。

幸い、新聞記者の人たちがおって、それの言葉を聞かれた、それが報道されたからこそ、一般国民の知るところになりましたけれども、もし新聞記者の方がいなくて、それが報道されなかったならば、そのまま通ったであろう。

河川を管理する場合に、こういうような感覚で今からの日本の河川を管理してもらっては困る、つくづくそう思いますし、こういうようなことがこういう感覚が意識がまず払拭をしてもらいたいなというふうに考えますし、そういった立場では高級公務員の意識改革がどうなのかということで考えざるを得ない。

副市長に高級官僚のまだ入学生ぐらいですけれども、本庁の職員として聞かれてどういうふうに感じられたかな、全くのいきなりの質問ですけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大王英二君）　14番議員に申し上げます。他のあれを省庁の部分でそういった形が果たしていいのかなと思いますが、そのあたりはよろしいですか、あとの。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○14番（立山勝徳君）　他の省庁の所属ではありましたけれども、今は人吉市の副市長です。私は、人吉市の副市長としてどういう見解を持っておられるか、お尋ねしたいということであります。

○議長（大王英二君）　では、副市長として答弁をお願いしたいと思います。

○副市長（林　健善君）　お答えいたします。

私は、現在、人吉市副市長の身でございます。経済省の身ではございませんので、お答えできる立場にはございませんが、常に私は国民のために、この市民のために働いていく、これが公務員のあるべき姿だと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、副市長の答弁ですね、国民のために、住民のためにと、それが基本だということであり、非常に私も賛成をするものであります。であれば、国土交通省九州整備局長は、住民の意思やダムに反対であれば、それを当然尊重するべきであったというふうに感じるところであります。

時間がありませんので、最後の質問になるかというふうに思いますが、近い将来、ダムに頼らない治水対策というのが出てきて、幾つかの選択肢が出てきた場合、その住民の意思を完全に把握するために、住民投票ということも選択の手法としてあり得るかどうか、市長どのように考えておられるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　議会でも繰り返し申し上げておりますとおり、これ以上、私といたしましては住民の対立を助長するようなことは避けたいと思っているところでございます。

よって、住民投票については選択肢として考えていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　住民投票については、選択肢として考えないということでありますが、そのためには市民住民のコンセンサス、意思の結集が必要でありますから、そういう立場での努力を最大限されるようお願いしておきたいと思います。

きょう私がこの質問をする中で感じておったことは、徳田村長も田中市長も蒲島県知事も河川の治水、河川の管理に当たって、環境と住民の意向を非常に大切にされた熟慮の結果だというふうに私は思っております。何回も私も質問を続けて言ってきました。川によって一番被害を受けるのも河川流域の住民である、川によって一番恩恵を受けるのもまた、周辺の住民である。そういう立場から住民の意向を踏まえて河川整備計画をつくるというのが基本だと、そしてさらにそれは環境を守るという立場でもなければならない。

今回の徳田村長、田中市長、そして蒲島県知事の見解の中には、そのことが十分生かされているというふうに思いますし、これからもそういうスタンスの中で、人吉市民、あるいは県民の生命、財産をどう守っていくのかということで、御努力をいただきたい、このことを申し上げまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇）　15番議員の仲村でございます。通告に従いまして、質問いたします。

順番としましては、道路行政からインターチェンジの交差点の信号について、次に通称農免道路の改良について、それから河川整備の中より重要水防区域における中川原公園、最後に市街地区間の土砂の撤去の順番で質問いたします。

最初の質問ですが、インターチェンジの交差点の信号については、議事録を見ますと、平成17年３月、吉村議員が質問されています。その内容は、インターチェンジ交差点の信号は、インターから出てくる車、インターに入っていく車しか対応していない。交差点の信号は住民にあやかるべきではないか。そして、信号機の設置場所を変えるとか、交差点の中を改良できないのかとの内容で質問されています。

建設部長の回答としまして、次のように回答されています。「信号機については、公安委員会の所管ですので、その作動状況も含めまして公安委員会と現地立ち会いをお願いいたしまして、渋滞緩和対策等を要望してまいりたいと答えております」と回答されています。質問は、公安委員会と現地立ち会いされたのか、作動状況はどうであったの。その後、渋滞緩和対策をどこへ要望されたのか、その内容についてお尋ねいたします。

１回目を終わります。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

平成17年４月に市のほうで信号の作動状況等、現地調査を行い、その後、人吉警察署に信号機の操作などにより、渋滞等の改善はできないか、相談にまいっております。警察署のほうでもその後、信号の作動状況等、現地調査をされたようでございますが、信号機が近くの信号機と連動しているので、信号のサイクルを変えるのは難しいというようなことでございました。

また、平成17年９月には、吉村議員、地元町内会長さんにも御参加いただき、人吉警察署、人吉市地元住民の方の三者で現地立ち会いを行い、その中で信号の移動、あるいは新設をしてもらいたいという要望を人吉警察署に行っております。

また、インターチェンジ交差点の改良につきましても、インターチェンジ交差点が県道人吉インター線に属しておりますので、球磨地域振興局に相談にまいっております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　最近は、高速道路を利用する車、それから高速バスを利用する人の増加などでインターチェンジの交差点の信号が非常に重要になっております。この交差点の近くには３カ所横断歩道がございますが、１カ所は吉村皮膚科病院の前の信号機がある横断歩道でございます。これは信号機があるから問題ないと思います。２カ所目が、鬼木川のちょうど近くにある、鬼木川の上に橋があるんですが、その近くに横断歩道が設置されています。その設置場所は、インターに入る車とインターから出てくる車、それで非常に多いもんですから、そこも車が途切れることがなく来るときは、渡ることができないという状況でございます。３カ所目は、人吉高校の裏のほうから出て行く道路の交差点にあるわけでございますが、ここの横断歩道はインターに入る車の右折車線、それから直進するところ、それからインターから出てくる車がちょうどがっちゃんこして、やっぱり車が途切れることがないわけでございます。

公安委員会と一応、お願いした状況を聞いてみますと、その三者で立ち会って要望しているということですが、信号機とまた連動しているということでもございますので、なかなか改良は難しいのかなという感じがいたしました。

それで、まだまだ今後もここは非常に重要な場所でございますので、今後も公安委員会とか警察に続けてお願いしていただきますように、これは要望しておきます。よろしくお願いしときます。

続いては、２番目の質問に入りたいと思います。２番目は、通称農免道路の改良についてでございますが、この通称農免道路の改良については、平成19年の９月議会におきまして、質問いたしております。

内容は、国道昇格を考えるのか、この場合は幅員27メートルになります。それとも都市計画街路でいくのかということで、この場合は18メートルということで、いずれの計画でいくのか質問しておりますが、そのときの部長の回答が、「国道219号線とインターを結ぶ路線の国道昇格は難しい。県に要望して、可能な場合は市の事業で取り組む」と回答されております。その後、執行部に要望の結果をお尋ねしましたところ、私は国道の昇格は過去のいきさつから大変難しいと判断いたしました。

そこで、交通問題特別委員会が執行部に要望しております都市計画道路の幅員18メートルで事業を進めていくのが妥当と判断したところでございます。現在の通称農免道路の改良を考えた場合、フルーティーロード、今最も交通量が多いところなんですが、このフルーティーロードの交差点、ここの交通渋滞を解消することによって、鬼木町と願成寺町に入ってくる、わき道に入ってくる車の量が減るのかなと思います。

そこで、フルーティーロードの交差点だけを要望してみたいという感じがしたんですが、その未改良部分が点々と出てくるわけですね。県道人吉坂本線が改良してある、人吉イン

ター線も改良してある、そこのフルーティーロードのところを改良したら未改良の部分が間に残りますから、歩行者についてはちょっと危ないのかなという感じがいたします。

そこで、質問はこの通称農免道路についての全体的な改良というのは都市計画道路の幅の18メートルでお願いしたいというところですが、その全体的な改良がいつごろになるのかを明確にお答えしていただきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

昨年９月議会でも、通称農免道路、都市計画道路下林願成寺線の計画についてお尋ねをいただいておるところでございますが、その後の経過といたしましては、ことしに入りまして予算をお認めいただきましたので、熊本県と一緒に人吉市の都市計画道路の見直しに関する作業に着手いたしたところでございます。

この都市計画道路下林願成寺線につきましても、人吉都市計画道路整備プログラムの整備路線における短期に整備する路線の一つとして位置づけておりますが、現在、紺屋町南町線外１線の街路事業を行っておりまして、この事業は平成22年度までの事業期間を予定いたしておりますので、新規路線の事業実施といたしましては、その後になるのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　今、お答えいただきました通称農免道路の計画は、短期計画ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入っていきたいと思います。重要水防区域における中川原公園について質問いたします。

平成20年５月21日、午後３時から人吉商工会議所において人吉市災害対策東支部の会議が120人ぐらいの人を集めて開催されました。その資料の中に、球磨川水系の重要水防区域として３カ所が示されております。そのうちの１カ所、九日町の河道断面不足について町内会長が質問されております。支部長は後日、回答しますというところで、会議が終了いたしておりますから、その後日回答された内容、それとこの河道断面不足とはどういうことか、お尋ねいたします。

○総務部長（深水雄二君）　失礼します。仲村議員の御質問にお答えいたします。

御質問の件につきましては、後日回答、そのとき質問があった件が２件あったようでございまして、２件回答しております。また、もう一つは河道断面不足の意味ということでの御質問にお答えいたします。

まず、災害対策東支部の会議時にお尋ねのありました町内会長さんの御質問の内容でございますが、まず一つは重要水防箇所の九日町840メートルの区間はどこになるのかということと、もう一つが重要水防箇所一覧に河道断面不足と記載されているが、掘削すれば改善さ

れるのかという御質問のようでございました。

この件につきましては、国土交通省八代河川国道事務所人吉出張所へ確認いたしまして、今、御質問のあった町内会長へ６月23日に次のとおり回答しております。

まず、一つ、重要水防箇所の九日町区間につきましては、水ノ手橋上流の五日町三浦屋温泉ビジネスホテル付近から人吉橋下流、人吉旅館付近までの区間であること、また重要水防箇所の設定につきましては、掘削等の改善を前提とするものではなく、水防上、重要な区域として認識し、注意していただくためのものと回答しております。

また、議員お尋ねの河道断面不足の意味についてですが、この件につきましても八代河川国道事務所へ確認したところでございます。現況の河道断面において、計画高水流量規模で流下したときの水位が現況の堤防高を超える箇所を河道断面不足として、堤防高Ａランク、また現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所を河道断面不足として、堤防高Ｂランクとされております。九日町区間は堤防高Ｂランクの位置づけがなされております。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　今、御回答いただきましたが、人吉市の水防計画書によれば、九日町右岸61キロ100から61キロ900の区間が河道断面不足となっております。61キロ100は、人吉橋下流のところぐらいです。そして61キロ900は五日町三浦屋ビジネスホテルの裏あたりと思います。この区間は、中川原公園が球磨川の真ん中にあります。洪水時期には流下水、流れる水を阻害しているんじゃないかと感じますが、中川原は洪水時に影響を与えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

国土交通省にお尋ねしましたところ、中川原公園を除去した場合の洪水時における水位並びに流速について検討して結果、大きな変化がないことを確認しておりますというようなことで回答いただいたところでございます。

なお、国土交通省との大橋計画協議の中で、中川原公園の位置づけとしましては、公園は河川区域外地と確認をいたしておるところでございます。

以上、お答えとします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　お答えいただきましたが、この中川原のちょうどあるところは、川の幅からいけば、曙橋のところがちょうど橋の長さが174メートル、そうすると、水ノ手橋の長さが219.50メートル、そうすると大橋は270メートルあります。人吉橋が224.7メートル、大橋の区間が川幅が一番広いという関係で、今のような回答になったと思いますので、理解できました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。市長の施政方針にありますように、中川原公

園基本構想委員会が提案された基本構想に基づく中川原公園実施設計は、９月の補正予算にも計上されています。中川原は土地台帳によりますと、上流側が4,000平方メートル、下流側が8,200平方メートルあります。すべてこの土地は市の土地でございます。そのほかに回りにあるのは、国交省の河川敷というぐあいでございますが、質問は公園計画の面積、それに利用計画についてお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

中川原公園の供用面積と上流側の公園として利用している河川敷地の箇所を合わせますと、約１万4,000平方メートルございまして、この全体を整備計画する予定でございます。

利用計画といたしましては、上流側は芝生を主体とした広場、下流側は緑地広場として整備しまして、基本理念でございます人吉城や球磨川などと一体となった季節感があり、だれもが憩える自然公園を目指して整備を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　中川原の対岸は、人吉市の中心市街地でございますし、温泉街でございます。この市街地が洪水のために浸水するようなことがあってはならないと思います。公園計画の面積は、今お答えいただきましたが１万4,000、台帳面積からいきますと１万2,200ですから、橋の下がちょっと入ってませんから、そのくらいぐらいになるのかなという感じはいたします。

それで、私は河川の専門家ではございませんので、詳しくはわかりませんが、球磨川右岸の堤防に余裕がないなら、中川原は現在より大きくしたらいけないのではないかという考えで言ってますが、中川原はいろんな人吉市の行事が行なわれるわけですが、行事するときは広いほうがいいし、また洪水のときには中川原は小さいほうがいいわけでございますが、私としましては、私が子供のころ遊んだ中川原はまちっと小さかったように感じます。小さくしてもらいたいという感じがございましたから質問いたしました。

それで、大体納得いたしましたが、次の質問の市街地区間の土砂の撤去についてお尋ねいたします。

中川原は球磨川にできた中州でございます。そのいわれは、平成９年３月、人吉都市計画課が作成しました左近の石の陶板によれば、昭和43年球磨川河川改修工事の際に発見され、現在は城内に移されています。左近の石のいわれは、慶長12年に中州の中川原を挟んで球磨川唯一の橋である大股橋・小股橋がかけられていた。しかし、中州の橋台としていたため、増水によって橋が壊されることが多く、人吉藩家老の村上左近の進言によって中州の上流部の先端に大岩を多数沈めて中州が流失しないようにしたといういわれでございます。左近の石は城内に移した時点で、中川原はもっと流されて、河原になるような状態になるのかなと思いましたが、それが年々川原があらわれて大きくなるように感じておりますが、その中川

原の先端は現在はブロックができているわけですね。建設省が多分敷設したのかもしれませんが、頑丈にしてあるブロックのおかげかわかりませんが、中川原の周囲とその下流、人吉橋のところまで一応、土砂がたまっているように感じます。中川原の周囲と、土砂がたまっている区間といいますと、球磨川の左岸、石垣の前あたりに普通城内の石垣の前あたり、そこらあたりも土砂が大量にたまっていると感じております。

市長がおっしゃる河床整正して土砂を撤去した場合、撤去した後の球磨川の風景をちょっと考えてみますと、例えば私が役所におったころの40年前ぐらいの風景は、石垣の上にある中島哀浪の歌碑、このところに立てば、球磨川の流れ、ちょうど真下に見えておりました。そして、石垣の上から球磨川下りに手を振ったような記憶がございます。それで、現在、石垣の前は川の水は流れておりませんが、河床整正するのに、川の水が流れるようにされるのか、また中心市街地の安全を考えて、中川原の周囲の土砂を取り除かれるのかを市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

９月２日の施政方針で申し上げましたとおり、河床にたまった堆積箇所につきましては、河川の影響を与えない範囲で可能な限りしゅんせつをいただきますよう、国土交通省へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

そのしゅんせつ等により、球磨川左岸に水が流れるようにするかということでございますけれども、現在の球磨川の水量を分散しますと、近年の降雨状況からもかんがみて、球磨川下りが運行できなくなるおそれが予想されるところでございます。観光にも大きな影響を及ぼすおそれがあり、球磨川左岸のいわゆる土砂撤去というのは、困難ではなかろうかなと思っております。

また、中川原はもう議員御承知のとおり、さまざまな郡市民の皆様方をはじめとして親しまれている公園でございまして、より郡市民の皆様方や人吉市を訪れられる観光客の皆様方に親しまれるような地域にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　大変よくわかりました。

中川原は、市長おっしゃるとおり、市民の憩いの場でありますし、観光人吉市を支える重要な場所でございます。中川原公園の整備は、観光人吉市に最も似合った形になるようにしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様、こんにちは。昼食後ですので、少し大きな声で質

問をしていきたいと思います。16番の三倉でございます。早速ですが、通告に従いまして、１回目の質問を行います。今回は１項目を質問いたします。

まず、市長の施政方針より、ひとよし産業・健康・福祉まつりについてでございます。市長の施政方針の中に平成３年からひとよし産業・健康・福祉まつりとして、市民の皆様に親しまれ、にぎわいを見せてまいりましたが、去る７月11日に開催されたひとよし産業・健康・福祉まつり実行委員会において、ことしから経済部門と福祉部門を分けて開催されることが決定されております。経済部門においては、「ひとよし産業祭」との名称を変更し、11月８日、９日に開催する予定で、今後も市民の皆様をはじめ市外からのお客様にも本市の農業・工業・商業各分野への理解を賜りながら楽しんでいただける祭りを企画してまいりたいと述べられましたが、福祉部門については何も説明がありませんでした。

そこで、２点質問いたします。１点目、なぜ福祉部門を施政方針に出されなかったのか、お尋ねいたします。これは市長、お願いいたします。

２点目に、福祉部門はどうなっているのか、どのような企画をされているのかをお尋ねいたします。部長、お願いいたします。

以上、１回目を終わります。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

福祉部門の祭りにつきましては、来年開催が予定されているところでございまして、ただいま福祉生活部並びに社会福祉協議会と鋭意懇談を持ちながら、その健康・福祉まつりの内容等々を固めているところでございます。

よって、開催へ向けての各関係者の話し合いが進められているさなかでございまして、期日がまだございますので、内容等につきましては、はっきりしていないところでございます。よって、発表を控えさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

祭りの健康福祉部門についてでございますが、来年の１月18日、日曜日になりますけれども、カルチャーパレスにおいて人吉市社会福祉協議会及び共同募金会人吉市支会開催予定の第３回人吉市福祉まつりに人吉市も共催するということで、従来、産業・健康・福祉まつりにて行っていた啓発イベントを実施することといたしております。

催しの内容でございますが、カルチャーパレスが会場であることや、寒い時期であることなどから、出展予定の課において若干の衣がえをさせていただく考えでございます。また、市長からも市民の皆様の笑顔あふれる、笑顔のまち人吉をアピールするようなものを検討するようにとの指示があっておりまして、今後、部内、各種団体と打ち合わせを行いながら、形づくっていくこととしております。

部内での検討会議では、健康づくりキャッチフレーズ表彰展示、ミリオンスターきらきら

健康づくり大作戦に取り組まれた方を対象の抽選会や健康づくりに関するパネルの展示、地球の環をまもり隊によるごみ減量や地球温暖化防止の展示、妊婦さんや高齢者、障害のある方の疑似体験、さらには市民の笑顔の写真を展示する企画や、子供たちにリサイクルやリユース、かえっこバザールなどの案が出ております。これらの一部経費につきましては、今回の９月の補正予算にも計上をさせていただいているところでございます。

社協で取り組まれます福祉まつりの発表、各種展示、物販などと相まって、幅広い方々に福祉・健康・環境などについて楽しみながら考えていただけるような催しとなることを期待をいたしております。

以上、お答えとします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　２回目の質問をいたします。

ただいまの御答弁で、健康福祉部門については、来年の１月18日、日曜日に社会福祉協議会と共同募金会人吉市支会開催の第３回ひとよし福祉まつりに人吉市も共催の一員として参加し、従来、産業・健康・福祉まつりで行っていた啓発イベントを実施されるということでした。これまでも同じく共催だったと思いますが、そこで質問いたします。

なぜ、健康をタイトルから外されたのかお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

名称につきましては、共催の方向性が決まりましたのが、新年度に入ってからでございます。人吉市社会福祉協議会において既に、第３回人吉市福祉まつりとして計画を進めておられましたので、今年度につきましてはこのままといたしております。

しかし、サブタイトルをつけて、その中で人吉市としての福祉及び健康づくりをアピールしていくように、今後の話し合いの中で検討していくことといたしております。

また、次年度におきましては、アピール力がますます高まりますように、祭りの目的、それから名称、実行体制などについて社会福祉協議会や関係者の方々と検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えとします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　３回目の質問に入ります。

今、お話ではサブタイトルには健康の２字が入るということでしょうか。ぜひ、入れていただきたいと思います。

私は、昨年まで開催されてきました産業・健康・福祉まつりを分けて開催されることは、大賛成でございます。が、経済部門だけを施政方針に取り上げられていらっしゃいますが、福祉部門も言及すべきだと思いましたし、市民の方から「健康福祉まつりはどうなっとっと」とお尋ねがありました。また、健康に関しては、特に国も医療費や介護費等の増大に危

機感を持っていろんな施策を打ち出してきております。

ことし４月から国民の生活習慣病予防をすることで、医療費の適正化を図る取り組みを始めました。人吉市におきましても、そのことで担当課は仕事量もふえ、市民のことを考え、夜に説明会を開催するなど努力されている状況です。その根底には、何とか医療費ほか、介護費等の給付費を下げなければ、大変なことになる、そんな思いがあると思うのです。成果を上げるためには、私はそのことを市民の皆さんに理解してもらい、協力してもらうことが第一だと考えております。

先日、日時が指定してありましたので、私も午後７時から特定健診結果説明会へ出席してきました。その場で健診結果をもらい、保健師さんからわかりやすい説明をお聞きしました。幸い、私の場合、異常がなく指導を受ける必要はありませんでしたので、早く帰れたわけですが、ほとんどの方が残られて保健師さんたちから指導を受けておられました。何時までかかるんだろう、説明会は何回開かれるのかなと、大変だなと思いながら帰りました。保健師さん方の努力がきっと生活習慣病予防につながるだろう、そうあってほしいと思っております。

一方、介護予防の取り組みの結果は、一昨年、昨年と給付費の削減になっていることが数字であらわれてきているようです。

以上のようなこともあり、健康についてはいろんな機会をとらえアピールする必要を感じております。お祭りがその場であり、大きな成果が期待できると思いますので、ぜひ健康を大きく打ち出していただきたいと考えていますし、経済部門と同時に施政方針の中でも取り上げていただきたいと思ったわけです。

ここで市長にお尋ねいたします。市長は、健康についてどういうお考えをお持ちなのか、重要性についての見解を持っていらっしゃるのか、お聞きかせください。お願いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

健康と長寿、これはもうすべての人々の願いでございます。市民の皆様が毎日を安心して生き生きと笑顔で暮らしていただけるように努力しているところでございます。したがって、健康とそれを支える医療、カロリー摂取、運動、人々の心模様などとは大変関連のある大切なものでございます。人間の本来の営みである生老病死に深くかかわるものとして、大変重要なものであると考えております。

また、地方公共団体は、国民生活に密接に関連する社会保障関係支出の多くを担っており、経費が年々増加し、今後も急速な増加が見込まれる中で、地方財政をますます圧迫するのではないかと憂慮をいたしております。

したがって、今後、増大する医療給付費の伸びをどのように抑制していくかということにつきましても、大きな課題でございますので、市民一人一人がみずから生活習慣の改善を選択し、行動変容につなげることができるよう全力をもって傾注してまいりたいと存じており

ます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　４回目の質問をいたします。

今、御答弁いただきましたけど、私も同感でございます。近年、国民健康保険料が高いという声をよく聞きます。私もそのとおりだと思っております。私も一人で収入の割には、保険料が高いなと思いながら払っておりますし、これ以上上がっては困るなとも思ってもおります。

一方、夫があるいは妻、家族が入院や手術をしてはじめて健康保険のありがたさがわかったという言葉も耳にするようになりました。保険料が上がらないように健康に気をつけなければならないと、多くの市民の皆さんが考えるようになっていただきたいと思うんです。

そのためには、保険制度、自分がこれだけ払って、医療費を払ったとき、保険からこれだけ支払われているんですよという例、あるいは人吉全体の状況をわかりやすくお知らせすることも必要だと思います。何かちょっと危機感が、保険に対して高いというだけで、危機感がないように私は感じております。私は仕事柄でしょうか、病院に受診してお金を支払うとき、保険から支払われる金額を考えるのがくせになっております。保険料のこともあり、市の状況も気になるのです。

ここで、人吉市の病気と医療に関して二、三例を挙げてみますと、高額療養費の大まかなものでございます。70歳未満と、70歳以上75歳未満が同じ世帯の場合、自己負担限度額、月額なんですが、これは後期高齢者医療受診者は除いておりますけども、この国保世帯で限度額というのは、上位所得者、低位所得者、一般とありますが、一般の人で計算をした場合です。例えば、心疾患と腎疾患ですね、心筋梗塞とか腎臓は透析なんかも含めまして、大まかなことでございますけども、治療に要するお金が１年間に1,125万かかります。かかっている例ですよね。患者が支払う分は、その中の24万5,000円でございます。これは両方、心疾患と腎疾患ですけど、腎疾患で透析関連医療費というのは、最高額が１万円、１万円が限度額でございます。透析患者は月に50万、年間で600万、月に限度額が１万ですから12万負担すればいいというわけになりますね、個人がですね。国民健康保険支払い分が1,100万5,000円というふうになります。

また、このごろよく聞かれます気管支、肺の悪性新生物ですが、５カ月治療で460万かかります。患者の負担が35万、国保から425万を出します。女性で言いますと、乳房の悪性物、このごろ多く耳にしますので、例を挙げてみますが、これは治療費に要するお金が７カ月治療で565万円、患者負担が42万5,000円、国保負担が525万5,000円になります。これにアルコール依存症、精神病患者を入れますと、かなりの出費になりますね。いろんな条件が複雑ですので、アルコール依存症については、ちょっと挙げないでおきますが、かなり高額にな

ることをつけ加えておきます。

今、例に挙げましたような支払いになるのですから、これまでのような状況でいきますと、本当に保険料が上がるのはもう必然的でございます。ただいまほんの数例を挙げましたけども、高額医療に該当する患者さんはかなりの数いらっしゃいます。一度治療を受け始めると、亡くなるまで、今は１年とか７カ月とか言いましたけども、本当に一度治療を始めると、治療中止できなくて、亡くなるまで治療をしなければならない方も多くおられるわけです。患者さんが一番つらいでしょうけども、家族も大変ですし、保険加入者にも影響を及ぼしておるわけです。ですから、まずは自分のため、そして家族のため、皆のため、病気の予防に努めなければならないと考える次第です。

そこで、病気の原因の多くというのは、よく見てみますと、生活習慣病予防に努めることで改善されるということが多いわけですね。例えば、糖尿病にならないように食事療法をするとか、運動するとか、このごろ運動は認知症の予防にもなると言っておりますので、かなりの効果があるということですけど、それにアルコールの飲み過ぎ、禁煙等々でございます。私も含めまして、市民の皆さんが努力する必要があるわけです。加えて言いますならば、病気の原因になるような行動を慎まなければならないということでございます。

個人では、人吉のために設けることはほんと難しいと思いますけども、病気予防することで、市や市民が助かることはもう確かでございます。皆が保健センターの指導のもとで、ほんと一生懸命されてます。成果を上げるようにしたいと思います。上げるようにしましょう。

そこで、提案です。健康に関するイベントは、適当な時期、季節があると思いますので、検討していただきたい。健康に関しては、歩くのも寒いですし、メタボリックシンドロームのしようと思っても直接、はかりますので、余り寒い時期は適しませんので、１月18日というのはなかなか困難かなという思いもあります。やりたいことがやれないわけですね。

それと、健康をもっと全面に打ち出して取り組んでいただきたいということですね。

それと、先ほども言いましたように、健康を名称に入れたイベントにしていただきたい。

それと、もう一つはですけど、ちょっと先ほど触れましたけども、広報ひとよしの国保だよりには、これに43億とか何億とか、かなり本当に直接自分にわからないような書き方が、例年同じようなことで書かれておりますけども、さっき私ちょっと述べましたけども、医療費につきましては、個人情報に引っかからないような程度で、具体的にわかりやすく現状を知らせることも必要だと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

一応、考えたことを今、述べたわけですけども、以上のことを提案と要望したいと思います。市長に答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

健康づくりについては、これまでも成人病対策の時代から長い取り組みがなされてきましたが、さきの医療構造改革においては、医療費適正化の手段として明確に位置づけられたと

ころでございます。

御承知のとおり、生活習慣病の割合は、国民医療費の約３割、死亡数割合では約６割となっておりまして、本市におきましても国民健康保険医療費の28.44％を占めております。医療給付費は、高齢化に加え、技術進歩等によって増大が見込まれるところでございますが、医療費適正化の観点からより効果的な健診やその結果を踏まえた具体的な施策の一つとして、本年４月から各保険者には特定健診、それに基づく保健指導の実施が義務づけられました。これは、国民の生活習慣病予防により、中長期的に高血圧性疾患や糖尿病などの生活習慣病患者らを減らし、結果として医療費適正化を図るというものでございます。

本市におきましても、今後このような発症リスクの高い人々への取り組みとあわせまして、すべての市民の方々にウオーキング等、日ごろの運動の推進や、バランスのとれた食事など、あらゆる機会を通じて、引き続き普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

そこで、本年度実施いたします福祉まつりにつきましては、疾病を予防するための健康づくりを重視した内容となるよう、また将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築するためにも、市民の皆様方に運動や食事を含めた健康の大切さを大きくアピールする総合的な催しとして検討してまいりたいと考えております。あわせてよりたくさんの市民の皆様方に御参加いただけるよう、開催時期につきましても、関係団体の皆様と協議してまいりたいと思っております。

また、祭りの名称につきまして、健康はもとより今日的な課題であります環境についても十分表現したものとなるよう検討し、御意向に沿ってまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　ただいま市長の答弁をいただきました。力強く感じましたけども、先ほど４点ほど提案と要望いたしましたので、ぜひ取り組んでいただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後２時20分　休憩

午後２時36分　開議

○議長（大王英二君）　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。

○２番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。２番議員の井上でございます。午前中の傍聴席のにぎわいもなくなり、今回の９月定例議会一般質問の最後になりましたが、13

番目として務めてまいりたいと思います。執行部の皆様方には答弁のほうよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問を進めてまいります。順序は１番目、スポーツ振興策から、総合型地域スポーツクラブについて、２、市民の声から、これは一括して質問をさせていただきますが、未整備道路に対する今後の整備対策について、そして用排水路管理について、３、人吉市の今後の展望について、これは副市長から見た人吉市の今と今後の展望についてであります。

本年は、中国北京で第29回北京オリンピックが開催され、日本選手団の活躍、頑張りに感動を覚え、改めてスポーツの持つすばらしさを感じさせられた例年以上に熱い夏でした。また、本市の熊本県立球磨工業高校カヌー部は、２年連続日本一という偉業をなし遂げられました。選手をはじめ関係者の皆様には、改めて敬意を表するものであります。ますますの活躍を期待するものであります。

そこで、人吉市において総合型地域スポーツクラブがスタートを切ろうとしています。体験教室も開かれたとのことですが、総合型地域スポーツクラブの今後の設立スケジュールはどう進んでいくのでしょうか、お尋ねをいたします。

１回目の質問を終わります。

○教育部長（浦川康徳君）　こんにちは。では、御質問にお答えいたします。

設立までのスケジュールでございますが、まずは平成19年６月４日に、第１回の委員30名による設立準備委員会を立ち上げまして、平成20年２月29日までの期間、全９回の委員会を開催いたしました。

活動の内容でございますけども、総合型の理解を深めるための先進地視察研修、アンケート調査の実施、またクラブ設立のための規約や設立趣意書、クラブの名称やロゴ等の作成などに取り組んできたところでございます。

平成20年４月からは、実動に向け、委員16名による運営委員会を組織しまして、クラブ設立の準備に取り組んでおります。その一つとして、７月４日から８月27日までの期間に、13種目、19回の体験教室を実施し、指導者及び参加者への対応、会場の準備等、さまざまなシミュレーションを行ってまいりました。

今後の予定といたしまして、９月から会員の募集を行い、11月にはクラブを設立したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　１回目の質問から答弁をいただきましたが、スポーツ振興課から資料をいただきましたものを見てみますと、13種目の体験教室が開かれ、そこで体験教室に対しての応募者数等はどのようになっておりますか、お尋ねを申し上げます。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

体験教室の応募数でございますが、平成20年６月23日から30日までの８日間におきまして、バドミントン、ベースボールキッズ、ストリートバスケット、ジュニアソフトテニス、ハンドボール、ビーチボールバレー、フットサル、ゴルフ、ボウリング、グラウンドゴルフ、華道池坊・小原流、茶道裏千家の13種目の教室に対して募集を行っております。募集人員を310名といたしておりましたが、予定を上回る403名の応募をいただき、体験教室を行ったところでございます。

なお、この体験教室の特徴といたしまして、１人で複数の教室を体験することができるように設定をいたしましたので、実申込者数は230名でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　教育部長からの答弁の中でもわかるように、市民の皆さんの関心の高さをうかがい知ることができます。また、１人で複数の教室を体験し、いろいろなスポーツに取り組むとは、すばらしい取り組みではないかと思います。

そこで、体験教室の際、参加者からの感想、意見等を集計されていると思いますが、参加者のクラブに対する感想をお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

体験教室のアンケートについてでございますが、体験教室を実施しました後、各教室ごとにアンケート調査を行い、210名の方から回答をいただきました。その結果でございますが、「体験教室は楽しかったですか」という問いに209名、99.5％の方が「はい」と答えておられます。また、「正式発足後の入会希望」では192名、91.49％の方が「入会したい」とお答えになっておられます。「入会したくない」と答えた人の理由は、主に塾や用事のため時間がないということでございました。そのほか「試合をしたい、時間が少なかった、趣味を持つきっかけになると思う」等の御意見をいただいております。

そのようなことで、全体的には参加された方々には、好評であったのではないかと感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　アンケート調査によりますと、おおむね好評であったという感想が多かったと思います。スポーツ、文化それぞれありますけれども、市民の皆様方、大変いろいろな興味を持っておられると思います。

そこで、現在の種目、教室以外に、今後、種目をふやす予定はありますか、お尋ね申し上げます。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

スポーツクラブの開催種目でございますが、現在の種目につきましては、設立準備委員会において実施したアンケート調査によりニーズがあると思われる種目を優先して決定いたしました。総合型地域スポーツクラブの特徴は、多種目、多世代でございます。だれでもいつでも世代を超えていろいろなスポーツや文化活動を楽しめる地域コミュニティの場を提供していかなければなりませんが、教室の開催には、指導者と施設の確保が必要となりますので、今後いろいろな種目関係者にお話を伺い、検討をしてまいりたいと存じます。既に、活動をしているほかのスポーツクラブにおきましても、定期的に内容を見直し、住民の皆様のニーズに対応しながら、充実させていくということでございますので、どうぞ皆様方の御支援、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　いろいろなニーズに従って、対応していくという答弁でございました。

現在、新聞、マスコミ等で御存じのとおり、北京オリンピック後、北京ではパラリンピックが開催をされております。連日、日本選手団の活躍が紙面に掲載されていますが、そこでお尋ねいたしますが、本市においての総合型地域スポーツクラブでは、だれでも加入ができるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員おっしゃいますように、現在、北京で開かれていますパラリンピックで活躍する選手の姿を見ていますと、障害を全く感じさせないすばらしい頑張りに驚きと、そして感動さえ覚えているところでございます。思いますに、これまでに至りますまでには、本人の努力もさることながら、障害を持つ人でも利用できる施設、環境、そしてそれを支え励ます指導者、支援者の存在も大きいものがあると強く感じているところでございます。

したがいまして、そういった意味からも、本市が目指します地域総合型スポーツクラブは、男女、年齢、障害者、健常者等を問わないだれでも気軽に参加できるクラブづくりを目指していかねばならないと考えますし、準備を進めているところでもございます。

人吉市におきましては、障害者に対応できる体育施設といたしましては、スポーツパレスやことし２月に完成しました弓道場がございます。そのほか各コミセンの体育館もバリアフリー仕様となっております。特に、スポーツパレスでは、毎年人吉球磨の障害者の方々の運動会も開催されておりますし、新弓道場では、ことしの３月30日に、県内から車いすの障害者６名が参加されて、30名ほどのアーチェリー大会も開催されておるところでございます。

また、ことし立ち上げましたスポーツクラブの運営委員会、この中にはくまっ子クラブの会長さんにも委員として参加いただいております。

そのようなことで、指導者等の課題を乗り越えながら、当初に申し上げましたように、ス

ポーツクラブの設立に当たっては、だれでも参加でき、スポーツや文化活動を楽しむものにする、このことが大変重要であると強く認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　この質問につきましては、要望をしまして終わりたいと思います。教育長の答弁にありましたように、スポーツクラブの目標であるだれでもスポーツ、文化活動を楽しむ男女、年齢、健常者、障害者等を問わない、深く、根づき、幅広く市民間に広がるスポーツクラブづくりへの取り組みを熱望し、またお願いをしてこの質問を終わりたいと思います。

次に、通告に従いまして、質問を進めてまいります。市民の声からということで未整備道路（農道等）に対する今後の整備対策について、またあわせて用排水路管理について質問をいたします。この質問につきましては、１回で終わりたいと思っておりますので、明確に答弁をお願いしたいと思います。

昨年６月定例議会において、笹山議員よりの質問でもあったとおり、過去の原材料支給実績は、平成17年度42地区、平成18年度41地区、平成19年度38地区となっております。原材料支給は各農家振興組合単位での水稲の生産調整転作率を100％達成した地区に対し、申請書を提出していただき、審査を行い支給をされております。特例として軽重な災害復旧で、緊急を要する場合は、転作率にかかわりなく支給をされていると答弁をされております。

未達成地区や担い手不足、農業従事者の高齢化等、もろもろの問題が浮き彫りになる中、また国策としてどのように進んでいくのか、わからない状況で早急な対応が必要だと考えますが、本市としての今後の対応はどうでしょうか。用排水路管理についても一緒でございます。お尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

担い手不足と農業従事者の高齢化が原因となり、耕作放棄地等の増加にもつながっていくのではないかと懸念をいたしております。その結果、担い手が少なくなりますと、原材料支給を受けても農道舗装や用排水路の整備をしたくてもできなくなることも確かに出てまいると考えられます。担い手不足の問題は、今国内において最重要課題となっておりまして、国においてどのような農政改革の方向性を樹立されるのか、大変気になっているところでもございます。

そういう意味からもどう対応していくのか、非常に難しい問題でございます。まずは、申請を考えられている現場や振興組合の現状等をお聞きしながら、原材料支給制度が活用できる方向性を探っていかなければと存じます。

また、用排水路の管理についてでございますが、この問題につきましても農業者の皆さんへの大きな労働負担となっていて、全国的にも課題となっているところでございます。

農用地区域につきましては、国の施策として農業者以外の人たちにも農業用施設の管理に参加していただく農地・水・環境保全向上対策事業が平成19年度から始まっていますが、未整備の箇所が多く、原材料の支給申請が多い農用地区域外の管理をどのようにするのかということにつきましては、国、県の補助制度も使えない地域となっており、方向性がまだ見つかっていないというところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　この質問につきましても、要望で締めくくりたいと思っております。

９月15日には、ほとんどの町内で敬老会が開かれます。私も御案内を受けている次第でございますが、その中にも今も農業従事者として頑張っておられる方が多く見られます。この問題については、私だけではなく、ここにいる多くの同僚議員も身近な問題として市民の皆さんからの要望があることは事実です。どうか今後、対応策を講じていただきますよう、強く要望をいたしまして、この質問を終わります。

３点目でございます。少々いつもと志向を変えまして、いつも田中市長のほうに答弁をお願いしておりましたけれども、今回は副市長のほうに質問をさせていただきたいと思います。

副市長におかれましては、４月の就任以来、５カ月が過ぎ、御家族の皆様方も含め、少し人吉球磨の風土にもなれてこられたのではないでしょうか。市長の女房役として各校区の会合にも出席されていることは周知のところでございます。

そこで、大変抽象的でございますが、副市長から見た人吉市の印象についてどのような印象をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○副市長（林　健善君）　お答えいたします。

私も人吉に来まして５カ月がたちました。日ごろから議員の皆様の御指導もいただいておりますので、徐々に人吉球磨の人間に染まってきているのではないかと感じているところでございます。

さて、人吉市の現在の印象でございますけれども、球磨川、人吉城、青井阿蘇神社、さらには球磨焼酎や温泉など、数多くの市民に恵まれておりまして、他の地域と比較しましても非常に魅力的な地域であると思っております。

しかしながら、そのような資源が活用しきれていない、あるいはその結果として人吉市のイメージづけができていないというところにもどかしさやもったいなさというものも感じているところでございます。

また、経済的な面におきましては、第１次産業につきましては、依然として厳しい状況が続いております。また、人吉球磨の７月の有効求人倍率につきましては0.39ということで大変雇用情勢も厳しく将来に対して不安を抱えていらっしゃる方も多数おられるということを認識しております。

一方で、この地域は「がら」と「ちょく」という私も大好きな文化でございますが、風習もございます。また小中学生のあいさつのマナー、あるいは町内会ごとの夏祭りなど、非常に豊かな人間関係を構築していくための文化や伝統というものもあわせ持ったすばらしい地域であると思っております。

いずれにしましても、青井阿蘇神社の国宝への昇格、あるいは来年のＳＬの運行など、明るい話題も数多くございますので、これらのチャンスを生かすことで今後、まだまだ成長していく可能性を秘めた地域であると思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　副市長の人吉市に持たれた印象の中で、本市が持つ魅力、観光資源を活用しきれていないもどかしさ、また経済面での厳しさを感じられるという答弁がありました。副市長は千葉県のお生まれで、東京でのお住まいが長いと、私も存じ上げておりますが、副市長の客観的に見た人吉市の印象をもとに、人吉市が今後どうなっていくのか、本市の今後の展望についてお尋ねをいたします。

○副市長（林　健善君）　お答えいたします。

人吉市が今後どうなっていくかという御質問でございますが、将来を見据えますことはなかなか難しいものはございますけれども、私はやはりこの地域のすばらしい資源を活用することで、ますます魅力的な観光都市へと成長していくことができるのではないかと思っているところでございます。

観光客の増加、あるいは世間から注目を集めるということは、市内の産業にとっても非常に刺激となりまして、新たな事業の展開、あるいは新規店舗の開業や新規産業の創出など、このような好循環が恵まれまして、経済の活性化につながっていくのではないかと思っているところでございます。

しかしながら、その観光という面だけではやはりこの地域の現在の厳しい雇用情勢を吸収するだけの成長は見込めないということも思っておりまして、やはりそのためには雇用の拡大というのに即効性のある企業誘致というものを何とか実現をしまして、この地域を愛し、この地域で就職をしたいと思っている方々をぜひこの地域にとどめたい、また農業の安定化、安定的な収入の確保というような改善を含めまして、安心して働ける社会というものを形成していくことができるのではないかと思っております。

そのような環境を整備した上で、また中川原をはじめとした球磨川流域の整備、あるいは駅前から九日町、人吉城周辺と、このあたりを整備することで、魅力的な街中を形成していく、その中で人々が集まり、子供の遊び声が聞こえ、高齢者の方々がくつろいでいる姿が目につくような空間ができていくのではないかと思っているところでございます。

そのようなまちにしていくためにも、市長のマニフェストを中心としまして、現在取り組

んでおります事業を着実に推進していかなければならないと思っています。あらゆる世代の人々が将来にわたって、明るい希望を持って住み続けられる、一度外に出た人が戻ってきたくなる、戻ってくることができるような環境を整備していくためにも、私も一生懸命働いていきたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　本日、副市長に質問を申し上げましたのは、田中市長におかれましては各会合で御自分のお考えを市民にお知らせされております。私ども会合等に出ますと、今度の副市長がどんなお考えを持っていらっしゃるのかという質問をたくさん受けておりましたので、この公の議場の中で質問をさせていただいた次第でございます。機会を見て、今度は的を絞り、テーマを絞り、質問を差し上げるかもしれません。そのときは簡単明瞭な答弁をいただきたいと思っております。

今回、13番目の登壇でございましたけれども、質問のほうはこれで終わらせていただきますが、本議会は９月定例議会、まだ中日でございますけども、田中市長の施政方針で始まり、そしてきょう蒲島県知事の決断を表明されました。私の生年月日は昭和40年６月30日でございます。今定例議会の中の一般質問の中で多く出ました日にちが昭和40年７月３日でございます。私は、この本市内の病院で生まれております。その際の恐怖感につきましては、私は父親がおりませんが、母親が常々小さいときから言っておりました。水の恐さを私に知らせております。一定の決断を下されたわけでございますけども、その中に私も43年生きてまいりまして、まさかこの議場の中でこの厳しい決断をされるときに立ち会うとは思っておりませんでした。改めて市会議員として、議会議員として責任の重さを感じた次第です。今後も、議会議員として責任を持った行動をしていきたいと思っております。

最後に、個人的な意見を申し上げましたが、これで私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　以上で一般質問は全部終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第17　委員会付託

○議長（大王英二君）　次に、日程第17、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第69号から陳第13号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託をいたします。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成20年９月第３回人吉議会定例会各委員会付託

事項表のとおりでございます。

なお、議第69号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）につきましては、２ページの別記に記載してあるとおり、各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、３ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

各委員会付託事項表

議第69号	平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）	各委［別記］
議第70号	平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）	総文
議第71号	平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第72号	平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第73号	平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第75号	平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第76号	平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第77号	平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）	経建
議第78号	平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	厚生
議第79号	子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定について	総文
議第80号	人吉応援団基金条例の制定について	総文
議第81号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総文
議第82号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総文
議第83号	損害の賠償について	総文
議第84号	損害の賠償について	総文
陳第13号	「たばこ税増税反対に関する意見書」に関する陳情	経建

〔別記〕

議第69号　平成20年度　人吉市一般会計補正予算（第２号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第３条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費） 13款　諸支出金 14款　予備費
	第２条	債務負担行為の補正
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費）

〔提出陳情件名〕

陳第13号　「たばこ税増税反対に関する意見書」に関する陳情

〔継続審査件名〕

○総務文教委員会

陳第８号　公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情

○厚生委員会

陳第１号　一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情

陳第11号　後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情

○経済建設委員会

陳第４号　「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情

陳第９号　市道漆田下田代線拡張改修についての陳情

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後３時７分　散会

平成20年９月第３回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成20年９月22日　月曜日

１．議事日程第５号

平成20年９月22日　午前10時　開議

日程第１	議第79号	子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定について	総　文
日程第２	議第80号	人吉応援団基金条例の制定について	
日程第３	議第81号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第４	議第82号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第５	議第83号	損害の賠償について	
日程第６	議第84号	損害の賠償について	
日程第７	議第69号	平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）	各　委
日程第８	議第70号	平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）	総　文
日程第９	議第71号	平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚　生
日程第10	議第72号	平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	
日程第11	議第73号	平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第12	議第75号	平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）	
日程第13	議第76号	平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第14	議第77号	平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）	経　建
日程第15	陳第11号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情	厚　生
日程第16	陳第４号	「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情	経　建

日程第17　陳第９号　市道漆田下田代線拡張改修についての陳情

日程第18　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第19　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

日程第20　議員派遣について

日程第21　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第21まで議事日程のとおり

・追加日程

議第85号　平成19年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第６号　平成19年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第７号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程

平成19年度決算特別委員会の設置について

・追加日程

意見第11号　道路財源の確保に関する意見書（案）

意見第12号　食の安全性の確保と食料自給率の向上を求める意見書（案）

意見第13号　自然環境を重視した治水・防災対策と地域振興策を求める意見書（案）

意見第14号　球磨川流域の治水対策を求める意見書（案）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君

14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君
福祉生活部長	尾　方　　篤　君
経　済　部　長	井　上　修　二　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君
総務部次長	坂　崎　博　憲　君
企画部次長	小　林　　勇　君
福祉生活部次長	中　村　明　公　君
福祉生活部次長	濱　田　芳　彰　君
経済部次長	蓑　毛　幸　一　君
経済部次長	椎　葉　文　雄　君
建設部次長	松　田　知　良　君
秘　書　課　長	福　山　誠　二　君
総　務　課　長	中　村　則　明　君
財　政　課　長	井　上　祐　太　君
用地専門員	増　津　敏　昭　君
会　計　課　長	大　石　宝　城　君
水　道　局　長	多　武　芳　美　君
業　務　課　長	尾　方　和　敏　君

教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時１分　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第１　議第79号から日程第６　議第84号まで

○議長（大王英二君）　まず、日程第１、議第79号から日程第６、議第84号までの６件を議題として、総務文教委員長の報告を求めます。（「10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第１、議第79号から日程第６、議第84号までの６件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第79号子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の制定についてですが、これは地方税法等の一部を改正する法律が平成20年４月30日に公布されたことにより、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるふるさと納税の寄附金制度が創設されたことに伴い、本市においても多くの方々から応援をいただき、夢と活力のあるまちづくりと、ふるさとづくりに資するために条例を定めるものであります。

この条例による寄附金を財源として実施する事業は、１、ふるさとの自然環境及び地域景観の保全・活用のための事業、２、将来の地域を担う子どもたちを応援するための事業、３、健康・福祉のまちづくり事業、４、歴史や文化資源の保存・活用のための事業、５、観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業、６、その他、目的達成に必要と認められる事業の六つの事業であります。

また、第５条には、年に１回運用状況について公表することが義務づけられております。

審査に当たって、委員から、この条例制度の趣旨そのものはいいが、条例の題名が長過ぎてわかりにくいのではないか、インパクトはあるが、市民あるいは寄附に賛同される方がすぐに条例の趣旨を理解できるかが疑問である。また、パソコンで検索するときに、この題名で不都合は生じないか、ホームページでの表示方法は十分検討する必要があるのではないかといった意見のほか、条例前文中の表現、文言について委員からの意見がありました。それに対し、執行部からは、人吉らしさをあらわしたかった。本市の宝物や都市づくりの理念を全国に発信するインパクトのあるものにしたかった。人吉の思いを前文の中で伝え、強い気

持ちを打ち出したかったといった答弁がありました。また、今後の条例制定に当たっては、条例の題名を含め、だれにでもわかりやすく、また、誤解を招くことのないような表現に努めるようにしたい。ホームページでの掲載方法にも今後十分検討したいとの答弁がありました。

委員会としましては、この条例の趣旨は十分に理解できるし賛同できるものである。制定されることになれば、多くの方に賛同していただき、多くの寄附がしていただけるように執行部とともに努力していただきたいという意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることにいたしました。

次に、議第80号人吉応援団基金条例は、ふるさと人吉市を応援するため、子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例に基づき寄附された寄附金及び熊本ふるさと寄附金交付金を適正に管理し、運用することを目的とするための条例を制定するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第81号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ですが、人吉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例、人吉市特別報酬等審議会条例、人吉市議会政務調査費交付に関する条例であります。

地方自治法を一部改正する法律が平成20年９月１日から施行されたことに伴い、関係条例を整理するため条例の一部を改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることといたしました。

次に、議第82号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、公益法人等へ人吉市職員の派遣等に関する条例の一部改正、人吉市認可地縁団体印鑑条例の一部改正でありますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成20年12月１日から施行され、民法、地方自治法及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されることに伴い、関係条例を整理するため条例を改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることといたしました。

次に、議第83号及び議第84号の損害賠償について、一括して審査の結果を報告いたします。

これは平成20年６月30日午後４時30分ごろ、第一中学校のプールフロア内に設置してあります水泳部休憩用簡易テントが突風により浮き上がり、プール管理棟兼更衣室の屋根を超え落下し、さらに風に飛ばされ駐車中の車両２台を損傷した事故に関し、それぞれの車両相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものです。

賠償の額ですが、議第83号が28万3,140円、議第84号が９万5,403円です。

委員会初日に現地を視察いたしまして、事故時における詳細な状況についての説明を受けました。事故に遭った車両が駐車してあった場所は、駐車場ではなく体育館の北側のプール管理棟兼更衣室前になります。来校されていた目的ですが、お一人は、当日部活活動中に具合が悪くなった我が子を迎えに来ておられた方、もうお一方は、武道用品の納品に見え、その方が保護者会の役員をされており、たまたま中体連前の練習風景をごらんになっているときにこの事故が発生したと説明がありました。

執行部から今後の対応についての説明を受けましたが、学校においてはテントを土のう等で固定する。そのほかの仮設物や案内看板等についても安全点検と危機管理を徹底する。また、駐車場については、来校者の駐車箇所については周知を徹底し、緊急車両や給食配送車等を除いて、原則として奥への進入ができないことを表示する看板や、路面表示を行う。保護者へは文書にてお知らせをする。また、業者へは事務室を通し連絡し、納品時以外の来校の際などは原則駐車場に駐車するよう指導するということでありました。

委員からは、不可抗力なのかなという思いがあるが、今後このようなことがないように指導を徹底してほしい。各学校の駐車可能台数や先生方の車通勤の把握も必要である。また、今後学校支援地域本部事業を進める中で、既存駐車場が不足し、結果としては、例えば接触事故等の発生も起こり得る。対応し得る保険内容についても今後十分検討してほしいなどの意見、要望が出されました。

委員会としては、慎重審査の結果、全員異議なく認めることにいたしました。

以上、総務文教委員会に付託をされました６件について、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第79号から議第84号までの６件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第79号、議第80号、議第81号、議第82号、議第83号、議第84号は原案可決確定をいたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第７　議第69号

○議長（大王英二君）　次に、日程第７、議第69号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　それでは、予算委員会に付託を受けました日程第７、議第69号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、第１条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第３条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告します。

今回の歳入予算の補正は、４億731万3,000円を追加し、歳入予算総額を139億6,313万円とするものでありますが、その内容は、普通交付税の交付額の確定に伴う地方交付税３億223万6,000円の増額など、そのほとんどが国、県の補助事業の内示及び交付決定などによる補正であります。

全員議員による審査の結果、全会一致で可決承認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　日程第７、議第69号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、総務文教委員会に付託をされました第１条歳出予算の補正のうち、１款議会費、２款総務費、９款消防費、10款教育費、11款４項文教施設災害復旧費、13款諸支出金、14款予備費及び第２条債務負担行為の補正につきまして審査の結果を報告いたします。

まず、第２条債務負担行為の補正でありますが、青井阿蘇神社保存活用計画策定委託料は、青井阿蘇神社の今後の保存管理、環境保全、防災計画、活用計画などを含めた保存活用計画を策定するもので、期間を平成20年度から平成21年度まで、限度額を210万円とするものであります。また、課税支援システムリース料は、平成20年度地方税法の改正により、個人住民税に公的年金から特別徴収制度が導入され、それに伴うシステムの追加で、限度額を1,017万5,000円から1,094万円へ増額変更するものであります。

次に、歳出ですが、総務部、企画部関係で歳出の主なものは、２款総務費、１項総務管理費のうち１目一般管理費2,885万1,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額のほか、１節報酬費19万6,000円は補助金整理合理化に伴う補助金制度検討委員会の委員報酬５名分、８節報償費10万円は平成100人委員会設置に伴う経費であります。

また、23節償還金・利子及び割引料の2,400万円の増についてですが、三位一体の改革により国から地方への税源移譲することに伴い、平成19年度から地方税である個人住民税率を上げ、国税である所得税の税率を下げる税制改革が行われました。これにより19年中の収入が減り所得税がかからなくなった人は、19年度の個人住民税だけがふえることになりますので、このような人は19年中の所得が把握できる本年度において、改正前の18年度個人住民税率で19年度の個人住民税を再計算して、差額分を還付するというものであります。この制度は今年度限りであるとの説明を受けました。また、減額に対象となる1,253人には、減額申告書を送付するとともに、広報「ひとよし」で周知したとの説明でありました。

２項、２目賦課徴収費251万円の増額の主なものは、13節委託料203万7,000円です。これは65歳以上の公的年金受給者からの個人住民税特別徴収に伴い、社会保険庁との年金データ及び特別徴収データの受け渡しを行うための地方税電子化協議会等システム設定業務委託料であります。

９款消防費、１項、３目消防施設費20万8,000円の増額は、中神町の５町内を管轄します第３分団第３部消防詰所改修補助金であります。

13款諸支出金、２項基金費、12目人吉応援団基金費は、今議会に上程をされております寄附条例に寄せられました寄附金を一たん基金に積み立て、計画的に使用するための存目予算であります。

次に、教育部関係ですが、10款、１項教育総務費の179万5,000円の増額は、人事異動に伴う増額補正のほか、22節に賠償金として37万9,000円を計上してあります。これは第一中学校のプールに設置していたテントによる車両の損害事故の損害賠償金であります。

10款、２項小学校費、１目学校管理費の223万4,000円の増額の主なものは、小学校施設の修繕料、小学校遊具の点検手数料、西瀬小学校の高圧受電設備改修工事請負費等であります。また、３目学校建設費40万7,000円の増額は、休校しております大塚小学校が校区の避難所に指定されていることもあり、安心して使用をしていただくための耐震診断業務委託料であります。

10款、３項中学校費、３目学校建設費の731万9,000円の増額補正は、第一中学校のプールサイド改修などの工事請負費であります。

10款、５項社会教育費、２目公民館費の662万6,000円の増額補正は、大畑コミュニティセントートイレ改修に伴います仮設簡易トイレ借上料と工事請負費であります。５目文化財保護費352万1,000円の増額補正の主なものは、青井阿蘇神社保存活用計画策定委員５名分の報酬費及び旅費、13節委託料に青井阿蘇神社標柱建立委託、史跡購入事業、麓町建物調査委託などであります。そのほか、水の手門西側復元、長掘修理工事費であります。

10款、６項保健体育費、１目保健体育総務費75万3,000円の増額補正は、スポーツ交流都市づくりの一環として、ラフティング全国大会視察旅費や、ひとよし春風マラソン実行委員会への花畑の種子購入のための補助金であります。

２目体育施設費139万2,000円の増額補正は、球磨川トレーニングセンター女子トイレ増設工事請負費であります。

11款、４項文教施設災害復旧費、１目公立学校施設災害復旧費499万9,000円の増額補正は、大塚小学校の石垣崩壊の災害復旧に係る工事請負費であります。

委員から、平成100人委員会の公募は行ったのか。現在の応募数はとの質問に対し、公募は９月１日の広報に掲載を行った。10月まで公募を続ける。現在の応募数は７名であるとの答弁でありました。

また、今回に限ったことではないが、公募の際の市窓口の徹底と、市民周知の徹底について委員から要望がありました。

また、開会日のコミセンでの議会中継が見れないとの苦情があったようだがとの質問に対し、当日の議会中継のアクセスが殺到してパンク状態になった。今後は庁舎内のパソコンで一度取り込みプラズマに移すようにするので大丈夫であるとの答弁でありました。

そのほか、青井阿蘇神社保存活用計画、大村横穴群立木伐採、ひとよし春風マラソンなどについての質疑、意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○16番（三倉美千子君）（登壇）　おはようございます。厚生委員会に付託をされました日程第７、議議第69号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）について、厚生委員会に付託されました２款総務費、３款民生費、４款衛生費について、審査の結果を報告いたします。

まず、総務費のうち、戸籍住民基本台帳費につきましては、1,160万1,000円を増額するもので、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

民生費につきましては、3,658万7,000円を増額するもので、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、社会福祉費の負担金・補助及び交付金に40万円の減額は、ひとよし産業・健康・福祉まつりを産業部門と健康福祉部門を分離することによるまつり実行委員会負担金の減、児童福祉費の委託料365万円の増額は、乳幼児健康支援一時預かり事業委託料などの増、同じく児童福祉費の児童措置費661万2,000円の増額は、児童扶養手当の増などが主なものでございます。

衛生費につきましては、413万9,000円を減額するもので、人事異動による人件費の補正のほか、環境衛生費115万7,000円の増額は、上戸越町、大原、上田代飲料水供給施設の水源地の新設に要する経費に対し、補助金交付要綱に基づき助成するものでございます。

審査の過程において、委員から、これまでの産業・健康・福祉まつりから分離し、福祉まつりとして社協、事業団などと共催するのであれば、各費目に予算を計上するのでなく、実行委員会に負担金を支払い運営するべきではないかとの質疑に、実行委員会を設置し、組織を一本化して開催するのが本来の姿と思うが、20年度においては、年度途中であり、社協の企画財政部会にて既に事業も進行していたため、市がその事業に乗っかる形となり、市持ち分の必要経費を各費目への計上する形となった。

次世代育成支援行動計画策定ニーズ調査業務委託料は、3,000名の保護者を対象にアンケート調査を行い分析するとのことだが、対象者の選定方法と分析結果の公表時期はとの質

問に、対象者は無作為抽出で選定、11月にアンケート発送・回収、12月に整理・分析、そして、最終計画決定は平成22年１月を予定している。対象者選定については、地域性もあり、校区ごとでの無作為抽出はできないかとの質問に、参考とさせていただきたいとの答弁がありました。

そのほか、予算の組み方、事業のあり方等について、年度途中で政策的に大きく変わる場合も予想されるが、当初予算のあり方そのものにかかわってくるので、執行部も言うべきところは言って対応しないと、誤解を招いたり、議会と執行部のあり方、信頼関係を損ねることにもつながりかねない。当初で１年の政策決定については、きちんとした対応をお願いしたいとの意見が出されました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　議第69号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、経済建設委員会に付託をされました６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費、11款災害復旧費について、審査の結果を報告いたします。

まず、６款農林水産業費は7,288万6,000円を増額し、総額を４億6,448万円とするものですが、人事異動に伴う人件費の補正を割愛しながら、主なものについて報告をいたします。

６款、１項、３目農業振興費に218万9,000円を増額していますが、これは大畑生産組合へのトラクター及びロータリー購入に対する水田地域営農体制整備支援事業補助金132万2,000円、グリーン・ツーリズム推進協議会への補助金40万円、食から考える本来農業への道シンポジムに対するＮＰＯ法人フューチャー500への補助金20万円などであります。

６款、１項、５目農地費に1,680万円を増額していますが、これは鹿目町の農道改良工事ほか４件の工事請負費であります。

次に、６款、２項、２目林業振興費5,386万4,000円を増額していますが、その中で８節報償費73万2,000円は、新たに設置します猿有害駆除隊の活動に対する謝礼であります。

13節委託料2,096万2,000円は、再造林間伐、シカ防護ネット設置など市有林の整備を行うものであります。

19節負担金・補助及び交付金の3,272万円は、永野町の市有林内に開設する作業道開設事業負担金240万5,000円、森を育てる間伐材利用推進事業補助金880万円、大畑町内に開設する作業道開設事業補助金216万円、簡易作業道開設事業補助金768万円は、作業道６路線に対する補助金であります。間伐材など森林整備促進対策事業補助金175万円は、未整備森林の集団的・計画的な間伐を図るための補助金であります。農山漁村活性化プロジェクト支援事

業補助金1,912万5,000円は、木材の伐採・搬出の機械化を促進し、地域産木材の増産を行うことにより地域活性化を図るため、球磨川流域林業事業協同組合に補助するものであります。なお、このプロジェクト支援事業補助金の審査に当たっては、補助の対象である球磨川流域林業事業協同組合の代表が永山副委員長でありますので、本人の申し出により退席の中で審査をいたしました。

次に、７款商工費は1,217万4,000円を減額し、総額４億255万2,000円とするものですが、１項、２目、13節委託料114万2,000円は、梢山工業団地内の草刈りに対する費用であります。

19節負担金・補助及び交付金は、空き店舗を利用する創業支援を行うための商店街活性化事業補助金18万円と、鍛冶や刃物の国指定に向けた自主研修に対するふるさと創生推進事業補助金20万円であります。

３目観光費85万7,000円の増額は、青井阿蘇神社チラシ印刷費35万7,000円、４目石野公園運営費40万円の追加補正は、施設の修繕料30万円と茶室、倉庫解体事業委託料10万円であります。

審査の中では、間伐材利用推進事業補助金、商店街活性化事業補助金、石野公園の運営状況などについて多くの質問、意見が出されたところであります。

８款土木費は１億7,869万8,000円を増額し、総額18億6,723万円となっています。

２項、１目道路橋梁総務費は3,911万3,000円を減額していますがこれは４月の機構改革により道路維持課から道路河川課になったため、定数が減ったことによる人件費の減額が主であります。

２目、15節工事請負費3,000万円の増額は、道路維持修繕工事の増額であります。

３目道路新設改良費を１億1,040万円増額していますが、この中には荒毛地内第４号線の道路設計委託料の200万円、瓦屋中林線や青井二日町線外９路線の工事費の増額であります。公有財産購入費120万円の増額は、東間団地内８号線の用地購入費、補償費280万円の増額は瓦屋中林線外２路線の補償費の増額であります。

６目交通安全対策費200万円は交通安全対策関係工事費の増額であります。

３項住宅費、１目住宅管理費3,138万8,000円の増額の中には、各団地の修繕費450万円、強制執行に伴う動産移転手数料55万8,000円、市営住宅室内改修工事費2,600万円などが含まれています。

４項都市計画費、１目都市計画総務費2,931万3,000円の増額の中には、人吉駅前広場整備事業に伴う土地鑑定手数料68万3,000円、同じく駅前広場整備実施設計委託料1,290万5,000円、ＣＡＤソフト購入費10万5,000円などが含まれています。

２目公園管理費42万7,000円の増額は、村山公園の電気料であります。

３目公園整備費670万9,000円の増額は、中川原公園測量設計業務委託料及び人吉城跡公園景観整備業務委託料の649万4,000円が主なものであります。

４目街路事業費は224万円の減額補正ですが、その中には紺屋町南町線外１線の左岸取りつけ舗装工事400万円の増額、公有財産購入費100万円の減額と補償費700万円の減額は、大型物件の契約が成立したことにより不要になった額の減額であります。

５項河川費、２目河川改良費549万9,000円の増額は、小柿川改修工事費399万9,000円、小柿川改修工事に伴う立木などの補償費150万円が主なものであります。

11款災害復旧費、２項、１目農業用施設災害復旧費445万円の増額は、６月21日から22日の豪雨で発生した農道、水路など14カ所の災害復旧を市単独で行うものであります。

２項、２目林業施設災害復旧費43万3,000円の増額は、同日の豪雨で発生した山腹崩壊の土砂除去を行うための費用であります。

３項、１目道路橋梁災害復旧費1,483万円の増額は、６月10日から12日、６月19日から22日の豪雨により発生した道路の災害復旧が主なもので、補助対象災害箇所２カ所、単独災害箇所13カ所となっています。

委員会としては、慎重審査の上、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第69号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第69号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第８　議第70号

○議長（大王英二君）　次に、日程第８、議第70号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第８、議第70号平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,404万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,916万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、３款繰入金、１項一般会計繰入金800万円の増額は、一般会計からの繰入金であります。４款繰越金、１目、繰越金に604万7,000円を追加し、補正後の額を604万8,000円とするもので、前年度からの繰越金であります。

歳出の主なものは、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に1,328万3,000円を増額補正するものであります。補正の主なものは、４月の人事異動による１名増員に伴う人件費であります。

11節需用費に194万9,000円の増額補正は、カルチャーパレス施設が建設から24年経過し老朽化が進み、修繕料などであります。15節工事請負費の134万4,000円の減額補正は、空調調和設備改修工事を予定していたものでありますが、保守点検調査、保安検査の結果、改修工事そのものを見直す必要があり、減額するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第70号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第70号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第９　議第71号から日程第13　議第76号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第９、議第71号から日程第13、議第76号までの５件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第９、議第71号から日程第13、議第76号までの５件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第71号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出にそれぞれ２億239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,836万4,000円とするものでございます。

内容は、歳入においては、一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険税3,979万3,000円の減額、一般会計繰入金287万4,000円の減額、繰越金に２億７,506万1,000円の増額、歳出においては、職員の人事異動に伴う人件費287万4,000円の減額、予備費に１億7,210万9,000円の増額となっております。

次に、議第72号平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出にそれぞれ8,718万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,247万1,000円とするもので、平成19年度決算に伴う国、県支出金等の精算等による補正のほか、人事異動による人件費等の補正などが主な内容でございます。

歳入におきましては、過年度分介護給付費交付金に321万4,000円、過年度分介護給付費負担金に312万9,000円、繰越金に8,508万1,000円の増額が主なものでございます。

歳出におきましては、財政安定化基金拠出金の停止による303万5,000円の減額、また、介護保険介護給付費準備基金積立金に2,941万4,000円、償還金に3,314万4,000円、予備費に2,701万円の増額などが主なものでございます。

審査の過程において、委員から県の財政安定化基金条例改正は停止の条例改正をやったのか、また、今年度以降ずっと拠出金がないのかとの質疑に、条例中の各市町村の拠出金の率を1000分の１から1000分のゼロに改正するもので、条例自体はあるので、基金全体の財政状況や今後の原資や需要等を勘案しながら、県の判断により必要があれば復活することもある。また、現在の介護認定の状況及び施設と居宅の割合はとの質疑に、事業計画では、20年度には1,900人台になるとの予想を下回り、８月現在の認定者数は1,758人で、ほぼ横ばいの状況。原因として、介護予防事業の取り組みの成果によるものと考える。また、施設が占めている割合が平成19年度は52.3％と居宅率が年々上がってきている状況にあるとの答弁がありました。

次に、議第73号平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ136万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,628万円とするものでございます。

内容は、平成19年度決算に伴う繰越金処理と人事異動等に伴う人件費の補正が主なものでございます。

次に、議第75号平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）は、収益的収入及び支出におきましては、水道事業費用の支出予算額を359万1,000円減額するもので、内容は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的支出の支出予定額を16万8,000円減額するもので、内容は、同じく人事異動に伴う人件費の減額でございます。

審査の過程において委員から、損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員の違いと現状の配置はとの質疑に、損益勘定は、事業を行うことで毎年度発生する通常の運営経費や収入、資本勘定は、事業の基礎となる設備を建設するための資金調達や支出を指し、損益勘定支弁職員は、メーターの検針係や上水場、下水処理場の職員、資本勘定支弁職員は、設備建設や下水道管工事の労働者ということで、損益勘定支弁職員が17名、資本勘定支弁職員が１名の18名であるとの答弁がありました。

そのほか人事異動の状況説明について、増減によりどのような違いがあるのか、また職員定数等の問題及び今後のあり方など、しっかりとした答弁ができるようにしてもらいたいとの意見が出されております。

次に、議第76号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、人事異

動に伴う人件費の補正で、事業費の160万4,000円の減額を予備費と組み替えを行うもので、歳入歳出予算総額の変更は伴わないものでございます。

審査の過程において委員から、どの部署の人員が削減され、またその体制で大丈夫なのかとの質疑があり、執行部から、実際に厳しい面はあるが、来年組織機構見直しがあるとのことで、ヒアリングも受けており、新しい下水道体制をつくり対応しなければならないとの答弁がありました。

以上５件につきまして、審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第71号から議第76号までの５件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第71号、議第72号、議第73号、議第75号、議第76号は原案可決確定をいたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第14　議第77号

○議長（大王英二君）　次に、日程第14、議第77号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第14、議第77号平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）について、審査の結果を報告いたします。

これは、くま川鉄道株式会社から平成19年度収支決算表に基づき、経営損失額3,090万3,000円を補てんするための助成金の交付申請がありましたので、人吉球磨交通体系整備基金から同額を取り崩し、くま川鉄道株式会社に助成するものであります。

今までは前年度の損失額の補てんは、３月議会の最終補正予算で支出してきましたが、今年度は資金繰りの都合で19年度の鉄道事業損失分を先に助成してほしいとの要望があり、それにこたえる措置であります。

審査の中で、くま川鉄道社長の人事問題、経営状況、給与問題、さらには委員会としてくま川鉄道の経営に対してどこまで踏み込めることができるのかなどの質問や意見、さらには

取り崩して赤字補てんに充てることができる基金の残高は、１億5,411万7,585円に減っており、このペースで取り崩すなら、あと５年で底を突くことになるが、どうするのかなどの意見や質問が出されました。

議案そのものについては、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第77号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第77号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第15　陳第11号

○議長（大王英二君）　次に、日程第15、陳第11号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　日程第15、陳第11号について、審査の結果を報告いたします。

陳第11号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情は、平成20年５月23日に提出されたもので、本年４月から実施の後期高齢者医療制度に対し、保険料の賦課方法や年金からの天引きといった徴収方法、保険料を納められない場合の資格証明書の発行、また診療報酬で差別され、必要な医療が受けられないなどの問題があると指摘し、命と健康にかかわる医療に年齢での差別と負担増を持ち込んだという趣旨から、「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書」を、国会及び政府に対し提出するよう求めるものでございます。

まず、この後期高齢者医療制度については、老人保健法の改正に伴い、平成18年12月、市議会定例会において、保険料の徴収方法や負担金を初めとした制度内容等について慎重審査し、認めてきたものであります。

審査の過程において委員から、陳情自体が制度の中止・撤回を求めるもので、既に制度はスタートしており、現状とそぐわない、また不都合な点、医療制度のあり方等については、政府の中できちんと精査し、対応されている。今後、高齢者がふえていく中で必要な制度であり、意見書の中止・撤回には反対である。報道は一部にスポットを浴びせたようなものが多く、実際は皆さん安心してスタートしている。該当する高齢者が制度そのものが非常にお

かしいと意見を言われている。そのような現状を踏まえ、推移を見守りながら継続審査とすべきである。もし採決されるなら、不採択には反対であるなどの意見が出され、意見が分かれましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　陳第11号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の立場から討論を行います。

舛添要一厚生労働大臣は、20日に75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を廃止し、新たな医療制度の創設を検討する考えを明らかにしました。麻生太郎自民党幹事長に同日までに提案し、賛同を得たと言います。舛添大臣は、その日に出演したＴＢＳの番組で「国民が支持しない制度は大胆に見直すべきだ」と表明しています。

このように、この制度の提案者である厚生労働大臣も見直すべきだと言っているのです。国民が支持しない制度に対して、市民の代弁者として構成された議会は、率先して中止・撤回を求めていくべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

陳第11号の委員長報告は不採択であります。陳情そのものについて採決をいたします。

陳第11号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立少数。

よって、陳第11号は不採択と決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第16　陳第４号及び日程第17　陳第９号

○議長（大王英二君）　次に、日程第16、陳第４号及び日程第17、陳第９号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　経済建設委員会に付託をされておりました陳第４号並びに

陳第９号について、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第16、陳第４号「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情は、昨年11月13日、熊本市神水町神水１丁目30番７号、熊本県労働組合総連合議長石原勝幸氏並びに熊本地区労働組合総連合議長上山義光氏から提出された陳情でありますが、その趣旨は、１、地域別最低賃金を時間額1,000円以上、日額7,400円以上、月額15万円以上に引き上げること、２、全国一律の最低賃金制度を法制化し、地域間格差を解消するとともに、ナショナルミニマムの基軸とすることを中央最賃審議会として主張すべきであって、最低賃金は非課税とすること、３、上記２項を実現すべく適切な中小企業振興策を講じること、４、最賃法の中に存在する障害者の差別的条項と言える障害者の適用除外の条項を外すことなどであります。

委員会としては、我が国の経済、雇用、賃金などの実態や地場産業、地場企業の経営状況、雇用と賃金問題などについても勘案しながら、昨年12月議会、ことし３月議会、６月議会において継続をしながら審査をしてきましたが、今回、採決の結果、全会一致で不採択とすることに決しました。

次に、日程第17、陳第９号市道漆田下田代線拡張改修についての陳情についてでありますが、これは地権者代表人吉市上漆田町3314、桐野吉一氏から去る５月20日提出され、委員会としては、６月議会において一定の見解を示しながらも、継続審査としていた陳情でありますが、その後、執行部から陳情者に対して委員会の見解を説明したところ、陳情者としては、要望は続けるが、陳情は取り下げたいとして、去る９月２日、提出者から陳情書の取り下げ申請がされたものであります。

委員会としては、取り下げに対して同意をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで陳第４号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　陳第４号「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情に賛成の立場から討論を行います。

最低賃金制の目的は、労働者に人間らしい生活を保障することにあります。ＩＬＯ国際労働機関の報告書では、最低賃金の水準を購買力平価で比較していますが、先進国のほとんど

が日本円にして1,200円以上となっています。

ところが、日本の地域別の最低賃金は610円から719円で平均673円です。日本の最低賃金は、発展途上国並みの水準となっているのです。

また、ヨーロッパは、最低賃金を平均賃金の50％、さらには60％にすることを決めており、多くの国が全国一律の最低賃金制度で社会保障とリンクさせています。

一方、日本の最低賃金は平均賃金の32％で、地域別にばらばらです。そのために大企業と中小企業、男性と女性、正規と非正規、大都市と地方都市で異常な賃金格差がつくられてきました。全国どこでもだれでも人間らしく生活できる最低賃金にすれば、賃金の底上げで賃金格差を是正することができます。全国一律の最低賃金にすることで失業、年金、医療などの最低限の国民生活の保障ができるようになり、労使間においては、より公正な賃金契約を結ぶことが可能になります。

また、時給1,000円以上、全国一律の最低賃金制の実現は、労働者と自営業者の収入が増大し、消費・購買力をふやし、中小企業の生産を誘発し、地域経済の振興につながるとともに、日本経済の健全な発展を促すことができます。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。

採決は分割して行い、陳第４号については起立採決をいたします。

まず、陳第４号についてお諮りいたします。

陳第４号についての委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。

陳第４号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立少数。

よって、陳第４号は不採択と決しました。

次に、陳第９号についてお諮りいたします。

陳第９号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、陳第９号は撤回することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時９分　休憩

―――――――――――――

午前11時29分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第18　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第18、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、人吉球磨広域行政組合議会、平成20年第４回定例会の報告をいたします。

平成20年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会が８月25日午前10時からカルチャーパレス第２会議室において開会されました。

会議録署名議員の指名の後、会期の決定は本日１日限りとし、行政報告では、田中代表理事から、４月から８月までの定例理事会の審議項目の報告があり、７月23日は佐賀県唐津市の財団法人佐賀県環境クリーン財団廃棄物処理施設の視察研修の報告がありました。

一般質問では、人吉市議の松田茂議員が、人吉球磨観光のあり方について、次に多良木町議の久保田悦子議員が、観光政策について、介護について、汚泥処理施設談合問題について、また人吉市議の豊永貞夫議員から、クリーンプラザの燃料費について、公用車の燃料経費について、それぞれの執行部の考えをただしました。

次に、提出議案の議案第18号の人吉球磨広域行政組合一般会計予算（第１号）では、人事異動に伴う減額補正と燃料高騰に伴う赤池ごみ施設及び各斎場の増額補正、議案第19号の人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）は、退職者並びに人事異動に伴う減額補正、議案第20号の人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額の補正（第１号）は、人事異動に伴う負担金の減額補正で、各議案は質疑、応答の後、採決に入り、すべて原案どおり可決されました。

次に、認定第１号平成19年度人吉球磨広域行政組合歳入歳出決算の認定は、平成19年度決算特別委員会が設置され、委員会に付託することとなりました。委員構成は、人吉市議の豊永貞夫議員、同じく永山芳宏議員、錦町議の守永慶次郎議員、多良木町議の坂口幸法議員、水上村議の立尾一喜議員、山江村議の秋丸光明議員、相良村議の東憲十郎議員、あさぎり町議の溝口峰男議員が各指名され、第１回委員会が開催され、委員長に山江村議の秋丸光明議員、副委員長にあさぎり町議の溝口峰男議員が選任されました。

次に、議員派遣については、また組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告は、全員異議なく了承され、最後に議会運営委員会並びに平成19年度決算特別委員会の閉会中の継続審査及び調整について決定がなされ、閉会しました。

以上、平成20年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第19　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、平成20年第３回川辺川総合土地改良事業組合議会定例会の報告をいたします。

平成20年第３回川辺川総合土地改良事業組合議会定例会が平成20年９月３日午後２時から開会されました。

議事日程により議席の指定については、球磨地域農業協同組合選出議員の改選に伴い、新たに人吉市の高野和夫議員、錦町の椎葉眞喜議員、あさぎり町の西義春議員、多良木町の平野勇一議員、相良村の田畠優議員、山江村の小崎純一議員が選出されています。

また、農業委員会も改選が行われ、新たに選出議員として、人吉市の内布征生議員、相良村の宮原清人議員、山江村の三川時則議員が選出されております。それぞれの議席の指定が行われた後、会議録署名の議員の指名、会期の決定については、本日１日限りとし、その後、議会運営委員会の欠員となっていた人吉市、多良木町、相良村の議員を選出しました。

その後、諸般の報告については、組合長より現在の６市町村による利水に対する考えで、事業は国営の既設導水路活用案がベストと思われる。今後は相良村が利水に対する事業説明を開催する。事業組合の今後については、解散か否かを含め、よりよい推進体制を確立するため、６市町村長、議会と相談しながら進めていきたいとの報告がありました。

次に、５議案の提出があり、議案第８号専決処分事項の承認を求めることについて、議第９号川辺川総合土地改良事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第10号平成19年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第11号平成20年川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第２号）について、議第12号監査委員の選任につき同意を求めることについて、以上５議案が提出され、５議案、原案可決され、監査委員については、引き続き錦町の田口繁氏が選任され、同意されております。

一般質問については、１点目、事業組合の現状について、２点目、利水事業について、国営でやれるのか、今後の進め方は、相良村は説明会をやるが、どんな方法でするのか、３点目、事業組合の今後についてなどの質疑応答があり、閉会をいたしました。

以上、平成20年第３回川辺川総合土地改良事業組合議会定例会の報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第20　議員派遣について

○議長（大王英二君）　次に、日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決

を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、簑毛正勝議員を派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第６号平成19年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について、報第７号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての３件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、３件を日程に追加し、直ちに議題とします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　議第85号、報第６号及び報第７号

○議長（大王英二君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆様、こんにちは。お疲れのところ大変恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成19年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、収入役から御説明を申し上げます。

報第６号平成19年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告につきましての案件は、地方自治法施行令第145号第２項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明をいたします。

報第７号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定により、平成19年度決算に基づき監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○収入役（大松克己君）（登壇）　皆さん、こんにちは。

それでは、議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定について補足の説明をいたします。

その前にお手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。

まず、平成19年度歳入歳出決算書、それから決算に係る主要な施策の成果報告書、監査委員の審査意見書の３冊となっております。

それでは、平成19年度歳入歳出決算書により説明をいたします。

３ページをお願いいたします。一般会計でございます。一番下の欄でございますが、歳入の予算現額156億7,038万5,155円、調定額163億1,802万7,058円、収入済額152億8,234万2,518円、不納欠損額5,722万9,058円、収入未済額９億7,845万5,482円となっており、収入済額の予算に対する割合は97.52％、調定額に対する収納率は93.65％となっております。

６ページをお願いします。歳出でございます。歳出の予算現額156億7,038万5,155円、支出済額149億5,819万5,970円、不用額２億6,463万4,267円となっておりまして、予算の執行率は95.46％となっております。

前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りのページを開いていただきたいと思います。下から２番目でございます。歳入歳出差引残額は３億2,414万6,548円となっております。

８ページをお願いします。国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をします。

歳入の予算現額50億4,144万7,000円、調定額56億4,022万5,078円、収入済額51億1,834万7,215円、不納欠損額5,943万2,402円、収入未済額４億6,244万7,261円となっており、収入済額の予算に対する割合は101.53％、調定額に対する収納率は90.75％となっております。

10ページをお願いします。歳出の予算現額50億4,144万7,000円、支出済額47億9,328万5,342円、不用額２億4,816万1,658円となっており、予算の執行率は95.08％となっております。

前に戻りまして、ピンクのページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は３億2,506万1,873円となっております。

11ページをお願いします。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

歳入の予算現額27億7,847万2,000円、調定額28億5,394万3,936円、収入済額27億7,226万5,309円、不納欠損額507万944円、収入未済額7,660万7,683円となっており、収入済額の予算に対する割合は99.78％、調定額に対する収納率は97.14％となっております。

12ページをお願いします。歳出の予算現額27億7,847万2,000円、支出済額27億787万6,557円、不用額5,579万5,443円となっており、予算の執行率は97.46％となっております。

前に戻りまして、ピンクのページをお願いします。歳入歳出差引残額は6,438万8,752円となっております。

13ページをお願いします。高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

歳入の予算現額667万6,000円、調定額682万682円、収入済額667万46円、収入未済額15万

636円となっており、収入済額の予算に対する割合は99.91％、調定額に対する収納率は97.79％となっております。

14ページをお願いします。歳出の予算現額667万6,000円、支出済額667万46円、不用額5,954円となっており、予算の執行率は99.91％となっております。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

15ページをお願いいたします。老人保健医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入の予算現額43億3,069万3,000円、調定額及び収入済額は同額の43億3,083万9,950円で、収入済額の予算に対する割合は100％、調定額に対する収納率は100％となっております。

16ページをお願いいたします。歳出の予算現額43億3,069万3,000円、支出済額43億2,963万5,304円、不用額105万7,696円となっており、予算の執行率は99.98％となっております。

ピンクの仕切りをお願いします。歳入歳出差引残額は120万4,646円となっております。

17ページをお願いします。カルチャーパレス特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入の予算現額8,581万7,000円、調定額及び収入済額は同額の8,874万9,082円で、収入済額の予算に対する割合は103.42％、調定額に対する収納率は100％となっております。

18ページをお願いします。歳出の予算現額8,581万7,000円、支出済額8,270万793円、不用額311万6,207円となっており、予算の執行率が96.37％となっております。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は604万8,289円となっております。

19ページをお願いします。人吉球磨地域交通体系整備特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入の予算現額3,418万9,000円、調定額及び収入済額は同額の3,418万5,965円で、収入済額の予算に対する割合は99.99％、調定額に対する収納率は100％となっております。

20ページをお願いします。歳出の予算現額3,418万9,000円、支出済額3,418万5,965円、不用額3,035円となっており、予算の執行率が99.99％となっております。歳入歳出差引残額はゼロ円です。

21ページをお願いします。梢山工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入の予算現額969万円、調定額及び収入済額は同額の969万1,703円で、収入済額の予算に対する割合は100.02％、調定額に対する収納率は100％となっております。

22ページをお願いします。歳出の予算現額969万円、支出済額890万5,000円、不用額78万5,000円となっており、予算の執行率は91.90％となっております。

ピンクの仕切りのページをお願いします。歳入歳出差引残額は78万6,703円となっております。

23ページをお願いします。国民宿舎特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。歳入の予算現額27万3,000円、調定額及び収入済額は同額の27万1,797円で、収入済額の予算に対する割合は99.56％、調定額に対する収納率は100％となっております。

24ページをお願いします。歳出の予算現額27万3,000円、支出済額８万2,492円、不用額19万508円となっており、予算の執行率は30.22％でございます。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は、18万9,305円となっております。

25ページをお願いいたします。介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明します。

歳出の予算現額32億3,602万1,000円、調定額32億5,711万3,862円、収入済額32億2,570万898円、不納欠損額740万400円、収入未済額2,436万5,864円となっており、収入済額の予算に対する割合は、99.68％、調定額に対する収納率は99.04％となっております。

27ページをお願いします。歳出の予算現額32億3,602万1,000円、支出済額31億4,061万8,135円、不用額9,540万2,865円となっており、予算の執行率は97.05％となっております。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は8,508万2,763円となっております。

28ページをお願いします。介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入の予算現額3,832万8,000円、調定額及び収入済額は同額の3,829万8,923円で、収入済額の予算に対する割合は99.92％、調定額に対する収納率は100％となっております。

29ページをお願いします。歳出の予算現額3,832万8,000円、支出済額3,753万9,923円、不用額78万8,077円となっており、予算の執行率は97.94％となっております。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は75万9,000円となっております。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願いします。

以上でございます。

○企画部長（荒巻　通君）（登壇）　それでは、私のほうから報第６号平成19年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告及び報第７号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明をさせていただきます。

報告書の１ページをお願いいたします。まず、報第６号平成19年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について御説明いたします。

資料は２ページでございます。事業名は人吉大橋架け替え事業でございまして、平成16年度から平成19年度まで継続事業として施工してまいりました。平成20年３月に竣工いたしましたので、地方自治法施行令第145条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告書の３ページをお願いいたします。報第７号健全化判断比率及び資金不足比率

の報告について御説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づき、財政の健全性に関する比率を報告するものでございます。

まず、法第３条に基づく健全化判断比率でございますが、このうち普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率、公営企業会計まで含めた連結実質赤字比率のいずれも、本市の場合は平成19年度決算は黒字でございますので、数値はなしとなっております。

また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でもございます実質公債費比率は11.4％、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でもございます将来負担比率は89.7％で、いずれも早期健全化基準値を下回っておりますので、何の問題もないところでございます。

また、法第22条に基づく資金不足比率でございますが、水道事業特別会計ほかすべての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また、４ページから10ページまでは監査委員の審査意見書となっております。

報告は以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明及び報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま提出されました議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成19年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　平成19年度決算特別委員会の設置について

○議長（大王英二君）　お諮りいたします。名称は平成19年度決算特別委員会、委員数は７名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、平成19年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。決算特別委員会に井上光浩議員、豊永貞夫議員、川野精一議員、村上恵一議員、西信八郎議員、福屋法晴議員、下田代勝議員、以上７名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成19年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決します。

ただいま選任をされました委員の方は、御会合の上、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後０時５分　休憩

―――――――――――――

午後２時　　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま決算特別委員会委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告をいたします。

委員長に下田代勝議員、副委員長に川野精一議員が選任をされました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第21　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君）　次に、日程第21、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、議会運営委員会委員長及び平成19年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出に対して質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成20年９月第３回定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第８号	公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情	慎重審査を必要とするため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第１号	一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情	慎重審査を必要とするため
議第78号	平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第13号	「たばこ税増税反対に関する意見書」に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成19年度決算特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第85号	平成19年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りをいたします。

意見第11号道路財源の確保に関する意見書（案）、意見第12号食の安全性の確保と食料自給率の向上を求める意見書（案）、意見第13号自然環境を重視した治水・防災対策と地域振興策を求める意見書（案）、意見第14号球磨川流域の治水対策を求める意見書（案）の４件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、４件を日程に追加いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第11号　道路財源の確保に関する意見書

○議長（大王英二君）　まず、意見第11号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　提案理由の説明は意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――――

意見書第11号

道路財源の確保に関する意見書（案）

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間格差の解消を図り、安全で安心して生活できる地域を実現するためには、生活道路から高速道路までのネットワークの整備が重要である。

特に生活や経済・社会活動を自動車交通に大きく依存している地方においては、道路網の体系的かつ計画的な整備が喫緊の課題となっている。

このような中、政府は、道路財源に関して、本年６月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」において、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化を改めて明示したが、道路特定財源が一般財源化されるとしても、必要と判断される道路整備の財源は絶対に確保されるべきである。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

１　道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方道路整備の必要性や厳しい財政の実態に鑑み、地方の道路整備や維持・補修を着実に行うための財源確保や配分を行う制度とし、併せて地方の裁量や自由度が増す方向で制度を確立すること。

２　遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うための「地方道路整備臨時交付金制度」及び今年度創設された「地方道路整備臨時貸付金制度」について、維持若しくは同等以上の代替制度を確立すること。

３　４月の暫定税率失効に伴う地方の減収や地方道路整備臨時交付金への影響については、国の責任において速やかに適切な財源措置を講じること。

４　道路整備の中期計画の策定に当たっては、地方の道路整備の実状に配慮し、必要と判断される道路の整備を確実に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年９月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　福田康夫　様
総務大臣　増田寛也　様
財務大臣　伊吹文明　様
国土交通大臣　谷垣禎一　様

意見第11号

道路財源の確保に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年９月22日

人吉市議会議長　大王英二　様

提出者　人吉市議会議員

下田代　勝	田中　哲
三倉美千子	福屋法晴
豊永貞夫	立山勝徳
笹山欣悟	松岡隼人
川野精一	西　信八郎
松田　茂	村上恵一
山下幸一	仲村勝治
井上光浩	森口勝之
簑毛正勝	永山芳宏

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　意見第11号道路財源の確保に関する意見書（案）に反対の立場から討論を行います。

私がこの意見書（案）に反対するのは、要望項目の４に「道路整備の中期計画の策定」が入っているためで、道路整備の中期計画の策定は抜本的に見直すべきだと思うからです。閣議決定は、10年間で59兆円を道路事業に使う道路中期計画について、期間を５年間に短縮して、最新の需要推計などを基礎に新たな整備改革を策定するとしています。

このような59兆円という巨額の予算を先取りするやり方からは、たとえ一般財源化しても、必要のないむだな高速道路を果てしなくつくり続けることに歯どめはかからないと思います。

道路整備の中期計画の策定については、抜本的に見直すとともに、地方で本当に必要とされる道路の整備を行うべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの意見書案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

お諮りをいたします。

意見第11号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

意見第11号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、意見第11号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第12号　食の安全性の確保と食料自給率の向上を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第12号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。

○８番（松田　茂君）（登壇）　提案の理由は意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――――

意見書第12号

食の安全性の確保と食料自給率の向上を求める意見書（案）

食の安全・安心は、国民にとって最大の関心事であります。

そうした中、中国からの輸入食品の安全性をめぐる問題、食肉偽装の問題など、また、国内では銘菓の賞味期限改ざん問題、産地偽装問題、食品の不正表示問題など、食の安全性を脅かす問題が多発し、食に対する国民の信頼を損なっている現状です。

また、新たに非食用事故米が食用に転売されていたことが発覚しました。

流通ルートの解明の結果、関係企業数が約370社にも及び、その中には、酒類、菓子等のメーカーや給食施設、外食企業等も含まれております。

食の安全性の確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであります。今回までの事で我が国の食料の輸入依存体質が大きく再認識されたところであり、国民に良質な食料を安定して提供していくためには、我が国の食料自給率を早急に高めることが必要であります。

国民の食の安全を確保し、国民が一日も早く安心した生活ができますよう下記の事項を強く要望します。

記

１　国においては、安全・安心な食品を安定して国民に提供するため、輸入食品はもとよりすべての食品の検査体制及び監視体制の確立を行うこと。

２　原料米原産地表示を義務付けるなど、厳正な食品表示制度を確立すること。

３　食品の流通ルートが検証できるように、トレーサビリティシステム（生産・加工・流通・販売における食品に関する情報を追跡し確認できる仕組み）の周知、徹底を図り、食の安全確保のための施策を進めること。

４　食の安全確保のため食料自給率を高めるための実効性のある施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年９月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　　河　野　洋　平　様

参議院議長　　江　田　五　月　様

内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様

総 務 大 臣　　増 田 寛 也 様
外 務 大 臣　　高 村 正 彦 様
厚生労働大臣　　舛 添 要 一 様
農林水産大臣　　町 村 信 孝 様
経済産業大臣　　二 階 俊 博 様
消費者行政推進担当
（食品安全）大臣　　野 田 聖 子 様

―――――――――――――――――――――――――――――――

意見第12号

食の安全性の確保と食料自給率の向上を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年９月22日

人吉市議会議長　大 王 英 二 様

提出者　人吉市議会議員

森 口 勝 之	立 山 勝 徳
井 上 光 浩	永 山 芳 宏
村 上 恵 一	笹 山 欣 悟
福 屋 法 晴	豊 永 貞 夫
簑 毛 正 勝	本 村 令 斗
三 倉 美千子	仲 村 勝 治
松 岡 隼 人	山 下 幸 一
西 　 信八郎	川 野 精 一
下田代 　 勝	田 中 　 哲
松 田 　 茂	

―――――――――――――――――――――――――――――――

以上です。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りをいたします。

意見第12号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決をいたします。

意見第12号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第12号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第13号　自然環境を重視した治水・防災対策と地域振興策を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第13号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　意見書第13号につきまして、意見書案の朗読をもて提案理由の説明といたします。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――――

意見書第13号

自然環境を重視した治水・防災対策と地域振興策を求める意見書（案）

国土交通省におかれましては、球磨川における河川改修事業や「魚がのぼりやすい川づくり事業」、「うるおいのある川づくり事業」など、地域のための様々な事業を展開して来られました。

人吉市議会におきましても、球磨川水系の治水・利水などにおいて、様々な調査研究を行ってきた長い歴史があります。

今般、川辺川ダム建設の予定地である徳田相良村長、最大受益地と言われる田中人吉市長、そして蒲島熊本県知事はそれぞれの立場で熟慮された結果として、ダム建設に反対する意思を表明されました。

この意思表明は、自然環境、地域住民の意思、ダムの功罪など、あらゆる角度から検証・検討された選択であると思います。

球磨川は、時として洪水による大きな被害をもたらしながらも、古くから人吉・球磨地域の人々に豊かな恵みを与えてきました。このように、球磨川に大きく依存する地域経済、特に観光産業に支えられる本地域にとって、名産のアユや観光の目玉である球磨川下りに影響が生じることは、地域経済に深刻な問題を引き起こすものであります。

よって、国は川辺川ダム建設計画を撤回され、それに替わる自然環境・住民意志などを十分配慮した治水・防災地域振興対策を、関係自治体と早急に協議を進めながら取り組んでいただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年９月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

国土交通大臣　　谷　垣　禎　一　様

―――――――――――――――――――――――――――――――――

意見第13号

自然環境を重視した治水・防災対策と地域振興策を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年９月22日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

村　上　恵　一　　本　村　令　斗

立　山　勝　徳　　笹　山　欣　悟

福　屋　法　晴

―――――――――――――――――――――――――――――――――

以上であります。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りをいたします。

意見第13号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決いたします。

採決は起立採決といたします。

意見第13号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立少数。

よって、意見第13号は否決されました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第14号　球磨川流域の治水対策を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第14号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簑毛正勝君）（登壇）　提案理由の説明は朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見書第14号

球磨川流域の治水対策を求める意見書（案）

人吉市議会は、これまで長期にわたり球磨川流域住民の生命と財産を守るため、その治水対策について調査研究を進めて参りました。

その結果として、平成13年には「川辺川ダム本体の早期着工を求める意見書」、平成17年「川辺川ダム建設促進に関する意見書」、そして、今９月定例会も「川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書」を決議し、国、県に意見書を提出したところであります。

しかしながら、蒲島知事は、熊本県議会９月定例会において「現行計画による川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追及すべきであると判断した」と表明されました。しかし、「ダムによらない治水対策」としての科学的、合理的な具体的代替案は示されておらず、しかも「洪水と共に生きる」という考えの中には、県として流域住民の生命と財産を守るべき覚悟は見当たらず、長年の懸案事項がさらに混迷を深めていくのではないかと危惧されているところであります。

また、田中人吉市長は、一般質問の答弁において、人吉地点での基本高水７千トン、計画高水流量４千トン、カットすべき流量３千トンについては妥当であるとし、さらに人吉市内におけるダムに替わる治水対策としての「堤防嵩上げ及び河床掘削案」については否定をされ、また「何らかの洪水調整施設は必要である」と発言されておりまして、人吉市議会としてはその真意を測りかねております。

よって、国、県におかれましては球磨川流域の生命と財産を守るという最大の政治責任を明確にしつつ、地域として守るべき宝である球磨川水系の環境維持にも最大限配慮した河川整備基本方針に基づく治水対策を早急に策定されるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年９月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

国土交通大臣　　谷　垣　禎　一　様

熊本県知事　　蒲　島　郁　夫　様

意見第14号

球磨川流域の治水対策を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出をいた

します。

平成20年９月22日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

森　口　勝　之	井　上　光　浩
松　岡　隼　人	西　　信八郎
松　田　　茂	仲　村　勝　治
三　倉　美千子	山　下　幸　一
永　山　芳　宏	田　中　　哲
川　野　精　一	下田代　　勝
簑　毛　正　勝	

―――――――――――――――――――――――――――――――――

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○５番（笹山欣悟君）　ただいまの意見書について、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

９月の９日、一般質問の初日に、ここに書いてありますように川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書を、はっきり言いまして強行採決をされた経過があります。同じ議会の開催日の中で、１点は、同じようなこういったダム促進による意見書を可決をしておきながら、今回この球磨川流域の治水対策を求める意見書というふうな意見書を提案されておりますが、この意見第10号との整合性を説明をいただきたいと思います。１点目。

それと、２点目に、熊本県知事もしくは田中市長の見解を意見書に述べておられます。ただ、この中で、最後に「人吉市議会として、その真意を測りかねております」というふう表現をされています。「人吉市議会としてその真意を測りかねておる」ということはどういうことなのか、説明をいただきたいと思います。人吉市議会として、このダム建設にかかわって、市長の見解について議論をされた経緯は、私はないと思っております。それを、どうして人吉市議会としてこういった判断をされるのか、その点について説明を求めます。

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　それでは、質問に対してお答いたします。

９月の定例会に意見書を出して、また出すというようなことでございましたけれども、いろいろな状況が判断の中で、提出者の13名は同じ意見を持ってこのようなダムの必要性といいますか、そういったものを協議しながら、こういった意見書につながったわけでございます。

それと、「市議会としての真意を測りかねております」というようなことでございましたけれども、そういった議論をしておるのかということでございましたけれども、私たち大変迷っておりますので、そういった中で、13人がそのような判断をしてこのような文言になったところでございます。

以上でございます。ほかに何か質問がありますかね。（「５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　全く質問に答えておられないと思います。整合性はどうなのかということを私は質問したわけなんです。ダム促進ということを意見書で言いながら、今回全くダム促進の文言は出てきていない。その辺の整合性はどうなんですかちゅうことを、私は質問したわけです。きちっと質問に答えてください。

それと、市議会としての真意を私たちはまだ何もしていないから、こういうふうに表現をしたと。なぜ、人吉市議会としてどうすればいいかわからないとそういった状況にある中に、どうしてこういった意見書を提出することができるんでしょうか。もう少し市議会としてきちっとした結論を出す、もしくは議論をする、そういったことをやって、意見書を提出するべきじゃないでしょうか。私は、この市議会としてその真意を測りかねておる、こういった表現については非常に納得いかない。そういったことも思っております。その辺については、きちっとした説明をいただきたいと思います。

以上です。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　暫時休憩をいたします。

午後２時29分　休憩

午後２時55分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簑毛正勝君）　笹山議員の質問にお答えいたします。

整合性についてということでございますが、我々としては、河川整備基本方針に基づく治水対策の中には、我々としては当然ダムも視野に入れておるところでございます。

２点目の真意についてでございますが、人吉市議会としては、意見書は議会の議決を行っており、我々は議会の意思と確信をいたしております。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ほかには。

６番。

○６番（村上恵一君）　今の説明の中にも出てきたんですが、下から２行目にあります河川

整備基本方針、いかなるものがお答えいただきたいと、説明いただきたいと思います。

それと、やはりダムによるものを検討していく、視野に入れているということですかね、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　河川整備基本方針に基づく治水対策はどういったダムの中にも入っているかということでございますが、そのとおりでございます。中に当然ダム建設案も視野に入れております。そういった中で、文面として理解していただきますようにお願いします。

○議長（大王英二君）　６番、もう一度整理して。

○６番（村上恵一君）　これは２回目じゃないですよね。

○議長（大王英二君）　はい。整理して。

○６番（村上恵一君）　済みません。河川整備基本方針とはいかなるものですか、説明してくださいと言っているんです。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　これから策定されていくであろう基本整備計画ですか、基本方針、そうした中にも当然入れていただくようにと思って、その文面に書いております。

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　２回目じゃないですよね。６番。

○議長（大王英二君）　ちょっときちんと整理して、答弁側もきちんと。

○６番（村上恵一君）　河川整備基本方針とはいかなるものですかということを聞いているんです、単純に、端的に。

○19番（簑毛正勝君）　きちんとした答弁したいと思いますので、資料に基づいて基本方針について答弁したいと思いますので、暫時休憩お願いします。

○議長（大王英二君）　暫時休憩いたします。

午後２時58分　休憩

午後３時10分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簑毛正勝君）　河川整備基本方針とはという御質問をいただきまして、資料に基づいてその方針を説明したいと思います。

河川整備基本方針（以下、基本方針という）は、長期的な河川整備の目標と具体の事業でなく、基本的な方針を定めるものです。

１級水系の基本方針は、高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方向を議論する必要

があることから、社会資本整備審議会の意見を聞いて、河川管理者が定めます。１級水系である球磨川は、国土交通大臣が定めることになります。

基本方針では、具体的に以下の事項を定めます。

一つ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、治水・利水環境に関して実施すべき基本的方針を定めます。

二つに、河川の整備の基本となるべき事項。

１、基本高水のピーク流量、洪水対策の目標とする洪水時の最大流量について、国土全体のバランスを考慮して設定をします。

２、計画高水流量、基本高水のピーク流量のうち、河道で受け持つ洪水時の最大流量について設定します。

３、正常流量、流水の正常な機能を維持するため必要な流量、河川環境の保全、動植物、水質、景観等や円滑な水利用、農業用水、水道用水、工業用水等に必要な流量をためますと資料には書いてあります。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　理解しました。意見書を提出する際には、その辺をとらまえた上で、把握した上で意見書提出者になっていただいたほうがいいのかもしれません。今、勉強されたのかもしれません。今勉強されたのに、どうしてその前に「人吉市議会としてはその真意は測りかねております」という議論が出てくるのかなと、そういう一節が書けるのかなと私は不思議に思います。その辺をお答えください。

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　「真意を測りかねる」ですか、村上議員。

○議長（大王英二君）　６番。ちょっと済みません、もう一度整理するために、もう一度６番のほうからお願いしたいということです。確認をしたいということです。（「真意を」と呼ぶ者あり）

○６番（村上恵一君）　よろしいですか。河川整備基本方針とは何ぞやと先ほどお聞きしまして、その場で答えられなかった。それなのに河川の形態、流量すべてをいろいろ国が決めてくる、審議会によって。その状況が、中身がわかってないのに、どうして田中市長の考え、一般質問に対しての答弁に対して、「人吉市議会としてはその真意を測りかねております」と、そういう意見を盛り込むことがどうしてできるのかなと思うんですよ。そこをお聞きしたいんです。どうしてその河川整備基本方針を知らなかったのに、こういう一行を入れたんですかということを聞いているんですよ。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　正確にお答えしたいと思いますので、暫時休憩お願いします。

○議長（大王英二君）　暫時休憩いたします。

午後３時15分　休憩

―――――――――――――

午後３時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簑毛正勝君）　それでは、お答えいたします。

田中人吉市長は、一般質問の答弁におきまして、人吉地点での基本高水7,000トン、計画高水流量4,000トン、カットすべき流量3,000トンについて妥当であるとし、さらに人吉市内におけるダムにかわる治水対策としての「堤防嵩上げ及び河床掘削案」について否定をされました。また「何らかの洪水調整施設は必要である」と発言されており、このようなことから、ダムに反対なのか、あるいはダムを視野に入れておられるのか、我々としてはそういう意味で市長の真意がはかりかねているところであるということで、このような文言に入ったとこでございます。

○議長（大王英二君）　ほかに質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　簑毛副議長に一つだけお尋ねをしますが、最後のくだりですね、先ほどから質疑が出ております「河川整備基本方針に基づく」という中で、これは確認の意味ですけれども、この中には提出者としては、ダム建設を前提とするということでの意思が含まっているのかどうか、そこを先ほどちょっと言及されておりましたけども、確認をしておきたいと思います。

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　この意見書は13人で提出しておりまして、それぞれの思いが入っておりますので、私一人の思いではありません。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　13人で提出されたものであっても、一つの意見書として出てきたわけですから、そのことについては13人ですから、13分の１でいいよということにはならない。この文章そのものに署名をした議員が全部責任を持つというのが意見書の基本ですから、そういった立場から13人それぞれというわけにはいかないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　それぞれと言いましたけれども、真っすぐなところ、一体となって意見書を出したところです。この文言については、それぞれ皆さんも理解されて、一緒にな

って提出したところです。それぞれの思いをそれぞれここに集約して一つの意見書として出したところです。意見は皆さん方に聞いてこの意見書はつくりました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　一度だけです。はい。

○14番（立山勝徳君）　13人が一体となってということを表明されましたので、13人が一体となってダムを前提とするのかしないのか、どちらに軸足を置かれたのか、お尋ねします。

○議長（大王英二君）　19番。

○19番（簑毛正勝君）　ダムを当然視野に入れた文面でございます。

○議長（大王英二君）　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　意見第14号球磨川流域の治水対策を求める意見書（案）に反対の立場から討論を行います。

私は、球磨川の治水対策は進めるべきだと思います。しかし、この意見書に関しては、二つの点で賛成できません。

一つ目に、意見書のあり方としておかしいと思うからです。球磨川の治水対策を求めるのであれば、球磨川の水害の実情や人吉市の社会的実情あるいは市民の思いなどを述べるのが意見書のあり方であろうと思います。

ところが、この意見書は、知事の表明に対し、「県として流域住民の生命と財産を守るべき覚悟は見当たらず、長年の懸案事項がさらに混迷を深めていくのではないかと危惧されるところであります」と述べ、市長の答弁に対しては、「人吉市議会としましては、その真意を測りかねております」と述べているのが中心になっています。まさに人の批判に徹したような意見書であり、この意見書を採択するなら、人吉市議会の見識が問われると思います。

二つ目に、この意見書は、基本的には川辺川ダム推進の基調になっていると思うからです。これまで提出した川辺川ダム建設促進の意見書を引用していることや、川辺川ダムに白紙撤回を表明した蒲島知事や田中市長への批判が出ていることからも、それがうかがい知れます。

以上のような見地から、私はこの意見書案に反対します。

○議長（大王英二君）　次に、14番議員の発言を許可します。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　それでは、意見第14号に反対をするという立場から私の意見を述べてみたいと思います。

先ほどこの14号球磨川流域の治水対策を求める意見書については、提案に対する質疑があ

ったわけですが、３回も議会を中断して内部調整をしなければならないという状況が醸し出されました。いかにこの意見書が未成熟な形で出されたかの証明ではないかと私は受け取っております。

そういう立場から二、三問題点を指摘をしておきたいと思いますが、まず、今９月議会９日の日に、意見第10号が強行採決をされました。川辺川ダム建設による球磨川流域の治水実現に関する意見書であります。一般質問の初日でありました。今回、一般質問に対しては、６名のダム問題に対する通告があっていました。当然３日間すべての議員がこの問題に対して執行部とやり取りをして、そういった意見を踏まえて意見書決議をするべきであると私はそのときに主張しました。それでも初日に強行採決をされました。

そしてまた、きょう新たに意見第14号が出てきたわけです。対比をしてみますと、整合性がとれてないという現実があります。同じ議会で同じテーマの意見書を提出をするということが、本当に議会が見識を持って出した意見書と言えるのかどうか、そういう疑いがあります。その点から見ても、今回のこの意見書に納得できるものではない。ダムによる治水か、ダムによらない治水か、市民関心の的でもありますし、また当議会の中でもいろんな議論が進められてきました。

人吉市議会が意見を出す以上は、しかも２回も出そうとする以上は、この市民の最大関心事であるダム問題に対して、明確な見解を出しながら意見書を出すというのが、市民に対する責任でもあるんじゃないかというふうに思いますし、その点、この意見第14号は全く玉虫色という感じがいたしますし、市民にとって見るならば、どっちを向いとるのかよということになるだろうというふうに思います。

３点目、これも質疑に出てきましたように、「市長の真意を測りかねている」、文面が躍っております。少なくとも市長の真意がわからないならば、この議会で市長の真意を確認をする。その最大の責任者がこの20人の市会議員だというふうに私は思っています。それも事もあろうに、市長の真意がわからんから国、県に対してどうかしてくださいよと、白旗上げたような意見書と受け取られてもしょうがない。少なくとも市長の真意がわからないならば、徹底的にこの場所でなぜやり取りをしないのか。国、県から言われたとき、どう返事をすればいいんですか。返事のしようがないでしょう。

４点目ですが、河川整備基本方針に基づいてということで言われました。私はわざわざ簑毛さんに確認をしたんですが、ダムも当然視野に入れてという思いがあると言ってありました。であれば、ここのところはやはりダムを含む治水計画ということで明確に意見書としては出すべきであろう。それがされてない。隠したかったのかどうか、わかりませんけれども、されてないというのは現実でありますし、そういう立場からも、意見書のありようとして、人吉市議会の見識を高めるものでは決してないというふうに思っています。

以上、４点だけ指摘をいたしましたけれども、問題はです、ここでは真意の問題も、ある

いは河川整備基本方針の問題も、一応の質疑のやり取りでわかった部分もあるわけですが、あした出ていくであろう、この意見書が決まるならば出ていくであろう県なり国に対しては、このままの文章で出ていく、そこに問題があるんです。市議会は市長の真意さえ確かめないで、意見書で国、県に頼ってきたのかよと言われてもしようがないような内容があるんですね。

こういった意見書をここで９月９日に出して、またきょうの最終日に出す、そのような議会であっていいのかどうか、私は甚だ疑問でありますし、そういった立場からもう少し意見書として出す以上は、それなりにみんなの意見をきちっと踏まえながら議論をして表明するべきであろうと思いますし、この意見第14号に対しては反対の意思を表明するものであります。

以上です。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

お諮りいたします。

意見第14号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

意見第14号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、意見第14号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第３回人吉市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後３時45分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　大　王　英　二

人吉市議会議員　　仲　村　勝　治

人吉市議会議員　　三　倉　美千子

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員